

市長室秘書課 伊藤

---

差出人: 市長室秘書課 <a3053-06@shicho.city.nagoya.lg.jp>  
送信日時: 2023年3月1日水曜日 13:43  
宛先: 'a2142@somu.city.nagoya.lg.jp'  
件名: 【2月】安全衛生委員会 開催状況月例報告書  
添付ファイル: 0502\_安全衛生委員会 開催状況月例報告書.doc

総務局安全衛生課 堀内さま

いつもお世話になっております。

市長室秘書課 水野と申します。

見出しの件につきまして、別添のとおり報告いたしますので  
提出が遅くなってしまい大変申し訳ありませんが  
お忙しい中で恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひいたします。

☆彡-☆彡-☆彡-☆彡-☆彡-☆彡-☆彡-☆彡-☆彡-☆彡-☆彡

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

市長室秘書課庶務係 水野 麻由美

[a3053-06@shicho.city.nagoya.lg.jp](mailto:a3053-06@shicho.city.nagoya.lg.jp)

TEL 052 (972) 3056 FAX 052 (972) 4105

☆彡-☆彡-☆彡-☆彡-☆彡-☆彡-☆彡-☆彡-☆彡-☆彡-☆彡

## 安全衛生委員会 開催状況月例報告書 (2月分)

令和5年2月28日

中央安全衛生委員会委員長 様

市長室安全衛生委員会委員長

局区等安全衛生委員会及び公所等安全衛生委員会の開催回数及び産業医の出席回数につきまして、下記のとおり報告します。

記

各安全衛生委員会の開催回数等	局区等	0回 (開催日: 月 日)	
	未開催の理由: 安全衛生委員の日程調整が困難であったため		
	公所等		回
各安全衛生委員会への産業医の出席回数 (注意事項3を参照)	局区等	産業医名: 山田 琢之	回 ( 月 日実施: )
	公所等	産業医名:	公所等の名称: 回 ( 月 日実施: )
			公所等の名称: 回 ( 月 日実施: )
			公所等の名称: 回 ( 月 日実施: )
局区等衛生管理者氏名		三浦 孝滋	

**【注意事項】**

- 1 この報告書は、安全衛生委員会の開催の有無にかかわらず、毎月25日までに総務局安全衛生課へ提出してください。25日以降に安全衛生委員会を開催する場合は、予めメールで総務局安全衛生課まで委員会等の開催日及び産業医の出席の有無を連絡し、開催後速やかに、「安全衛生委員会等 開催結果報告書」を提出してください。
- 2 局区等安全衛生委員会を開催しなかった場合、未開催の理由を必ず記入してください。
- 3 産業医名を記入してください。
- 4 産業医の出席回数は、職場巡視など安全衛生委員会以外の行事にのみ出席した場合も加算してください。なお、安全衛生委員会以外の行事の場合は ( ) 内に実施日と行事名を記入してください。また、産業医の拘束時間が1回あたり2時間を超えることが見込まれる場合は、あらかじめ、総務局安全衛生課までご連絡ください。この報告の回数で産業医の報酬管理を行いますので、報告漏れ又は誤りのないようにしてください。

a3053

差出人: 市長室秘書課庶務係 <a3053@shicho.city.nagoya.lg.jp>  
送信日時: 2023年3月1日水曜日 17:48  
宛先: 'スポーツ市民局広聴課'  
件名: RE: [3月1日(水)期限]大規模災害時用FAQ(チャットボット)の再確認について(照会)  
添付ファイル: [広報課修正]大規模災害時用チャットボットFAQ.xlsx

広聴課 羽田様

いつもお世話になっております。

みだしの件につきまして、市長室分を別添のとおり回答します。

なお、新規追加分の意図としては、「広報紙」に関わる質問があった際に、FAQの精度をあげるため、前回回答の内容を復活させたいというものになります。

よろしく願いいたします。

\*\*\*\*\*  
稲崎 純子 (Inazaki Junko)  
名古屋市市長室秘書課庶務係  
〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1  
TEL : 052-972-3053 FAX : 052-972-4105  
Mail : [REDACTED]@city.nagoya.lg.jp  
\*\*\*\*\*

From: スポーツ市民局広聴課 <a3139@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp>  
Sent: Wednesday, February 22, 2023 5:51 PM  
To: スポーツ市民局総務課企画経理係 <a4404@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp>; 会計室出納課庶務係様 <a3003@kaikei.city.nagoya.lg.jp>; 環境局総務課企画係様 <a2361@kankyokoku.city.nagoya.lg.jp>; 監査事務局審査第一課庶務係様 <a3329@kansa.city.nagoya.lg.jp>; 観光文化交流局総務課企画経理係様 <a3165@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp>; 教育委員会企画経理課企画経理第一係様 <a3272@kyoiku.city.nagoya.lg.jp>; 経済局産業企画課産業企画係 <a2412@keizai.city.nagoya.lg.jp>; 健康福祉局総務課企画係様 <a2509@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp>; 交通局広報広聴課お客さまご意見係様 <customer@tbcn.city.nagoya.lg.jp>; 財政局総務課庶務係様 <a2303-06@zaisei.city.nagoya.lg.jp>; 子ども青少年局企画経理課企画係様 <a3081@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp>; 市会事務局調査課図書広報係様 <a2096@shikai.city.nagoya.lg.jp>; 市長室秘書課庶務係様 <a3053@shicho.city.nagoya.lg.jp>; 住宅都市局企画経理課企画係様 <a2903-02@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp>; 消防局総務課企画広報係 <00kikakukouhou@fd.city.nagoya.lg.jp>; 上下水道局お客さまサービス係様 <cs@jogesuido.city.nagoya.lg.jp>; 人事委員会事務局審査課調査係様 <a3304@jinji.city.nagoya.lg.jp>; 選挙管理委員会庶務係様 <a3316@senkyokanri.city.nagoya.lg.jp>; 総務局総務課庶務課係様 <a2104-04@somu.city.nagoya.lg.jp>; 防災危機管理局総務課経理係様 <a3590@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp>; 緑政土木局企画経理課 <a2451@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp>

Cc: 広聴課 羽田様 <[REDACTED]@city.nagoya.lg.jp>; 広聴課 加藤主査 <[REDACTED]@city.nagoya.lg.jp>  
Subject: 【3月1日(水)期限】大規模災害時用 FAQ(チャットボット)の再確認について(照会)

各局室 広聴ご担当者 様

日頃より大変お世話になっております。  
スポーツ市民局広聴課の羽田と申します。

先日は「【1月18日(水)期限】大規模災害時 FAQ(コールセンター・チャットボット)の加除修正等について(照会)」に

ご協力いただきましてありがとうございました。

現在、ご回答いただきました内容に基づきチャットボットの構築を進めている所ですが、  
文量等のバランスを調整するなどの目的で一部広聴課の方で修正を行ったFAQがございます。  
その部分について別添「【確認用】大規模災害時用チャットボットFAQ」の  
内容で問題が無いかご確認いただけますと幸いです。

<確認箇所>

- ・質問 (I列)
- ・回答 (K列)

※ 緑色に塗っているセルが修正したセルです(加筆した部分は赤色で記載)。

<加除修正方法>

加除修正がある場合は青字見え消しで加除修正し、セルを黄色にしてください。

期限が短く大変恐縮でございますが、修正箇所がある場合、

3/1(水)までにご連絡いただけますと幸いです。

修正事項が特にない場合は、ご連絡は不要です。

何卒よろしくお願いいたします。

\*\*\*\*\*

名古屋市スポーツ市民局市民生活部広聴課 羽田

TEL : 052-972-3140

FAX : 052-972-3164

Email : [a3139@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp](mailto:a3139@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp)

\*\*\*\*\*



**市長室秘書課庶務係**

---

差出人: 市長室秘書課庶務係 <a3053@shicho.city.nagoya.lg.jp>  
送信日時: 2023年3月2日木曜日 9:59  
宛先: XXXXXXXXXX  
件名: 市政功労者クラブ総会 資料および様式の送付について  
添付ファイル: 市政功労者クラブ総会資料.pdf; 2\_提出様式.docx

馬場規子様

お世話になっております。

名古屋市役所市長室秘書課、  
市政功労者クラブの担当しております吉田と申します。  
メールでのご連絡をいただきありがとうございます。

資料及び様式を送付させていただきますので、  
お手数ですがご記入の上返信をお願いいたします。

なお、今後の計報等（現在 FAX で送付させていただいているもの）につきまして、  
メールアドレスのある方には、FAX に代えてメールで送付させていただこうと考えております。

従来通り FAX での送付をご希望の方にはそうさせていただきますので、  
もし FAX をご希望の場合、大変お手数ですがその旨ご連絡いただけますと幸いです。

以上、よろしく願いいたします。

\*\*\*\*\*

市政功労者クラブ事務局（名古屋市市長室秘書課庶務係）  
〒460-8508 名古屋市中区三の丸 3-1-1  
TEL : 052-972-3031 FAX : 052-972-4105  
MAIL : a3053@shicho.city.nagoya.lg.jp

\*\*\*\*\*

令和5年2月吉日

名古屋市市政功労者クラブ  
会員 各位

名古屋市市政功労者クラブ  
会長 井上弘康

## 令和4年度 名古屋市市政功労者クラブ 総会の書面開催について

時下、皆様におかれましては、このコロナ禍にあつてご苦勞も多いかと拝察いたしております。

市政功労者クラブ総会につきまして、新型コロナウイルス感染症の現状を勘案し、昨年7月から延期しておりましたが、感染者数がなかなか減らない状況が続いていることから、令和4年度分については下記のとおり書面開催とさせていただきますたく存じます。

なお、令和5年度については開催をする方向で考えております。

ウィズコロナの中にも皆様が健やかにお過ごしになられ、また元気な姿でお会いできることを楽しみにしております。

### 記

#### 1 議案

- (1) 令和3年度事業報告(案)・収支決算(案)について
- (2) 令和4年度事業計画(案)・収支予算(案)について

別紙1
別紙2

#### 2 依頼内容

別添の議案をご覧いただき、議案についての賛否、その他ご意見等がございましたら、別紙様式にご記入いただき、同封いたしました返信用封筒、ファックスまたはメールにて3月15日(水)までにご提出をお願いいたします。

#### 3 会費について

会費について、例年総会の時期にご納入いただいておりますが、新型コロナウイルス感染症のまん延により事業の実施が困難であることから、名古屋市市政功労者クラブ規約第9条に基づき、令和4年度分を全額免除とさせていただきますたく存じます。

事務局：市長室秘書課

電話：972-3031 FAX：972-4105

メール：a3053@shicho.city.nagoya.lg.jp

令和4年度 名古屋市市政功労者クラブ総会  
書面決議・ご意見等提出様式

議題について承認するか否かを「○」で囲んでください。  
その他ご意見等がございましたら下記にご記入ください。  
ご記入が済みましたら、同封いたしました返信用封筒、ファックス  
(972-4105) またはメール (a3053@shicho.city.nagoya.lg.jp)  
にて3月15日(水)までにご提出をお願いいたします。

※メールでの回答を希望される方は、お手数ですが上記アドレスまでお名前とメール  
アドレスをお送りください。折返し様式を送付させていただきます。

ご芳名 \_\_\_\_\_

議題1 令和3年度事業報告(案)・収支決算(案)について  
承認する ・ 承認しない

議題2 令和4年度事業計画(案)・収支予算(案)について  
承認する ・ 承認しない

その他 ご意見等



## 令和3年度 事業報告(案)について

## 1 諸会議

次のとおり会議を開催した。

期 日	会議名	内 容
令和3年7月	総 会 (書面開催)	1 名古屋市市政功労者クラブ規約の一部改正(案)について 2 令和2年度 事業報告(案)・収支決算(案)について 3 令和3年度 事業計画(案)・収支予算(案)について 4 役員改選(案)について

## 令和3年度 収支決算(案)について

収入金額 634,810 円  
 支出金額 17,333 円 (管理費)  
 繰越金額 617,477 円 (次期繰越)

## 収 入

(単位：円)

科 目	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	差引増減 (B)-(A)	説 明
会 費	665,000	0	△ 665,000	年会費 なし 参加費 なし
諸収入	10	9	△ 1	預金利子
繰越金	634,801	634,801	0	前期繰越
計	1,299,811	634,810	△ 665,001	

## 支 出

(単位：円)

科 目	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	差引増減 (B)-(A)	説 明
事業費	797,000	0	△ 797,000	総 会：0回 役 員 会：0回 幹 事 会：0回 市政研究会：0回 懇 親 会：0回
管理費	502,811	17,333	△ 485,478	事務費等
次期繰越	0	617,477	617,477	
計	1,299,811	634,810	△ 665,001	

## 令和3年度 監査報告書

名古屋市市政功労者クラブ規約第11条第2項の規定によ  
って、令和3年度収支決算（令和3年4月1日から令和4  
年3月31日）を監査した結果、適正であると認めましたの  
で報告します。

令和4年7月7日

監 事 竹 内 隆 史

監 事 岡 地 邦 夫

## 令和4年度事業計画(案)について

## 1. 諸会議

次のとおり会議を開催する。

会議名	期 日	内 容
総 会 (書面開催)	令和5年3月	1 令和3年度 事業報告(案)・収支決算(案) について 2 令和4年度 事業計画(案)・収支予算(案) について

## 令和4年度 収支予算(案)について

## 収 入

(単位：円)

科 目	予 算 額	説 明
会 費	0	
諸収入	10	預金利子等
繰越金	617,477	前期繰越金
計	617,487	

## 支 出

(単位：円)

科 目	予 算 額	説 明
事業費	0	
管理費	617,487	事務費等
計	617,487	

令和4年度 名古屋市市政功労者クラブ総会  
書面決議・ご意見等提出様式

議題について承認するか否かを「○」で囲んでください。  
その他ご意見等がございましたら下記にご記入ください。  
ご記入が済みましたら、同封いたしました返信用封筒、ファックス  
(972-4105) またはメール (a3053@shicho.city.nagoya.lg.jp)  
にて3月15日(水)までにご提出をお願いいたします。

※メールでの回答を希望される方は、お手数ですが上記アドレスまでお名前とメールアドレスをお送りください。折り返し様式を送付させていただきます。

ご芳名 \_\_\_\_\_

議題1 令和3年度事業報告(案)・収支決算(案)について

承認する ・ 承認しない

議題2 令和4年度事業計画(案)・収支予算(案)について

承認する ・ 承認しない

その他 ご意見等

差出人: 市長室秘書課庶務係 <a3053@shicho.city.nagoya.lg.jp>  
送信日時: 2023年3月3日金曜日 15:22  
宛先: 'スポーツ市民局市政情報室'  
件名: RE: 令和5年度刊行物作成計画等について (照会)  
添付ファイル: ★R4広報課回答★02【様式1】刊行物作成(変更)計画書 (局室区) .xls

スポーツ市民局市政情報室 岩崎様

いつもお世話になっております。

みだしの件につきまして、市長室分を別添のとおり回答します。

よろしくお願いたします。

\*\*\*\*\*  
稲崎 純子 (Inazaki Junko)  
名古屋市市長室秘書課庶務係  
〒460-8508 名古屋市中区三の丸 3-1-1  
TEL : 052-972-3053 FAX : 052-972-4105  
Mail : ██████████@city.nagoya.lg.jp  
\*\*\*\*\*

From: スポーツ市民局市政情報室 <a3152@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp>  
Sent: Friday, January 20, 2023 7:12 PM  
To: 'スポーツ市民局総務課企画経理係' <a4404@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp>; '会計室出納課庶務係' <a3003@kaikai.city.nagoya.lg.jp>; '環境局総務課企画係' <a2361@kankyokoku.city.nagoya.lg.jp>; '監査委員会監査第一課庶務係' <a3329@kansai.city.nagoya.lg.jp>; '観光文化交流局総務課企画経理係' <a3165@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp>; '教育委員会企画経理課統計係' <a3272@kyoiku.city.nagoya.lg.jp>; '経済局産業企画課産業企画係' <a2412@keizai.city.nagoya.lg.jp>; '健康福祉局総務課企画係' <a2509@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp>; '交通局広報広聴課広報係' <koho@tbcn.city.nagoya.lg.jp>; '財政局総務課庶務係' <a2303-06@zaisei.city.nagoya.lg.jp>; '子ども青少年局企画経理課企画係' <a3081@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp>; '市長室秘書課庶務係' <a3053@shicho.city.nagoya.lg.jp>; '住宅都市局企画経理課企画係' <a2903@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp>; '消防局総務課企画広報係' <00kikakukouhou@fd.city.nagoya.lg.jp>; '上下水道局広報サービス課' <cs@jogesuido.city.nagoya.lg.jp>; '人事委員会事務局審査課調査係' <a3304@jinji.city.nagoya.lg.jp>; '選挙管理委員会事務局啓発担当' <a3316@senkyokanri.city.nagoya.lg.jp>; '総務局総務課管理係' <a2104-04@somu.city.nagoya.lg.jp>; '防災危機管理局総務課経理係' <a3590@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp>; '緑政土木局企画経理課企画係' <a2451@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp>; '市会事務局調査課図書公報係' <a2096@shikai.city.nagoya.lg.jp>; '港区区政部総務課庶務係' <a6549611@minato.city.nagoya.lg.jp>; '守山区区政部総務課庶務係' <a7964510@moriyama.city.nagoya.lg.jp>; '昭和山区区政部総務課庶務係' <a7353800@showa.city.nagoya.lg.jp>; '瑞穂山区区政部総務課庶務係' <a8529212@mizuho.city.nagoya.lg.jp>; '西山区区政部総務課庶務係' <a5234511@nishi.city.nagoya.lg.jp>; '千種山区区政部総務課庶務係' <a7531811@chikusa.city.nagoya.lg.jp>; '中山区区政部総務課庶務係' <a2652212@naka.city.nagoya.lg.jp>; '中川区区政部総務課庶務係'

<a3634305@nakagawa.city.nagoya.lg.jp>; '中村区区政部総務課庶務係' <a4535303@nakamura.city.nagoya.lg.jp>;  
'天白区区政部総務課庶務係' <a8073811@tempaku.city.nagoya.lg.jp>; '東区区政部総務課庶務係'  
<a9341111@higashi.city.nagoya.lg.jp>; '南区区政部総務課庶務係' <a8239311@minami.city.nagoya.lg.jp>; '熱田区  
区政部総務課庶務係' <a6839411@atsuta.city.nagoya.lg.jp>; '北区区政部総務課庶務係'  
<a9176412@kita.city.nagoya.lg.jp>; '名東区区政部総務課庶務係' <a7783012@meito.city.nagoya.lg.jp>; '緑区区政  
部総務課庶務係' <a6253903@midori.city.nagoya.lg.jp>; '固定資産評価審査委員会事務局'  
<a2334@zaisei.city.nagoya.lg.jp>; '緑政土木局都市農業課' <a2461@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp>  
Subject: 令和 5 年度刊行物作成計画等について(照会)

各局室区 ご担当者様

お世話になります。  
スポーツ市民局市政情報室 岩崎と申します。

第 10 回広報幹事会にて資料提出させていただいた標題の件につきまして、  
添付のとおり照会させていただきます。

令和 5 年度中に作成予定の刊行物について、別紙様式第 1 号にご記入の上、  
令和 5 年 3 月 10 日（金）までにメールにてご回答ください。

詳細につきましては、照会文およびデータの入力の方法等をご確認ください。  
また、令和 4 年度の作成計画を添付しておりますので、参考にご覧ください。

なお、本メールは今年度の各局室広報幹事及び各区総務課のアドレス等に送信しています。  
ご担当が異なる場合は、お手数ですがご連絡いただくとともに  
今年度のご担当あてメールの転送をお願いします。

よろしくお願いたします。

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□  
スポーツ市民局市政情報室  
岩崎 天地  
TEL 052-972-3152 (内線 3154)  
E-mail (組織) [a3152@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp](mailto:a3152@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp)  
(個人) [████████@city.nagoya.lg.jp](mailto:████████@city.nagoya.lg.jp)  
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□





a3053-05

差出人: a3053-05 <a3053-05@shicho.city.nagoya.lg.jp>  
送信日時: 2023年3月2日木曜日 10:52  
宛先: '総務局職員部給与課労政係'  
件名: RE: 【ご依頼：3/6(月)まで】令和5年度からの会計年度任用職員の職の早見表について（ご確認依頼）※一部内容取扱注意

総務局給与課 川合様

お世話になっております。  
市長室秘書課の三浦です。

見出しの件につきまして、市長室分について確認いたしました。  
修正無しで回答いたします。  
よろしくお願ひいたします。

◆◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◆  
市長室 秘書課 庶務係  
三浦 孝滋  
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
TEL: (052) 972-3053  
FAX: (052) 972-4105  
◆◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◆

From: 総務局職員部給与課労政係 <a2135@somu.city.nagoya.lg.jp>  
Sent: Friday, February 24, 2023 5:16 PM  
To: a3003@kaikei.city.nagoya.lg.jp; a3530@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp; a3053-05@shicho.city.nagoya.lg.jp;  
a2102-04@somu.city.nagoya.lg.jp; a2274-05@zaisei.city.nagoya.lg.jp; a2403@keizai.city.nagoya.lg.jp;  
a4402@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp; a2364@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp;  
a3166@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp; a2603@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp;  
a3195@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp; a2706@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp; rd-  
somukanri@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp; a2083@shikai.city.nagoya.lg.jp; a3322@kansa.city.nagoya.lg.jp;  
a3304@jinji.city.nagoya.lg.jp; a3208@kyoiku.city.nagoya.lg.jp; a3314@senkyokanri.city.nagoya.lg.jp;  
00romu@fd.city.nagoya.lg.jp  
Cc: 総務局職員部給与課労政係 <a2135@somu.city.nagoya.lg.jp>  
Subject: 【ご依頼：3/6(月)まで】令和5年度からの会計年度任用職員の職の早見表について（ご確認依頼）※一部  
内容取扱注意

各局室ご担当者 様

いつもお世話になっております。  
総務局給与課の川合と申します。

標題の件につきまして、  
内容のご確認をお願いいたします。

以前ご回答いただいた職の新設等の内容を踏まえて、  
こちらで作成させていただいたものになります。

共有サーバ内の「※条例可決前のため取扱注意※R5. 4～(予定)【職別報酬等早見表(05. 02. 24時点)】」をご確認いただき、ご回答をお願いいたします。

※参考：「※条例可決前のため取扱注意※R5. 4～(予定)【職別報酬等早見表(05. 02. 24時点)】」のリンク先  
→[Y:★人事主管課以外※会計年度任用職員](#)

今回のご依頼は、これまでご依頼いただいた職について内容をご確認いただく趣旨のものです。

修正が必要な場合につきましては、あらかじめご相談いただいた上、ご回答いただけると幸いです。

また、修正がない場合につきましてもその旨ご回答をお願いいたします。

【回答期限】

令和5年3月6日(月)※期限厳守でお願いいたします。

※必ず回答期限までにご提出をお願いします。

なお、報酬の経過措置加算(勤勉相当)については条例可決前の内容になりますので、お取り扱いには十分ご注意ください  
いただきますようお願いいたします。

お忙しい中申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

-----  
名古屋市役所総務局職員部給与課労政係

川合 千晴

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL:052-972-2135(内線2135) FAX:052-972-4115

E-mail : (組織) [a2135@somu.city.nagoya.lg.jp](mailto:a2135@somu.city.nagoya.lg.jp)

(個人) [\[redacted\]@city.nagoya.lg.jp](mailto: [redacted]@city.nagoya.lg.jp)  
-----

a3053-05

差出人: a3053-05 <a3053-05@shicho.city.nagoya.lg.jp>  
送信日時: 2023年3月2日木曜日 19:16  
宛先: 'a2123-02'  
件名: RE: 【ご依頼・3/3】新規採用者配属予定先について (行政職事務)

総務局人事課 後藤様

お世話になっております。  
市長室秘書課の三浦です。

見出しの件につきまして、市長室は配属予定なしで報告いたします。  
よろしく願いいたします。

◆◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◆

市長室 秘書課 庶務係

三浦 孝滋

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL: (052) 972-3053

FAX: (052) 972-4105

◆◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◆

From: a2123-02 <a2123-02@somu.city.nagoya.lg.jp>

Sent: Monday, February 27, 2023 3:52 PM

To: 01 会計室出納課庶務係 <a3003@kaikei.city.nagoya.lg.jp>; 02 防災危機管理局総括課庶務係 <a3530-03@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp>; 03 市長室秘書課庶務係 <a3053-05@shicho.city.nagoya.lg.jp>; 05 総務局総務課庶務係 <a2102-05@somu.city.nagoya.lg.jp>; 07 財政局総務課管理係 <a2274@zaisei.city.nagoya.lg.jp>; 08 スポーツ市民局総務課庶務係 <a4402@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp>; 09 経済局総務課庶務係 <a2403@keizai.city.nagoya.lg.jp>; 10 観光文化交流局総務課庶務係 <a3166@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp>; 11 環境局職員課管理係 <a2663@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp>; 13 健康福祉局職員課管理係 <a2505@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp>; 14 子ども青少年局総務課管理係 <a3195@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp>; 15 住宅都市局総務課管理係 <a2706@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp>; 17 緑政土木局総務課管理係 <rd-somukanri@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp>; 21 千種区総務課庶務係 <a7531811@chikusa.city.nagoya.lg.jp>; 22 東区総務課庶務係 <a9341111@higashi.city.nagoya.lg.jp>; 23 北区総務課庶務係 <a9176418-01@kita.city.nagoya.lg.jp>; 24 西区総務課庶務係 <a5234511@nishi.city.nagoya.lg.jp>; 25 中村区総務課庶務係 <a4535303@nakamura.city.nagoya.lg.jp>; 26 中区総務課庶務係 <a2652211@naka.city.nagoya.lg.jp>; 27 昭和区総務課庶務係 <a7353800@showa.city.nagoya.lg.jp>; 28 瑞穂区総務課庶務係 <a8529212@mizuho.city.nagoya.lg.jp>; 29 熱田区総務課庶務係 <a6839410@atsuta.city.nagoya.lg.jp>; 30 中川区総務課庶務係 <a3634306@nakagawa.city.nagoya.lg.jp>; 31 港区総務課庶務係 <a6549611@minato.city.nagoya.lg.jp>; 32 南区総務課庶務係 <a8239311@minami.city.nagoya.lg.jp>; 33 守山区総務課庶務係 <a7964510@moriyama.city.nagoya.lg.jp>; 34 緑区総務課庶務係 <a6253903@midori.city.nagoya.lg.jp>; 35 名東区総務課庶務係 <a7783012@meito.city.nagoya.lg.jp>; 36 天白区総務課庶務係 <a8073811@tempaku.city.nagoya.lg.jp>; 41 市会事務局総務課 <a2083@shikai.city.nagoya.lg.jp>; 42 監査事務局監査第一課庶務係 <a3329@kansa.city.nagoya.lg.jp>; 43 人事委員会事務局審査課 <a3304@jinji.city.nagoya.lg.jp>; 44 教育委員会総務課人事係 <a3208@kyoiku.city.nagoya.lg.jp>; 46 選挙管理委員会事務局庶務係 <a3314@senkyokanri.city.nagoya.lg.jp>; 61 上下水道局総務課人事係 <somu-j@jogesuido.city.nagoya.lg.jp>; 71 交通局人事課人事係 <jinji@tbcn.city.nagoya.lg.jp>

Cc: 00 総務局人事課 堀主査 <[REDACTED]@city.nagoya.lg.jp>

Subject: 【ご依頼・3/3ㄨ】新規採用者配属予定先について(行政職事務)

各局区室人事担当課 ご担当者様

いつもお世話になっております。

総務局人事課の後藤です。

みだしの件につきまして、配属先検討の参考とするために新規採用者の配属予定先を教えていただきたい  
と思います。

---

【回答方法】

別添エクセルデータにご入力ください。

【回答期限】

**3月3日(金)**にてお願いいたします。

※新規配属数が確定していない場合は、回答時点の内容で結構です。

回答後に配置先等変更が生じた際は、その都度ご連絡ください。

(期限までに回答が難しい場合は、その旨ご連絡ください。)

【その他】

(共通)

- ・配属予定先は課・係まで記入をお願いいたします。
- ・男女比について、すべてをご希望に沿えるものではございませんのでご了承ください。
- ・年齢の偏りがないように配置のご検討をお願いいたします。  
(同一課に新規配属が集中しすぎないようにお願いします。)
- ・採用者の各局区室への提示は、3月10日(金)・13日(月)を予定しております。  
詳細については改めて別途ご案内いたします。

(区役所)

- ・社会福祉の採用者の配置は、保健福祉センター福祉部(又は支所区民福祉課)に限られます。
- ・保健センター分については、記入の必要はございません。

---

以上です。

なお、配属予定がない場合も必ずその旨メールにてご回答ください。

お忙しい中恐れ入りますが、ご協力のほどよろしく申し上げます。

-----  
名古屋市役所

総務局職員部人事課調査係

後藤 裕樹

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

Tel : 052-972-2125 (内線 : 2125)

E-mail : [a2123-02@somu.city.nagoya.lg.jp](mailto:a2123-02@somu.city.nagoya.lg.jp)  
-----

a3053-05

差出人: a3053-05 <a3053-05@shicho.city.nagoya.lg.jp>  
送信日時: 2023年3月2日木曜日 19:52  
宛先: 'nagoyakyosai-tanki@k3.dion.ne.jp'  
件名: RE: 事務連絡 (3月随時改定について)

共済組合 佐久間様

お世話になっております。  
市長室秘書課の三浦です。

見出しの件につきまして、市長室は0名で回答いたします。  
よろしく願いいたします。

◆◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◆

市長室 秘書課 庶務係

三浦 孝滋

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL: (052) 972-3053

FAX: (052) 972-4105

◆◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◆

-----Original Message-----

From: nagoyakyosai-tanki@k3.dion.ne.jp <nagoyakyosai-tanki@k3.dion.ne.jp>

Sent: Friday, February 17, 2023 3:32 PM

To: a3003@kaikei.city.nagoya.lg.jp; a3530@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp; a3053-05@shicho.city.nagoya.lg.jp; a2102-04@somu.city.nagoya.lg.jp; a2274-05@zaisei.city.nagoya.lg.jp; a4402@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp; a2403@keizai.city.nagoya.lg.jp; a3166@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp; a2364@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp; a2505@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp; [REDACTED]@city.nagoya.lg.jp; a2706@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp; [REDACTED]@city.nagoya.lg.jp; a7531811@chikusa.city.nagoya.lg.jp; a9341111-05@higashi.city.nagoya.lg.jp; a9176412@kita.city.nagoya.lg.jp; a5234511@nishi.city.nagoya.lg.jp; a4535303@nakamura.city.nagoya.lg.jp; a2652212@naka.city.nagoya.lg.jp; a7353800@showa.city.nagoya.lg.jp; a8529212@mizuho.city.nagoya.lg.jp; a6839411@atsuta.city.nagoya.lg.jp; a3634306@nakagawa.city.nagoya.lg.jp; a6549611@minato.city.nagoya.lg.jp; a8239311@minami.city.nagoya.lg.jp; [REDACTED]@city.nagoya.lg.jp; [REDACTED]@city.nagoya.lg.jp; [REDACTED]@city.nagoya.lg.jp; [REDACTED]@city.nagoya.lg.jp; a2083@shikai.city.nagoya.lg.jp; a3322@kansa.city.nagoya.lg.jp; a3304@jinji.city.nagoya.lg.jp; a3208@kyoiku.city.nagoya.lg.jp; a3314-01@senkyokanri.city.nagoya.lg.jp; 00romu@fd.city.nagoya.lg.jp; romu@jogesuido.city.nagoya.lg.jp; kyuyo@tbcn.city.nagoya.lg.jp  
Subject: 事務連絡 (3月随時改定について)

各局区等共済事務担当者 様

いつもお世話になっております。

共済組合の佐久間です。

3月随時改定者の職員情報システムによる届出期間が2月末にかかりますので処理日数が通常より少なくなってしまうますが、届出の締め切りは3月6日（月）午後5時でお願いします。（通常月の締切日：毎月5日）。

なお、12月に給与改定があった若年者について、随時改定の判断を3月（12月、1月、2月の報酬）で行いますのでご確認をお願いします。

職員情報システムによる届出が終わりましたら、念のためメール又は電話でお知らせください。改定者が0名の場合も、その旨お知らせください。

よろしくお願いたします。

名古屋市職員共済組合 佐久間





該当職員がいる場合、令和5年3月3日(金) 17:00までに  
ご一報いただくようお願いいたします。申請書は整い次第ご提出をお願いします。

・定数外指定の要件に合致することが申請締め切り日以降に判明した  
行政職（事務）の係員級職員

よろしくお願いたします。



名古屋市 総務局行政部 行政改革推進室

伊藤 圭介

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL：(052) 972-2182

FAX：(052) 972-4109



a3053

差出人: 市長室秘書課庶務係 <a3053@shicho.city.nagoya.lg.jp>  
送信日時: 2023年3月3日金曜日 15:20  
宛先: '林 亮太'  
件名: RE: 「名古屋市大規模災害時受援計画」及び「名古屋市大規模災害時オープンスペース利用計画」の改定について (照会)

防災危機管理局 林様

いつもお世話になっております。  
みだしの件につきまして、市長室は修正等なしです。  
よろしくお願いたします。

\*\*\*\*\*  
稲崎 純子 (Inazaki Junko)  
名古屋市市長室秘書課庶務係  
〒460-8508 名古屋市中区三の丸 3-1-1  
TEL : 052-972-3053 FAX : 052-972-4105  
Mail : [REDACTED]@city.nagoya.lg.jp  
\*\*\*\*\*

From: 林 亮太 <a3584@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp>  
Sent: Wednesday, February 15, 2023 9:08 AM  
To: '101 会計室出納課庶務係' <a3003@kaikei.city.nagoya.lg.jp>; '102 防災危機管理局総務課庶務係' <a3530@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp>; '103 市長室秘書課庶務係' <a3053@shicho.city.nagoya.lg.jp>; '104 総務局総務課庶務係' <a2101@somu.city.nagoya.lg.jp>; '105 財政局総務課庶務係' <a2303@zaisei.city.nagoya.lg.jp>; '106 スポーツ市民局総務課庶務係' <a4402@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp>; '107 観光文化交流局総務課庶務係' <a3166@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp>; '108 経済局総務課庶務係' <a2403@keizai.city.nagoya.lg.jp>; '109 環境局総務課庶務係' <a2362@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp>; '110 健康福祉局監査課調査係' <a2510@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp>; '111 子ども青少年局総務課庶務係' <a3192@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp>; '112 住宅都市局総務課庶務係' <a2704@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp>; '113 緑政土木局企画経理課' <a2451@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp>; '114 市会事務局総務課庶務係' <a2083@shikai.city.nagoya.lg.jp>; '115 監査事務局監査第一課庶務係' <a3331@kansa.city.nagoya.lg.jp>; '116 人事委員会事務局審査課調査係' <a3304@jinji.city.nagoya.lg.jp>; '117 教育委員会事務局総務部総務課庶務係' <a3207@kyoiku.city.nagoya.lg.jp>; '118 選挙管理委員会事務局庶務係' <a3314@senkyokanri.city.nagoya.lg.jp>; '119 消防局総務課庶務係' <00shomu@fd.city.nagoya.lg.jp>; '120 上下水道局総務部防災危機管理室' <bosai@jogesuido.city.nagoya.lg.jp>; '121 交通局総務部総務課' <soumu@tbcn.city.nagoya.lg.jp>  
Cc: a3584@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp  
Subject: 「名古屋市大規模災害時受援計画」及び「名古屋市大規模災害時オープンスペース利用計画」の改定について(照会)

各局室 防災担当者様



a3053

差出人: 市長室秘書課庶務係 <a3053@shicho.city.nagoya.lg.jp>  
送信日時: 2023年3月3日金曜日 15:20  
宛先: '防災危機管理局想定最大規模災害対策推進室山本'  
件名: RE: 【3月7日締切】想定し得る最大規模の風水害に係る対応方針（骨子案）について（依頼）

防災危機管理局 山本様

いつもお世話になっております。  
照会のありましたみだしの件につきまして、市長室は意見等なしです。  
よろしく願いいたします。

\*\*\*\*\*

稲崎 純子 (Inazaki Junko)  
名古屋市市長室秘書課庶務係  
〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1  
TEL : 052-972-3053 FAX : 052-972-4105  
Mail : ██████████@city.nagoya.lg.jp

\*\*\*\*\*

-----Original Message-----

From: 防災危機管理局想定最大規模災害対策推進室山本 <a4252@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp>  
Sent: Wednesday, February 15, 2023 2:44 PM  
To: '5000 会計室出納課庶務係' <a3003@kaikei.city.nagoya.lg.jp>; '5002 市長室秘書課庶務係'  
<a3053@shicho.city.nagoya.lg.jp>; '5003 総務局総務課' <a2102@somu.city.nagoya.lg.jp>; '5004 財政局  
総務課' <a2303@zaisei.city.nagoya.lg.jp>; '5006 観光文化交流局総務課'  
<a3166@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp>; '5007 環境局総務課'  
<a2362@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp>; '5009 子ども青少年局総務課'  
<a3192@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp>; '5010 住宅都市局総務課'  
<a2704@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp>; '5011 緑政土木局企画経理課'  
<a2451@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp>; '5012 市会事務局総務課'  
<a2083@shikai.city.nagoya.lg.jp>; '5013 監査事務局監査第一課庶務係'  
<a3331@kansa.city.nagoya.lg.jp>; '5014 人事委員会事務局審査課' <a3304@jinji.city.nagoya.lg.jp>;  
'5015 教育委員会事務局総務課' <a3207@kyoiku.city.nagoya.lg.jp>; '5016 選挙管理委員会事務局庶務係'  
<a3314@senkyokanri.city.nagoya.lg.jp>; '5017 消防局総務課' <00shomu@fd.city.nagoya.lg.jp>; '5018

上下水道局総務部防災危機管理室' <bosai@jogesuido.city.nagoya.lg.jp>; '5019 交通局営業本部総務部総務課' <soumu@tbcn.city.nagoya.lg.jp>; '5021 スポーツ市民局総務課' <a4402@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp>; '5022 経済局総務課' <a2403@keizai.city.nagoya.lg.jp>; '総務課庶務係' <a3530@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp>; '中区役所総務課庶務係' <a2652210@naka.city.nagoya.lg.jp>; '健康福祉局監査課' <a2510-03@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp>; a4332715@nakamura.city.nagoya.lg.jp

Cc: '防災危機管理局想定最大規模災害対策推進室' <a4252@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp>

Subject: 【3月7日締切】想定し得る最大規模の風水害に係る対応方針（骨子案）について（依頼）

想定し得る最大規模の風水害に係る  
対応方針検討部会 部員 様

お世話になります。

防災危機管理局 想定最大規模災害対策推進室 の山本と申します。

本日は、WGにご出席いただきまして、ありがとうございます。

WGでも申し上げました見出しの照会を別添のとおりお送りしますので、  
議会中のお忙しいところ恐縮ですが、ご対応お願いいたします。

依頼文にも記載のとおり、骨子案は、意見照会を踏まえて3月17日の災害対策幹事  
会（課長級）、

3月下旬の名古屋市防災会議風水害等災害対策部会（有識者）で提示します。

期限後の回答については、反映が間に合わない可能性がありますので、

期限までの回答をお願いいたします。

圧縮ファイル中のドキュ「03 骨子案（照会資料）」について、ご意見等ありましたら、

エクセル「02 回答様式（●●●局）」にご記入いただき、ご回答ください。

本日の議事メモを別添のとおりお送りします。事務の参考にしてください。

※第1回WGでは、発言なしのため作成はしておりません。

議事メモに関して、以下のとおり補足させていただきます。

全庁意見照会や個別ヒアリングにおいては、

特に全庁横断的に影響のある事項として、

- ・ハザードに対する考え方の明記
- ・「広報」については対応方針全体において必要
- ・被災した庁舎等施設の復旧について追記が必要
- ・施策の「主体」をわかりやすくして欲しい

などの意見がありましたので、対応させていただいているところです。

今後のWGにおいて、

特に全庁横断的に影響のある事項についての







To: '5000 会計室出納課庶務係' <a3003@kaikei.city.nagoya.lg.jp>; '5002 市長室  
秘書課庶務係' <a3053@shicho.city.nagoya.lg.jp>; '5003 総務局総務課'  
<a2102@somu.city.nagoya.lg.jp>; '5004 財政局総務課'  
<a2303@zaisei.city.nagoya.lg.jp>; '5006 観光文化交流局総務課'  
<a3166@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp>; '5007 環境局総務課'  
<a2362@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp>; '5008 健康福祉局監査課'  
<a2510@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp>; '5009 子ども青少年局総務課'  
<a3192@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp>; '5010 住宅都市局総務課'  
<a2704@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp>; '5011 緑政土木局企画経理課'  
<a2451@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp>; '5012 市会事務局総務課'  
<a2083@shikai.city.nagoya.lg.jp>; '5013 監査事務局監査第一課庶務係'  
<a3331@kansa.city.nagoya.lg.jp>; '5014 人事委員会事務局審査課' <a3304@jinji.  
city.nagoya.lg.jp>; '5015 教育委員会事務局総務課' <a3207@kyoiku.city.nagoya.  
lg.jp>; '5016 選挙管理委員会事務局庶務係' <a3314@senkyokanri.city.nagoya.lg.  
jp>; '5017 消防局総務課' <00shomu@fd.city.nagoya.lg.jp>; '5018 上下水道局総  
務部防災危機管理室' <bosai@jogesuido.city.nagoya.lg.jp>; '5019 交通局営業本  
部総務部総務課' <soumu@tbcn.city.nagoya.lg.jp>; '5021 スポーツ市民局総務課'  
<a4402@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp>; '5022 経済局総務課'  
<a2403@keizai.city.nagoya.lg.jp>; '総務課庶務係' <a3530@bosaikikikanri.city.  
nagoya.lg.jp>; '中村区役所総務課庶務係'  
<a4535303@nakamura.city.nagoya.lg.jp>; '中区役所総務課庶務係'  
<a2652210@naka.city.nagoya.lg.jp>  
Cc: '防災危機管理局想定最大規模災害対策推進室'  
<a4252@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp>  
Subject: 第2回想定し得る最大規模の風水害に係る対応方針検討部会の開催につい  
て（通知）

想定し得る最大規模の風水害に係る  
対応方針検討部会 部員 様

お世話になります。

防災危機管理局 想定最大規模災害対策推進室 の山本と申します。

昨年12月21日（水）には、第1回検討部会にご参加いただきまして、ありがとう  
ございます。

見出しの件、第2回検討部会を2月15日（水）9時00分から開催したいと思います  
ので、

大変ご多忙のところ恐縮ですが、ご出席いただきますようお願いいたします。

詳細は、別添の開催通知をご確認ください。



a3053

差出人: 市長室秘書課庶務係 <a3053@shicho.city.nagoya.lg.jp>  
送信日時: 2023年3月3日金曜日 15:41  
宛先: 二井 真緒  
件名: RE: 【3月8日期限】「立ち直り支援ハンドブック」の内容確認について  
添付ファイル: 回答書（庁内）.xlsx

スポーツ市民局地域安全推進課 二井様

いつもお世話になっております。  
みだしの件につきまして、市長室は前回回答と同様  
該当がありませんので修正なしです。  
よろしく願いいたします。

\*\*\*\*\*  
稲崎 純子 (Inazaki Junko)  
名古屋市市長室秘書課庶務係  
〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1  
TEL : 052-972-3053 FAX : 052-972-4105  
Mail : [REDACTED]@city.nagoya.lg.jp  
\*\*\*\*\*

From: 二井 真緒 <[REDACTED]@city.nagoya.lg.jp>  
Sent: Friday, March 3, 2023 2:27 PM  
To: 01 会計室 出納課庶務係 <a3003@shunyuyaku.city.nagoya.lg.jp>; 02 防災危機管理局 総括課庶務係 <a3530@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp>; 03 市長室 秘書課庶務係 <a3053@shicho.city.nagoya.lg.jp>; 04 総務局 総務課庶務係 <a2102@somu.city.nagoya.lg.jp>; 05 財政局 財政課庶務係 <a2303@zaisei.city.nagoya.lg.jp>; 06 スポーツ市民局 総務課庶務係 <a4402@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp>; 07 経済局 総務課庶務係 <a2403@keizai.city.nagoya.lg.jp>; 08 観光文化交流局 総務課 <a3166@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp>; 09 環境局 総務課庶務係 <a2363@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp>; 10 健康福祉局 総務課庶務係 <a2503@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp>; 11 子ども青少年局 総務課庶務係 <a3192@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp>; 12 住宅都市局 総務課庶務係 <a2704@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp>; 13 緑政局土木局 総務課庶務係 <a2801@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp>; 201 千種区 総務課庶務係 <a7531811@chikusa.city.nagoya.lg.jp>; 202 東区 総務課庶務係 <a9341111@higashi.city.nagoya.lg.jp>; 203 北区 総務課庶務係 <a9176412@kita.city.nagoya.lg.jp>; 204 西区 総務課庶務係 <a5234511@nishi.city.nagoya.lg.jp>; 205 中村区 総務課庶務係 <a4535303@nakamura.city.nagoya.lg.jp>; 206 中区 総務課庶務係 <a2652212@naka.city.nagoya.lg.jp>; 207 昭和区 総務課庶務係 <a7353800@showa.city.nagoya.lg.jp>; 208 瑞穂区 総務課庶務係 <a8529212@mizuho.city.nagoya.lg.jp>; 209 熱田区 総務課庶務係 <a6839411@atsuta.city.nagoya.lg.jp>; 210 中川区 総務課庶務係 <a3634306@nakagawa.city.nagoya.lg.jp>; 211 港区 総務課庶務係 <a6549611@minato.city.nagoya.lg.jp>; 212 南区 総務課庶務係 <a8239311@minami.city.nagoya.lg.jp>; 213 守山区 総務課庶務係 <a7964511@moriyama.city.nagoya.lg.jp>; 214 緑区 総務課庶務係 <a6253903@midori.city.nagoya.lg.jp>; 215 名東区 総務課庶務係 <a7783012@meito.city.nagoya.lg.jp>; 216 天白



回答書

局	課・室	修正の有無	修正ページ	修正内容		
				修正箇所	修正前	修正後
スポーツ市民局	地域安全推進課（記載例）	あり	1	本文	○○○○しているが、	●●●●しているが、
			2	タイトル	△△△△	▲▲▲▲
			5	問合せ先	□□□-□□□□□□	■□□-■□□□■
市長室	秘書課	なし		該当なし		
市長室	広報課	なし		該当なし		

差出人: 市長室秘書課庶務係 <a3053@shicho.city.nagoya.lg.jp>  
送信日時: 2023年3月3日金曜日 15:24  
宛先: '飯田 晃熙'  
件名: RE: 【照会① : 0317ㄨ】子どもの社会参画の取り組みの実施状況の報告

子ども青少年局企画経理課 飯田様

いつもお世話になっております。  
3月17日期限で照会をいただきありがとうございましたみだしの件につきまして、  
市長室は該当なしです。  
(同時に照会をいただいたワークショップに関しては、  
回答済みです。)  
よろしく願いいたします。

\*\*\*\*\*  
稲崎 純子 (Inazaki Junko)  
名古屋市市長室秘書課庶務係  
〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1  
TEL : 052-972-3053 FAX : 052-972-4105  
Mail : [REDACTED]@city.nagoya.lg.jp  
\*\*\*\*\*

From: 飯田 晃熙 <[REDACTED]@city.nagoya.lg.jp>  
Sent: Friday, February 17, 2023 6:14 PM  
To: '防災危機管理局総務課経理係' <a3590@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp>; '市長室秘書課庶務係'  
<a3053@shicho.city.nagoya.lg.jp>; '総務局総務課経理係' <a2104-02@somu.city.nagoya.lg.jp>; '総務局企画課企  
画係' <a2203@somu.city.nagoya.lg.jp>; '財政局総務課' <a2303-05@zaisei.city.nagoya.lg.jp>; 'スポーツ市民局総務  
課' <a4404@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp>; '経済局産業企画課' <[REDACTED]@city.nagoya.lg.jp>;  
[REDACTED]@city.nagoya.lg.jp; '環境局 総務課企画係' <a2361@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp>;  
a2509@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp; '住宅都市局 企画経理課' <a2903@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp>;  
a2451@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp; keiei@jogesuido.city.nagoya.lg.jp; keiei-kikaku@tbcn.city.nagoya.lg.jp;  
00kikakukouhou@fd.city.nagoya.lg.jp; [REDACTED]@city.nagoya.lg.jp; a4535392@nakamura.city.nagoya.lg.jp;  
a2652307@naka.city.nagoya.lg.jp; a3003@kaikai.city.nagoya.lg.jp; a2083@shikai.city.nagoya.lg.jp;  
a3329@kansa.city.nagoya.lg.jp; a3304@jinji.city.nagoya.lg.jp; a3314@senkyokanri.city.nagoya.lg.jp; a2223-  
06@somu.city.nagoya.lg.jp; a6253898@midori.city.nagoya.lg.jp; a7531932@chikusa.city.nagoya.lg.jp; '港区企画経  
理室' <a6549673@minato.city.nagoya.lg.jp>; '守山区企画経理室' <a7964648@moriyama.city.nagoya.lg.jp>; '昭和  
区企画経理室' <a7353872@showa.city.nagoya.lg.jp>; '瑞穂区企画経理室' <a8529241@mizuho.city.nagoya.lg.jp>;  
'西区企画経理室' <a5234642@nishi.city.nagoya.lg.jp>; '中川区企画経理室'  
<a3634304@nakagawa.city.nagoya.lg.jp>; '天白区企画経理室' <a8073951@tempaku.city.nagoya.lg.jp>; '東区企画  
経理室' <a9341106@higashi.city.nagoya.lg.jp>; '南区企画経理室' <a8239440@minami.city.nagoya.lg.jp>; '熱田區  
企画経理室' <a6839686@atsuta.city.nagoya.lg.jp>; '北区企画経理室' <a9176427@kita.city.nagoya.lg.jp>; '名東区

企画経理室' <a7783083@meito.city.nagoya.lg.jp>

Cc: 佐藤係長 <[REDACTED]@city.nagoya.lg.jp>

Subject: 【照会①:0317ㄨ・②:0228ㄨ】子どもの社会参画の取り組みの実施状況の報告及び子どもを対象としたワークショップの活用意向の確認について

各局室区企画担当課 ご担当者様

いつもお世話になっております。

子ども青少年局企画経理課の飯田です。

見出しの件につきまして本日企画調整担当課長等連絡会議にて説明させていただきましたが、別添のとおり依頼させていただきます。

### ① 子どもの社会参画の取り組みの実施状況（依頼事項）

事業・施策の検討・実施の場面において子どもが参画した事例について「（別紙1）照会シート」によりご回答をお願いします。

参考として令和4年8月に照会した際の回答も添付しておりますが、8月に実施された次世代育成支援対策等推進会議にて

「ここにあげていない事例があるのではないか」との指摘がありましたので、参考資料の回答にとらわれず回答していただければと思います。

令和5年3月17日(金)までにご提出ください（※該当事例がない場合もその旨ご連絡願います。）。

### ② 子どもを対象としたワークショップの活用（意向確認）

当課では、施策・事業の検討を進める際に子どもの意見を聞く方法として、

子どもを対象とした「子どもワークショップ」（別紙2）の仕組みを設けています。

各局室区において、令和5年度に予定又は検討中の子どもの意見を聞く取り組みにおける活用意向について、

「（別紙3）子どもワークショップ活用意向回答様式」によりご回答をお願いします。

具体的な取り組みは指針の15ページから記載がありますので参考にしてください。

令和5年2月28日(金)までにご回答願います（※意向がない場合もその旨ご連絡願います。）。

§ § § § § § § § § § § § § § § § §

子ども青少年局企画経理課企画係

飯田 晃熙

TEL052(972)3081 FAX052(972)4437

Mail: [REDACTED]@city.nagoya.lg.jp

§ § § § § § § § § § § § § § § § §

市長室秘書課 伊藤

---

差出人: 市長室秘書課 <a3053-06@shicho.city.nagoya.lg.jp>  
送信日時: 2023年3月3日金曜日 10:12  
宛先: '総務局人材育成・コンプライアンス推進室 長谷'  
件名: RE: 【3月15日期限】係長昇任研修（2年目）に係る選択コースの希望調査について（照会）  
添付ファイル: 【市長室】02\_(別紙1)対象者名簿.xlsx

総務局人材育成・コンプライアンス推進室 長谷さま

おはようございます。

いつもお世話になっております。

市長室秘書課 水野と申します。

見出しの件につきまして、対象の職員（XXXXXXXXXX）が4月1日～9月30日まで育休を取得し、事前研修から全日程での受講が難しいため今回の研修は欠席させていただきたいと思っております。

（ご本人にも確認済みです。）

お忙しい中で恐縮ですが、ご確認をお願いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

☆彡-☆彡-☆彡-☆彡-☆彡-☆彡-☆彡-☆彡-☆彡-☆彡-☆彡

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

市長室秘書課庶務係 水野 麻由美

[a3053-06@shicho.city.nagoya.lg.jp](mailto:a3053-06@shicho.city.nagoya.lg.jp)

TEL 052 (972) 3056 FAX 052 (972) 4105

☆彡-☆彡-☆彡-☆彡-☆彡-☆彡-☆彡-☆彡-☆彡-☆彡-☆彡



From: 総務局人材育成・コンプライアンス推進室 長谷 <a2129-02@somu.city.nagoya.lg.jp>

Sent: Wednesday, March 1, 2023 7:20 PM

To: 01 会計室ご担当者様 <a3003@kaikei.city.nagoya.lg.jp>; 02 防災危機管理局ご担当者様 <a3530-03@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp>; 03 市長室ご担当者様 <a3053-06@shicho.city.nagoya.lg.jp>; 05 総務局ご担当者様 <a2102-03@somu.city.nagoya.lg.jp>; 07 財政局ご担当者様 <a2274-04@zaisei.city.nagoya.lg.jp>; 08 スポーツ市民局ご担当者様 <a4402-01@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp>; 09 経済局ご担当者様 <a2403@keizai.city.nagoya.lg.jp>; 10 観光文化交流局ご担当者様 <[redacted]@city.nagoya.lg.jp>; 11 環境局ご担当者様 <[redacted]@city.nagoya.lg.jp>; 13 健康福祉局ご担当者様 <a2606@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp>; 14 子ども青少年局ご担当者様 <[redacted]@city.nagoya.lg.jp>; 15 住宅都市局ご担当者様 <a2706@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp>; 17 緑政土木局ご担当者様 <[redacted]@city.nagoya.lg.jp>; 21 千種区ご担当者様 <a7531811@chikusa.city.nagoya.lg.jp>; 22 東区ご担当者様 <a9341111@higashi.city.nagoya.lg.jp>; 23 北区ご担当者様 <a9176412@kita.city.nagoya.lg.jp>; 24 西区ご担当者様 <a5234511@nishi.city.nagoya.lg.jp>; 25 中村区ご担当者様 <[redacted]@city.nagoya.lg.jp>; 26 中区ご担当者様 <a2652211@naka.city.nagoya.lg.jp>; 27 昭和区ご担当者様 <[redacted]@city.nagoya.lg.jp>; 28 瑞穂区ご担当者様 <a8529212@mizuho.city.nagoya.lg.jp>; 29 熱田区ご担当者様 <[redacted]@city.nagoya.lg.jp>; 30 中川区ご担当者様 <[redacted]@city.nagoya.lg.jp>; 31 港区ご担当者様 <[redacted]@city.nagoya.lg.jp>; 32 南区ご担当者様 <a8239311@minami.city.nagoya.lg.jp>; 33 守山区ご担当者様 <[redacted]@city.nagoya.lg.jp>; 34 緑区ご担当者様 <[redacted]@city.nagoya.lg.jp>; 35 名東区ご担当者様 <[redacted]@city.nagoya.lg.jp>; 35 名東区ご担当者様② <[redacted]@city.nagoya.lg.jp>; 36 天白区ご担当者様 <[redacted]@city.nagoya.lg.jp>; 41 市会事務局ご担当者様 <[redacted]@city.nagoya.lg.jp>; 41 市会事務局ご担当者様 <[redacted]@city.nagoya.lg.jp>; 42 監査事務局ご担当者様 <a3322@kansa.city.nagoya.lg.jp>; 43 人事委員会事務局ご担当者様 <a3304@jinji.city.nagoya.lg.jp>; 44 教育委員会事務局ご担当者様 <a3208@kyoiku.city.nagoya.lg.jp>; 46 選挙管理委員会事務局ご担当者様 <a3314-01@senkyokanri.city.nagoya.lg.jp>; 51 消防局ご担当者様 <00jinji@fd.city.nagoya.lg.jp>; 61 上下水道局ご担当者様 <jinzai@jogesuido.city.nagoya.lg.jp>; 71 交通局ご担当者様 <kenshu@tbcn.city.nagoya.lg.jp>

Subject: 【3月15日期限】係長昇任研修(2年目)に係る選択コースの希望調査について(照会)

各局区室 研修ご担当者様

(本メールは、全ての所属にお送りさせていただいております。)

いつも大変お世話になっております。

総務局人材育成・コンプライアンス推進室 長谷です。

みだしの件につきまして、別添のとおり照会いたします。

該当者がいる各局区室におかれましては、

対象者名簿(別紙1)の調査欄に、受講コースの希望順位1~4を記入してください。

また、希望順位に関わらず、各コースの受講を強く希望される場合は調査欄の「受講希望」に○を付けてください。

研修ご担当者の皆様におかれましては、局内順位を1~10位まで記入していただきご提出くださいますようお願いいたします。

【回答期限：3月15日(水)】

(注意事項)

- ・対象の方のうち、回答が任意の方は※印を記載しております。
- ・対象の方のうち現在、育休を取得しており、来年度も継続して育休を取得される方につきましては、「-」を記入していただき、欄外に育休の旨分かるようにご記載いただければと思います。
- ・現時点で対象となり得る方全員に対して希望調査をいたしますが、来年度4月1日付で係長職に昇任される場合は、本研修の対象外となります。予めご了承ください。

年度末のお忙しいなか、期限も短く恐れ入りますが、よろしくお願いいたします。

■□-----

名古屋市総務局人材育成・コンプライアンス推進室

主事 長谷 真澄

名古屋市中区三の丸3丁目1番1号

Tel 052-972-2126

Fax 052-972-4115

Email [a2129-02@somu.city.nagoya.lg.jp](mailto:a2129-02@somu.city.nagoya.lg.jp)

-----■□

係長昇任前研修（2年目） 対象者名簿

No	4	所属 市長室広報課広報係	補職名 主事	氏名	任 務 対 象 者	調査欄 ※希望順位1～4を記入してください ※希望順位に關わり受審を強く希望するコースは「実願希望」欄に○をつけてください ①新規リーダー ②企業 ③HRD ④法政立案 ⑤法政立案 ⑥法政立案 ⑦企業 ⑧企業 ⑨企業 ⑩企業 ⑪企業 ⑫企業 ⑬企業 ⑭企業 ⑮企業 ⑯企業 ⑰企業 ⑱企業 ⑲企業 ⑳企業 ㉑企業 ㉒企業 ㉓企業 ㉔企業 ㉕企業 ㉖企業 ㉗企業 ㉘企業 ㉙企業 ㉚企業 ㉛企業 ㉜企業 ㉝企業 ㉞企業 ㉟企業 ㊱企業 ㊲企業 ㊳企業 ㊴企業 ㊵企業 ㊶企業 ㊷企業 ㊸企業 ㊹企業 ㊺企業	局内 順位 昇任 希望 順位 1～10まで記入
----	---	-----------------	-----------	----	-----------------------	--	--

4/1より9/30まで昇任取得のため受審が難しい。

市長室秘書課 伊藤

---

差出人: 市長室秘書課 <a3053-06@shicho.city.nagoya.lg.jp>  
送信日時: 2023年3月3日金曜日 17:05  
宛先: 'a2142@somu.city.nagoya.lg.jp'  
件名: 傷病状況報告書について  
添付ファイル: 勤務時間中の傷病状況報告書2302【市長室】.doc

総務局安全衛生課 ご担当者さま

いつもお世話になっております。

市長室秘書課 水野と申します。

見出しの件につきまして、別添のとおり（2月分）提出いたしますので  
お忙しい中で恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

☆彡-☆彡-☆彡-☆彡-☆彡-☆彡-☆彡-☆彡-☆彡-☆彡-☆彡

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

市長室秘書課庶務係 水野 麻由美

[a3053-06@shicho.city.nagoya.lg.jp](mailto:a3053-06@shicho.city.nagoya.lg.jp)

TEL 052 (972) 3056 FAX 052 (972) 4105

☆彡-☆彡-☆彡-☆彡-☆彡-☆彡-☆彡-☆彡-☆彡-☆彡-☆彡

## 勤務時間中の傷病状況報告書

令和5年3月3日

主任総括安全衛生管理者 様

局・区等総括 所 属 市長室  
安全衛生管理者 補職名 室長  
氏 名 杉浦 弘昌

令和5年2月分の勤務時間中の傷病状況を次のとおり報告します。

区 分		男 子	女 子	合 計
傷 病 者 数 (休業者数・死亡者数を除く)		0名 ( 0 )	0名 ( 0 )	0名 ( 0 )
休業者数	4 日 未 満	0名 ( 0 )	0名 ( 0 )	0名 ( 0 )
	4 日 以 上	0名 ( 0 )	0名 ( 0 )	0名 ( 0 )
死 亡 者 数		0名 ( 0 )	0名 ( 0 )	0名 ( 0 )
合 計		0名 ( 0 )	0名 ( 0 )	0名 ( 0 )
傷 病 状 況		①. 該当者なし 2. 別紙（勤務時間中の傷病状況調書）のとおり		
(注)「勤務時間中の傷病状況報告書等作成要領」に基づき記載すること。		局区等衛生管理者氏名 三浦 孝滋		

a3053

差出人: 市長室秘書課庶務係 <a3053@shicho.city.nagoya.lg.jp>  
送信日時: 2023年3月6日月曜日 16:49  
宛先: '防災危機管理局危機管理企画室企画係'  
件名: RE: 【3/9ㄨ】災害時における通信サービス等の利用状況に関する調査について  
添付ファイル: 市長室【調査用紙】災害時における通信サービス等の利用状況に関する調査.xlsx

防災危機管理局 山本様

いつもお世話になっております。  
みだしの件につきまして、市長室分を別添のとおり回答します。  
よろしく願いいたします。

\*\*\*\*\*  
稲崎 純子 (Inazaki Junko)  
名古屋市市長室秘書課庶務係  
〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1  
TEL : 052-972-3053 FAX : 052-972-4105  
Mail : [REDACTED]@city.nagoya.lg.jp  
\*\*\*\*\*

From: 防災危機管理局危機管理企画室企画係 <a3523@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp>  
Sent: Thursday, March 2, 2023 1:40 PM  
To: 5000 会計室出納課庶務係 <a3003@kaikei.city.nagoya.lg.jp>; 5001 防災危機管理局総務課庶務係 <a3530@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp>; 5002 市長室秘書課庶務係 <a3053@shicho.city.nagoya.lg.jp>; 5003 総務局総務課 <a2102@somu.city.nagoya.lg.jp>; 5004 財政局総務課 <a2303@zaisei.city.nagoya.lg.jp>; 5006 観光文化交流局総務課 <a3166@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp>; 5007 環境局総務課 <a2362@kankyokoku.city.nagoya.lg.jp>; 5008 健康福祉局監査課 <a2510-03@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp>; 5009 子ども青少年局総務課 <a3192@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp>; 5010 住宅都市局総務課 <a2704@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp>; 5011 緑政土木局企画経理課 <a2451@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp>; 5012 市会事務局総務課 <a2083@shikai.city.nagoya.lg.jp>; 5013 監査事務局監査第一課庶務係 <a3331@kansa.city.nagoya.lg.jp>; 5014 人事委員会事務局審査課 <a3304@jinji.city.nagoya.lg.jp>; 5015 教育委員会事務局総務課 <a3207@kyoiku.city.nagoya.lg.jp>; 5016 選挙管理委員会事務局庶務係 <a3314@senkyokanri.city.nagoya.lg.jp>; 5017 消防局総務課 <00shomu@fd.city.nagoya.lg.jp>; 5018 上下水道局総務部防災危機管理室 <bosai@jogesuido.city.nagoya.lg.jp>; 5019 交通局営業本部総務部総務課 <soumu@tbcn.city.nagoya.lg.jp>; 5021 スポーツ市民局総務課 <a4402@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp>; 5022 経済局総務課 <a2403@keizai.city.nagoya.lg.jp>  
Subject: 【3/9ㄨ】災害時における通信サービス等の利用状況に関する調査について

各局室 防災ご担当者様

いつもお世話になっております。

防災危機管理局危機管理企画室の山本と申します。

見出しの件につきまして、総務省よりアンケート調査が来ております。

各所属にて該当がございましたら、3月9日（木）までに

添付の調査様式にてご回答ください。

※該当がなければ、回答不要です。

期限が短く申し訳ございませんが、ご査収の程、よろしくお願いいたします。

=====  
名古屋市役所防災危機管理局  
危機管理企画室 企画係  
主事 山本 笙平  
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
TEL：(052) 972-3523 FAX：(052) 962-4030  
E-mail：[a3523@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp](mailto:a3523@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp)  
=====

**災害時における通信サービス等の利用状況に関する調査**

**選択肢記号の説明**

- : 単一選択
- : 複数選択

※単一選択のご質問に対しては、回答欄に選択肢の番号をご記入くださいますようお願い申し上げます。  
 複数選択のご質問に対しては、該当する選択肢の□に✓をご記入くださいますようお願い申し上げます。  
 ※本調査票を保存される際は、貴団体名をファイル名に記載いただきますようお願い申し上げます。  
 例) ●●市●●課【調査用紙】災害時における通信サービス等の利用状況に関する調査

※ご回答は、下記欄掛けセルにご入力ください。

必須回答  
任意回答

**基本情報**

●皆様に伺います。

<b>Q1</b>	所属している団体について当てはまるものを1つお選びください。	<b>回答欄</b>
	【必須回答】	具体的なご記入ください
	○ 1. 都道府県行政機関（具体的にご記入ください）	単一選択
	○ 2. 市区町村行政機関（自治体コードをご記入ください）	名古屋市
	○ 3. 指定公共機関（具体的にご記入ください） → Q3へお進みください。	2
	○ 4. その他（具体的にご記入ください） → Q3へお進みください。	

●前問で「1.都道府県行政機関」、「2.市区町村行政機関」を選択した方にお伺いします。

本アンケート調査は、公用携帯電話をはじめ災害時における通信サービス等の利用状況をお伺いするものです。

ご回答いただける貴団体における対象範囲について、当てはまるものをお選びください。

<b>Q2</b>	なお、貴団体内の一部の組織等についてご回答いただく場合（選択肢2.）は、自由記述欄※に当該範囲を補足ください。 ※ご回答例：「局、部、課」（ご回答いただける対象の組織名をご記載ください）や「団体全体における対象組織のおよその割合をご記載ください」	<b>回答欄</b>
	【必須回答】	具体的なご記入ください
	○ 1. 貴団体全体について回答	単一選択
	○ 2. 貴団体内の一部の組織等について回答※（具体的にご記入ください）	市長室
	○ 3. その他（具体的にご記入ください）	2

**1. 地方公共団体等における公用携帯電話の導入実態**

以降の設問では、貴団体における公用携帯電話の導入実態や導入端末についてお伺いします。

「公用携帯電話」は、携帯電話事業者が提供する携帯電話サービス（法人契約）を指します。

衛星携帯電話やIP無線等の業務無線システムは除きます。

●皆様に伺います。

<b>Q3</b>	貴団体では、公用携帯電話を導入していますか。当てはまるものを1つお選びください。	<b>回答欄</b>
	【必須回答】	単一選択
	○ 1. 導入している	
	○ 2. 導入していないが、導入予定はある → Q36へお進みください。	1
	○ 3. 導入予定はない → Q36へお進みください。	

●Q3で「1.導入している」を選択した方にお伺いします。

<b>Q4</b>	導入している公用携帯電話の端末種類について、当てはまるものを1つお選びください。	<b>回答欄</b>
	【必須回答】	単一選択
	○ 1. スマートフォンのみ	
	○ 2. フィーチャーフォン（いわゆるガラケー）のみ	3
	○ 3. スマートフォンとフィーチャーフォン（いわゆるガラケー）を併用	

●Q3で「1.導入している」を選択した方にお伺いします。

<b>Q5</b>	導入している公用携帯電話の導入台数について、当てはまるものを1つお選びください。	<b>回答欄</b>
	【必須回答】	単一選択
	○ 1. 10台未満	
	○ 2. 10台以上、30台未満	
	○ 3. 30台以上、50台未満	
	○ 4. 50台以上、100台未満	
	○ 5. 100台以上、200台未満	2
	○ 6. 200台以上、500台未満	
	○ 7. 500台以上、1000台未満	
	○ 8. 1000台以上	

●Q3で「1.導入している」を選択した方にお伺いします。

<b>Q6</b>	導入している公用携帯電話の導入台数の実数をお答えください。 なお、具体的な実数がわからない場合は、おおよその実数をお答えください。	<b>回答欄</b>
	【必須回答】	具体的なご記入ください
	1. 合計台数	1 2 台
	2. うち フィーチャーフォン（いわゆるガラケー）の台数【Q4で2.3.を回答した方のみ】	6 台

●Q3で「1.導入している」を選択し、

Q4で「1.スマートフォンのみ」もしくは、「3.スマートフォンとフィーチャーフォン（いわゆるガラケー）を併用」を選択した方にお伺いします。

<b>Q7</b>	導入しているスマートフォンの端末機種（OS）について、当てはまるものを1つお選びください。	<b>回答欄</b>
	【必須回答】	単一選択
	○ 1. iPhone（iOS）端末のみ	
	○ 2. アンドロイド対応端末のみ	3
	○ 3. iPhone（iOS）とアンドロイド対応端末を併用	

●Q3で「1.導入している」を選択した方にお伺いします。

<b>Q8</b>	公用携帯電話の導入台数は、どのような基準で決めていますか。最も当てはまるものを1つお選びください。 なお、導入している部署や部署により異なる場合は、貴団体全体で最も多いケースをお選びください。	<b>回答欄</b>
-----------	---	------------



【必須回答】	具体的にご記入ください	単一選択
<input type="radio"/> 1. 職員全員に1人1台を導入		
<input type="radio"/> 2. 職位・役職ごとに必要な台数を導入		
<input type="radio"/> 3. 貴団体内の特定の部局や部署等で必要な台数を導入		
<input type="radio"/> 4. 用途ごとを導入		2
<input type="radio"/> 5. その他（具体的にご記入ください）		
<input type="radio"/> 6. わからない		

貴団体が導入している公用携帯電話の契約内容について詳細をお伺いします。より正確なご回答をいただくために、可能な限り、貴団体の公用携帯電話の契約情報を参照できる資料（請求明細等）を参照いただけますようお願い申し上げます。

●Q3で「1.導入している」を選択した方にお伺いします。

Q9	現在、公用携帯電話はどの携帯電話事業者と契約していますか。 契約している携帯電話事業者をお選びいただき、契約数（回線数）を自由記述欄にご回答ください。 ここでは、1つの端末で1つの携帯電話事業者と契約している場合についてお答えください。 端末によって異なる携帯電話事業者と契約している場合は、それぞれの携帯電話事業者についてご回答ください。 なお、1つの端末で複数の携帯電話事業者のサービスを利用している場合は、選択肢7をお選びください。	回答欄
	※1 MVNO（Mobile Virtual Network Operator）：一般向けには格安スマホや格安SIMを提供している仮想移動体通信事業者のことを指します（選択肢「1」から「4」以外の携帯電話会社）。	
	※2 1つの端末で複数の携帯電話事業者にご契約している場合は、選択肢7をお選びください。	

【必須回答】	具体的にご記入ください	複数選択
<input type="checkbox"/> 1. NTTドコモ	回線	1 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 2. KDDI (au)	1 2 回線	2 <input checked="" type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 3. ソフトバンク	回線	3 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 4. 楽天モバイル	回線	4 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 5. MVNO※1	回線	5 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 6. その他	回線	6 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 7. 1つの端末で複数の携帯電話事業者の通信サービスを利用※2		7 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 8. わからない		8. <input type="checkbox"/>

●Q3で「1.導入している」を選択し、前問で「7.1つの端末で複数の携帯電話事業者の通信サービスを利用」を選択した方にお伺いします。

Q10	1台の端末で複数の携帯電話事業者のサービスを利用している団体にお伺いします。 具体的にどの携帯電話事業者を組み合わせて契約していますか。 当てはまるものを全てお選びください。 ※ MVNO（Mobile Virtual Network Operator）：一般向けには格安スマホや格安SIMを提供している仮想移動体通信事業者のことを指します（選択肢「1」から「4」以外の携帯電話会社）。	回答欄

【必須回答・回答者条件あり】	具体的にご記入ください	複数選択
<input type="checkbox"/> 1. NTTドコモ		1 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 2. KDDI (au)		2 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 3. ソフトバンク		3 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 4. 楽天モバイル		4 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 5. MVNO※		5 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 6. その他（具体的にご記入ください）		6 <input type="checkbox"/>

●Q3で「1.導入している」を選択した方にお伺いします。

Q11	現在契約中の公用携帯電話の契約プランについて、当てはまるものを全てお選びください。	回答欄

【必須回答】	複数選択
<input type="checkbox"/> 1. 音声通話専用プラン	1 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 2. データ通信専用プラン	2 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 3. データ通信+音声通話プラン	3 <input checked="" type="checkbox"/>

●Q3で「1.導入している」を選択し、前問で「2.データ通信専用プラン」もしくは「3.データ通信+音声通話プラン」を選択した方にお伺いします。

Q12	データ通信プランを契約している団体にお伺いします。契約している1回線あたりの使用可能容量について、当てはまるものを1つお選びください。 なお、複数のデータ通信プランに契約しており、各契約プランにおける使用可能なデータ容量が異なる場合は、最も契約数が多い使用可能容量をお答えください。	回答欄

【必須回答】	単一選択
<input type="radio"/> 1. 1GB/月未満	
<input type="radio"/> 2. 1GB/月以上、3GB/月未満	
<input type="radio"/> 3. 3GB/月以上、5GB/月未満	
<input type="radio"/> 4. 5GB/月以上、7GB/月未満	
<input type="radio"/> 5. 7GB/月以上、10GB/月未満	5
<input type="radio"/> 6. 10GB/月以上	
<input type="radio"/> 7. 従量制（使用したデータ通信容量にあわせて料金が計上されるプラン）	

●Q3で「1.導入している」を選択した方にお伺いします。

Q13	現在契約中の公用携帯電話について、全てまたは一部の回線/端末において、利用している端末や各種機能、付加サービス等について当てはまるものを全てお選びください。

【必須回答】	※プルダウンよりご選択ください。
<input type="radio"/> 1. SIMロック端末	全ての回線/端末
<input type="radio"/> 2. SIMフリー端末	保有/契約していない
<input type="radio"/> 3. デュアルSIM対応端末	わからない
<input type="radio"/> 4. 電話かけ放題サービス	保有/契約していない
<input type="radio"/> 5. データシェアパック	保有/契約していない
<input type="radio"/> 6. テザリング機能	わからない
<input type="radio"/> 7. 5G対応	一部の回線/端末
<input type="radio"/> 8. セキュリティ補償サービス	一部の回線/端末
<input type="radio"/> 9. デュアルSIMサービス	わからない
<input type="radio"/> 10. キャリアメール(@docomo.ne.jp, @au.com, @softbank.ne.jp)	全ての回線/端末
<input type="radio"/> 11. 国際電話(衛星電話との音声通話を含む)	わからない
<input type="radio"/> 12. 音声通話の国際ローミング	わからない
<input type="radio"/> 13. データ通信の国際ローミング	わからない
<input type="radio"/> 14. 上記以外の機能やサービス	

●Q3で「1.導入している」を選択した方にお伺いします。

現在契約中の公用携帯電話の携帯電話会社及び契約プランはどのような理由で選びましたか。  
最も重視している理由をその順位とともに教えてください（最大3つまで回答可能）※。

※ 最も重視している理由には「1位」、その次に重視している理由には「2位」とお答えください。最大3つまでご回答いただけますが、1つや2つのみご回答いただいた場合は、「その他重視している理由はない」に「2位」もしくは「3位」とお答えください。なお、「特に選定している理由・基準はない」もしくは「わからない」場合は、当該選択肢を「1位」としてお答えいただき、「その他重視している理由はない」に「2位」と「3位」とお答えください。

Q14	必須回答	具体的にご記入ください	順位
	<input type="radio"/> 1. 基本プランやオプションサービスの内容（機能等）		3位
	<input type="radio"/> 2. 基本プランやオプションサービスの料金		1位
	<input type="radio"/> 3. 契約形態を指定できること（契約書を取り交わして契約ができる、年度末に一括支払）		
	<input type="radio"/> 4. 通信サービスのカバーエリア		
	<input type="radio"/> 5. 通信サービスの品質（音声通話やデータ通信等）		
	<input type="radio"/> 6. 対応している端末機種の種類や種類		2位
	<input type="radio"/> 7. その他（具体的にご記入ください）		
	<input type="radio"/> 8. 特に選定している理由・基準はない		
	<input type="radio"/> 9. わからない		
	<input type="radio"/> 10. その他重視している理由はない①		
	<input type="radio"/> 11. その他重視している理由はない②		

●Q3で「1.導入している」を選択した方にお伺いします。

公用携帯電話の契約期間について、最も当てはまるものを1つお選びください。  
なお、契約しているプランによって契約期間が異なる場合は、該当する契約数（端末・回線数）が最も多いプランの契約期間についてお答えください。

Q15	必須回答	具体的にご記入ください	単一選択
	<input type="radio"/> 1. 1年未満（プリペイド式契約等）		
	<input type="radio"/> 2. 1年以上、2年未満		
	<input type="radio"/> 3. 2年以上		4
	<input type="radio"/> 4. 契約期間を設けていない（定期契約ではない）		
	<input type="radio"/> 5. その他（具体的にご記入ください）		
	<input type="radio"/> 6. わからない		

貴団体が導入している公用携帯電話の端末の費用や月額利用料についてお伺いします。

●Q3で「1.導入している」を選択した方にお伺いします。

貴団体が導入している公用携帯電話の1台あたりの初期費用※について、最も当てはまるものを1つお選びください。  
なお、導入している端末によって初期費用が異なる場合は、導入台数が最も多い端末についてお答えください。  
※ 初期費用には端末料金及び初回手数料を含むものとします。端末が割賦契約（分割払い）の場合は、一括支払い相当額についてお答えください。

Q16	必須回答	具体的にご記入ください	単一選択
	<input type="radio"/> 1. 1万円未満		
	<input type="radio"/> 2. 1万円以上、2万円未満		
	<input type="radio"/> 3. 2万円以上、3万円未満		
	<input type="radio"/> 4. 3万円以上、4万円未満		
	<input type="radio"/> 5. 4万円以上、5万円未満		
	<input type="radio"/> 6. 5万円以上、6万円未満		
	<input type="radio"/> 7. 6万円以上、7万円未満		11
	<input type="radio"/> 8. 7万円以上、8万円未満		
	<input type="radio"/> 9. 8万円以上、9万円未満		
	<input type="radio"/> 10. 9万円以上、10万円未満		
	<input type="radio"/> 11. 10万円以上		
	<input type="radio"/> 12. わからない		

●Q3で「1.導入している」を選択した方にお伺いします。

貴団体が導入している公用携帯電話の1台あたりの月額費用（総額）について、最も当てはまるものを1つお選びください。（Q11でご回答いただいた契約プランごとにお答えください。Q11にて選択されていない契約プランについてのご回答は不要です。）  
月額費用（総額）は、下記的前提条件に基づいてお答えください。  
なお、導入している端末によって月額費用が異なる場合は、導入台数が最も多い端末についてお答えください。  
・月額費用は、基本プラン（音声通話及びデータ通信のいずれも含む）とオプションサービスを含む定額料金分と音声通話量・データ通信容量に応じた従量料金の総額をお答えください。端末割賦契約の分割払い分については除きます。  
・音声通話量・データ通信容量に応じた従量料金は、過去2年間中、災害対応の業務の影響が少なかった月をお選びいただき、当該月における音声通話及びデータ通信容量の従量料金をお答えください。

Q17	必須回答	※プルダウンよりご選択ください。
	<input type="radio"/> 1. 音声通話専用プラン	
	<input type="radio"/> 2. データ通信専用プラン	
	<input type="radio"/> 3. データ通信 + 音声通話プラン	3000円以上、4000円未満

●Q3で「1.導入している」を選択し、

Q11で「1.音声通話専用プラン」もしくは「3.データ通信 + 音声通話プラン」を選択し、

Q13で「電話かけ放題」で「2.一部の回線/端末」もしくは「3.保有/契約していない」を選択した方にお伺いします。

電話かけ放題の音声通話プランに一部もしくは全ての回線で、契約していない団体にお伺いします。  
使用した音声通話量分の支払い料金（従量料金）として、最も当てはまるものを1つお選びください。  
なお、従量料金は下記的前提条件に基づいてお答えください。  
-過去2年間中、災害対応の業務の影響が少なかった月をお選びいただき、当該月における音声通話の従量料金をお答えください。

Q18	必須回答	具体的にご記入ください	単一選択
	<input type="radio"/> 1. 500円未満		
	<input type="radio"/> 2. 500円以上、1000円未満		
	<input type="radio"/> 3. 1000円以上、2000円未満		2
	<input type="radio"/> 4. 2000円以上		
	<input type="radio"/> 5. わからない		

●Q3で「1.導入している」を選択し、

Q11で「2.データ通信専用プラン」もしくは「3.データ通信 + 音声通話プラン」を選択し、

Q12で「7.従量制（使用したデータ通信容量にあわせて料金が計上されるプラン）」を選択した方にお伺いします。

従量制のデータ通信プラン※に契約している団体にお伺いします。使用したデータ通信容量分の支払い料金（従量料金）として、最も当てはまるものを1つお選びください。

Q19 かつ、従量料金は下記の前記条件に基づいてお答えください。  
 ※ 過去2年間で、災害対応の業務の影響が少なかった月をお選びいただき、当該月におけるデータ通信容量の従量料金をお答えください。  
 ※ 従量制のデータ通信プランとは、使用したデータ通信容量にあわせて料金が計上されるプランのことを指します。

【必須回答】 単一選択

○ 1. 500円未満  
 ○ 2. 500円以上、1000円未満  
 ○ 3. 1000円以上、2000円未満  
 ○ 4. 2000円以上  
 ○ 5. わからない

公用携帯電話の災害時優先電話※への登録状況についてお伺いします。

※ 災害時優先電話とは、災害時等に通話の発信規制がかかった場合において、優先的に通話の発信を行うことができるもので、各電話事業者が提供しているサービスです。

●Q3で「1.導入している」を選択した方にお伺いします。

Q20 公用携帯電話の災害時優先電話へ登録していますか。登録している場合は登録番号数もお答えください。

【必須回答】 具体的に記入ください 単一選択

○ 1. 登録している（登録番号数をご記入ください） 8  
 ○ 2. 登録していないが、登録予定・登録を検討している →Q24へお進みください。 1  
 ○ 3. 登録していない →Q25へお進みください。

●Q20で「1.登録している」を選択した方にお伺いします。

Q21 公用携帯電話の災害時優先電話をどのように組織内に割り当てていますか。当てはまるものを全てお選びください。

【必須回答】 具体的に記入ください 複数選択

□ 1. 全ての公用携帯電話に割り当てている 1   
 □ 2. 一定の職員の職員（例：意思決定を行う幹部等）に割り当てている 2   
 □ 3. 特定の業務（災害対応やシステム対応等）に従事する職員に割り当てている 3   
 □ 4. その他（具体的に記入ください） 4   
 □ 5. 特に基準はない 5   
 □ 6. わからない 6

●Q20で「1.登録している」を選択した方にお伺いします。

Q22 公用携帯電話の災害時優先電話はどのような目的で登録しましたか。当てはまるものを全てお選びください。

【必須回答】 具体的に記入ください 複数選択

□ 1. 災害時における被災地の現場職員への指示・連絡・情報共有 1   
 □ 2. 災害時における被災地の現場職員からの連絡・情報共有 2   
 □ 3. 他組織（市から県、防災機関や医療機関等の他関係組織等）への連絡・情報共有 3   
 □ 4. その他（具体的に記入ください） 4   
 □ 5. わからない 5

●Q20で「1.登録している」を選択した方にお伺いします。

Q23 公用携帯電話の災害時優先電話の登録数について、現在登録している数より変更する希望はありますか。当てはまるものを1つお選びください。

【必須回答】 単一選択

○ 1. 登録数を増やしたい  
 ○ 2. 登録数を減らしたい  
 ○ 3. 登録数を変更する希望はない →Q25へお進みください。 3

●Q3で「1.導入している」を選択し、

Q20で「1.登録していないが、登録予定・登録を検討している」もしくは、前問で「1.登録数を増やしたい」/「2.登録数を減らしたい」を選択した方にお伺いします。

Q24 公用携帯電話の災害時優先電話を登録している、もしくは登録予定・登録を検討している方にお伺いします。希望する災害時優先電話の数をお答えください。※  
 ※ なお、災害時優先電話は、保有する全ての電話回線が優先電話に割り当てられるわけではなく、法令に定める運用を行うため、必要最低限の数に限られます（電話事業者の設備容量等の関係から、災害時優先電話の指定が難しい場合もあります）。本設問は、ご登録可能な登録番号数を保証するものではなく、あくまでも希望する登録番号数をお伺いするものです。

【必須回答】 具体的に記入ください

1. 登録希望番号数

現在契約中の公用携帯電話の通信サービスにおける課題についてお伺いします。

●Q3で「1.導入している」を選択した方にお伺いします。

Q25 現在契約中の公用携帯電話の通信サービスについて、どのような課題や改善して欲しい点がありますか。当てはまるものを全てお選びください。

【必須回答】 具体的に記入ください 複数選択

□ 1. サービスの月額料金が低い 1   
 □ 2. 通信速度が遅い 2   
 □ 3. 通信サービスのカバーエリア（業務区域に不感地帯・つながりにくいエリアがある等） 3   
 □ 4. 災害時等における通信回線の輻輳（つながらない、つながりにくくなる等） 4   
 □ 5. 携帯電話網（公衆網）を使用する際のセキュリティリスク 5   
 □ 6. 携帯電話事業者一社との契約による通信障害時等の通信サービスの利用不可 6   
 □ 7. 対応している端末機種が限定的・使用したいものが含まれていない 7   
 □ 8. その他（具体的に記入ください） 8   
 □ 9. 特に課題や改善して欲しい点はない 9   
 □ 10. わからない 10

貴団体における公用携帯電話の今後の契約予定についてお伺いします。

●Q3で「1.導入している」を選択した方にお伺いします。

Q26 現在契約中の公用携帯電話について、契約台数（回線数）やその他契約条件（回線数以外）、契約している携帯電話事業者を見直す予定はありますか。当てはまるものを1つお選びください。

【必須回答】 単一選択

○ 1. 現在契約している携帯電話事業者は変更せずに契約台数（回線数）を見直す予定  
 ○ 2. 現在契約している携帯電話事業者は変更せずにその他契約条件（回線数以外）を見直す予定がある 4

- 3. 契約している携帯電話事業者の変更を含めて契約台数（回線数）やその他契約条件（回線数以外）を見直す予定がある
- 4. 現在の契約中の携帯電話事業者及び契約台数（回線数）やその他契約条件（回線数以外）を見直す予定はない

●Q3で「1.導入している」を選択し、前問で「3.」以外を選択した方にお伺いします。

契約している携帯電話事業者を見直す予定のない団体にお伺いします。

Q27 契約している携帯電話事業者を変更しない理由について、当てはまるものを全てお選びください。

【必須回答】	具体的にご記入ください	複数選択
<input type="checkbox"/> 1. 基本プランやオプションの提供サービス内容・料金等に満足しているため		1 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 2. 通信サービスのカバーエリアや品質に満足しているため		2 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 3. 災害時優先電話の変更手続きが必須となるため		3 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 4. 携帯電話事業者ドメインのメールアドレスを変更したくないため		4 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 5. その他（具体的にご記入ください）	一部の契約を年度内に見直しただけのため	5 <input checked="" type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 6. わからない		6 <input type="checkbox"/>

## 2.地方公共団体等における公用携帯電話の主な用途

貴団体が導入している公用携帯電話の利用目的についてお伺いします。

●Q3で「1.導入している」を選択した方にお伺いします。

Q28 公用携帯電話はどのような目的で利用していますか。当てはまるものを全てお選びください。

【必須回答】	具体的にご記入ください	複数選択
<input type="checkbox"/> 1. 平常時※1における自機関での情報共有・連絡		1 <input checked="" type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 2. 平常時※1における他機関との情報共有・連絡		2 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 3. 災害時※2における自機関での情報共有・連絡		3 <input checked="" type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 4. 災害時※2における他機関との情報共有・連絡		4 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 5. 幹部による利用		5 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 6. 幹部以外の職員による利用		6 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 7. 他機関への貸し出し用		7 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 8. 予備用		8 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 9. その他（具体的にご記入ください）		9 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 10. わからない		10 <input type="checkbox"/>

貴団体が導入している公用携帯電話の使用量や主な使用用途についてお伺いします。「平常時」と「災害時」についてそれぞれお伺いします。「災害時」については、直近の過去2年間で、特に災害対応に係る連絡や情報共有等の業務が多かった月についてお伺いします。

●Q3で「1.導入している」を選択した方にお伺いします。

災害対応※1に係る連絡や情報共有等の業務で、公用携帯電話を使用している場合についてお伺いします。

直近の過去2年間で、こうした災害対応業務の有無についてお答えください。

Q29 「有り」の場合、特に当該業務が多かった災害の規模や種類について自由記述欄※2に補足ください。

※1 災害は、火災、地震、小規模な台風等の通常災害やそれら以外の大規模災害を含みます。

※2 ご回答例：令和〇年〇月に発生した 台風

【必須回答】	具体的にご記入ください	単一選択
<input type="checkbox"/> 1. 災害対応の業務があった		1 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 2. 災害対応の業務は特になかった		2 <input type="checkbox"/>

●Q3で「1.導入している」を選択し、

Q11で「1.音声通話専用プラン」もしくは「3.データ通信+音声通話プラン」を選択した方にお伺いします。

現在、音声通話プランに契約している団体にお伺いします。公用携帯電話1台あたりの月間の平均通話時間について、当てはまるものを1つお選びください。

通話は電気通信番号（070/080/090/050番）を利用した電話サービス（インターネット電話・アプリは除きます）。

「平常時」と「災害時」それぞれについて、下記の前提条件に基づいてお答えください。直近の過去2年間で、災害対応の業務が限られており、通話時間が「平常時」と変わらない場合は、「災害時」のご回答は不要です。

Q30 なお、導入している公用携帯電話の合計通話時間しかなかった場合、導入台数1台あたりに換算したく等で、可能な限りご回答いただけますようお願い申し上げます。

・災害時： 過去2年間で、災害対応の業務が特に多かった月をお選びいただき、当該月のおおよその通話時間をお答えください。

・平常時： 過去2年間で、上記以外で災害対応の業務の影響が少なかった月をお選びいただき、当該月のおおよその平均通話時間をお答えください。

【必須回答】	※プルダウンよりご選択ください。
<input type="checkbox"/> 1. 平常時	わからない
<input type="checkbox"/> 2. 災害時 ※Q29で「1.災害対応の業務があった」を選択した方のみご回答ください。	

●Q3で「1.導入している」を選択し、

Q11で「2.データ通信専用プラン」もしくは「3.データ通信+音声通話プラン」を選択し、

Q12で「7.従量制（使用したデータ通信容量にあわせて料金が計上されるプラン）」を選択した方にお伺いします。

現在、公用携帯電話の従量制のデータ通信プラン※に契約している団体にお伺いします。

公用携帯電話1台あたりの月間の平均データ使用量について、当てはまるものを1つお選びください。

「平常時」と「災害時」それぞれについて、下記の前提条件に基づいてお答えください。

Q31 直近の過去2年間で、災害対応の業務が限られており、使用量が「平常時」と変わらない場合は、「災害時」のご回答は不要です。

・災害時： 過去2年間で、災害対応の業務が特に多かった月をお選びいただき、当該月のおおよそのデータ使用量をお答えください。

・平常時： 過去2年間で、上記以外で災害対応の業務の影響が少なかった月をお選びいただき、当該月のおおよその平均データ使用量をお答えください。

※従量制のデータ通信プランとは、使用したデータ通信容量にあわせて料金が計上されるプランのことを指します。

【必須回答】	※プルダウンよりご選択ください。
<input type="checkbox"/> 1. 平常時	
<input type="checkbox"/> 2. 災害時 ※Q29で「1.災害対応の業務があった」を選択した方のみご回答ください。	

●Q3で「1.導入している」を選択し、

Q11で「2.データ通信専用プラン」もしくは「3.データ通信+音声通話プラン」を選択した方にお伺いします。

公用携帯電話のデータ通信の主な使用用途について、当てはまるものを全てお選びください。

平常時と災害時それぞれについて、下記の前提条件に基づいてお答えください。

・災害時： 火災、地震、小規模な台風等の通常災害やそれら以外の大規模災害も含めた災害対応業務における利用。

・平常時： 上記災害時以外の平常業務における利用。

【必須回答】	複数選択
メール	1 <input checked="" type="checkbox"/>
チャット	2 <input checked="" type="checkbox"/>
画像・動画の送信	3 <input checked="" type="checkbox"/>

□ 1. 平常時	インターネットの閲覧	4	<input checked="" type="checkbox"/>
	その他	5	<input type="checkbox"/>
	使用していない	6	<input type="checkbox"/>
	わからない	7	<input type="checkbox"/>
	メール	1	<input type="checkbox"/>
	チャット	2	<input type="checkbox"/>
	画像・動画の送信	3	<input type="checkbox"/>
□ 2. 災害時 ※Q29で「1.災害対応の業務があった」を選択した方のみご回答ください。	インターネットの閲覧	4	<input type="checkbox"/>
	その他	5	<input type="checkbox"/>
	使用していない	6	<input type="checkbox"/>
	わからない	7	<input type="checkbox"/>

貴団体が導入している公用携帯電話のセキュリティ対策及び運用ルールについてお伺いします。

●Q3で「1.導入している」を選択した方にお伺いします。

貴団体が導入している公用携帯電話に、MDM（モバイルデバイス管理ツール）※を導入していますか。なお、一部の公用携帯電話において、導入している場合においても、「導入している」（選択肢1.）をお選びください。

※ MDM（モバイルデバイス管理ツール）：スマートフォンやタブレット等のモバイル端末を一元的に管理、監視、適用するためのソフトウェアを指します。

【必須回答】

□ 1. 導入している

□ 2. 導入していないが、導入予定はある →Q35へお進みください。

□ 3. 導入予定はない →Q35へお進みください。

回答欄 単一選択 1

●前問で「1.導入している」を選択した方にお伺いします。

MDM（モバイルデバイス管理ツール）を導入している団体にお伺いします。MDMを導入している目的について、当てはまるものを全てお選びください。

【必須回答】

具体的に記入ください

□ 1. アプリケーションの配信と管理

□ 2. 端末の使用制限（例：Wi-Fi、Bluetoothやデジタリングの使用禁止等）

□ 3. 端末使用状況の把握

□ 4. 紛失時の対策

□ 5. 資産管理

□ 6. テレワークへの対応

□ 7. その他（具体的に記入ください）

回答欄 複数選択 1 2 3 4 5 6 7

●Q3で「1.導入している」を選択した方にお伺いします。

貴団体が導入している公用携帯電話について、どのような運用ルールを設定していますか。当てはまるものを全てお選びください。なお、導入している一部の公用携帯電話において、運用ルールを設定している場合においても、該当するものをお選びください。

【必須回答】

具体的に記入ください

□ 1. 情報の取り扱い基準（例：機密情報や個人情報の取り扱い禁止等）

□ 2. 利用方法・用途に関するルール

□ 3. 管理者の設定

□ 4. 持出/利用者の制限

□ 5. 持出/利用できる場所の制限

□ 6. 利用できる音声通話/データ通信量の制限

□ 7. 利用できるアプリケーション等の制限

□ 8. 特に運用ルールは設定していない

□ 9. その他（具体的に記入ください）

□ 10. わからない

回答欄 複数選択 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

### 3.公用携帯電話を導入していない理由・導入意向

公用携帯電話を導入していない団体にお伺いします。

●Q3で「2.導入していないが、導入予定はある」もしくは「3.導入予定はない」を選択した方にお伺いします。

貴団体における過去の公用携帯電話の導入実績について、当てはまるものを1つお選びください。

【必須回答】

具体的に記入ください

□ 1. 過去に導入していた（解約時期（西暦/年度）をご記入ください）

□ 2. 過去に導入していない

□ 3. 過去の導入実績はわからない

回答欄 単一選択

●Q3で「2.導入していないが、導入予定はある」もしくは「3.導入予定はない」を選択した方にお伺いします。

公用携帯電話を導入していない、もしくは解約した理由について、当てはまるものを全てお選びください。

【必須回答】

具体的に記入ください

□ 1. 導入時の初期費用（端末単価等）が高いため

□ 2. 公用携帯電話における機能（データ通信等）を必要としない/必要がなくなった

□ 3. 他の通信機器や手段で代替できるため

□ 4. 運用時の月額費用（月額利用料等）が高いため

□ 5. その他（具体的に記入ください）

□ 6. わからない

回答欄 複数選択 1 2 3 4 5 6

公用携帯電話を導入予定の団体にお伺いします。

●Q3で「2.導入していないが、導入予定はある」を選択した方にお伺いします。

導入予定の時期について、当てはまるものを1つお選びください。

【必須回答】

□ 1. 令和5年度（2023年度）

□ 2. 令和6年度（2024年度）

□ 3. 令和7年度（2025年度）

□ 4. 令和8年度（2026年度）

□ 5. 令和9年度（2027年度）

□ 6. 令和10年度（2028年度）

□ 7. 令和11年度以降（2029年度以降）

□ 8. 導入時期は決めていない

□ 9. わからない

回答欄 単一選択

●Q3で「2.導入していないが、導入予定はある」を選択した方にお伺いします。

**Q39** 導入予定の公用携帯電話の台数について、当てはまるものを1つお選びください。 回答欄

【必須回答】 単一選択

○ 1. 10台未満  
 ○ 2. 10台以上、30台未満  
 ○ 3. 30台以上、50台未満  
 ○ 4. 50台以上、100台未満  
 ○ 5. 100台以上、200台未満  
 ○ 6. 200台以上、500台未満  
 ○ 7. 500台以上、1000台未満  
 ○ 8. 1000台以上  
 ○ 9. 導入予定の台数は未定  
 ○ 10. わからない

●Q3で「2.導入していないが、導入予定はある」を選択し、前問で「9.導入予定の台数は未定」もしくは「10.わからない」以外を選択した方にお伺いします。

**Q40** 導入予定の公用携帯電話の台数の実数をお答えください。 回答欄

なお、具体的な実数がまだ未定もしくはわからない場合は、おおよそ予定している実数をお答えください。

【必須回答】 具体的に記入ください

1. 導入予定の公用携帯電話の台数の実数 台

**4.公用携帯電話以外の通信サービス・機器の導入実態**

災害時における連絡手段として、公用携帯電話以外で使用している通信サービス・機器の導入実態についてお伺いします。本調査では、公用携帯電話と同様に、可搬性のある通信サービス・機器※を対象とします。

※IP無線機、マルチチャンネルアクセス（MCA）無線機、衛星携帯電話、簡易無線（パーソナル無線）、防災相互通信用無線等。

●皆様に伺います。

**Q41** 災害時における連絡手段として、公用携帯電話以外の通信サービス・機器（防災相互通信用無線を含む）を導入していますか。 回答欄

当てはまるものを1つお選びください。

【必須回答】 単一選択

○ 1. 導入している  
 ○ 2. 導入していないが、導入予定はある →Q64へお進みください。  
 ○ 3. 導入予定はない →Q64へお進みください。

3

●Q41で「1.導入している」を選択した方にお伺いします。

**Q42** 災害時における連絡手段として、公用携帯電話以外の通信サービス・機器のうち、防災相互通信用無線を導入していますか。 回答欄

当てはまるものを1つお選びください。

【必須回答】 単一選択

○ 1. 導入している  
 ○ 2. 導入していない

●Q41で「1.導入している」を選択した方にお伺いします。

**Q43** 災害時における連絡手段として、公用携帯電話及び防災相互通信用無線以外で導入している通信サービス・機器について、当てはまるものを全てお選びください。 回答欄

【必須回答】 複数選択

○ 1. IP無線機 1   
 ○ 2. マルチチャンネルアクセス（MCA）無線機 2   
 ○ 3. 衛星携帯電話 3   
 ○ 4. 簡易無線（パーソナル無線） 4   
 ○ 5. その他の通信サービス・機器 5   
 ○ 6. 公用携帯電話及び防災相互通信用無線以外で導入している通信サービス・機器はない【Q42で「1.導入している」を選択した方のみ】 6   
 ○ 7. わからない 7

●Q41で「1.導入している」を選択し、前問で「6.公用携帯電話及び防災相互通信用無線以外で導入している通信サービス・機器はない」/「7.わからない」以外を選択した方にお伺いします。

**Q44** 公用携帯電話以外で導入している通信サービス・機器※のうち、最も使用頻度が高い通信サービス・機器をお答えください。 回答欄

※ 本設問では防災相互通信用無線は対象外となります。

【必須回答】 具体的に記入ください 単一選択

○ 1. IP無線機  
 ○ 2. マルチチャンネルアクセス（MCA）無線機  
 ○ 3. 衛星携帯電話  
 ○ 4. 簡易無線（パーソナル無線）  
 ○ 5. その他の通信サービス・機器（具体的に記入ください）

●Q41で「1.導入している」を選択し、Q42で「1.導入している」を選択し、もしくは、Q43で「6.公用携帯電話及び防災相互通信用無線以外で導入している通信サービス・機器はない」/「7.わからない」以外を選択した方にお伺いします。

※Q43で選択した機器のみについて、ご回答ください。

**Q45** 公用携帯電話以外で導入している通信サービス・機器の導入台数について、当てはまるものを全てお選びください。 回答欄

【必須回答】 ※プルダウンよりご選択ください。

1. IP無線機  
 2. マルチチャンネルアクセス（MCA）無線機  
 3. 衛星携帯電話  
 4. 簡易無線（パーソナル無線）  
 5. 防災相互通信用無線【Q42で「1.導入している」を選択した方のみ】  
 6. その他の通信サービス・機器

●Q41で「1.導入している」を選択し、Q43で「6.わからない」/「7.公用携帯電話及び防災相互通信用無線以外で導入している通信サービス・機器はない」以外を選択した方にお伺いします。

※Q43で選択した機器のみについて、ご回答ください。

**Q46** 公用携帯電話以外で導入している通信サービス・機器※はどのような理由で選んでいますか。 回答欄

当てはまるものを全てお選びください。

※ 本設問では防災相互通信用無線は対象外となります。

【必須回答】 複数選択

○ 1. 機器の耐久性・操作性 1   
 ○ 2. 機器の初期費用（端末料金等） 2   
 ○ 3. 機器の月額費用 3

□ 1. IP無線機	その他運用経費	4	<input type="checkbox"/>
	通信サービスのカバーエリア	5	<input type="checkbox"/>
	通信回線の安定性・通信速度	6	<input type="checkbox"/>
	その他	7	<input type="checkbox"/>
	特に選定している理由・基準はない	8	<input type="checkbox"/>
	わからない	9	<input type="checkbox"/>
	機器の耐久性・操作性	1	<input type="checkbox"/>
	機器の初期費用（端末料金等）	2	<input type="checkbox"/>
	機器の月額費用	3	<input type="checkbox"/>
□ 2. マルチチャンネルアクセス（MCA）無線機	その他運用経費	4	<input type="checkbox"/>
	通信サービスのカバーエリア	5	<input type="checkbox"/>
	通信回線の安定性・通信速度	6	<input type="checkbox"/>
	その他	7	<input type="checkbox"/>
	特に選定している理由・基準はない	8	<input type="checkbox"/>
	わからない	9	<input type="checkbox"/>
	機器の耐久性・操作性	1	<input type="checkbox"/>
	機器の初期費用（端末料金等）	2	<input type="checkbox"/>
	機器の月額費用	3	<input type="checkbox"/>
□ 3. 衛星携帯電話	その他運用経費	4	<input type="checkbox"/>
	通信サービスのカバーエリア	5	<input type="checkbox"/>
	通信回線の安定性・通信速度	6	<input type="checkbox"/>
	その他	7	<input type="checkbox"/>
	特に選定している理由・基準はない	8	<input type="checkbox"/>
	わからない	9	<input type="checkbox"/>
	機器の耐久性・操作性	1	<input type="checkbox"/>
	機器の初期費用（端末料金等）	2	<input type="checkbox"/>
	機器の月額費用	3	<input type="checkbox"/>
□ 4. 簡易無線（パーソナル無線）	その他運用経費	4	<input type="checkbox"/>
	通信サービスのカバーエリア	5	<input type="checkbox"/>
	通信回線の安定性・通信速度	6	<input type="checkbox"/>
	その他	7	<input type="checkbox"/>
	特に選定している理由・基準はない	8	<input type="checkbox"/>
	わからない	9	<input type="checkbox"/>
	機器の耐久性・操作性	1	<input type="checkbox"/>
	機器の初期費用（端末料金等）	2	<input type="checkbox"/>
	機器の月額費用	3	<input type="checkbox"/>
□ 5. その他の通信サービス・機器	その他運用経費	4	<input type="checkbox"/>
	通信サービスのカバーエリア	5	<input type="checkbox"/>
	通信回線の安定性・通信速度	6	<input type="checkbox"/>
	その他	7	<input type="checkbox"/>
	特に選定している理由・基準はない	8	<input type="checkbox"/>
	わからない	9	<input type="checkbox"/>
	機器の耐久性・操作性	1	<input type="checkbox"/>
	機器の初期費用（端末料金等）	2	<input type="checkbox"/>
	機器の月額費用	3	<input type="checkbox"/>

●前問で「7,その他」を選択した機器のみについて、ご回答ください。

Q47 公用携帯電話以外の通信サービス・機器の導入台数の選定理由について、「その他」を回答された団体にお伺いします。  
具体的な選定理由について、自由記述にお答えください。

【必須回答】	具体的に記入ください
1. IP無線機	
2. マルチチャンネルアクセス（MCA）無線機	
3. 衛星携帯電話	
4. 簡易無線（パーソナル無線）	
5. その他の通信サービス・機器	

●Q41で「1.導入している」を選択し、

Q43で「6.公用携帯電話及び防災相互通信用無線以外で導入している通信サービス・機器はない」/「7.わからない」以外を選択した方にお伺いします。

※Q43で選択した機器についてご回答ください。

Q48 公用携帯電話以外で導入している通信サービス・機器※の導入台数は、どのような基準で決めていますか。  
最も当てはまるものを1つお選びください。なお、導入している郵局や郵審により異なる場合は、貴団体全体で最も多いケースをお選びください。  
※ 本設問では防災相互通信用無線は対象外となります。

【必須回答】	※プルダウンよりご選択ください。
○ 1. IP無線機	
○ 2. マルチチャンネルアクセス（MCA）無線機	
○ 3. 衛星携帯電話	
○ 4. 簡易無線（パーソナル無線）	
○ 5. その他の通信サービス・機器	

●前問で「5,その他」を選択した機器のみについて、ご回答ください。

Q49 公用携帯電話以外の通信サービス・機器の導入台数の基準の決め方について、「その他」を回答された団体にお伺いします。  
具体的な導入台数の基準の決め方について、自由記述にお答えください。

【必須回答】	具体的に記入ください
1. IP無線機	
2. マルチチャンネルアクセス（MCA）無線機	
3. 衛星携帯電話	
4. 簡易無線（パーソナル無線）	
5. その他の通信サービス・機器	

●Q41で「1.導入している」を選択し、

Q42で「1.導入している」を選択、もしくは、Q43で「6.公用携帯電話及び防災相互通信用無線以外で導入している通信サービス・機器はない」/「7.わからない」以外を選択した方にお伺いします。

※Q43で選択した機器についてご回答ください。

Q50 災害対応※に係る連絡や情報共有等の業務における公用携帯電話以外の通信サービス・機器の使用実績についてお伺いします。  
直近の過去2年間で、こうした災害対応業務で当該通信サービス・機器を使用しましたが、それぞれ当てはまるものを1つお選びください。  
※ 災害は、火災、救急、小規模な台風等の通常災害やそれら以外の大規模災害を含みます。

【必須回答】	※プルダウンよりご選択ください。

- 1. IP無線機
- 2. マルチチャンネルアクセス (MCA) 無線機
- 3. 衛星携帯電話
- 4. 簡易無線 (パーソナル無線)
- 5. 防災相互通信用無線 【Q42で「1.導入している」を選択した方のみ】
- 6. その他の通信サービス・機器

●前問で「1.災害対応の業務で当該通信サービス・機器を使用した」を選択した機器のみについて、ご回答ください。

直近の過去2年間で、災害対応に係る連絡や情報共有等の業務で、公用携帯電話以外の通信サービス・機器を使用した団体にお伺いします。

**Q51** 前問で「有り」と回答した各通信サービス・機器ごとに、特に災害対応業務が多かった災害の規模や種類、使用日数について自由記述欄※にお答えください。 回答欄

※ ご回答例：令和〇年〇月に発生した 台風で 日程度利用。

**【必須回答】** 具体的に記入ください

- 1. IP無線機
- 2. マルチチャンネルアクセス (MCA) 無線機
- 3. 衛星携帯電話
- 4. 簡易無線 (パーソナル無線)
- 5. 防災相互通信用無線 【Q42で「1.導入している」を選択した方のみ】
- 6. その他の通信サービス・機器

●Q41で「1.導入している」を選択した方にお伺いします。

公用携帯電話と公用携帯電話以外の通信サービス・機器はどのように使い分けて利用していますか。

**Q52** 公用携帯電話と公用携帯電話以外の通信サービス・機器の使い分けについて、当てはまるものを全てお選びください。 回答欄

**【必須回答】** 具体的に記入ください 複数選択

<input type="checkbox"/> 1. 利用場所に応じて使い分けている (例：携帯電話網 (公衆網) の通信サービスエリア外で公用携帯電話以外の通信サービス・機器を利用)	1	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 2. 各機器の利用可否状況に応じて使い分けている (例：災害時等に公用携帯電話が利用不可となった時に公用携帯電話以外の通信サービス・機器を利用)	2	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 3. 利用業務に応じて使い分けている (例：公用携帯電話は主に平常業務時に利用/それ以外の通信サービス・機器は災害対応時に利用)	3	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 4. 利用機能に応じて使い分けている (例：公用携帯電話はチャット・メールや映像・画像伝送等に利用/それ以外の通信サービス・機器は音声通話やグループ通話等に利用)	4	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 5. 利用者に応じて使い分けている (例：災害対応等の特定の業務に従事する職員が公用携帯電話以外の通信サービス・機器を利用)	5	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 6. 公用携帯電話とそれ以外の通信サービス・機器は基本的に使い分けられていない (併用している)	6	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 7. その他 (具体的に記入ください)	7	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 8. わからない	8	<input type="checkbox"/>

●Q41で「1.導入している」を選択し、Q43で「6.公用携帯電話及び防災相互通信用無線以外で導入している通信サービス・機器はない」/「7.わからない」以外を選択した方にお伺いします。

Q44でお答えいただいた最も使用頻度の高い通信サービス・機器について、どのような目的で利用していますか。以下の連絡先ごとに、当てはまるものを全てお選びください。

**Q53** 回答欄

**【必須回答】** 複数選択

<input type="checkbox"/> 1. 自機関	被災地域との情報共有・連絡	1	<input type="checkbox"/>
	被災地域以外での被災関連の情報共有・連絡	2	<input type="checkbox"/>
	公衆網の通信サービスエリア外での情報共有・連絡	3	<input type="checkbox"/>
	当該機関との情報共有・連絡等には使用していない	4	<input type="checkbox"/>
	その他	5	<input type="checkbox"/>
	わからない	6	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 2. 他機関 (中央省庁)	被災地域との情報共有・連絡	1	<input type="checkbox"/>
	被災地域以外での被災関連の情報共有・連絡	2	<input type="checkbox"/>
	公衆網の通信サービスエリア外での情報共有・連絡	3	<input type="checkbox"/>
	当該機関との情報共有・連絡等には使用していない	4	<input type="checkbox"/>
	その他	5	<input type="checkbox"/>
	わからない	6	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 3. 他機関 (市区町村)	被災地域との情報共有・連絡	1	<input type="checkbox"/>
	被災地域以外での被災関連の情報共有・連絡	2	<input type="checkbox"/>
	公衆網の通信サービスエリア外での情報共有・連絡	3	<input type="checkbox"/>
	当該機関との情報共有・連絡等には使用していない	4	<input type="checkbox"/>
	その他	5	<input type="checkbox"/>
	わからない	6	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 4. 他機関 (都道府県)	被災地域との情報共有・連絡	1	<input type="checkbox"/>
	被災地域以外での被災関連の情報共有・連絡	2	<input type="checkbox"/>
	公衆網の通信サービスエリア外での情報共有・連絡	3	<input type="checkbox"/>
	当該機関との情報共有・連絡等には使用していない	4	<input type="checkbox"/>
	その他	5	<input type="checkbox"/>
	わからない	6	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 5. 他機関 (消防・救急等の機関)	被災地域との情報共有・連絡	1	<input type="checkbox"/>
	被災地域以外での被災関連の情報共有・連絡	2	<input type="checkbox"/>
	公衆網の通信サービスエリア外での情報共有・連絡	3	<input type="checkbox"/>
	当該機関との情報共有・連絡等には使用していない	4	<input type="checkbox"/>
	その他	5	<input type="checkbox"/>
	わからない	6	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 6. その他の他機関	被災地域との情報共有・連絡	1	<input type="checkbox"/>
	被災地域以外での被災関連の情報共有・連絡	2	<input type="checkbox"/>
	公衆網の通信サービスエリア外での情報共有・連絡	3	<input type="checkbox"/>
	当該機関との情報共有・連絡等には使用していない	4	<input type="checkbox"/>
	その他	5	<input type="checkbox"/>
	わからない	6	<input type="checkbox"/>

●前問で「5.その他」を選択した項目のみについて、ご回答ください。

前問でお答えいただいた最も使用頻度の高い通信サービス・機器の利用目的について、「その他」を回答された団体にお伺いします。

**Q54** 具体的な利用目的について、自由記述にお答えください。 回答欄

**【必須回答】** 具体的に記入ください

- 1. 自機関



2. 他機関（中央省庁）
3. 他機関（市区町村）
4. 他機関（都道府県）
5. 他機関（消防・救急等の機関）
6. その他の他機関

●Q41で「1.導入している」を選択し、Q42で「1.導入している」を選択し、  
Q50で「5.防災相互通信用無線」について、「災害対応の業務で当該通信サービス・機器を使用した」を選択した方にお伺いします。

Q55	回答欄	複数選択
災害時の連絡手段として、防災相互通信用無線を導入している団体にお伺いします。 防災相互通信用無線はどのような目的で利用していますか。 以下の連絡先ごとに、当てはまるものを全てお選びください。		
【必須回答】		
□ 1. 自機関	被災地域との情報共有・連絡	1 <input type="checkbox"/>
	被災地域以外での被災関連の情報共有・連絡	2 <input type="checkbox"/>
	公衆網の通信サービスエリア外での情報共有・連絡	3 <input type="checkbox"/>
	当該機関との情報共有・連絡等には使用していない	4 <input type="checkbox"/>
	その他	5 <input type="checkbox"/>
	わからない	6 <input type="checkbox"/>
□ 2. 他機関（中央省庁）	被災地域との情報共有・連絡	1 <input type="checkbox"/>
	被災地域以外での被災関連の情報共有・連絡	2 <input type="checkbox"/>
	公衆網の通信サービスエリア外での情報共有・連絡	3 <input type="checkbox"/>
	当該機関との情報共有・連絡等には使用していない	4 <input type="checkbox"/>
	その他	5 <input type="checkbox"/>
	わからない	6 <input type="checkbox"/>
□ 3. 他機関（市区町村）	被災地域との情報共有・連絡	1 <input type="checkbox"/>
	被災地域以外での被災関連の情報共有・連絡	2 <input type="checkbox"/>
	公衆網の通信サービスエリア外での情報共有・連絡	3 <input type="checkbox"/>
	当該機関との情報共有・連絡等には使用していない	4 <input type="checkbox"/>
	その他	5 <input type="checkbox"/>
	わからない	6 <input type="checkbox"/>
□ 4. 他機関（都道府県）	被災地域との情報共有・連絡	1 <input type="checkbox"/>
	被災地域以外での被災関連の情報共有・連絡	2 <input type="checkbox"/>
	公衆網の通信サービスエリア外での情報共有・連絡	3 <input type="checkbox"/>
	当該機関との情報共有・連絡等には使用していない	4 <input type="checkbox"/>
	その他	5 <input type="checkbox"/>
	わからない	6 <input type="checkbox"/>
□ 5. 他機関（消防・救急等の機関）	被災地域との情報共有・連絡	1 <input type="checkbox"/>
	被災地域以外での被災関連の情報共有・連絡	2 <input type="checkbox"/>
	公衆網の通信サービスエリア外での情報共有・連絡	3 <input type="checkbox"/>
	当該機関との情報共有・連絡等には使用していない	4 <input type="checkbox"/>
	その他	5 <input type="checkbox"/>
	わからない	6 <input type="checkbox"/>
□ 6. その他の他機関	被災地域との情報共有・連絡	1 <input type="checkbox"/>
	被災地域以外での被災関連の情報共有・連絡	2 <input type="checkbox"/>
	公衆網の通信サービスエリア外での情報共有・連絡	3 <input type="checkbox"/>
	当該機関との情報共有・連絡等には使用していない	4 <input type="checkbox"/>
	その他	5 <input type="checkbox"/>
	わからない	6 <input type="checkbox"/>

●前問で「5.その他」を選択した項目のみについて、ご回答ください。

Q56	回答欄
防災相互通信用無線の利用目的について、「その他」を回答された団体にお伺いします。 具体的な利用目的について、自由記述にお答えください。	
【必須回答】	
具体的に記入ください	
1. 自機関	
2. 他機関（中央省庁）	
3. 他機関（市区町村）	
4. 他機関（都道府県）	
5. 他機関（消防・救急等の機関）	
6. その他の他機関	

●Q41で「1.導入している」を選択し、Q42で「1.導入している」を選択し、  
Q50で「5.防災相互通信用無線」について、「災害対応の業務で当該通信サービス・機器を使用していない」を選択した方にお伺いします。

Q57	回答欄	複数選択
災害時の連絡手段として、防災相互通信用無線を導入しているが、直近の過去2年間で災害対応に係る連絡や情報共有等の業務において、防災相互通信用無線を使用しなかった団体にお伺いします。 防災相互通信用無線はどのような目的で利用することを想定して導入しましたか。以下の連絡先ごとに、当てはまるものを全てお選びください。		
【必須回答】		
□ 1. 自機関	被災地域との情報共有・連絡	1 <input type="checkbox"/>
	被災地域以外での被災関連の情報共有・連絡	2 <input type="checkbox"/>
	公衆網の通信サービスエリア外での情報共有・連絡	3 <input type="checkbox"/>
	当該機関との情報共有・連絡等には使用しない	4 <input type="checkbox"/>
	その他	5 <input type="checkbox"/>
	わからない	6 <input type="checkbox"/>
□ 2. 他機関（中央省庁）	被災地域との情報共有・連絡	1 <input type="checkbox"/>
	被災地域以外での被災関連の情報共有・連絡	2 <input type="checkbox"/>
	公衆網の通信サービスエリア外での情報共有・連絡	3 <input type="checkbox"/>
	当該機関との情報共有・連絡等には使用しない	4 <input type="checkbox"/>
	その他	5 <input type="checkbox"/>
	わからない	6 <input type="checkbox"/>
□ 3. 他機関（市区町村）	被災地域との情報共有・連絡	1 <input type="checkbox"/>
	被災地域以外での被災関連の情報共有・連絡	2 <input type="checkbox"/>
	公衆網の通信サービスエリア外での情報共有・連絡	3 <input type="checkbox"/>
	当該機関との情報共有・連絡等には使用しない	4 <input type="checkbox"/>
	その他	5 <input type="checkbox"/>
	わからない	6 <input type="checkbox"/>

□ 4. 他機関 (都道府県)	被災地域との情報共有・連絡	1	<input type="checkbox"/>
	被災地域以外での被災関連の情報共有・連絡	2	<input type="checkbox"/>
	公衆網の通信サービスエリア外での情報共有・連絡	3	<input type="checkbox"/>
	当該機関との情報共有・連絡等には使用しない	4	<input type="checkbox"/>
	その他	5	<input type="checkbox"/>
	わからない	6	<input type="checkbox"/>
□ 5. 他機関 (消防・救急等の機関)	被災地域との情報共有・連絡	1	<input type="checkbox"/>
	被災地域以外での被災関連の情報共有・連絡	2	<input type="checkbox"/>
	公衆網の通信サービスエリア外での情報共有・連絡	3	<input type="checkbox"/>
	当該機関との情報共有・連絡等には使用しない	4	<input type="checkbox"/>
	その他	5	<input type="checkbox"/>
	わからない	6	<input type="checkbox"/>
□ 6. その他の他機関	被災地域との情報共有・連絡	1	<input type="checkbox"/>
	被災地域以外での被災関連の情報共有・連絡	2	<input type="checkbox"/>
	公衆網の通信サービスエリア外での情報共有・連絡	3	<input type="checkbox"/>
	当該機関との情報共有・連絡等には使用しない	4	<input type="checkbox"/>
	その他	5	<input type="checkbox"/>
	わからない	6	<input type="checkbox"/>

●前問で「5.その他」を選択した項目のみについて、ご回答ください。

**Q58** 防災相互通信用無線の利用目的について、「その他」を回答された団体にお伺いします。  
具体的な利用目的について、自由記述にお答えください。

<b>【必須回答】</b>	具体的に記入ください
1. 自機関	
2. 他機関 (中央省庁)	
3. 他機関 (市区町村)	
4. 他機関 (都道府県)	
5. 他機関 (消防・救急等の機関)	
6. その他の他機関	

公用携帯電話以外で導入している通信サービス・機器の利用料金についてお伺いします。

●Q41で「1.導入している」を選択し、Q43で「6.公用携帯電話及び防災相互通信用無線以外で導入している通信サービス・機器はない」/「7.わからない」以外を選択した方にお伺いします。

※Q43で選択した機器のみについて、ご回答ください。

**Q59** 公用携帯電話以外で導入している通信サービス・機器※:1の1台あたりの初期費用※:2について、最も当てはまるものを1つお選びください。  
※1 本設問では防災相互通信用無線は対象外となります。  
※2 初期費用には端末料金及び初期手数料を含むものとします。端末が割戻契約 (分割払い) の場合は、一括支払い相当額についてお答えください。

<b>【必須回答】</b>	※ブルダウンよりご選択ください。
<input type="radio"/> 1. IP無線機	
<input type="radio"/> 2. マルチチャンネルアクセス (MCA) 無線機	
<input type="radio"/> 3. 衛星携帯電話	
<input type="radio"/> 4. 簡易無線 (パーソナル無線)	
<input type="radio"/> 5. その他の通信サービス・機器	

●Q41で「1.導入している」を選択し、Q43で「6.わからない」/「7.公用携帯電話及び防災相互通信用無線以外で導入している通信サービス・機器はない」以外を選択した方にお伺いします。

**Q60** 公用携帯電話以外で導入している通信サービス・機器※:1の1台あたりの月額費用 (定額) について、最も当てはまるものを1つお選びください。  
なお、月額費用 (定額) は、下記的前提条件に基づいてお答えください。  
・月額費用は、基本プラン内で支払っている定額料金をお答えください。  
※ 本設問では防災相互通信用無線は対象外となります。

<b>【必須回答】</b>	※ブルダウンよりご選択ください。
<input type="radio"/> 1. IP無線機	
<input type="radio"/> 2. マルチチャンネルアクセス (MCA) 無線機	
<input type="radio"/> 3. 衛星携帯電話	
<input type="radio"/> 4. 簡易無線 (パーソナル無線)	
<input type="radio"/> 5. その他の通信サービス・機器	

公用携帯電話以外で使用している通信サービス・機器における課題についてお伺いします。

●Q41で「1.導入している」を選択し、

Q42で「1.導入している」を選択し、もしくは、Q43で「6.公用携帯電話及び防災相互通信用無線以外で導入している通信サービス・機器はない」/「7.わからない」以外を選択した方にお伺いします。

※Q43で選択した機器のみについて、ご回答ください。

**Q61** 公用携帯電話以外で使用している通信サービス・機器について、どのような課題や改善して欲しい点がありますか。  
当てはまるものを全てお選びください。

<b>【必須回答】</b>		複数選択	
□ 1. IP無線機	利用できる場面や用途が限定的	1	<input type="checkbox"/>
	導入できる台数が限られてしまう	2	<input type="checkbox"/>
	通信サービス・機器の初期費用 (端末単価等) が高い	3	<input type="checkbox"/>
	サービスの月額料金が安い	4	<input type="checkbox"/>
	通信速度が遅い	5	<input type="checkbox"/>
	通信サービスのカバーエリア (業務区域に不感地帯・つながりにくいエリアがある等)	6	<input type="checkbox"/>
	災害時等における通信回線の輻輳 (つながらない、つながりにくくなる)	7	<input type="checkbox"/>
	機器が操作しにくい・重たい/大きい	8	<input type="checkbox"/>
	その他	9	<input type="checkbox"/>
	特に課題や改善して欲しい点はない	10	<input type="checkbox"/>
	わからない	11	<input type="checkbox"/>
□ 2. マルチチャンネルアクセス (MCA) 無線機	利用できる場面や用途が限定的	1	<input type="checkbox"/>
	導入できる台数が限られてしまう	2	<input type="checkbox"/>
	通信サービス・機器の初期費用 (端末単価等) が高い	3	<input type="checkbox"/>
	サービスの月額料金が安い	4	<input type="checkbox"/>
	通信速度が遅い	5	<input type="checkbox"/>
	通信サービスのカバーエリア (業務区域に不感地帯・つながりにくいエリアがある等)	6	<input type="checkbox"/>

	災害時における通信回線の輻輳（つながらない、つながりにくくなる）	7	<input type="checkbox"/>
	機器が操作しにくい・重たい/大きい	8	<input type="checkbox"/>
	その他	9	<input type="checkbox"/>
	特に課題や改善して欲しい点はない	10	<input type="checkbox"/>
	わからない	11	<input type="checkbox"/>
	利用できる場面や用途が限定的	1	<input type="checkbox"/>
	導入できる台数が限られてしまう	2	<input type="checkbox"/>
	通信サービス・機器の初期費用（端末単価等）が高い	3	<input type="checkbox"/>
	サービスの月額料金が高い	4	<input type="checkbox"/>
	通信速度が遅い	5	<input type="checkbox"/>
□ 3. 衛星携帯電話	通信サービスのカバーエリア（業務区域に不感地帯・つながりにくいエリアがある等）	6	<input type="checkbox"/>
	災害時における通信回線の輻輳（つながらない、つながりにくくなる）	7	<input type="checkbox"/>
	機器が操作しにくい・重たい/大きい	8	<input type="checkbox"/>
	その他	9	<input type="checkbox"/>
	特に課題や改善して欲しい点はない	10	<input type="checkbox"/>
	わからない	11	<input type="checkbox"/>
	利用できる場面や用途が限定的	1	<input type="checkbox"/>
	導入できる台数が限られてしまう	2	<input type="checkbox"/>
	通信サービス・機器の初期費用（端末単価等）が高い	3	<input type="checkbox"/>
	サービスの月額料金が高い	4	<input type="checkbox"/>
	通信速度が遅い	5	<input type="checkbox"/>
□ 4. 簡易無線（パーソナル無線）	通信サービスのカバーエリア（業務区域に不感地帯・つながりにくいエリアがある等）	6	<input type="checkbox"/>
	災害時における通信回線の輻輳（つながらない、つながりにくくなる）	7	<input type="checkbox"/>
	機器が操作しにくい・重たい/大きい	8	<input type="checkbox"/>
	その他	9	<input type="checkbox"/>
	特に課題や改善して欲しい点はない	10	<input type="checkbox"/>
	わからない	11	<input type="checkbox"/>
	利用できる場面や用途が限定的	1	<input type="checkbox"/>
	導入できる台数が限られてしまう	2	<input type="checkbox"/>
	通信サービス・機器の初期費用（端末単価等）が高い	3	<input type="checkbox"/>
	サービスの月額料金が高い	4	<input type="checkbox"/>
	通信速度が遅い	5	<input type="checkbox"/>
□ 5. 防災相互通信用無線【Q42で「1.導入している」を選択した方のみ】	通信サービスのカバーエリア（業務区域に不感地帯・つながりにくいエリアがある等）	6	<input type="checkbox"/>
	災害時における通信回線の輻輳（つながらない、つながりにくくなる）	7	<input type="checkbox"/>
	機器が操作しにくい・重たい/大きい	8	<input type="checkbox"/>
	その他	9	<input type="checkbox"/>
	特に課題や改善して欲しい点はない	10	<input type="checkbox"/>
	わからない	11	<input type="checkbox"/>
	利用できる場面や用途が限定的	1	<input type="checkbox"/>
	導入できる台数が限られてしまう	2	<input type="checkbox"/>
	通信サービス・機器の初期費用（端末単価等）が高い	3	<input type="checkbox"/>
	サービスの月額料金が高い	4	<input type="checkbox"/>
	通信速度が遅い	5	<input type="checkbox"/>
□ 6. その他の通信サービス・機器	通信サービスのカバーエリア（業務区域に不感地帯・つながりにくいエリアがある等）	6	<input type="checkbox"/>
	災害時における通信回線の輻輳（つながらない、つながりにくくなる）	7	<input type="checkbox"/>
	機器が操作しにくい・重たい/大きい	8	<input type="checkbox"/>
	その他	9	<input type="checkbox"/>
	特に課題や改善して欲しい点はない	10	<input type="checkbox"/>
	わからない	11	<input type="checkbox"/>

●前問で「9.その他」を選択した項目のみについて、ご回答ください。

Q62 公用携帯電話以外で使用している通信サービス・機器の課題について、「その他」を回答された団体にお伺いします。

具体的な課題や改善して欲しい点について、自由記述にお答えください。

回答欄

【必須回答】

具体的に記入ください

1. IP無線機
2. マルチチャンネルアクセス（MCA）無線機
3. 衛星携帯電話
4. 簡易無線（パーソナル無線）
5. 防災相互通信用無線
6. その他の通信サービス・機器

公用携帯電話以外で使用している通信サービス・機器の今後の契約予定についてお伺いします。

●Q41で「1.導入している」を選択し、

Q42で「1.導入している」を選択、もしくは、Q43で「6.公用携帯電話及び防災相互通信用無線以外で導入している通信サービス・機器はない」/「7.わからない」以外を選択した方にお伺いします。

Q63 現在契約中の公用携帯電話以外の通信サービス・機器について、契約台数（回線数）やその他契約条件（回線数以外）を見直す予定はありますか。

当てはまるものを1つお選びください。

※プルダウンよりご選択ください。

【必須回答】

1. IP無線機
2. マルチチャンネルアクセス（MCA）無線機
3. 衛星携帯電話
4. 簡易無線（パーソナル無線）
5. 防災相互通信用無線【Q42で「1.導入している」を選択した方のみ】
6. その他の通信サービス・機器

**5. 公共安全LTEの導入可能性**

総務省において、平常時は携帯電話としても使用でき、災害発生時等には各機関内及び機関間の連絡・情報共有に活用可能な「公共安全LTE（PS-LTE）」の導入に向けた取組を進めています。PS-LTEは、世界的に標準化された携帯電話の技術を利用することから、一般のスマートフォン端末で提供可能です。現在、通常のスマートフォンの機能に加えて、災害発生時により強い回線を提供するための方策について検討を行っております。

本調査では、災害時等に使用可能な新たな通信サービスとして、PS-LTEの導入意向等について、お伺いします。

<公共安全LTEに関する概要を添付していますので参考になさってください。>

公共安全LTEへの関心についてお伺いします。

●皆様に伺います。

<b>Q64</b>	公共安全LTEとして災害に強い回線を提供するために、通常のスマートフォンの機能に加えて、あるとよいと思う機能※について、当てはまるものを全てお答えください。 ※ PS-LTEに具備される機能等については、現在、検討が進められています。これらの機能が全て具備されることと決定しているわけではありません。	回答欄
	<b>【必須回答】</b>	具体的にご記入ください
	<input type="checkbox"/> 1. 複数の携帯電話事業者の回線に接続できる機能	複数選択
	<input type="checkbox"/> 2. 災害時等に通話の発信規制がかかった場合において、優先的に通話の発信を行うこと	1 <input checked="" type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 3. 災害時等でデータ通信が遅延した際に、優先的にデータ転送を行うことができる機能	2 <input checked="" type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 4. 電波が届きにくい場所でも基地局へアクセスできる対応策	3 <input checked="" type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 5. その他（具体的にご記入ください）	4 <input checked="" type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 6. 公共安全LTEに関心がない	5 <input type="checkbox"/>
		6 <input type="checkbox"/>

公共安全LTEの機能のうち、最も関心がある機能をお選びください。

●前問で「6. 公共安全LTEに関心がない」以外を選択した方にお伺いします。

<b>Q65</b>	公共安全LTEの機能のうち、最も関心がある機能をお選びください。	回答欄
	<b>【必須回答】</b>	単一選択
	<input type="radio"/> 1. 複数の携帯電話事業者の回線に接続できる機能	
	<input type="radio"/> 2. 災害時等に通話の発信規制がかかった場合において、優先的に通話の発信を行うこと	
	<input type="radio"/> 3. 災害時等でデータ通信が遅延した際に、優先的にデータ転送を行うことができる機能	2
	<input type="radio"/> 4. 電波が届きにくい場所でも基地局へアクセスできる対応策	
	<input type="radio"/> 5. その他（具体的にご記入ください）	

●皆様に伺います。

<b>Q66</b>	公共安全LTEへの関心度について、最も当てはまるものを1つお選びください。	回答欄
	<b>【必須回答】</b>	単一選択
	<input type="radio"/> 1. とても関心がある	
	<input type="radio"/> 2. どちらかというと関心がある	
	<input type="radio"/> 3. どちらとも書えない	3
	<input type="radio"/> 4. どちらかというと関心がない	
	<input type="radio"/> 5. 全く関心がない	

公共安全LTEの導入意向や導入条件についてお伺いします。

●皆様に伺います。

<b>Q67</b>	公共安全LTEを導入する場合、必要となる機能や条件はありますが、導入する場合、最も必要となる機能や条件をその順位とともにお答えください（最大3つまで回答可能）※。 ※ 最も必要となる機能や条件には「1位」、その次に必要となる機能や条件には「2位」とお答えください。最大3つまでご回答いただけますが、1つや2つのみご回答いただく場合は、「その他必要となる機能や条件はない」に「2位」もしくは「3位」とお答えください。	回答欄
	<b>【必須回答】</b>	順位
	<input type="checkbox"/> 1. 安定した通信回線・通信速度	2位
	<input type="checkbox"/> 2. 既存の電話番号をそのまま利用できる仕組み	1位
	<input type="checkbox"/> 3. 既存の災害時優先電話をそのまま移行できる仕組み	
	<input type="checkbox"/> 4. 複数の携帯電話事業者の回線に接続できる機能	
	<input type="checkbox"/> 5. 災害時等に通話の発信規制がかかった場合において、優先的に通話の発信を行うこと	3位
	<input type="checkbox"/> 6. 災害時等でデータ通信が遅延した際に、優先的にデータ転送を行うことができる機能	
	<input type="checkbox"/> 7. 電波が届きにくい場所でも通信回線へアクセスできる対応策	
	<input type="checkbox"/> 8. その他（具体的にご記入ください）	
	<input type="checkbox"/> 9. その他必要となる機能や条件はない①	
	<input type="checkbox"/> 10. その他必要となる機能や条件はない②	

●皆様に伺います。

<b>Q68</b>	公共安全LTEの導入意向について最も当てはまるものを1つお選びください。 ※本調査は、あくまでも公用携帯電話やそれ以外の既存の通信サービス・機器に対して、公共安全LTEの導入意向についてお伺いするものです。前項で例示した既存の通信サービス・機器を公共安全LTEに置き換えることが決定しているわけではありません。	回答欄
	<b>【必須回答】</b>	単一選択
	<input type="radio"/> 1. 公用携帯電話やそれ以外の既存の通信サービス・機器の置き換え※として導入をした	
	<input type="radio"/> 2. 公用携帯電話やそれ以外の既存の通信サービス・機器に加えて追加的に導入をしたい	4
	<input type="radio"/> 3. 1と2以外の理由で導入をしたい（具体的にご記入ください）	
	<input type="radio"/> 4. 導入予定はない。→調査終了となります。	

●Q68で「4. 導入予定はない」以外を選択した方にお伺いします。

<b>Q69</b>	公共安全LTEを導入したいと考えている時期について、当てはまるものを1つお選びください。	回答欄
	<b>【必須回答】</b>	単一選択
	<input type="radio"/> 1. 令和6年度（2024年度）	
	<input type="radio"/> 2. 令和7年度（2025年度）	
	<input type="radio"/> 3. 令和8年度（2026年度）	
	<input type="radio"/> 4. 令和9年度（2027年度）	
	<input type="radio"/> 5. 令和10年度（2028年度）	
	<input type="radio"/> 6. 令和11年度以降（2029年度以降）	
	<input type="radio"/> 7. 導入時期は決めていない	
	<input type="radio"/> 8. わからない	

●Q68で「4. 導入予定はない」以外を選択した方にお伺いします。

<b>Q70</b>	公共安全LTEを導入したいと回答した団体にお伺いします。導入したいと考えている公共安全LTEの台数について、当てはまるものを1つお選びください。	回答欄
	<b>【必須回答】</b>	単一選択

- 1. 10台未満
- 2. 10台以上、30台未満
- 3. 30台以上、50台未満
- 4. 50台以上、100台未満
- 5. 100台以上、200台未満
- 6. 200台以上、500台未満
- 7. 500台以上、1000台未満
- 8. 1000台以上
- 9. 導入予定の台数は未定
- 10. わからない

●Q68で「1.公用携帯電話やそれ以外の既存の通信サービス・機器の置き換えとして導入をしたい」を選択した方にお伺いします。

公共安全LTEを公用携帯電話やそれ以外の既存の通信サービス・機器の置き換えとして導入したいと回答した団体にお伺いします。

Q71 公用携帯電話やそれ以外の既存の通信サービス・機器の置き換えとして導入したいと考えている公共安全LTEの台数をお答えください。また、公共安全LTEと置き換えるため、減らしたいと考えている公用携帯電話及びそれ以外の通信サービス・機器の台数もお答えください。

【必須回答】	具体的にご記入ください
1. 公用携帯電話やそれ以外の既存の通信サービス・機器の置き換えとして導入したい公共安全LTEの台数	台
2. 公共安全LTEと置き換えるため、減らしたいと考えている公用携帯電話の台数	台
3. 公共安全LTEと置き換えるため、減らしたいと考えている公用携帯電話以外の通信サービス・機器の台数	台

●Q68で「4.導入予定はない」以外を選択した方にお伺いします。

公共安全LTEを導入したいと回答した団体にお伺いします。

Q72 Q67でご回答いただいた導入するにあたって必要とされる機能が具備された場合、どのような料金水準であれば公共安全LTEを導入したいと思いますか。当てはまるものを1つお選びください。

回答欄

【必須回答】	単一選択
<input type="radio"/> 1. 500円未満	
<input type="radio"/> 2. 500円以上、1000円未満	
<input type="radio"/> 3. 1000円以上、2000円未満	
<input type="radio"/> 4. 2000円以上、3000円未満	
<input type="radio"/> 5. 3000円以上、4000円未満	
<input type="radio"/> 6. 4000円以上、5000円未満	
<input type="radio"/> 7. 5000円以上、6000円未満	
<input type="radio"/> 8. 6000円以上、7000円未満	
<input type="radio"/> 9. 7000円以上、8000円未満	
<input type="radio"/> 10. 8000円以上、9000円未満	
<input type="radio"/> 11. 9000円以上、1万円未満	
<input type="radio"/> 12. 1万円以上	
<input type="radio"/> 13. わからない	

●皆様にお伺いします。

Q73 その他、公共安全LTEを導入するにあたって必要となる機能や条件について、ご意見・ご要望があれば、ご自由にご記入ください。

【任意回答】

調査は終了になります。ご協力ありがとうございました。

a3053

差出人: 市長室秘書課庶務係 <a3053@shicho.city.nagoya.lg.jp>  
送信日時: 2023年3月7日火曜日 12:12  
宛先: '大野 健吾'  
件名: RE: 再【3/8ㄨ】防災関係の計画・マニュアル一覧表の作成について

防災危機管理局危機対策室 太野様

いつもお世話になっております。  
みだしの件につきまして、市長室は該当なしです。  
よろしく願いいたします。

\*\*\*\*\*  
稲崎 純子 (Inazaki Junko)  
名古屋市市長室秘書課庶務係  
〒460-8508 名古屋市中区三の丸 3-1-1  
TEL : 052-972-3053 FAX : 052-972-4105  
Mail : ██████████@city.nagoya.lg.jp  
\*\*\*\*\*

From: 大野 健吾 <a3522-04@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp>  
Sent: Tuesday, February 28, 2023 3:35 PM  
To: '001 会計室出納課(庶務係)' <a3003@kaikai.city.nagoya.lg.jp>; '002 市長室秘書課庶務係' <a3053@shicho.city.nagoya.lg.jp>; '004 総務局総務課 庶務係' <a2101@somu.city.nagoya.lg.jp>; '005 財政局財政課' <a2303@zaisei.city.nagoya.lg.jp>; '006 スポーツ市民局総務課' <a4402@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp>; '007 経済局総務課庶務係' <a2403@keizai.city.nagoya.lg.jp>; '008 観光文化交流局総務課' <a3166@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp>; '009 環境局総務課庶務係' <a2362@kankokyoku.city.nagoya.lg.jp>; '010 健康福祉局監査課(調査係)' <a2510-03@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp>; '011 子ども青少年局総務課' <a3192@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp>; '012 住宅都市局総務課' <a2704@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp>; '013 緑政土木局企画経理課' <a2451@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp>; '015 市会事務局総務課庶務係' <a2083@shikai.city.nagoya.lg.jp>; '016 監査事務局監査第一課庶務係' <a3331@kansa.city.nagoya.lg.jp>; '017 教育委員会総務課' <a3207@kyoiku.city.nagoya.lg.jp>; '017 人事委員会事務局審査課調査係' <a3304@jinji.city.nagoya.lg.jp>; '018 選挙管理委員会事務局庶務係' <a3314@senkyokanri.city.nagoya.lg.jp>; '019 消防局総務課' <00shomu@fd.city.nagoya.lg.jp>; '020 上下水道局防災危機管理室' <bosai@jogesuido.city.nagoya.lg.jp>; '021 交通局総務課' <soumu@tbcn.city.nagoya.lg.jp>  
Subject: 再【3/8ㄨ】防災関係の計画・マニュアル一覧表の作成について

(添付忘れがございましたので再送いたします。)

各局室 防災担当者様

お世話になっております。

防災危機管理局 危機対策室 大野です。

みだしの件につきまして、防災関係の計画・マニュアルを体系的に整理し、円滑な業務遂行に資することを目的とし、計画・マニュアルの一覧表を作成します。  
(現状では、数多く防災関連の計画・マニュアル等が策定されているものの、関係性が分かりづらい、どこにそのマニュアルがあるのかが分かりづらい、そもそもの存在が知られていない状態など…)

つきましては、以下のとおりご協力をお願いいたします。

○ 協力依頼事項

添付のエクセルファイルへの入力

(数が少ない場合などはメールベタ打ちでも構いません)

○ 回答対象マニュアル

全庁的、複数の部又は各区役所に関係する計画・マニュアル等

(〇〇班マニュアルなど各部・各班独自のものについては対象外です)

○ 回答期日

令和5年3月8日

○ 回答先

[a3522-04@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp](mailto:a3522-04@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp)

※回答が無い場合もその旨をご連絡いただけますと幸いです。

市会対応等、大変お忙しい時期に申し訳ございません。

何卒、よろしくお願いいたします。

\*\*\*\*\*

名古屋市防災危機管理局 危機対策室

主事 大野 健吾

〒460-8508 名古屋市中区三の丸3丁目1-1

Tel : 052-972-3522 (内線 : 3522)

Fax : 052-962-4030

Mail : [a3522-04@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp](mailto:a3522-04@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp)

※Logo チャットでの連絡も可能です。

\*\*\*\*\*





各局区室人事担当課 ご担当者様

(防災危機管理局、スポーツ市民局、東区は対象者がいませんので参考発信です)

お世話になっております。

総務局人事課 半田と申します。

年度末退職事務につきまして、最終確認の時期となりました。

つきましては、別添のとおり対象者の最終確認をさせていただきます。

所属ごとの発令事項のデータを共有フォルダに格納しましたので、

内容をご確認いただき、3月6日(月)までに修正の有無をご連絡ください。

フォルダ名：「20230227 年度末退職発令確認」

**期限：令和5年3月6日(月)**

※退職事例の作成等に当たっての最終確認ですので、すでにご提出いただいている「令和4年度末退職者」のExcelデータと差分がないかチェックをお願いします。

※今回は係員級のみの確認ですので、役付職員・再任用職員・任期付職員については対象外となります。

※2月24日中にシステム上で発令確定されている者を掲載しております。

お忙しいところ期限も短く恐縮ですが、ご確認のほどよろしくをお願いします。

\*\*\*\*\*

名古屋市役所 総務局職員部人事課人事係

半田 芽吹

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL：(052)972-2123 (内線：80-2123)

FAX：(052)972-4115

E-mail (組織)：a2123-03@somu.city.nagoya.lg.jp

E-mail (個人)：[REDACTED]@city.nagoya.lg.jp

\*\*\*\*\*



Subject: 【3/8AM ㄨ】課長級以下の再就職先の確認について  
Importance: High

関係所属 人事ご担当者様

いつもお世話になっております。

総務局人事課の埴です。

みだしの件につきまして、別添のとおり依頼いたします。

再就職斡旋状況リストは人事課の共有サーバーに設置させていただきましたので、ご確認ください。

【回答期限】令和5年3月8日（水）正午 <期限厳守>

※訂正等がない場合も、その旨メールにてご返信ください。

ご多用中、期限も短く大変恐縮でございますが、  
何卒よろしく願いいたします。

\*-----\*

名古屋市役所 総務局職員部人事課調査係

埴 景子（はなわ けいこ）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL：(052)972-2125（内線：80-2125）

FAX：(052)972-4115

E-mail：[REDACTED]@city.nagoya.lg.jp

\*-----\*

a3053-05

---

差出人: a3053-05 <a3053-05@shicho.city.nagoya.lg.jp>  
送信日時: 2023年3月7日火曜日 9:56  
宛先: '総務局職員部給与課 青井 健'  
件名: 異動通報書の提出について  
添付ファイル: ★0503●●市長室提出★(月例\_様式1)月例にかかる異動通報書\_ver1.6.xls; ★  
0503●●市長室提出★(月例\_様式2)通勤手当停止予定・停止届\_ver1.3.xls

総務局給与課 青井様

お世話になっております。  
市長室秘書課の三浦です。

見出しの件につきまして、添付のとおりお送りいたします。  
遅くなり申し訳ございません。

よろしくお願いいたします。

◆◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◆

市長室 秘書課 庶務係

三浦 孝滋

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL: (052) 972-3053

FAX: (052) 972-4105

◆◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◆



月例にかかる異動通報書 通報対象発令等一覧

	事項	備考
一般職 (任期の定めのない職員)	採用	
	転入	転入元を備考欄に記載
	転出	転出先を備考欄に記載
	退職	退職翌月も通報 退職翌月に市の職員として雇用がある場合はその旨を記載
	休職80%入り	
	休職0%入り	
	休職更新80%	
	休職更新0%	
	復職	昇給が伴う場合は備考欄に記載
	産休入り	発令日に <u>出産予定日</u> を記載 開始・終了日に免除対象期間を記載 免除となる月を備考欄に記載 産休期間を備考欄に記載 多胎妊娠の場合は備考欄に記載
	産休中	産休明けとなるまで通報 発令日に <u>出産予定日</u> を記載（出産した場合は、 <u>出産予定日</u> ではなく <u>出産日</u> を記載） 開始・終了日に免除対象期間を記載 免除となる月を備考欄に記載 産休期間を備考欄に記載 出産して免除対象期間又は免除となる月が変更となった場合は、最新の期間・月を記載
	産休明け	産休終了日の翌日で通報（月末終了は翌月に通報） 発令日に <u>出産日</u> を記載 開始・終了日に免除対象期間を記載 免除となる月を備考欄に記載 産休期間を備考欄に記載 引き続き育休の場合は備考欄に記載
	育休入り	
	育休明け	期間満了の翌日で通報（月末満了は翌月に通報） 昇給が伴う場合は備考欄に記載
	育休延長	
	育休失効	月末失効は翌月も通報 ※失効当日は育休 昇給が伴う場合は備考欄に記載
	派遣入り	派遣先を備考欄に記載 給料の直接支給、直接支給以外の別を備考欄に記載
	派遣解除	派遣元を備考欄に記載（月末解除は翌月に通報）
	専従許可	専従先を備考欄に記載
	専従明け	期間満了の翌日で通報（月末満了は翌月に通報） 専従元を備考欄に記載
	専従取消	専従元を備考欄に記載
	給料発令	定期昇給、昇格は除く 発令号給を備考欄に記載
	懲戒処分	処分内容を備考欄に記載
調整額の変更	変更内容を備考欄に記載	
管理職手当の変更	変更内容を備考欄に記載	

	事項	備考
	職免減額（私傷病職免）	減額時間数を備考欄に記載
	職免減額（養育職免）	減額時間数を備考欄に記載
	職免減額（介護時間）	減額時間数を備考欄に記載
	部分休業減額	減額時間数を備考欄に記載
	不承認欠勤減額	減額時間数を備考欄に記載
	通院欠勤減額	減額時間数を備考欄に記載
	介護欠勤減額	減額時間数を備考欄に記載
	介護休暇減額	減額時間数を備考欄に記載
	無給休暇減額	減額時間数を備考欄に記載
	減額上限	介護休暇、介護欠勤、通院欠勤、無給休暇、部分休業、不承認欠勤、遅刻、早退により減額する額が、減額すべき事実のあった日の属する給与期間の給料+給料に対する地域手当+初任給調整手当の額を超える場合に通報 …「(月例_様式6)給与減額報告書」を添付
	減額全時間	介護休暇、介護欠勤、通院欠勤、無給休暇、部分休業、不承認欠勤、遅刻、早退により、給与期間の正規の勤務時間を割り振られた全時間を勤務しない場合に通報 …「(月例_様式6)給与減額報告書」を添付
	配偶者同行休業入り	
	配偶者同行休業明け	期間満了の翌日で通報（月末満了は翌月に通報） 昇給が伴う場合は備考欄に記載
	配偶者同行休業延長	
	配偶者同行休業失効	月末失効は翌月も通報 ※失効当日は配偶者同行休業昇給が伴う場合は備考欄に記載
	大学院修学休業入り	
	大学院修学休業明け	期間満了の翌日で通報（月末満了は翌月に通報） 昇給が伴う場合は備考欄に記載
	大学院修学休業延長	
	大学院修学休業失効	月末失効は翌月も通報 ※失効当日は大学院修学休業昇給が伴う場合は備考欄に記載
	自己啓発等休業入り	
	自己啓発等休業明け	期間満了の翌日で通報（月末満了は翌月に通報） 昇給が伴う場合は備考欄に記載
	自己啓発等休業延長	
	自己啓発等休業失効	月末失効は翌月も通報 ※失効当日は自己啓発等休業昇給が伴う場合は備考欄に記載
再任用職員	一般職と同じ	
臨時的任用職員	一般職と同じ	
会計年度任用フルタイム勤務職員	一般職と同じ	
	共済加入	雇用開始から一年経過し共済組合に加入する場合に通報
会計年度任用短時間勤務職員	退職	退職翌月も通報 退職翌月に市の職員として雇用がある場合はその旨を記載
	退職	住民税を特別徴収している場合のみ 退職翌月も通報 退職翌月に市の職員として雇用がある場合はその旨を記載

上記内容で前月に通報が漏れたものは必ず記載してください。

令和2年5月4日

総務局職員部給与課長 様

〇〇局〇〇課長

## 月例にかかる異動通報書記載例

職員番号	氏名	発令事由	発令日	開始日	終了日	備考
0123456	給与 一郎	採用	R2.5.1			行政職7級20号 (行政)5種
0234567	給与 二郎	転入	R2.5.1			〇〇局より
0345678	給与 三郎	転出	R2.5.1			□□局へ
0456789	給与 四郎	退職	R2.4.30			
0567890	給与 五郎	休職80%入り	R2.5.15	R2.2.15	R2.7.14	
0678901	給与 六郎	休職0%入り	R2.5.1	H30.11.1	R2.7.31	
0789012	給与 七郎	休職更新80%	R2.5.1	R2.2.10	R2.6.30	
0890123	給与 八郎	休職更新0%	R2.5.1	H30.6.5	R2.7.31	
0901234	給与 九郎	復職	R2.5.20			行政職2級40号
0109123	給与 一子	産休入り	R2.5.3	R2.5.23	R2.8.28	(免除月)5月~7月 (産休期間)R2.5.8~ R2.8.28
0111098	給与 二子	産休中	R2.4.20	R2.3.10	R2.6.15	(免除月)3月~5月 (産休期間)R2.2.22~ R2.6.15
0121110	給与 三子	産休明け	R2.5.3	R2.3.23	R2.6.28	(免除月)3月~5月 (産休期間)R2.3.11~ R2.5.3 産休→育休
0131211	給与 三子	育休入り	R2.5.29	R2.5.29	R4.3.31	
0141312	給与 十朗	育休入り	R2.5.5	R2.5.5	R2.6.30	
0151413	給与 四子	育休明け	R2.5.1			行政職3級10号
0161314	給与 十一郎	育休延長	R2.5.1	R2.5.1	R3.3.31	
0171615	給与 五子	育休失効	R2.5.31			行政職2級20号
0181716	給与 六子	派遣入り	R2.5.1			△△△へ 直接支給
0191817	給与 七子	派遣解除	R2.5.1			◇◇◇より
0201918	給与 八子	専従許可	R2.5.1			〇〇組合へ
0212019	給与 九子	専従明け	R2.5.1			〇〇組合から
0222120	給与 十子	専従取消	R2.5.30			〇〇組合から
0232221	給与 十二郎	給料発令	R2.5.1			行政職2-25
0242322	給与 十三郎	懲戒処分	R2.5.5	R2.5.5	R2.7.4	停職2月



0252423	給与 十四郎	調整額の変更	R2.5.1			調整額の停止
0262524	給与 十五郎	管理職手当の変更	R2.5.1			(行政)1種
0272625	給与 十六郎	職免減額(私傷病職免)				5h
0282726	給与 十七郎	職免減額(養育職免)				14h
0292827	給与 十八郎	職免減額(介護時間)				2h
0302928	給与 十九郎	部分休業減額				3h
0313029	給与 二十郎	不承認欠勤減額				23h
0323130	給与 十一子	通院欠勤減額				8h
0333231	給与 十二子	介護欠勤減額				39h
0343332	給与 十三子	介護休暇減額				31h
0353433	給与 十四子	無給休暇減額				47h
0363534	給与 十五子	減額上限				介護休暇
0373635	給与 十六子	減額全時間				介護休暇
0383736	給与 十七子	配偶者同行休業入り	R2.5.1	R2.5.1	R3.3.31	
0393837	給与 十八子	配偶者同行休業明け	R2.5.1			行政職3級10号
0403938	給与 十九子	配偶者同行休業延長	R2.5.1	R2.5.1	R3.12.31	
0414039	給与 二十子	配偶者同行休業失効	R2.5.3			行政職2級20号
0424140	給与 百江	大学院修学休業入り	R3.5.1	R2.5.1	R3.3.31	
0434241	給与 千江	大学院修学休業明け	R2.5.1			教育職(2)2級54号
0444342	給与 万江	大学院修学休業延長	R2.5.1	R2.5.1	R2.11.30	
0454443	給与 億江	大学院修学休業失効	R2.5.20			教育職(2)2級40号
0464544	給与 百太	自己啓発等休業入り	R2.5.1	R2.5.1	R3.3.31	
0474645	給与 千太	自己啓発等休業明け	R2.5.1			行政職3級10号
0484746	給与 万太	自己啓発等休業延長	R2.5.1	R2.5.1	R2.11.30	
0494847	給与 億太	自己啓発等休業失効	R2.5.28			行政職2級20号
0504948	給与 百郎	退職	R2.5.31			翌月雇用あり (6月10日採用予定)
0515049	給与 千郎	退職	R2.4.30			
0520050	給与 京	共済加入	R2.5.1			

令和5年3月7日

総務局職員部給与課長 様

市長室次長

通勤手当 停止予定・停止届

職員番号	氏名	2月 予定	2月 実際	3月 予定	停止理由	備考	処理事項
		○	○	○	育休	育休:R4.11.27~R6.4.14	
		○	○	○	育休	育休:R4.9.3~R6.4.23	
		○	○	○	育休	育休:R4.6.7~R7.3.31	
		○	○	○	育休	育休:R4.3.18~R5.4.14	
		○	○	○	育休	育休:R4.4.16~R5.4.16	
		○	○	○	育休	育休:R4.4.16~R6.4.19	
		○	○	○	育休	育休:R3.6.16~R5.4.27	
		○	○	○	産休・育休	育休:R3.5.12~R5.3.2 産休:R5.3.3~R5.6.23	

※ 職免の承認期間等が3月途中までの場合においても、その後も職免の承認期間等が継続する可能性がある場合は、[3月予定]を「○」にしてください。

事象別処理事項

	2月 予定	2月 実際	3月 予定
①	○	⊗	
②	○		⊗
③		⊗	○
④		○	



⊗ = 「○」「空欄」に関わらない。

- ① ... 通勤届で全日勤務しない月「無」の入力
- ② ... (追戻\_様式1)月末追給戻入データ補正等依頼表」で追給データの追加依頼
- ③ ... 通勤届で全日勤務しない月「有」の入力
- ④ ... 通勤届で全日勤務しない月「有」及び「無」の入力  
※「実際」の「○」が支給単位期間6箇月の最終月(9・3月)の場合は入力不要

差出人: a3053-05 <a3053-05@shicho.city.nagoya.lg.jp>  
送信日時: 2023年3月7日火曜日 15:30  
宛先: 杉浦室長; 小島次長; 梶間主査 (市長応接); 山口主幹 (市長応接); 若尾主査 (中田副市長応接); 森主査 (松雄副市長応接); 水谷主査 (杉野副市長応接); 中根さん (松雄副市長応接); 秘書課庶務係 稲崎さん; 秘書課庶務係 越さん; 秘書課庶務係 吉田さん; 秘書課庶務係 今林係長; 秘書課庶務係 水野さん; 秘書課庶務係 大西さん; 秘書課秘書係 伊藤さん (■■■■@city.nagoya.lg.jp); 秘書課秘書係 金屋さん; 秘書課秘書係 原さん; 秘書課秘書係 後藤さん; 秘書課秘書係 木全係長; 秘書課秘書係 鈴木さん; 風間さん (杉野副市長応接); 明田さん (中田副市長応接); 野澤主査 (市長応接)  
件名: 【3月17日 (金) 〆】通勤方法の確認について  
添付ファイル: ★秘書課宛.docx; 05 通勤方法に関する申立書.docx; 【チラシ】こんな時には忘れずに届出を.xdw

秘書課のみなさま

お世話になっております。

通勤手当の受給に関しまして、通勤方法の確認を行います。  
添付及び下記をご覧ください。

- 定期券分の通勤手当を受給されている方
  - ・定期券の表面をスキャナーで取り込み、データをメールでお送りください。
  - ・定期券の通勤経路や期間が、受給している通勤手当と相違がある場合は、その理由をメール本文にご記入ください。(9月確認時と同一理由であればその旨を記入)
  - ・6か月定期代が支給されていて、1か月又は3か月定期券を購入している方は、その理由とともに、購入履歴か領収書等のスキャンデータもお送りください。

- カード乗車券・回数券等分の通勤手当を受給されている方
  - ・交通機関が発行した利用履歴の分かるものをスキャナーで取り込み、データをお送りください。(無い場合は別紙「通勤方法に関する申立書」を作成してください)
  - ・通勤経路と相違がある場合は、その理由をメール本文にご記入ください。

- 交通用具(自動車、自転車等)に係る通勤手当を受給されている方
    - ・通勤状況をメール本文に記入しお送りください。
    - ・通勤経路と相違がある場合は、その理由も併せてご記入ください。
- ※令和3年10月1日から自転車通勤者への保険等への加入状況につき確認するよう努めることとなりました。加入漏れがないようお願いいたします。

3月17日(金)までに三浦へお送りください。

お忙しい中、お手数おかけしますが、よろしく申し上げます。

◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◆

市長室 秘書課 庶務係

三浦 孝滋

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL: (052) 972-3053

FAX : (052) 972-4105



令和5年3月7日

秘書課 各位

市長室次長

### 通勤方法等の確認について

みだしのことについて、下記のとおり実施しますので、ご対応くださいますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 定期券の価額の通勤手当を受給されている方

所有している定期券の通勤経路及び期間を確認します。定期券の表面をスキャナーで取り込み、データを下のメールアドレスにお送りください。

定期券の通勤経路や期間が、受給している通勤手当と相違がある場合は、その理由をメール本文にご記入ください。

また、6か月定期券代を支給されていて、1か月又は3か月定期券を購入している方は、購入履歴か領収書のスキャンデータも併せてお送りください。

理由例：自己負担で経路を延長（通勤届の出発駅及び到着駅を經由）

：都合により回数券を購入（通勤回数 42 回×6 か月×単価＝〇〇円＞通勤手当）

#### 2 カード乗車券・回数券等の価額の通勤手当を受給されている方

交通機関が発行した利用履歴の分かるもの（無い場合は別紙「通勤方法に関する申立書」）をスキャナーで取り込み、データを下のメールアドレスにお送りください。通勤経路と相違がある場合は、その理由をメール本文にご記入ください。

#### 3 交通用具（自動車、自転車等）に係る通勤手当を受給されている方

通勤状況をメール本文に記入し、下のメールアドレスにお送りください。通勤経路と相違がある場合は、その理由も併せてご記入ください。

#### 4 自転車通勤者における損害賠償保険等への加入確認

自転車通勤者は、自転車損害賠償保険等への加入の有無をご報告ください。制度については、別添チラシを参考にしてください。

5 送付先・期限

送付先：秘書課庶務係メールアドレス a3053-05@shicho.city.nagoya.lg.jp

期 限：令和5年3月17日（金）

（秘書課庶務係 今林・三浦 内線 3053）

通勤方法に関する申立書

該当経路	○○鉄道○○線○○駅～○○駅				
認定されている乗車券の種類	<input type="checkbox"/> 6箇月定期券 <input checked="" type="checkbox"/> 1箇月定期券 <input type="checkbox"/> カード乗車券、回数券等 <input type="checkbox"/> その他（                                    ）				
乗車券の購入方法	（例）乗車の都度、普通乗車券を購入している。				
上記方法で乗車券を購入している理由	○○○○○○○○○○のため。				
通勤方法の履歴 (申立日の直前20回分)	日付		交通機関	経路	金額
	○月○日	往	○○鉄道	○○線○○駅 ⇒ ○○駅	○○○円
		帰	○○鉄道	○○線○○駅 ⇒ ○○駅	○○○円
	○月○日	往	…	⇒	円
		帰		⇒	円
	月 日	往		⇒	円
		帰		⇒	円
	月 日	往		⇒	円
		帰		⇒	円
	月 日	往		⇒	円
		帰		⇒	円
	月 日	往		⇒	円
		帰		⇒	円
	月 日	往		⇒	円
		帰		⇒	円
	月 日	往		⇒	円
		帰		⇒	円

上記の内容に相違ありません。

所属長様

令和○○年○○月○○日 所属・氏名 ○○局○○部○○課                    ○○ ○○

## 通勤手当

# こんな時は忘れずに届出を！

以下のような場合には届出が必要となりますので、事前に必ず、所属の給与担当者にご相談ください。

(例)

- 勤務先が変更となる場合
- 引っ越しをする場合
- 通勤経路や通勤方法を変更する場合
  - ※「電車で経路を認定されているにもかかわらず、一駅分歩いて出勤する」
  - 「家族の車に同乗して出勤する」
  - 「自転車から原動機付自転車に変更する」とする場合も含みます。
- 割引定期券等を使用して通勤する場合  
学割定期券、株主優待券など

★ 上記のほか、在宅勤務や休暇、出張等で、月の初日～末日まで1日も出勤しない事となる場合にも、支給上の処理が必要となる場合がありますので、事前に所属の給与担当者にご相談ください。

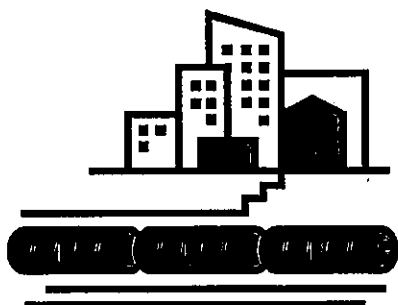
(例) 産休、育休等



## 通勤手当の適切な受給について

届出が遅れると、本来支給されるはずだった通勤手当が受給できなくなったり、本来支給されないはずの手当を受給してしまう場合があります。

故意に届出をしないなど不正受給が確認された場合、懲戒処分の対象となる可能性がありますので、十分に注意し適切に届出を行ってください。





差出人: a3053-05 <a3053-05@shicho.city.nagoya.lg.jp>  
送信日時: 2023年3月7日火曜日 15:44  
宛先: 広報課広報係 杉本さん  
件名: 【3月22日（水）※】通勤方法の確認について  
添付ファイル: ★広報課宛.docx; 03\_広報課【通勤手当】通勤経路情報.xlsx; 05 通勤方法に関する申立書.docx; (参考) 02\_自転車条例改正チラシ.pdf; 【チラシ】こんな時には忘れずに届出を.xdw; 【給与課発出】通勤方法等の確認について.xbd

広報課 杉本様

お疲れさまです。  
見出しの件につきまして、広報課内のご確認をお願いいたします。

- ・ 給与課事務連絡内に、現物を確認（コピー不可）と強調されていますので可能な限り現物確認をお願いいたします。
- ・ 会計年度任用職員の [ ] さんは、10月1日在職ではないので対象外です。

3月22日（水）までにご確認いただき、広報課【通勤手当】通勤経路情報の確認日（X列）、相違の有無（Y列）、相違の内容（Z列）、確認者（AA列）のご入力くださいますようお願いいたします。  
※現物確認が強調されているため、定期券スキャンデータの秘書課への提出は不要といたします。

◆◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◆  
市長室 秘書課 庶務係  
三浦 孝滋  
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
TEL：(052) 972-3053  
FAX：(052) 972-4105  
◆◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◆

From: a3053-05 <a3053-05@shicho.city.nagoya.lg.jp>  
Sent: Tuesday, September 6, 2022 2:40 PM  
To: 杉浦室長 <[ ]@city.nagoya.lg.jp>; 小島次長 <[ ]@city.nagoya.lg.jp>; 梶間主査（市長応接）<[ ]@city.nagoya.lg.jp>; 山口主幹（市長応接）<[ ]@city.nagoya.lg.jp>; 若尾主査（中田副市長応接）<[ ]@city.nagoya.lg.jp>; 森主査（松雄副市長応接）<[ ]@city.nagoya.lg.jp>; 水谷主査（杉野副市長応接）<[ ]@city.nagoya.lg.jp>; 中根さん（松雄副市長応接）<[ ]@city.nagoya.lg.jp>; 秘書課庶務係 稲崎さん <[ ]@city.nagoya.lg.jp>; 秘書課庶務係 越さん <[ ]@city.nagoya.lg.jp>; 秘書課庶務係 吉田さん <[ ]@city.nagoya.lg.jp>; 秘書課庶務係 今林係長 <[ ]@city.nagoya.lg.jp>; 秘書課庶務係 水野さん <[ ]@city.nagoya.lg.jp>; 秘書課庶務係 大西さん <[ ]@city.nagoya.lg.jp>; 秘書課秘書係 伊藤さん（[ ]@city.nagoya.lg.jp）<[ ]@city.nagoya.lg.jp>; 秘書課秘書係 金屋さん <[ ]@city.nagoya.lg.jp>; 秘書課秘書係 原さん <[ ]@city.nagoya.lg.jp>; 秘書課秘書係 後藤さん <[ ]@city.nagoya.lg.jp>; 秘書課秘書係 木全係長 <[ ]@city.nagoya.lg.jp>; 秘書課秘書係 鈴木さん <[ ]@city.nagoya.lg.jp>; 風間さん（杉野副市長応接）<[ ]@city.nagoya.lg.jp>; 明田さん（中田副市長応接）<[ ]@city.nagoya.lg.jp>; 野澤主査（市長応接）<[ ]@city.nagoya.lg.jp>  
Subject: 【9月20日（火）※】通勤方法の確認について

秘書課のみなさま

お世話になっております。

通勤手当の受給に関しまして、通勤方法の確認を行います。  
添付及び下記をご覧ください。

■定期券分の通勤手当を受給されている方

- ・定期券の表面をスキャナーで取り込み、データをお送りください。
- ・定期券の通勤経路や期間が、受給している通勤手当と相違がある場合は、その理由をメール本文にご記入ください。
- ・6か月定期代が支給されていて、1か月又は3か月定期券を購入している方は、その理由とともに、購入履歴か領収書等のスキャンデータもお送りください。

■カード乗車券・回数券等分の通勤手当を受給されている方

- ・交通機関が発行した利用履歴の分かるものをスキャナーで取り込み、データをお送りください。（無い場合は別紙「通勤方法に関する申立書」を作成してください）
- ・通勤経路と相違がある場合は、その理由をメール本文にご記入ください。

■交通用具（自動車、自転車等）に係る通勤手当を受給されている方

- ・通勤状況をメール本文に記入しお送りください。
- ・通勤経路と相違がある場合は、その理由も併せてご記入ください。

※令和3年10月1日から自転車通勤者への保険等への加入状況につき確認するよう努めることとなりました。添付の（参考）自転車条例改正チラシで加入状況をご確認いただき、加入漏れがないようお願いいたします。

9月20日（火）までに三浦へお送りください。

お忙しい中、お手数おかけしますが、よろしくお願いいたします。



市長室 秘書課 庶務係

三浦 孝滋

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL : (052) 972-3053

FAX : (052) 972-4105





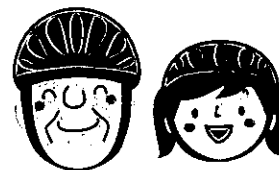


# 「名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が改正されました!



## 自転車利用者のヘルメット着用 全年齢努力義務化

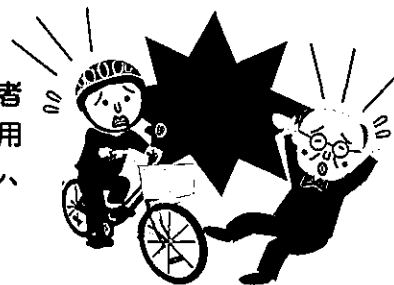
- 自転車利用者は、乗車用ヘルメットの着用に努めましょう。
- 保護者は、監護する未成年者が自転車を利用するときは乗車用ヘルメットを着用させるよう努めましょう。
- 事業者は、従業員が業務上自転車を利用するときは乗車用ヘルメットを着用させるよう努めましょう。
- 自転車小売等業者(対自転車の購入や、整備を依頼する方)、自転車貸出業者(対貸出しを受けて自転車を利用する方)、事業者(対通勤で自転車を利用する従業員)、学校の長等(対通学で自転車を利用する児童・生徒・学生)は、乗車用ヘルメットの着用について、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めましょう。



## 事業者の自転車損害賠償保険等加入義務化

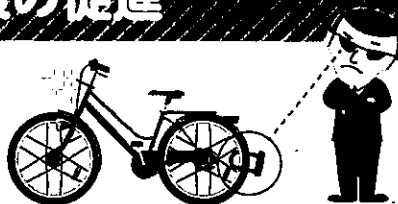
- 従業員に業務上自転車を利用させる事業者、自転車貸出業者は、当該自転車の利用に係る損害賠償保険等に必ず加入しましょう。
- 自転車小売等業者(対自転車の購入や、整備を依頼する方)、事業者(対通勤で自転車を利用する従業員)、学校の長等(対通学で自転車を利用する児童・生徒・学生)は、自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認し、加入の確認ができない場合は加入に関する情報を提供するよう努めましょう。

自転車利用者の日常生活(通勤・通学を含む)における自転車事故を対象とした損害賠償保険等への加入については、平成29年10月より義務化となっています。



## 自転車盗難防止対策の促進

自転車利用者、監護する未成年者のいる保護者、業務上自転車を利用する事業者は、当該自転車について盗難を防止するための対策を講ずるよう努めましょう。



令和3年10月1日から

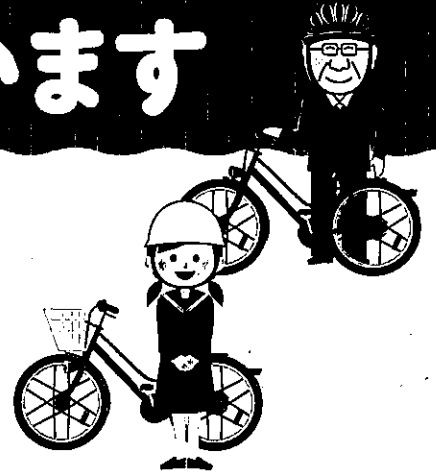
令和3年7月26日から

# 名古屋市では 自転車損害賠償保険等<sup>\*</sup>への 加入が義務となっています

平成29年10月より、「名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」において、名古屋市内で自転車を利用する方は、自転車損害賠償保険等への加入が義務付けられています。

令和3年10月からは、事業者・自転車貸出業者の自転車損害賠償保険等への加入が義務となるほか、自転車小売業者、事業者、学校の長等はそれぞれ自転車購入者等、自転車通勤者、自転車通学者の保険等への加入状況につき、確認するよう努めることとされています。

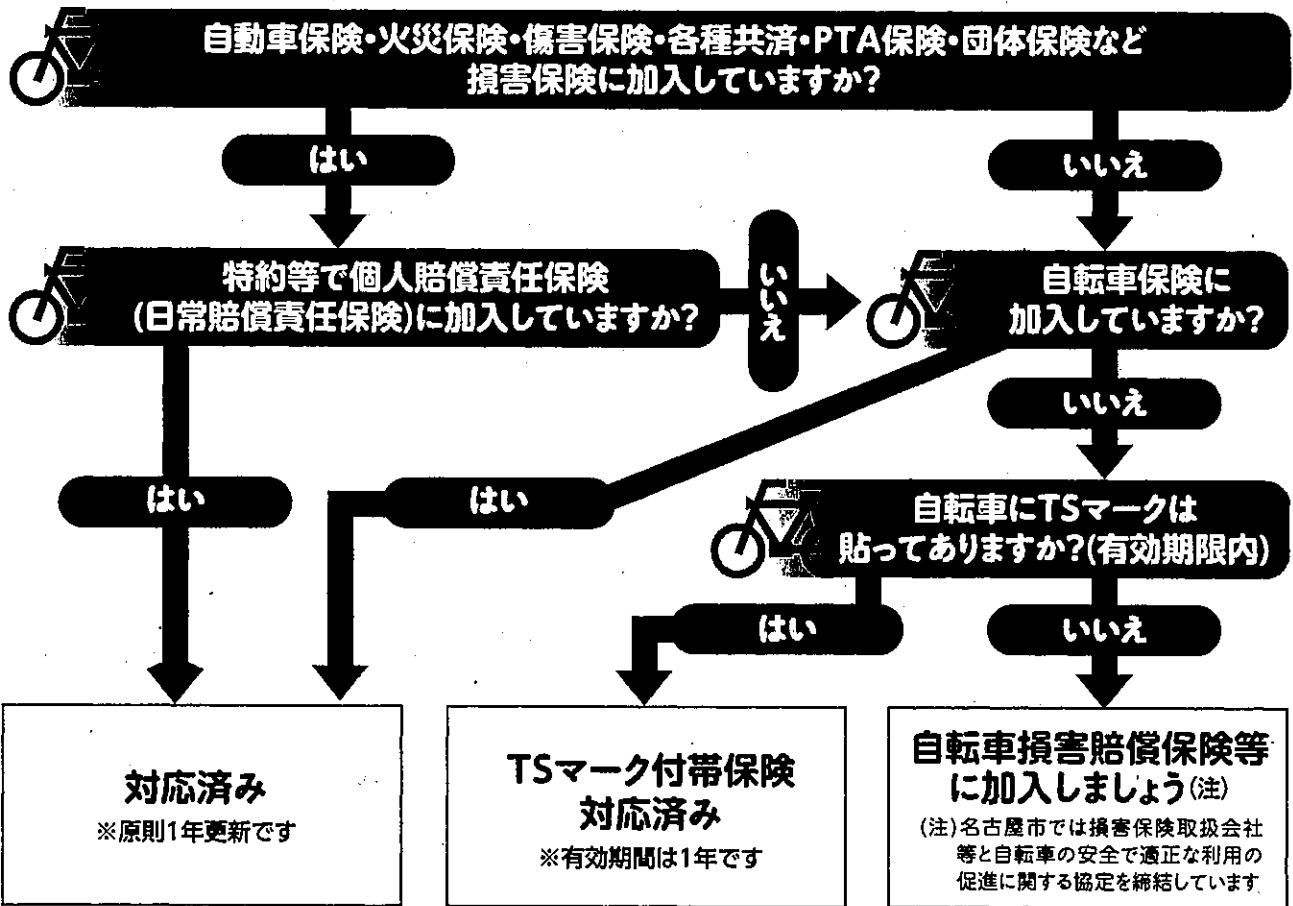
<sup>\*</sup>自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体の被害に係る損害を填補することを約する保険又は共済を言います。



## 自転車損害賠償保険等加入チェックシート

自転車損害賠償保険等は、自動車保険や火災保険の特約、会社等の団体保険など、さまざまな種類があります。  
まずは、ご自身やご家族が加入している保険の補償範囲に、自転車事故による損害賠償責任が含まれているかを確認しましょう。

保険証券がある方はお手元にご用意いただき、ご確認ください



詳細は市公式ウェブサイトへ

お問い合わせ：名古屋市スポーツ市民局

名古屋市 自転車条例 保険

検索

地域安全推進課 TEL:052-972-3123

## 通勤手当

# こんな時は忘れずに届出を！

以下のような場合には届出が必要となりますので、事前に必ず、所属の給与担当者にご相談ください。

(例)

- 勤務先が変更となる場合
- 引っ越しをする場合
- 通勤経路や通勤方法を変更する場合
  - ※「電車で経路を認定されているにもかかわらず、一駅分歩いて出勤する」
  - 「家族の車に同乗して出勤する」
  - 「自転車から原動機付自転車に変更する」とする場合も含みます。
- 割引定期券等を使用して通勤する場合  
学割定期券、株主優待券など

★ 上記のほか、在宅勤務や休暇、出張等で、月の初日～末日まで1日も出勤しない事となる場合にも、支給上の処理が必要となる場合がありますので、事前に所属の給与担当者にご相談ください。

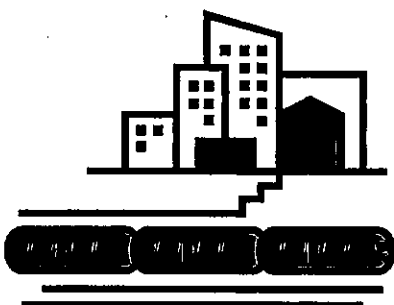
(例) 産休、育休等



## 通勤手当の適切な受給について

届出が遅れると、本来支給されるはずだった通勤手当が受給できなくなったり、本来支給されないはずの手当を受給してしまう場合があります。

故意に届出をしないなど不正受給が確認された場合、懲戒処分の対象となる可能性がありますので、十分に注意し適切に届出を行ってください。



事務連絡  
令和5年2月28日

各局区室長 様

総務局長

### 通勤方法等の確認について

日ごろは、給与事務につきまして、ご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、通勤手当規則第21条に基づく通勤手当の事後の確認（通勤手当に相当する費用弁償に係る確認を含む。）につきまして、下記のとおり実施していただきますようお願いいたします。

なお、毎年、通勤手当の過払いにより、訓戒や嚴重注意などの措置を受ける事例が発生しています。通勤方法等の確認が不十分である場合、職員本人だけでなく、所属の責任も問われる場合がありますので、確実に確認をしていただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 対象職員

任期の定めのない職員

再任用職員

任期付職員（※）

臨時的任用職員（※）

会計年度任用職員（※）

※令和4年10月1日現在在職しており、かつ同日時点で6月以上任期があり、1月あたりの通勤回数が17回以上の職員（支給単位期間が6月となりうる職員）及び令和5年3月1日現在在職しており、名古屋市内に住所を有する65歳以上の者で、敬老パスの通用区間が通勤経路に含まれる職員（通勤回数が月17回未満の者を含む。）。別途送付する「通勤経路情報」の職員を参考にしてください。

#### 2 確認方法

別添「【補足】「通勤経路情報」及び報告様式への確認結果の記載方法について」、「（例）確認結果の記載例」及び「【参考】前回までの確認時における通勤手当の改定事例」を参照の上、以下のとおり確認を行ってください。

##### (1) 交通機関に係る経路

###### ア 定期券の価額が支給されている経路

「通勤経路情報」の内容と定期券とが相違ないか確認し、確認日、経路及び期間の相違の有無並びに確認者を「通勤経路情報」の該当欄に記入してください。（必ず現物の確認を行ってください。コピーしたものは不可です。）

経路、支給単位期間（6箇月又は1箇月）等に相違がある場合は相違の内容を、可とする場合はその理由等も記入してください。



イ 回数乗車券等（カード乗車券、回数券等）の価額が支給されている経路「通勤経路情報」の内容と回数乗車券等の利用履歴の内容とが相違ないか確認し、確認日、経路及び期間の相違の有無並びに確認者を「通勤経路情報」の該当欄に記入してください。

利用履歴が発行されない交通機関は、回数乗車券等の保有状況等を確認してください。

回数乗車券等の紛失等により確認できない場合は、利用履歴の確認に代えて、職員本人から別添「通勤方法に関する申立書」の提出を受けてください。

確認に使用する「通勤経路情報」の「相違の内容」欄には「別添申立書のとおり」と記載し、申立書を併せて保管してください。

経路等に相違がある場合は相違の内容を、可とする場合はその理由等も記入してください。

#### (2) 交通用具（自動車、自転車等）に係る経路

聞き取り等により本人に確認し、確認日、経路の相違の有無及び確認者を「通勤経路情報」の該当欄に記入してください。

なお、勤務公署まで交通用具を使用している場合には、直接状況を確認するなどしてください。

「通勤経路情報」と相違がある場合は相違の内容を記入してください。

#### 3 確認結果の給与課への報告

令和5年3月1日（水）から同年3月15日（水）までの間に確認を行い、別添様式1について、同年3月27日（月）までに給与課へメールにてご報告ください。

様式2については、通勤手当の改定が必要な場合に作成し、様式1と併せてご報告ください。

また、様式2を提出する事例で「期間が前回確認時をまたぐ場合」は、前回確認時（令和4年10月実施時）の確認結果を記入した「通勤経路情報」の写しを併せて提出してください。

なお、2(1)及び(2)において確認結果を記入した「通勤経路情報」については、各所属において確実に保存をお願いします。

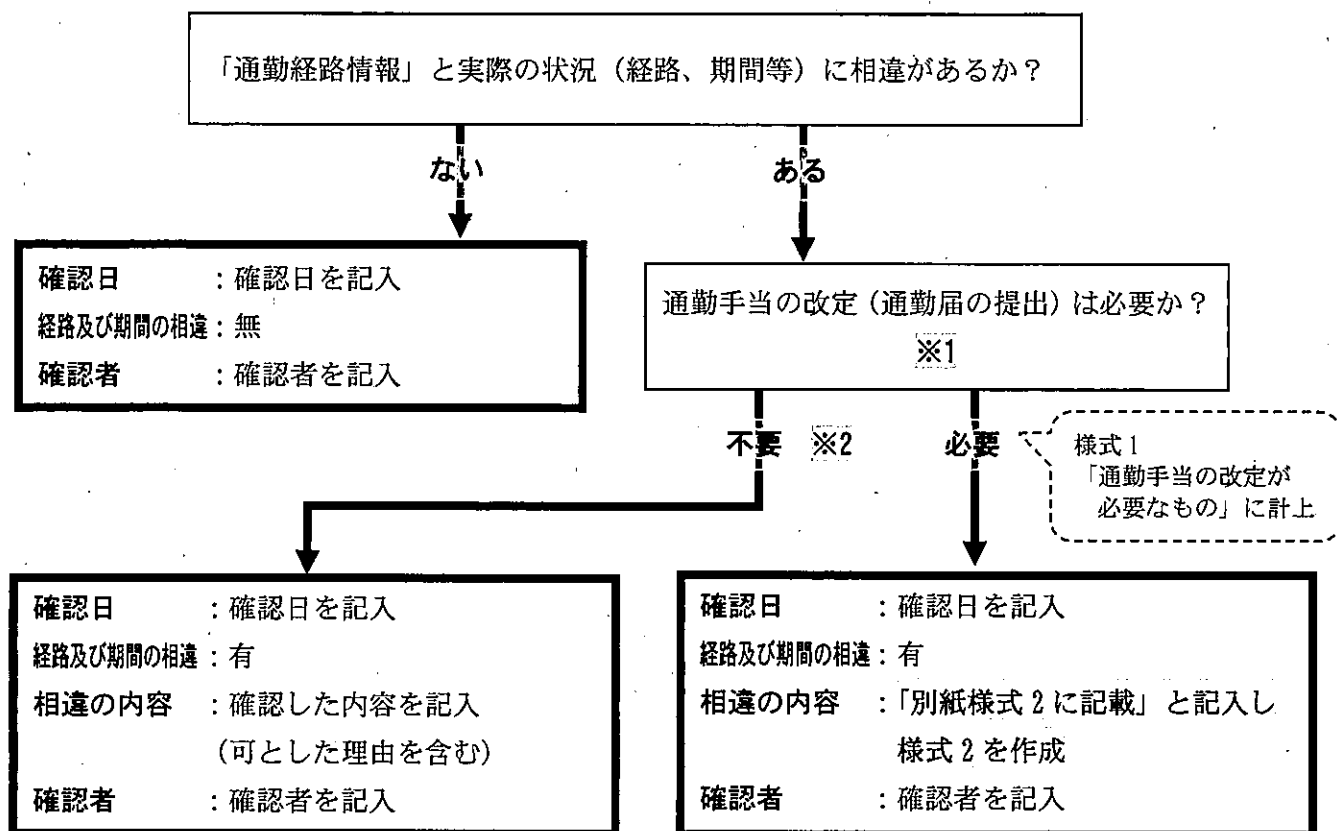
#### 4 その他

(1) 対象職員以外の職員の通勤方法等の確認につきましては、本人から聞き取りなどを行い、実際の通勤方法等と通勤届の内容が相違ないかの確認を随時行ってください。

(2) 別添「こんな時は忘れずに届出を！」は職員へ周知を図る際にご利用ください。

総務局職員部給与課給与係  
担当 小林  
内線 2133

## 「通勤経路情報」及び報告様式への確認結果の記載方法について



※1 戻入の有無にかかわらず、今回の確認によって通勤届の提出が必要となった場合には様式1の「通勤手当の改定が必要なもの」への計上と様式2の作成をお願いします。

※2 「通勤手当の改定が不要」に該当する事例

以下に該当する場合は、通勤手当の改定（通勤届の提出）は不要です。

(1) 定期券

ア 地下鉄、JR、名鉄等の経路に共通する事項

- (ア) 6箇月定期券代を支給されている職員が、何らかの理由により定期券額を上回る金額を負担することにより、1箇月定期券や3箇月定期券を購入していたとしても可とする。ただし、領収書（購入履歴を発行している交通機関にあっては、購入履歴を含む。）等により6箇月定期券の額を上回る金額を負担しているかの確認を要する。領収書等により確認が困難な場合は、領収書等の確認に代えて、職員本人から申立書の提出を受けることも可とする。

また、回数券等を購入していた場合は後述する「(2) 回数券、カード乗車券等」による確認を要する。

- (イ) 引っ越し、育児休業等の予定が明確であり、支給単位期間を1箇月としていたが、返納事由発生後、6箇月分の定期券を購入しているものは可とする。

イ 地下鉄の経路について

- (ア) 「通勤経路情報」における始点駅と終点駅を通過していれば、何らかの事情により「通勤経路情報」とは別の経由駅を通過していたとしても可とする。ただし、乗り換え回数が少なくなる等の理由により、始点駅と終点駅との最短の区数と通勤届における定期券の区数が異なる場合には、通勤届の経由駅を通過していなければならない。

例 以下の場合には不可

(基本経路) 上小田井 ⇒ 丸の内 ⇒ 久屋大通 ⇒ 市役所 : 3区  
(認定経路) 上小田井 ⇒ 上前津 ⇒ 市役所 : 4区  
(購入経路) 上小田井 ⇒ 丸の内 ⇒ 久屋大通 ⇒ 市役所 : 3区

- (イ) 定期券を職員個人の負担により延長している場合は可とする。ただし、「通勤経路情報」における始点駅と終点駅を通過していなければならない。なお、上記(ア)但し書きに該当する場合は、通勤届の経由駅も通過していなければならない。

例 以下の場合には可

(認定経路) 砂田橋 ⇒ 市役所 : 2区  
(購入経路) 自由が丘 ⇒ 市役所 ⇒ 栄 : 3区

ウ JR、名鉄等の経路について

通勤届における定期券額以上の金額を支払っている場合は、何らかの事情により別経路を通過していたとしても可とする。

例 以下の場合には可

(認定経路) 豊橋 ⇒ 名古屋 (名鉄名古屋本線) 6箇月定期券額 140,670円  
(購入経路) 豊橋 ⇒ 名古屋 (JR東海道本線) 6箇月定期券額 187,520円

(2) 回数券、カード乗車券等

定期券額で認定されている者が何らかの事情により回数券、カード乗車券等で通勤していたとしても、単価に通勤回数(実乗車回数ではなく通勤届上の通勤回数)を乗じた額が定期券額以上となっていれば可とする。ただし、カード乗車券等で通勤している理由、期間等を本人によく確認し、必ず内容を記録すること。

ただし、通勤手当規則第8条第3項の規定により通用期間1箇月の定期券の価額を支給されている職員については除く。



前回までの確認時における通勤手当の改定事例を挙げます。今後、下記の点に注意して認定・確認事務を進めてください。

1 「通勤手当の改定が必要なもの」に該当した主な事例

(1) 届出誤り

● 職員の届出失念

(例) 職員が通勤届の提出を失念しており、手当が誤支給されていた。  
(転居、勤務場所の変更、通勤経路や通勤方法の変更、運賃等の変更等)  
⇒ 事由が発生した場合は、必ず、速やかに届出を提出させてください。

● 代行入力による誤り

(例) 職員本人から入力補助者へ情報が十分に伝わっておらず、経路や金額等、届出内容に誤りがあるまま通勤手当が支給されていた。  
⇒ 入力後に必ず、本人に届出内容を確認させてください。

● その他割引定期券等の使用

(例) 敬老パス、特得 60 バス、学割定期券、株主優待券等を使用している者に対し、通勤定期券代を支給していた。  
⇒ 現物確認時に必ず、印字されている内容を確認してください。  
⇒ 割引定期券を使用し通勤することとした場合は、当該定期券の負担額が運賃等相当額の算出の基礎となることに注意してください。

⚠️ 特に見落とししやすいもの

○特得 60 バス定期券



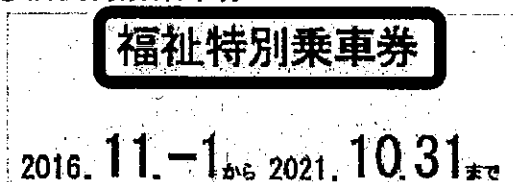
カード中央部に「特得 60 市バス全線」の印字があります。  
⇒手当支給対象外です！

○割引用マナカ・割引定期券



カード下部中央に「割」マークの印字があります。  
⇒通常のマナカ、定期券と比べ金額が異なるので注意して下さい

○福祉特別乗車券



カード中央部に「福祉特別乗車券」の印字があります。  
⇒手当支給対象外です！

## (2) 認定誤り

### ● 名城線右回り、左回りの認定誤り

(例) 通勤経路を右回りで認定すべきところ、左回りで認定していた。

### ● 「利用 (=認定) すべき鉄道が決められている区間」に係る認定誤り

(例) 一宮 ⇄ 名古屋 を鉄道区間の始点・終点としている職員について、名鉄電車の定期代を支給していた。

#### ※ 「利用すべき鉄道が決められている区間」について

下記の鉄道の区間を始点・終点としている場合は、利用すべき鉄道が右側に掲げるものに限られています。

鉄道の区間 (始点及び終点に限る)	職員の通勤方法
岐阜 ⇄ 名古屋・金山	JR 東海道線 岐阜 ⇄ 名古屋・金山
一宮 ⇄ 名古屋・金山	JR 東海道線 尾張一宮 ⇄ 名古屋・金山
豊橋 ⇄ 名古屋・金山	名鉄名古屋本線 豊橋 ⇄ 名古屋・金山

### ● 迂回経路の1箇月運賃相当額の認定誤り

(例) 市営地下鉄で基本経路の区数が2区である経路について、乗り換え回数が少なくなることを理由に3区の経路で認定する際、「普通乗車券の額」及び「1箇月定期券等金額」も3区の金額で認定していた。

#### <経路例>

基本経路：中村公園→名古屋→久屋大通→市役所 …2区

認定経路：中村公園→栄→市役所 …3区

⇒職員情報システムでの通勤手当額の自動算出は、実際に入力された経由駅に基づく区数で計算されます。上記のような経路を認定する場合は、「普通乗車券の額」「1箇月定期券等金額」の金額修正が必要です。

## 2 参考条文

### 通勤手当規則 (抜粋)

#### (事後の確認)

第21条 所属長は、現に手当の支給を受けている職員について、その者が条例第11条第1項の職員たる要件を具備するかどうか及び手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

## 通勤手当

# こんな時は忘れずに届出を！

以下のような場合には届出が必要となりますので、事前に必ず、所属の給与担当者にご相談ください。

(例)

- 勤務先が変更となる場合
- 引っ越しをする場合
- 通勤経路や通勤方法を変更する場合
  - ※「電車で経路を認定されているにもかかわらず、一駅分歩いて出勤する」
  - 「家族の車に同乗して出勤する」
  - 「自転車から原動機付自転車に変更する」とする場合も含みます。
- 割引定期券等を使用して通勤する場合  
学割定期券、株主優待券など

★ 上記のほか、在宅勤務や休暇、出張等で、月の初日～末日まで1日も出勤しない事となる場合にも、支給上の処理が必要となる場合がありますので、事前に所属の給与担当者にご相談ください。

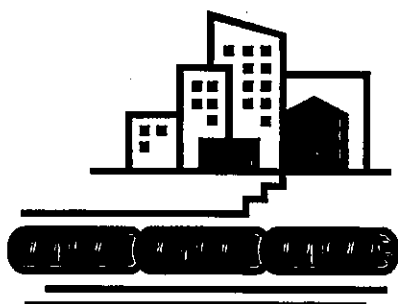
(例) 産休、育休等



### 通勤手当の適切な受給について

届出が遅れると、本来支給されるはずだった通勤手当が受給できなくなったり、本来支給されないはずの手当を受給してしまう場合があります。

故意に届出をしないなど不正受給が確認された場合、懲戒処分の対象となる可能性がありますので、十分に注意し適切に届出を行ってください。



## 市長室秘書課秘書係

差出人: 市長室秘書課秘書係 <a3054@shicho.city.nagoya.lg.jp>  
送信日時: 2023年3月3日金曜日 10:24  
宛先: スポーツ市民局 (a4402@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp); 会計室 (a3003@kaikei.city.nagoya.lg.jp); 環境局 (a2363@kankyokoku.city.nagoya.lg.jp); 監査事務局 (a3329@kansa.city.nagoya.lg.jp); 観光文化交流局 (a3166@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp); 教育委員会 (a3206@kyoiku.city.nagoya.lg.jp); 経済局 (a2403@keizai.city.nagoya.lg.jp); 健康福祉局 (a2503@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp); 交通局 (soumu@tbcn.city.nagoya.lg.jp); 財政局 (a2303@zaisei.city.nagoya.lg.jp); 子ども青少年局 (a3192@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp); 市会事務局 (a2083@shikai.city.nagoya.lg.jp); 市長室秘書課庶務係; 住宅都市局 (a2704@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp); 上下水道局 (somu-j@jogesuido.city.nagoya.lg.jp); 人事委員会 (a3304@jinji.city.nagoya.lg.jp); 選挙管理委員会 (a3314@senkyokanri.city.nagoya.lg.jp); 総務局 (a2102@somu.city.nagoya.lg.jp); 防災危機管理局 (a3530@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp); 緑政土木局 (a2801@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp)  
件名: 【R5.4.17〆切】地方自治関係功労者に係る令和6年春叙勲の潜在候補者に関する調査について【照会・秘書課】  
添付ファイル: 01\_各局あて令和6春叙勲候補者照会文.docx; 02\_1【様式2】潜在候補者一覧.xlsx; 02\_2【様式3】叙位及び叙勲候補者名簿（個人票）（全員分作成する）.xlsx; 03\_（参考）潜在候補者の各局回答でよく見られる誤記入について.docx; 04\_（参考）地方自治功労関係栄典関係事務提要（R3.3月）.pdf; 05\_愛知県からの照会.zip  
重要度: 高

各局室 叙勲ご担当者様

お世話になっております。  
市長室秘書課の伊藤です。

本件、添付データのとおり照会させていただきます。  
例年の叙勲対象となる[ ]等の潜在候補者の照会です。

○令和5年度は統一地方選実施年であるため、  
候補者全員についての【様式3】叙位及び叙勲候補者名簿（個人票）の提出が必要となります。

○令和5年4月1日以後の人事異動を反映した内容でご回答のほどお願いいたします。

○市会事務局におかれましては、[ ]  
[ ]でご記載ください。



回答期限：令和5年4月17日（月）

回答送付先：a3054@shicho.city.nagoya.lg.jp

お手数をお掛けいたしますが、よろしくお願いたします。

■■■■

■■■ 名古屋市役所 市長室秘書課秘書係

■■ 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

伊藤 元希 (Ito Genki)

TEL：(052)972-3054 FAX：(052)972-4105

E-mail：（個人）■■■■@city.nagoya.lg.jp

（組織）a3054@shicho.city.nagoya.lg.jp

■■■■

各局室区長様

市長室長

、地方自治関係功労者に係る令和6年春叙勲の潜在候補者に関する調査に  
ついて（照会）

みだしの件について、愛知県市町村課長から別添のとおり依頼がありましたので、下記に  
より候補者をご回答ください。

なお、候補者の推薦範囲については、平成29年度に愛知県市町村課に確認を行った結果、

[REDACTED]  
扱いとなっていますのでご注意ください。  
い。

記

1 推薦範囲（公務員）

次の基準をいずれも満たす職員

- (1) [REDACTED]
- (2) [REDACTED]
- (3) [REDACTED]

\* [REDACTED] 回答につ  
いては、令和5年4月の人事異動後の所属（令和5年4月以降の所属）よりご回答くだ  
さい。

2 提出書類

(1) 潜在候補者一覧（様式2）

- ・昨年度（令和5年春叙勲用）の照会において該当者有で回答された局においては、  
その際の回答から対象者の漏れがないよう十分にご注意いただくとともに、「令和  
5年4月人事異動の反映」「満88歳以上の削除」「時点修正 [REDACTED]  
[REDACTED]」についても漏れがないようご記入ください。
- ・ [REDACTED] 区分の候補者 [REDACTED]  
についても把握のうえ記載してください。
- ・ [REDACTED] については、個人票（様式3）の数字を記載してください。
- ・ [REDACTED]
- ・市会事務局におかれましては、 [REDACTED]  
[REDACTED] で記載してください。

(2) 叙位及び叙勲候補者名簿（個人票）（様式3）

統一地方選実施年である令和5年度は、候補者全員について提出が必要です。様式2の潜在候補者一覧に記載した候補者全員分の個人票を作成・提出してください。

※前回は、平成31年度（令和2年春叙勲用）に全員分の個人票を作成しています。前回平成31年度データが必要な場合は秘書課までご連絡ください。

※令和5年4月に新たに■になられた方については、新規に個人票作成が必要です。

※作成にあたっては、「地方自治功労関係栄典関係事務提要（令和3年3月）」23～30ページに記載されている勲章審査票の作成方法をご参照ください。

3 提出期限

令和5年4月17日（月）までに、秘書課あてメールにてご提出ください。

提出先：a3054@shicho.city.nagoya.lg.jp

4 その他

- ・候補者がいない場合についても、その旨をメールにてご回答ください。
- ・潜在候補者が死亡した場合、死亡叙勲上申の手続きをすることになりますが、その上申書類の提出期間が、死亡日を含め5日以内に愛知県に提出することとなり、大変短くなっています。この機会に候補者の履歴等の整理をしていただきますようお願いいたします。

【担当】

市長室秘書課秘書係

担 当：伊藤 電 話：972-3054

E-mail：a3054@shicho.city.nagoya.lg.jp

### 【潜在候補者集計表】

市町村名

市町村整理番号

担当者名

令和6年4月29日 現在

(単位：人)

	潜在 候補者数 (A)	(A) のうち 70歳以上の 候補者数 (B)	(B) のうち・・・			(B) - (C) (D)	(D) のうち [ ]	【参考資料】 (B) のうち	
			受章意思な し ア	昭和39年 以降受章者 イ	犯歴が ある候補者 ウ			過去に取下 げ、辞退し た候補者	褒章受章者 (全功績)
二類									

(注1)

(注2) 二類の候補者にあつては、(B)欄は55歳以上の候補者数を記入すること。

潜在候補者一覧

市町村整理番号 0  
市町村名 0  
区分 (※本事務局のみ)

項番	氏名	生年月日	年齢		受意の有無	犯罪の有無	前叙あり	過去に 敗下け 辞退した 候補者	受意受 意者 (全功 積)	整理 番号	備考

潜在候補者一覧

市町村整理番号 0  
市町村名 0  
区分

項番	氏名	生年月日	年齢	受任 意思の有無	現職の有無	前職あり	過去に 退下げ、 辞退した 候補者	落選受 任者 (全功 績)	整理 番号	備考

潜在候補者一覧

市町村整理番号 0  
市町村名 0  
区分

項番	氏名	生年月日	年齢			受雇 意思の有無	履歴の 有無	前叙あり	過去に 戻下げ 辞退した 候補者	受雇受 得者 (全功 程)	整理 番号	備考

潜在候補者一覧

市町村整理番号 0  
 市町村名 0  
 区分 二類

項番	氏名	生年月日	年齢	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	受取意思の有無	犯罪の有無	前叙あり	過去に脱下げ辞退した候補者	養育受託者(全功給)	整理番号	備考
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					



年次	令和6年春	省庁等	総務省	コード	0641	通し番号			
本籍							コード		
現住所							コード		
ふりがな		性別	旧氏名等	ふりがな	勲章	褒章	章	章	
氏名		男		ペンネーム・芸名					
生年月日									
主要経歴 (官職)				コース	最終学歴	表彰歴			
功労名									
区分	官職名等	在職期間	在職年月数					備考	
決定				会社の規模など		団体の規模など			
賞勲				現在		現在			
				名称	名称	活動範囲			
係				資本金	従業員	会員数			
				従業員	販売高	役員	長副専常理		
申立				役員	会社副専常	職員			
				役員	会社副専常	職員			
所属党派				市町村名		整理番号			
事前協議事項									

(A)

様式2 潜在候補者一覧

- [ ] が正しくない。
- [ ] が削除されている。(受章するまでは候補者であるため、掲載する。)
- [ ] が削除されている。(例：A [ ] → [ ])  
←この場合、 [ ] であるA局が候補者リストと候補者名簿(個人票)を管理する。
- [ ] が死亡叙勲の手続きを経ずに削除されている。(潜在候補者が死亡した場合は、①ただちに秘書課に連絡 ②遺族に受章意思確認を確認 ③死亡日から5日以内に申請書類を県に提出 する必要があります)

様式3 叙位及び叙勲候補者名簿(個人票)

- [ ] の個人票がない。
- 左上の「年次」が古いままになっている(令和6年春叙勲の照会なのに令和5年春の名簿を流用していると、年齢が誤ってしまう。)
- 主要経歴が古い、又は誤っている。
- 区分に「○」がない(主要経歴に○をすることになっており、通常は最新の官職)
- 官職名等の最初に「名古屋市」の記載がない。なお2行目以降は「同」で統一する。
- 官職名等に [ ] 記載されている。( [ ] は「名古屋市吏員」など一括表記する。)
- 官職名等の肩書の後に「(○級)」の記載がない。(例：名古屋市B [ ] (9級))
- エクセルの自動計算式を消してしまっている。  
← [ ]
- [ ] の在職期間が3月31日と記載されている。  
← [ ] は在職期間の至の欄に令和6年3月31日と記載し、 [ ] は「現在」(＝自動的に令和6年4月29日現在で自動計算される)と記載する。

令和3年3月

# 地方自治功労関係 栄典関係事務提要

愛知県総務局総務部市町村課

公務員グループ

# 目 次

## 第1 春秋叙勲

1 春秋叙勲の対象となる者	1
I 一類（旭日章、瑞宝章）	1
II 二類（瑞宝章）	4
III 再叙勲	6
2 事務処理日程	6
3 提出書類等	6
4 伝達等	8

## 第2 死亡叙勲（特別叙勲）

1 死亡叙勲の対象となる者	9
I 一類（旭日章、瑞宝章）	9
II 再叙勲	10
2 事務処理日程	10
3 提出書類等	10
4 伝達等	11

## 第3 特旨叙位

1 叙位の対象となる者	12
2 事務処理日程	14
3 提出書類等	15
4 伝達等	15

## 第4 危篤叙勲

1 危篤叙勲の対象となる者	16
2 事務処理日程	16
3 提出書類等	16

## 第5 高齢者叙勲

1 高齢者叙勲の対象となる者	17
2 事務処理日程	17
3 提出書類等	17
4 留意事項	17

## 第6 祭送料

（参考）一般推薦	19
----------	----

(様式)

様式 1	勲章審査票 (春秋叙勲、高齢者叙勲)	23
様式 2	勲章審査票 (死亡叙勲、危篤叙勲)	25
様式 3	叙位審査票 (特旨叙位)	26
様式 4	功績調書 (春秋叙勲、特旨叙位等)	31
様式 5	履歴書 (春秋叙勲、特旨叙位等)	34
様式 6	刑罰等調書 (春秋叙勲、特旨叙位等)	43
様式 7	団体の規模及び事業概況等調 (春秋叙勲、特旨叙位等)	44
様式 8	事業概況等調 (春秋叙勲、特旨叙位等)	46
様式 9	候補者調査書 (春秋叙勲)	47
様式 10	候補者に係る受章意思確認書 (春秋叙勲、高齢者叙勲)	48
様式 11	死亡叙勲等連絡票 (死亡叙勲、特旨叙位)	49

(別表)

別表 1	参考事項一覧表	51
別表 2	市区町村コード表	52
別表 3	勲章・賜杯の種類	53

# 第1 春秋叙勲

## 1 春秋叙勲の対象となる者

### I 一 類 (旭日章、瑞宝章)

永年地方自治の育成発展に貢献し、特に功績顕著な者で、次に掲げる要件を満たす者

- (1) 年齢満 70 歳以上の者 (春の叙勲にあつては、4 月 29 日現在、秋の叙勲にあつては、11 月 3 日現在)
- (2) [REDACTED]
- (3) [REDACTED]

#### A 旭日章…公選職、行政委員

##### A-1 公選職 [REDACTED]

<備考>

(※) [REDACTED]

① [REDACTED]

② [REDACTED]

③ [REDACTED]

④ [Redacted]

⑤ [Redacted]

⑥ 次に該当する者については、事前に県市町村課に協議すること。

ア 既に勲章（旧勲等 瑞六以上のもの）を有する者

イ [Redacted]

ウ 地方自治関係の功績のほか、他の分野において同等の功績があると認められる者

A-2 行政委員 [Redacted]

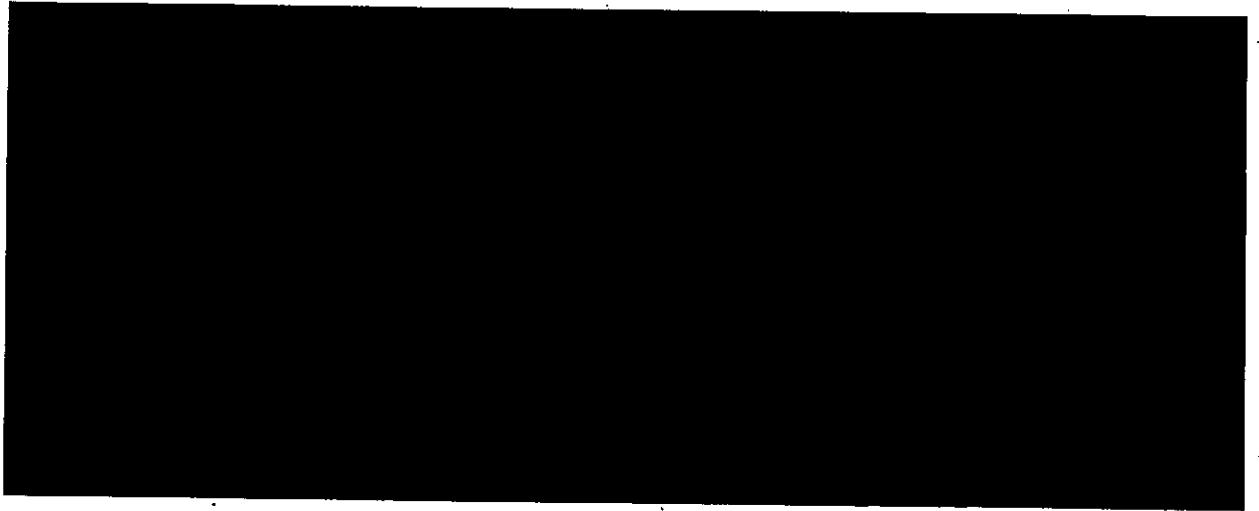
[Redacted]

<備考>

(※) [Redacted]

① [Redacted]

② [Redacted]



<備考>

- (※) [Redacted]
- ア [Redacted]
- イ [Redacted]
- ウ [Redacted]
- ① [Redacted]
- ② [Redacted]
- ③ [Redacted]
- ④ [Redacted]



⑤

⑥

⑦

[Redacted content for items 5, 6, and 7]

⑧ 次に該当する者については、事前に県市町村課に協議すること。

ア 既に勲章（旧勲等 瑞六以上のもの）を有する者

イ 地方自治関係の功績のほか、他の分野において同等の功績があると認められる者

ウ [Redacted]

エ [Redacted]

オ [Redacted]

II 二 類（瑞宝章（春秋叙勲のみ））

永年地方自治の育成発展に貢献し、特に功績顕著な者で、次に掲げる要件を満たす者

(1) 次の各号のいずれかの職務に永年従事した者

① 精神的又は肉体的に著しく労苦の多い環境において業務に精励した者

② 人目につきにくい分野にあって多年にわたり業務に精励した者

(2) 年齢満 55 歳以上の者（春の叙勲にあっては、4 月 29 日現在、秋の叙勲にあっては、11 月 3 日現在）

(3) [Redacted]

(4) [Redacted]

[Redacted content]

<備考>

① [Redacted]

② [Redacted]

[Redacted]

- ③
- ④
- ⑤

<その他、上記Ⅰ（一類）、Ⅱ（二類）に関する要件等について>

このため、  
事前に県市町村課に協議すること。

- ・ 昭和 39 年の春秋叙勲以降、候補者として推薦された者のうち、内示の前後を問わず、取下げ、辞退等を行ったことのある候補者については、事前に県市町村課に協議すること。
- ・ 昭和 39 年以降の春秋叙勲により既に叙勲された者は、原則として選考の対象から除かれること。ただし、後掲「Ⅲ 再叙勲」に該当する場合は選考の対象となるものであるので、事前に県市町村課に協議すること。

候補者又は関係する法人等が次に掲げる項目に該当する場合は、必ず事前に県市町村課に協議すること。

① 刑罰を受けた場合

- ②
- ③
- ④
- ⑤
- ⑥
- ⑦
- ⑧
- ⑨
- ⑩
- ⑪

- ⑫ [REDACTED]
- ⑬ [REDACTED]
- ⑭ [REDACTED]
- ⑮ その他栄典の受章環境について検討が必要と思われる場合

### III 再叙勲

[REDACTED] 昭和 39 年以降の春秋叙勲により既に叙勲された者の再叙勲については、

[REDACTED] 事前に県市町村課に協議すること。

また、[REDACTED] であっても、先に叙勲された後の経過年数が 7 年以上であり、[REDACTED] 等抜群の功労がある者については例外的に対象となる場合があるので、事前に県市町村課に協議すること。

## 2 事務処理日程

春秋叙勲の事務処理日程は、おおむね次のとおりである。

区 分	春の叙勲	秋の叙勲
県から市町村へ潜在候補者の調査依頼	2月下旬	9月中旬
市町村から県へ潜在候補者の回答	4月下旬	10月中旬
県から市町村へ候補者の推薦依頼	6月上旬	12月上旬
市町村から県へ候補者を候補者選考調書により内申	7月下旬	1月中旬
県において候補者を選考	8月中	2月中
県から市町村へ候補者に係る関係書類の提出依頼	8月下旬	2月中旬
市町村から県へ候補者に係る関係書類の提出	9月中旬	3月上旬
県から総務省へ候補者を上申	11月上旬	5月中旬
受章者内定	3月下旬	9月下旬
受章者決定	4月下旬	10月下旬
伝達式（小綬章以下は県庁）	5月上旬	11月上旬
拝謁（皇居）	5月中旬	11月中旬

## 3 提出書類等

提出書類及び提出部数は、それぞれ次のとおりである。

なお、提出書類の作成及び記載方法等については、別添様式を参照すること。

### (1) 候補者推薦時提出書類

提出書類名	様式	提出部数	摘 要
勲章審査票	様式1	1	勲章審査票については、[REDACTED] に記載漏れがないよう留意するとともに、無履歴も含めた全ての経歴について、漏れなく記載すること。 (他の分野で擬叙の対象となるか否かを判断する際に必要となるため、必ず調査のうえ記載すること。)
候補者調査書	様式9	1	
候補者に係る受章意思確認書	様式10	1	
履歴書	様式5	1	公務員枠で推薦する候補者については作成不要であること

提出書類名	様式	提出部数	摘要
人事記録の写し	-	1	候補者に公務員の経歴がある場合
等級別基準職務表、管理職手当支給率表、組織機構図、職員録の写し	-	1	

(2) 一件書類

提出書類名	様式	提出部数	摘要
勲章審査票	様式1	1	
功績調書	様式4	1	
履歴書	様式5	1	
団体の規模及び事業概況等調	様式7	1	
事業概況等調	様式8	1	個人経営の場合も作成すること
候補者に係る受章意思確認書	様式10	1	
戸籍抄本（原本）	-	5	
刑罰等調書（原本）	(様式6)	5	市町村の発行する様式を使用
住民票の写し（原本）	-	1	
(以下 該当する場合)			
人事記録の写し	-	1	候補者に公務員の経歴がある場合
等級別基準職務表、管理職手当支給率表	-	1	
組織機構図、職員録の写し	-	1	
軍歴証明書（写し可）	-	1	兵役がある場合 (陸軍：健康福祉部地域福祉課) (海軍：厚生労働省社会・援護局援護・業務課調査資料室)
	-	1	消防団員の経歴がある者
	-	1	裁判所調停委員の経歴がある者
	-	1	保護司の経歴がある者
	-	1	人権擁護委員の経歴がある者

<備考>

① 地方公務員法の規定により分限処分又は懲戒処分がなされた者については、当該処分の内容を明確に記載した調書を添付すること。

② 再叙勲の場合、戸籍抄本（原本）、刑罰等調書（原本）は8部提出すること。

③ [redacted] ため、この場合にも、勲章審査票記載事項の根拠となる書類（等級別基準職務表、管理職手当支給率表、組織機構図、職員録の写し）を提出すること。

#### 4 伝達等

##### (1) 内示

総務省から県に対して候補者の擬叙勲等が内示されると、次の事項について調査を実施する必要があるため、関係市町村においては各照会事項について直接本人に確認の上、指定された日時までに県市町村課へ連絡すること。

##### [候補者に照会する事項]

###### ① 叙勲を受託するか否かの本人の意向の確認

直接本人に内示の勲等を告げ確認すること。ただし、正式発令までは他人に漏らさないよう告げること。本人が受章を辞退する場合は、その理由を文書で提出すること。

特に、閣議決定、上奏裁可後の辞退は国事行為の取消しとなり、事務的に極めて困難となるので、嚴重に注意すること。

###### ② 前叙の有無の確認

以前に受章した勲章があるかどうか確認すること。前叙がある場合は、提出された履歴書に記載されているはずであるが、記載の前叙が誤記、誤認の場合あるいは書類提出後前叙が判明したような場合、速やかに県市町村課へ連絡すること。

###### ③ 氏名（特に字画について）、職名（特に一件書類提出後の変更について）、現住所等（特に一件書類提出後の異動、市町村合併に伴う市町村名・町名の変更等について）の確認

##### [市町村において確認する事項]

候補者の犯罪歴等の調査（推薦後）

あるいはその他同様な事実があったことなどについて調査すること。特に については注意すること。

##### (2) 伝達

勲章及び勲記は発令日（春の叙勲は4月29日、秋の叙勲は11月3日）後において、次の方法により伝達される。

ア 大綬章受章者	宮中において授与式を行い、天皇が親授する
イ 重光章受章者	宮中において内閣総理大臣が伝達する
ウ 中綬章受章者	総務大臣が伝達する
エ 小綬章及び双光章受章者	総務省を経て愛知県知事が伝達する

##### (3) 拝謁

受章者及び配偶者については、発令後、別に日時を定めて（中綬章受章者については伝達日）、皇居において天皇陛下の謁を受ける機会が与えられている。

## 第2 死亡叙勲（特別叙勲）

### 1. 死亡叙勲の対象となる者

#### I 一類

##### A 旭日章…公選職、行政委員

###### A-1 公選職

[Redacted]

###### A-2 行政委員

[Redacted]

##### B 瑞宝章…地方公務員

[Redacted]

<備考>

①

[Redacted]

- ② 次に該当する者については、事前に県市町村課に協議すること。
- ア 既に勲章（旧勲等 瑞六以上のもの）を有する者
  - イ 地方自治関係の功績のほかに同等の功績があると認められる者
  - ウ [REDACTED]

## II 再叙勲

[REDACTED] 昭和 39 年以降の春秋叙勲により既に叙勲された者の再叙勲については、  
[REDACTED]  
[REDACTED] 事前に県市町村課に協議すること。

## 2 事務処理日程

死亡叙勲については、当該候補者の死亡日を含め 30 日以内に関議決定、上奏裁可を経て、生前最後の日（死亡日）に遡って発令されることになっている（30 日を徒過した場合は、関議請議されないこと）。

したがって、総務省、県で詮議する期間をも考慮して死亡日を含め 5 日以内の内申を厳守すること。そのため、関係書類の第一稿の提出期限を県市町村課と調整し、期限内に書類を作成すること。

なお、死亡の事実を確認したときは、「死亡叙勲等連絡票」（様式 11）を速やかに県市町村課宛てメール又は FAX すること。

また、公葬等特別な事由がある場合には、対象者の経歴等を県市町村課に連絡し、協議すること。

区 分	時 期
市町村から県へ内申	死亡日を含め 5 日以内
県から総務省へ上申	" 12 日以内
関議に請議	" 30 日以内
伝達式（原則として県庁）	総務省から物件の送付があり次第速やかに挙

## 3 提出書類等

提出書類及び提出部数は、それぞれ次のとおりである。

なお、提出書類の作成及び記載方法等については、別添様式を参照すること。

提出書類名	様式	提出部数	摘 要
勲章審査票	様式2	1	
功績調書	様式4	1	
履歴書	様式5	1	
団体の規模及び事業概況等調	様式7	1	
事業概況等調	様式8	1	個人経営の場合も作成すること
除籍抄本（原本）	-	4 (5)	
刑罰等調書（原本）	(様式6)	4 (5)	市町村の発行する様式を使用
住民票の写し（原本）	-	1	

提出書類名	様式	提出部数	摘要
(以下 該当する場合)			
軍歴証明書 (写し可)	-	1	兵役がある場合 (陸軍：健康福祉部地域福祉課) (厚生労働省社会・援護局援護・業務課調査資料室)
████████████████████	-	1	消防団員の経歴がある者
████████████████████	-	1	裁判所調停委員の経歴がある者
████████████████████	-	1	保護司の経歴がある者
████████████████████	-	1	人権擁護委員の経歴がある者

<備考>

① 「除籍抄本」を謄本と誤らないこと。なお、除籍抄本が期限内に提出できない場合は、除籍前の抄本及び死亡診断書を併せて提出することとし、書類が整い次第提出すること。

② 同一人で特旨叙位、死亡叙勲を同時に内申する場合、戸籍抄本（原本）、刑罰等調書（原本）は5部提出すること。

③ 死亡状況等により提出を要する書類は次のとおり。

死亡状況等	提出を要する書類
自殺	████████████████████
事故死	① 勲章審査票 ② 死亡状況報告書 ③ 死亡状況が確認できる資料 (現場確認書、現場見取図、警察署の事故証明書等) ④ 死亡診断書 (写し可)
推定死亡	
現職死亡	

(注) いずれも速やかに協議文書を付して提出すること。

#### 4 伝達等

行賞物件（勲記、勲章、賜杯等）は発令後、別に日を定めて知事から受章者の遺族に対し伝達される。

なお、市民葬等公葬がある場合は、葬儀の当日、公葬場所において、葬儀に先立ち知事から遺族に対し、勲記、勲章等の伝達を行うことがある。



### 第3 特旨叙位

#### 1 叙位の対象となる者

死亡者であって、生前、地方自治の育成発展に貢献し、功績顕著な者で、

なお、この基準により対象となる者は、全て特旨叙位である。

#### A 公選職

<備考>

(※)

①

②

③

④

⑤ [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

⑥ 候補者又は関係する法人等が次に掲げる項目に該当する場合は必ず事前に県市町村課に協議すること。

ア 既に位を有する者（旧勲等 正七位以下である場合は除く。）

イ [Redacted] 地方自治関係の功績のほかに特別な功績があると認められる者

ウ 刑罰を受けた場合

エ [Redacted]

オ [Redacted]

カ [Redacted]

キ [Redacted]

ク [Redacted]

ケ [Redacted]

コ [Redacted]

サ [Redacted]

シ [Redacted]

ス [Redacted]

[Redacted]

セ [Redacted]

ソ [Redacted]

タ [Redacted]

チ その他栄典の受章環境について検討が必要と思われる場合

B 行政委員 [Redacted]

[Redacted]

<備考>

(※) [Redacted]

(※) [Redacted]

[Redacted]

① [Redacted]

[Redacted]

② 候補者又は関係する法人等が次に掲げる項目に該当する場合は必ず事前に県市町村課に協議すること。

ア 刑罰を受けた場合

イ

ウ

エ

オ

カ

キ

ク

ケ

コ

サ

シ

ス

セ

ソ その他栄典の受章環境について検討が必要と思われる場合

## 2. 事務処理日程

特旨叙位については、当該候補者の死亡日を含め 30 日以内に閣議決定、上奏裁可を経て、生前最後の日（死亡日）に遡って発令されることになっている（30 日を徒過した場合は、閣議請議されないこと）。

したがって、総務省、県で詮議する期間をも考慮して死亡日を含め 5 日以内の内申を厳守すること。そのため、関係書類の第一稿の提出期限を県市町村課と調整し、期限内に書類を作成すること。

なお、死亡の事実を確認したときは、「死亡叙勲等連絡票」（様式 11）を速やかに県市町村課あて FAX すること。

また、公葬等特別な事由がある場合には、対象者の経歴等を県市町村課に連絡し、協議すること。

区 分	時 期
市町村から県へ内申	死亡日を含め 5 日以内
県から総務省へ上申	〃 12 日以内
閣議に請議	〃 30 日以内
伝達式（原則として県庁）	総務省から物件の送付があり次第速やかに挙行

### 3 提出書類等

提出書類及び提出部数は、それぞれ次のとおりである。

なお、提出書類の作成及び記載方法等については、別添様式を参照すること。

提出書類名	様式	提出部数	摘要
叙位審査票	様式3	1	
功績調査書	様式4	1	
履歴書	様式5	1	
団体の規模及び事業概況等調	様式7	1	
事業概況等調	様式8	1	個人経営の場合も作成すること
除籍抄本（原本）	-	4 (5)	
刑罰等調査書（原本）	(様式6)	4 (5)	市町村の発行する様式を使用
住民票の写し（原本）	-	1	
(以下 該当する場合)			
軍歴証明書（写し可）	-	1	兵役がある場合 (陸軍：健康福祉部地域福祉課) (海軍：厚生労働省社会・援護局援護・業務課調査資料室)
████████████████████	-	1	消防団員の経歴がある者
████████████████████	-	1	裁判所調停委員の経歴がある者
████████████████████	-	1	保護司の経歴がある者
████████████████████	-	1	人権擁護委員の経歴がある者

<備考>

- ① 「除籍抄本」を謄本と誤らないこと。なお、除籍抄本が期限内に提出できない場合は、除籍前の抄本及び死亡診断書を併せて提出することとし、書類が整い次第提出すること。
- ② 同一人で特旨叙位、死亡叙勲を同時に内申する場合、戸籍抄本（原本）、刑罰等調査書（原本）は5部提出すること。
- ③ 死亡状況等により提出を要する書類は次のとおり。

死亡状況等	提出を要する書類
自殺	████████████████████
事故死	① 叙位審査票
	② 死亡状況報告書
推定死亡	③ 死亡状況が確認できる資料
	(現場確認書、現場見取図、警察署の事故証明書等)
現職死亡	④ 死亡診断書(写し可)

(注) いずれも速やかに協議文書を付して提出すること。

### 4 伝達等

行賞物件（位記）は発令後、別に日を定めて知事から受章者の遺族に対し伝達される。なお、市民葬等公葬がある場合は、葬儀の当日、公葬場所において、葬儀に先立ち知事から遺族に対し、位記等の伝達を行うことがある。

## 第4 危篤叙勲

### 1 危篤叙勲の対象となる者

地方自治の育成発展に貢献し、功績顕著な者のうち、

であること。

(1)

(2)

なお、という要件の認定の困難性はもとより、本人及び家族へ及ぼす影響等を考慮し、推薦に当たっては特に慎重を期すこと。

### 2 事務処理日程

該当事例があり次第、速やかに県市町村課に内申すること。

### 3 提出書類等

提出書類は、概ね春秋叙勲に準ずるほか次のとおりとし、各8部提出すること。

提出書類名	提出部数	様式	摘 要
医師の診断書	8	(省略)	1 対象者が 2 できるだけ公的医療機関によるものが好ましいが、できない場合は医師2名の診断書とすること。(原本1部と写し7部)

## 第5 高齢者叙勲

### 1 高齢者叙勲の対象となる者

地方自治の育成発展に貢献し、功績顕著な者で、昭和 39 年以降の春秋叙勲により未だ叙勲されていない功労者のうち満 88 歳に達した者

### 2 事務処理日程

候補者の年齢が満 88 歳に達する日の属する月の 4 か月前（誕生日が 1 日の場合にあつては 5 か月前）の末日までに関係書類を県市町村課に提出すること。

なお、国においては毎月 1 回取りまとめて閣議に付議され、満 88 歳に達する月の翌月 1 日付け（誕生日が 1 日の場合にあつては、同日付け）で発令される。

また、勲章及び勲記は、発令後、別に日を定めて知事から受章者に対し伝達される。

### 3 提出書類等

提出書類及び提出部数は、春秋叙勲に準ずるが、戸籍抄本（原本）及び刑罰等調書（原本）は 4 部提出すること。

### 4 留意事項

遅延者についての上申は国において受付けされないので、候補者の把握に努め内申を忘れることのないよう留意すること。なお、

また、

## 第6 祭 葬 料

■■■■■が死亡した場合は、祭葬料が下賜される。

(備考)

- ① 祭葬料の下賜に該当すると思われる場合は、速やかに県市町村課に協議すること。
- ② 祭葬料の下賜は、葬儀までに行われるため、書類上の手続は特に迅速を期すこと。

## (参考) 一般推薦

- 1 春秋叙勲の候補者の選考に当たり、人目に付きにくい分野において真に功労のある者及び多数の分野で活躍し総合的に評価すれば国家又は公共に対する功労の大きな者等を把握するため、内閣府賞勲局において、一般からの推薦を受け付けることとされた。
- 2 推薦者、被推薦者、推薦方法、必要書類、推薦後の手続等は、「春秋叙勲の候補者としてふさわしい者の推薦要綱」(平成 15 年 5 月 16 日内閣総理大臣決定)を参照のこと。
- 3 なお、当該制度については、内閣府賞勲局が一括して所管しており、不明な点がある場合は、内閣府賞勲局へ問い合わせのこと。



## 春秋叙勲の候補者としてふさわしい者の推薦方法等について

### 1 推薦の方法について

- (1) 推薦者は、国家又は公共に対し功労のある者を春秋叙勲の候補者としてふさわしい者（以下「被推薦者」という。）として推薦する場合には、推薦書及びその推薦に賛同する 2 名の賛同書を、内閣府賞勲局に郵送により提出してください。提出はいつでも行うことができます。
- (2) 推薦書及び賛同書については、別途定めた様式のものを使用してください。  
推薦書及び賛同書は、内閣府賞勲局、内閣府ホームページ（<http://www8.cao.go.jp/shokun/index.html>）及び都道府県の栄典担当窓口で入手することができます。  
推薦書及び賛同書の記入については、別紙記入例を参考としてください。
- (3) 推薦者は、20 歳以上の者とします。
- (4) 推薦者は、自ら及び自らと二親等内の親族関係にある者を被推薦者とすることはできません。
- (5) 賛同者は、20 歳以上の者で、被推薦者及び推薦者と二親等内の親族関係にないものとします。

### 2 被推薦者について

- (1) 次の①又は②に該当する者で、国家又は公共に対し功労のあるものを、被推薦者とすることができます。
  - ① 70 歳以上の者
  - ② 55 歳以上の者で次のア又はイに該当するもの
    - ア 精神的又は肉体的に著しく労苦の多い環境において業務に精励した者
    - イ 人目に付きにくい分野にあって多年にわたり業務に精励した者ただし、その功労となる活動が日本国憲法の施行の前で終わっている者、昭和 39 年以降の春秋叙勲により勲章を既に受章している者及び功労が公務員としての功労に限られている者については、被推薦者とすることはできません。
- (2) 人目に付きにくい分野において真に功労のある者や多数の分野で幅広く活躍し功労のある者を推薦していただくことが、この一般からの推薦の本旨です。
- (3) 国家又は公共に対し功労のある者として勲章を授与されている主な民間分野のものを参考に示すと、次のようなものが挙げられます。

#### [例]

推薦が「70 歳以上」とされている者：

私立学校長、学校法人理事長、文化財の保護に寄与した者、芸術文化の振興に寄与した者、社会福祉施設の長、保育園の園長、病院長、国勢調査員、行政相談委員、保護司、人権擁護委員、民生・児童委員、調停委員、公益性を有する各種団体の役員として功績を挙げた者、企業経営者として公益に寄与した者、科学技術の振興に寄与した者

推薦が「55 歳以上」とされている者：

社会福祉施設の寮母・指導員、保育園の保育士、看護師、へき地の医師・保健師・助産師、消防団員、水防団員、水位観測員、灯台灯火監視協力者、森林看守人

- (4) 勲章はその者の生涯にわたる功労を評価して授与するものであることから、一般的には個々の活動が長期にわたっていることが必要とされます。必要とされる活動歴については経歴により異

なりますが、最も短い場合においてもおおむね 20 年の活動歴が必要とされます。ただし、多数の分野で功労のある者については、個々の経歴において必要とされる活動歴が若干緩和して取り扱われることがあります。

### 3 推薦後の取扱いについて

- (1) 被推薦者が春秋叙勲の候補者として適当であるか否かの検討に当たって、推薦書及び賛同書の記載内容のみでは十分な検討ができない場合には、当該者の功労に係る調査を関係府省等に依頼することがあります。
- (2) 被推薦者が春秋叙勲の候補者として適当であるか否かについては、当該者の功労の内容及び当該者等に係る勲章を授与するにふさわしくない事実の有無等を踏まえ、内閣府と関係府省の協議により個々に判断されることとなります。その結果候補者とし適当でないと判断される場合もありますので、被推薦者が期待を抱かないよう十分な配慮をお願いします。
- (3) 被推薦者が春秋叙勲の候補者として適当であると判断された場合においては、候補者の主たる功労に関係する府省から内閣府へ正式推薦の手続がとられることとなります。しかしながら、一般からの推薦時期と叙勲日程の関係、被推薦者の総数及び授与勲章に係る審査等の関係により、必ずしも推薦書及び賛同書が提出された直近の春秋叙勲の候補者として取り扱われるものではありません。
- (4) 被推薦者が春秋叙勲の候補者として適当であるか否かの判断が決定された場合には、その旨を推薦者にお知らせします。
- (5) 被推薦者が春秋叙勲の候補者として適当であるか否かの検討は、個人のプライバシーに係る事項を含むことから、被推薦者に係る検討状況等についての問い合わせに対しては、(4)の場合を除き応じることはできませんので、あらかじめ御承知願います。
- (6) 被推薦者の功労の内容が褒章として検討するにふさわしい場合には、褒章の候補者として取り扱うことがあります。

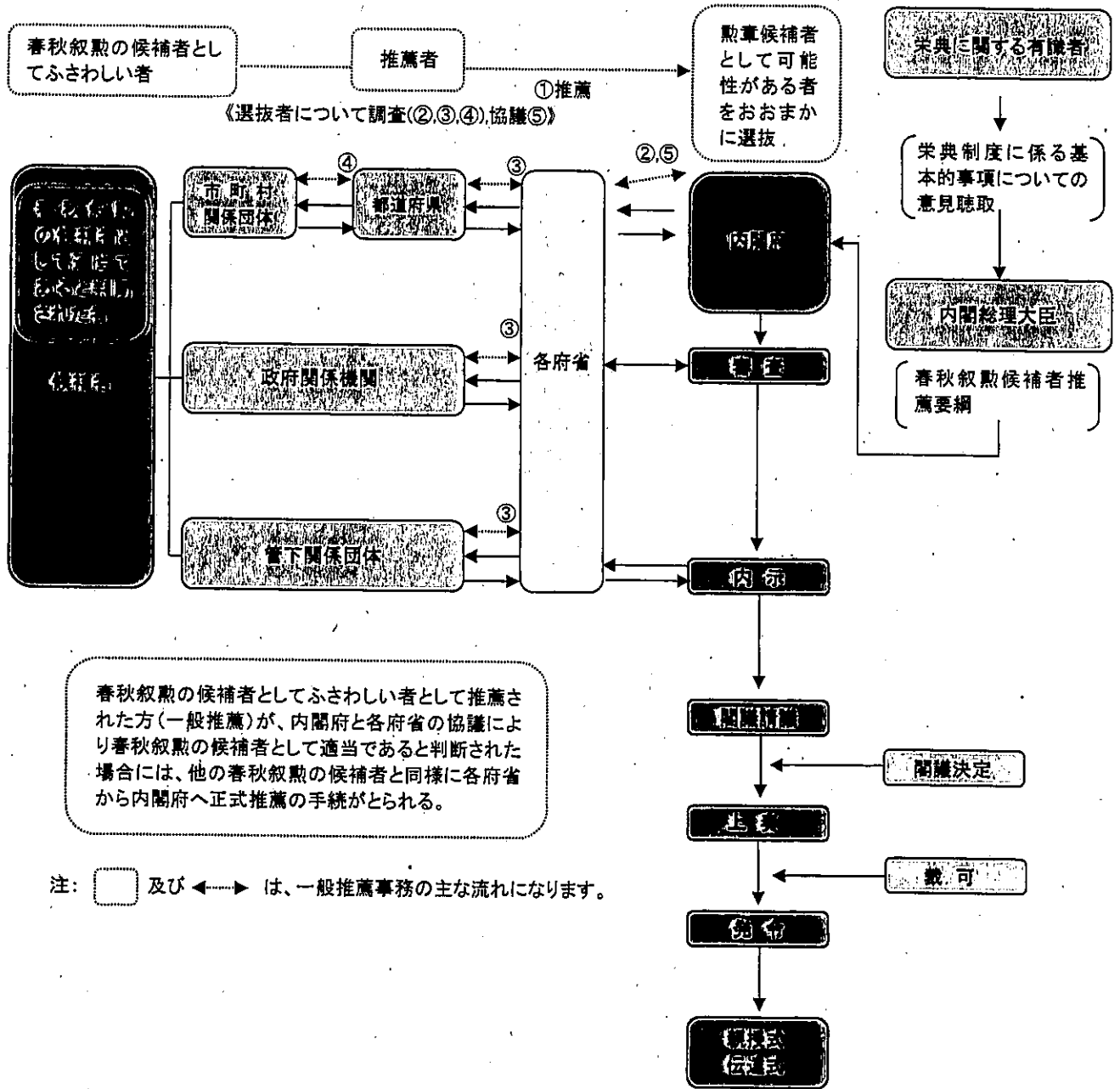
### 4 推薦先及び紹介先

内閣府賞勲局総務課一般推薦担当あて

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1

Tel 代表 03-5253-2111 内線 83244

【春秋叙勲の事務の流れ】



勲章審査票

(1/1)

年次	令2秋	省庁等	総務省	コード	0641	通し番号				
本籍	愛知県〇〇市		〇〇町1丁目6番地			コード	23	X	X	X
現住所	同	郵便番号は不要		上			コード	23	X	X
ふりがな	そうむ	たろう	性別	男性	ふりがな 旧氏名等	ふりがな ペンネーム・芸名	勲章	褒章	章	
氏名	総務	太郎	男	じち たろう 自治 太郎 昭和35年2月8日						
生年月日	昭和15年4月30日		(80歳)	出生地は不要						
主要経歴 (官職)	元 〇〇市議会議員			コード	33	最終学歴	〇〇大学〇〇学部			表彰歴
功労名	地方自治功労			〇〇大学〇〇学部			昭和38年3月卒業			
区分	官職名等		在職期間	在職年月数	備考					
	〇〇町議会議員		自 S50.5.1 至 S61.4.30	11 0 0	昭61.5.1 市制施行					
	〇〇市議会議員		自 S61.5.1 至 H3.4.20	5 0 0	平3.4.20 市長選挙立候補のため議員辞職					
	同上		自 H7.5.1 至 H15.4.30	8 0 0						
	同 副議長		自 H15.10 至 H24.25	1 0 0						
	同 議長		自 H8.5.8 至 H9.4.23	1 0 0						
	〇〇市監査委員 (議会選出)		自 H2.5.1 至 H3.4.20	1 0 0						
	〇〇市農業委員会委員 (選挙選出)		自 H16.5.1 至 H22.4.30	6 0 0						
	〇〇町消防団団員		自 S45.4.1 至 S49.3.31	4 0 0						
	〇〇市土地開発公社理事		自 S63.6.1 至 H4.5.31	4 0 0						
	(株) 〇〇取締役		自 S52.5.20 至 S63.10.30	11 5 半						
	農業		自 S38.4.1 至 現在	57 7 半						
決定					会社の規模など		団体の規模など			
賞勲					昭和63年10月30日 現在		平成4年4月1日 現在			
係					名称 (株) 〇〇		名称 〇〇市土地開発公社			
申立					資本金 3,000 万円		活動 〇〇市			
					従業員 10 人		活動 〇〇市			
					販売高 10,000 万円		役員 1 1 1 1 9			
					役員 会社副専常		職員 7 人			
					役員 1 1 1 1 2		年予算 44,000 万円			

勲章審査票

(1/1)

年次	令和2年11月1日 高齢者叙勲	省庁等	総務省	コード	0641	通し番号	
本籍	愛知県〇〇市	〇〇町一丁目6番地		コード	23	×	×
現住所	愛知県〇〇市	〇〇町1丁目6番地		コード	23	×	×
ふりがな	そうむ	たろう	性別	男	ふりがな 旧氏名等	ふりがな ペンネーム・芸名	勲章 褒章
氏名	総務	太郎		男	じち たろう 自治 太郎 昭和25年2月8日		
生年月日	昭和7年10月18日 (88歳)		出生地は不要				
主要経歴 (官職)	元 〇〇市助役		コード	02	最終学歴	表彰歴	
功労名	地方自治功労				〇〇町立尋常高等小学校 昭和16年3月卒業		
区分	官職名等	在職期間	在職年月数			備考	
	〇〇町書記	自 S23.4.1 至 S30.3.31	7 0 0			昭30.4.1 市制施行	
	〇〇市事務職員	自 S30.4.1 至 S51.3.31	21 0 0				
	同 〇〇事務所長 (1等級)	自 S51.4.1 至 S52.3.31	1 0 0				
	同 建設部次長 (同)	自 S52.4.1 至 S52.9.22	0 5 半				
	同 市長公室長 (同)	自 S52.9.23 至 S54.3.31	1 6 半				
	同 総務部長 (同)	自 S54.4.1 至 S58.3.31	4 0 0				
○	同 助役	自 S58.4.1 至 H3.9.30	8 6 0				
	〇〇市土地開発公社理事	自 S54.4.1 至 S58.3.31	4 0 0			平3.9.30 人事刷新の申出により辞職	
	兵役 (陸軍軍曹)	自 S18.4.10 至 S20.8.31	2 5 0			(前叙なし)	
	無職	自 H3.10.1 至 現在	29 1 半				
決定					会社の規模など	団体の規模など	
賞勲					現在	平成4年4月1日	現在
係					名称	〇〇市土地開発公社	
申立					資本金	〇〇市	
					従業員	活動範囲	
					販売高	役員	長副専常理
					役員	社員	1 1 1 9
						年予算	44,000 万円



勲 章 審 査 票

(1/1)

省庁等	総務省		コード	0641	通し番号		認可	令年月日
死亡日	令和2年11月3日 [急性心不全]			受付日			閣議	
現住所	愛知県〇〇市	郵便番号は不要	〇〇町1丁目6番地			コード	23×××	
ふりがな	そうむ	たろう	性別	ふりがな 旧氏名等	ふりがな ペンネーム・芸名	勲章	褒章	
氏名	総務	太郎	男	じち たろう 自治 太郎 昭和10年2月5日				
生年月日	昭和5年3月5日		(90歳)					
主 要 経 歴 (官職)	元 〇〇市議会議員			最終学歴	〇〇大学〇〇学部		表彰歴	
功労名	地方自治功労			昭和30年3月卒業				
区分	官 職 名 等		在 職 期 間	在職年月数	備考			
〇	〇〇市議会議員		自 S46.5.1 至 H3.4.30	20 0 0	備考 公選職在職中(昭46.5.1 ~平3.4.30)は当該職のみ			
	同 副議長		自 H1.5.13 至 H2.5.23	1 1 0				
			自 至					
	〇〇市監査委員 (議会選出)		自 S60.5.21 至 S61.5.16	1 0 半				
	〇〇市農業委員会委員 (議会選出)		自 S62.7.20 至 H2.7.19	3 0 半				
			自 至					
	〇〇土地改良区理事		自 S56.4.1 至 S60.3.31	4 0 0				
			自 至					
	農業		自 S30.4.1 至 S46.4.30	16 1 0				
	同上		自 H3.5.1 至 H24.4.28	21 0 0				
	無職		自 H24.4.29 至 R2.11.3	8 7 0				
			自 至					
			自 至					
			自 至					
			自 至					
決 定				会社の規模など		団体の規模など		
賞 勲				現在		昭和59年4月1日	現在	
係				名 称		名 称	〇〇土地改良区	
申 立				資本金	万円	活 動 範 囲	〇〇市	
				従業員	人	会 員 数	100 人	
				販売高	万円	役 員	長 副 専 常 理 1 1 1 8	
				役 員	会 社 副 専 常	職 員	5 人	
						年 予 算	3,000 万円	

叙 位 審 査 票

(1/1)

省庁等 <b>総務省</b>		コード <b>0641</b>	番号	認可	今年月日
死亡日	令和2年11月3日 [急性心不全]		受付日	開職	
現住所	愛知県〇〇市 郵便番号は不要 〇〇町1丁目6番地		コード	23×××	
ふりがな	そうむ	たろう	旧氏名等	ペンネーム・芸名	位階
氏名	総務	太郎	自治 太郎		
生年月日	昭和5年3月5日	90 歳	最終学歴	表彰歴	褒章
主要経歴	元 〇〇市議会議員		〇〇大学〇〇学部		
功労名	地方自治功労		昭和30年3月卒業		
区分	職名等	在職期間	在職年月数	備考	
〇	〇〇市議会議員	自 S46.5.1 至 H34.3.30	20 0 0	公選職在職中(昭46.9.11~平3.4.30)は当該職のみ   <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">2つ以上ある場合は上下に記載すること。</div>	
	同 副議長	自 H15.1.13 至 H25.2.23	1 0 11		
		自 至			
	〇〇市監査委員(議会選出)	自 S60.5.21 至 S61.5.16	0 11 16		
	〇〇市農業委員会委員(議会選出)	自 S62.7.20 至 H27.7.19	3 0 0		
		自 至			
	(株)〇〇勤務	自 S30.4.1 至 S46.9.10	16 5 10		
	無職	自 H35.1 至 H36.3.30	8 11 0		
	〇〇業経営(〇〇屋)	自 H37.1 至 H12.3.31	8 11 0		
	農業	自 H12.4.1 至 R2.11.3	20 7 3		
		自 至		会社の規模など 団体の規模など	
		自 至			
決定	叙位	叙 叙		名称 〇〇消防組合 活動範囲 〇〇市、〇〇町 従業員 2 団体 役員 社員副専常理 1 人 年予算 120,000 万円	
係					
申立					

【勲章審査票（様式1・2）及び叙位審査票（様式3）作成要領】

項目	留意事項
1 年次	春秋叙勲 例)「令2秋」
	高齢者叙勲 発令日+「高齢者叙勲」 例)「令和2年10月1日高齢者叙勲」
2 省庁等 コード	省庁等:「総務省」
	コード:主要経歴に従い、「自治会長…0645」、「自治会長以外…0641」
3 死亡日	死亡年月日を記載し、[ ]内に死亡原因を記載する。
4 本籍 現住所	左欄には地方公共団体名（指定都市の場合は行政区）までを、右欄にはそれ以下を記載する。
	本籍は戸籍抄本に、現住所は住民票に記載されている内容と完全に一致させる（「カ」「ケ」「ツ」などの大文字・小文字及び漢数字・算用数字に注意する。）。 現住所と本籍が同一の場合は、現住所には「同上」と記載する。ただし、漢数字と算用数字の表記の違いがある場合は、同一として扱わない。
	コードには、該当市区町村のコードを記載する。（別表2 市区町村コード表参照）
5 氏名	戸籍（除籍）抄本に記載されている文字を記入する。
	常用漢字以外の文字を使用する場合は、外字を作成し、当該文字を○で囲う。
6 旧氏名等	該当がある場合にのみ記載し、旧氏名、改氏名年月日を戸籍（除籍）抄本で確認して記載する。旧氏名を戸籍（除籍）抄本で確認できない場合は、改製原戸籍で確認する。
	父母の姓が異なるが、氏名変更がない場合には当該欄への記載の必要はないが、氏名変更がないことを改製原戸籍で確認する。
	ふりがなを忘れずに記載する。（ひらがなで記載する。）
7 勲章 褒章	勲章又は褒章の種類、功労（功績）名及び発令年月日を記入する（発令日については、「H8秋」のように略記せずに、「H8.11.3」のように日付まで記載する。）。 軍事功労等前叙が複数ある場合は、勲等の最も高いものを「勲章」欄に記載し、その他は全て「備考」欄に記載する。
8 主要経歴	発令日又は死亡日現在の現職、元職を表示する。
	「現」、「元」と職名の間には1文字空白を入れる。
	現職の議会議長又は副議長については、「現 ○○市議会（副）議長」と記載する。
	町村長、町村議会議員、町村助役等、主要経歴に町村名が入る場合は、必ず都道府県名（郡名は不要）から記載する。なお、市長、市議会議員、市助役等は、都道府県名不要。 例)「元 愛知県○○町議会議員」、「元 ○○市長」
9 コード	主要経歴に従い、「公務員…02」、「市町村長…32」、「議会議員…33」、「行政委員会委員…44」 「自治会長…56」のコードをそれぞれ記入する。
10 最終学歴	候補者に係る最終学歴及び卒業（修了）又は中退した年月を記入する。
	文字切れに注意し、学校名等が長く、判読できないほど小さな文字での記入になってしまう場合は、「○○立」や「○○科」等の部分を省略し、常識的な判断により記入する。
11 表彰歴	候補者が受けた表彰（大臣表彰（感謝状を含む）以上のもの）を記入する。
	大臣表彰以上のものを複数受けている場合は、必ずその直近のもの（自治大臣、総務大臣表彰が優先）を「表彰歴」欄に記載し、その他は「備考」欄に全て記載する。
12 功労名	「地方自治功労」と記載する。ただし、選挙管理委員会委員は「選挙管理事務功労」と記載する。

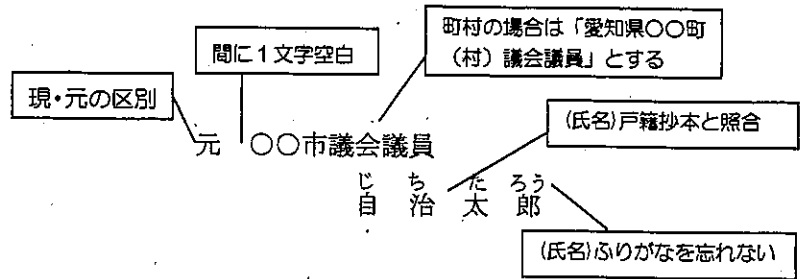




		<ul style="list-style-type: none"> <li>職が連続している場合の在職期間は重複させない。</li> <li>退職後に公的団体の役員歴がある場合は、必ず記載する。</li> </ul>
15	在職年月数	
16		
17	備考	<p>次の事項を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村長、市町村助役・収入役の歴がある場合、</li> <li>公選職、助役等が任期途中で退任したこと等により、その任期を満了していない場合や、空白期間がある場合は、その理由 例) 平〇.〇.〇 △△市長選挙立候補のため辞職 平〇.〇.〇 立候補するも落選 (その他理由:健康上の理由、立候補せず、補欠当選、合併、生業に専念、議会解散等)</li> <li>公選職の任期期間中にそれ以外の職がない期間がある場合は、その内容 例) 公選職在職中(平〇.〇.〇~平〇.〇.〇)は当該職のみ</li> <li>他省庁(他分野)の勲等評価できるものは、省庁名及びその勲等(旧擬叙も( )書きで併記) 例) 〇〇町農業委員会会長 農水省</li> <li>公葬等を予定している場合は、日時、場所</li> <li>公務員歴がある者で懲戒処分(訓告を含む。)又は分限処分を受けている場合は、その処分年月日及び処分内容</li> <li>市制施行、合併等があった場合は、その内容</li> </ul>

		<p>例) 平〇.〇.〇 市制施行</p> <p>平〇.〇.〇 △△町と□□町が合併し、◇◇市となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・兵役歴があるが、軍事功労による前叙がない場合は、「(前叙なし)」</li> <li>・裁判所調停委員、保護司、人権擁護委員、土地改良区の役員歴がある場合は、それぞれ、</li> <li>・住職・神主等の経歴のある者については、</li> <li>・氏名に外字が含まれる場合、当該文字(○で囲み大きく記載する。)【春秋叙勲のみ】</li> <li>・その他別表1(参考事項一覧表)に記載する区分に該当する事項がある場合は、その内容</li> </ul>
18	<p>会社の規模など</p> <p>団体の規模など</p>	<p>該当のある場合に必ず記載する。複数ある場合は、そのうちの主たるものを記載する。</p>
19	<p>その他</p>	<p>春秋叙勲に係る市町村から県への内申時には、審査票下段に次の事項を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村長、市町村議会議員を基準職とする場合は、所属党派</li> <li>・直近の推薦年次</li> <li>・一団体が複数名推薦している場合は、推薦順位</li> </ul>

功 績 調 書



一 性 行 性格、人柄、信条、信望、近隣の評判等を要約して記載する

温厚誠実にして品行方正、清廉潔白な性格を身上とし、卓抜なる識見と指導力は高く評価され、広く住民の信望を得ている。

二 事 項 功績要旨を前段で記載する

文章に敬語は使わない

氏は、昭和〇〇年〇〇市に奉職して以降〇〇年間、豊富な行政経験と卓抜なる識見をもって地方自治の発展に貢献し、〇〇次長、〇〇部長等を歴任した。氏は、昭和〇〇年、地域住民から推されて〇〇市議会議員に当選以降、平成〇〇年までの間、〇期〇〇年の永きにわたり在職し、特に、平成〇年から〇年間議長として議会の円滑な運営に尽力した。また、氏は〇〇市議会において、総務文教委員会委員長、厚生委員会副委員長等を歴任し、高邁な政治信念をもって〇〇市の教育、文化、福祉の向上に多大の貢献をした。

1 〇〇市議会議員としての功績

(1) 〇〇市議会議長としての功績

氏は、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの〇年間、〇〇市議会議長を務め・・・

(2) 〇〇市議会総務文教委員会委員長としての功績

氏は、昭和〇年〇月から平成〇年〇月までの通算〇年にわたり、〇〇市議会総務文教委員会（平成〇年〇月〇日総務委員会から名称変更）に所属し、うち平成〇年〇月から平成〇年〇月までは同委員長として・・・

(3) 〇〇事務組合議会議員としての功績

.....

(4) 〇〇市監査委員としての功績

.....

2 公務員に関する功績

(1) 〇〇市助役としての功績

.....

(2) 〇〇局長としての功績

.....

**事項記載の留意事項**

- ・功績調書に記載した役職及びその就任年月日、在職期間等は、履歴書と照合する。
- ・原則、履歴書の記載順に記載する。
- ・文章に敬語は使わない。誤字・脱字がないか確認する。
- ・「%」は「パーセント」、「㎡」は「平方メートル」など、かな漢字表記を使用する。
- ・2桁以上の数字が2行にわたらないように注意する。
- ・功績は、時期及び立場（役職等）を明確にしなが、当人が何を、どのように行い、どういう結果、効果をもたらしたかを具体的に記載する。

3 行政委員会委員等に関する功績

(1) ○○市教育委員会委員としての功績

.....

(2) ○○市○○審議会委員としての功績

.....

4 その他法律等に基づく委員に関する功績

(1) 民生・児童委員としての功績

.....

(2) ○○地方裁判所調停委員としての功績

.....

5 その他の功績

(1) ○○市消防団副団長としての功績

.....

(2) ○○市商工会議所役員としての功績

.....

【功績調書（様式4）作成要領】

項目	留意事項
1 用紙	A4判を用い、横書き、両面印刷とする。
2 本籍	記載しない。（*履歴書〔別掲〕においては記載項目である。）
3 現住所	記載しない。（*履歴書〔別掲〕においては記載項目である。）
4 主要経歴	<p>主要職名は、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>を記載する。</p> <p>元職の場合は「元 ○○」、現職の場合は「現 ○○」とし、「元(現)」と職名の間は1文字空白を入れる。</p> <p>職名の肩書きに市名が入る場合は市から、町村名が入る場合は都道府県名から記載する。 例) 元 ○○市長、元 愛知県○○町議会議員</p> <p>現職の議会議長又は副議長については、「現 ○○市議会（副）議長」と記載する。</p> <p>公務員の場合は、「○○市事務吏員」等の“官職”ではなく、「○○市助役」等の“補職”のみを記載する。また、兼職等は記載しない。</p>
5 氏名	<p>戸籍（除籍）抄本に記載されている内容と完全に一致させる。</p> <p>旧氏名は記載しない。（*履歴書〔別掲〕においては記載項目である。）</p> <p>ふりがなを忘れずに記載する。（ひらがなで記載する。）</p>
6 生年月日・年齢	記載しない。（*履歴書〔別掲〕においては記載項目である。）
7 性行	候補者の人柄、性格、信条、信望の程度、近隣の評判等を簡潔に記載し、功績内容は記載しない。
8 事項	<p>功績要旨（主要歴を基本）をまず記載し、その後に項目別に区分の上、時期と候補者の当時の立場（役職）を明確にし、抽象的な表現を避けて具体的な候補者の行為（行動）とその結果（効果）を記載する。</p> <p>【基本的な功績内容の組立て】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 就任の時期及び立場（役職）</li> <li>② 就任当時の氏の立場（役職）に関する社会状況、課題等</li> <li>③ ②に対する氏の考え方、動機等</li> <li>④ ③をもとに、氏が何をどのように行ったか。</li> <li>⑤ ④の結果、どのような効果をもたらしたか。氏の功績に対する評価</li> </ol> <p>履歴書の記載順に記載する。</p> <p>記述した役職及びその就任年月日、在職期間等は、履歴書と突合する。</p> <p>敬語は使用しない。誤字・脱字がないか確認する。</p> <p>「%」は「パーセント」、「㎡」は「平方メートル」など、かな漢字表記を使用する。</p> <p>2桁以上の数字が2行にわたらないように注意する。</p> <p>擬叙が立つ他功勞の経歴を持つ場合は、その功績について記載する（5、6行）。</p>
9 その他	<p>「氏名（ふりがな）」は、履歴書と突合する。</p> <p>功績全てについて記載するのではなく、極力簡素化を図る（公選職については4ページ、公務員については2～3ページ程度が目安。）。</p>

様式5 履歴書（春秋叙勲、特旨叙位等）

**履 歴 書**

本籍 ○○県○○市○○町○番地 郵便番号は不要

現住所 ○○県○○市○○丁目○番地 職名・前叙等は不要 (氏名) 戸籍 (除籍) 抄本と照合

現住所と本籍が同じでも「同上」としないで、略さず記載

(旧氏名) 自治一郎 (愛知一郎) 改氏名がある場合は、旧氏名を( )書て記載

○○年○○月○○日生 (満○○歳)

(本籍) 戸籍 (除籍) 抄本と照合  
(現住所) 住民票と照合

**学 歴** 中退の場合も記載

昭和○○年○○月○○日 ○○町立○○尋常高等小学校卒業

**公 職 歴** ・議事録と照らして確認する。  
・任期ごとに記入する。

自 昭和○○年○○月○○日 ○○町議会議員 県名、郡名は不要

至 昭和○○年○○月○○日

自 昭和□□年□月□日 (昭和□□年□月□日市制施行) ○○市議会議員 市制施行等がある場合は、その旨を記入

至 昭和○○年○○月○○日

自 昭和○○年○○月○○日 同 上 ラインを合わせること。

至 平成○○年○○月○○日

自 平成○○年○○月○○日 同 上

至 平成○○年○○月○○日

自 昭和○○年○○月○○日 同 副議長

至 昭和○○年○○月○○日

自 昭和○○年○○月○○日 同 議長

至 昭和○○年○○月○○日

自 昭和○○年○○月○○日 ○○町議会総務委員会委員

至 昭和○○年○○月○○日

経歴が継続していても任期ごとに記載する。

《公選職の記入順序》

- ① 議員歴
- ② 議長・副議長歴
- ③ 常任委員会委員歴
- ④ 議会運営委員会委員歴
- ⑤ 特別委員会委員歴
- ⑥ 一部事務組合等議会議員歴
- ⑦ 監査委員歴

自 昭和〇〇年〇月〇日	}	〇〇町議会総務委員会委員長	改ページした場合は、「同上」とせずに、正式名称を記載する。
至 昭和〇〇年〇月〇日			
自 昭和〇〇年〇月〇日	}	〇〇市議会労働委員会委員	同じ種類の委員会等はまとめて記載すること。 (各委員会の記載順序は就任年月日の早い委員会から記載する。)
至 昭和〇〇年〇月〇日			
自 平成〇〇年〇月〇日	}	同 委員長	議員は地方自治法第109条により、いずれかの常任委員会に属することになっているので、空白期間がないか確認をする。
至 平成〇〇年〇月〇日			
自 平成〇〇年〇月〇日	}	(平成〇〇年〇月〇日 同上名称変更) 〇〇市議会産業労働委員会委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会名等に名称変更等がある場合は、役職名の上段に( )書きで、その旨を記入する。</li> <li>・任期の始期と同日の場合は、日付の記載を省略する。</li> </ul>
至 平成〇〇年〇月〇日			
自 昭和〇〇年〇月〇日	}	〇〇市議会議会運営委員会委員	
至 昭和〇〇年〇月〇日			
自 平成〇〇年〇月〇日	}	〇〇市議会庁舎建設調査特別委員会委員	
至 平成〇〇年〇月〇日			
自 昭和〇〇年〇月〇日	}	〇〇一部事務組合議会議員	
至 昭和〇〇年〇月〇日			
自 平成〇〇年〇月〇日	}	〇〇市監査委員 (議会選出)	議会選出による監査委員は公選職に入れる。
至 平成〇〇年〇月〇日			
行政委員会歴			<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会選出による監査委員以外の行政委員会委員は行政委員会歴を別項でおこす。</li> <li>・地方自治法第180条の5で規定する委員会に限る。</li> <li>・任期ごとに記入する。</li> <li>・委員長歴がある場合は委員歴とは区別して、別に任期ごとに記載する(再掲)。</li> </ul>
自 昭和〇〇年〇月〇日	}	〇〇市教育委員会委員	
至 昭和〇〇年〇月〇日			
自 平成〇〇年〇月〇日	}	〇〇市農業委員会委員 (選挙選出)	
至 平成〇〇年〇月〇日			
審議会歴			<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例により設置された附属機関たる審議会のみ記入する。</li> <li>・国、県、市町村の審議会の順に記入する。</li> <li>・任期ごとに記入する。</li> <li>・公務員の場合は、公務員歴の後に審議会歴を記載する。</li> </ul>
自 昭和〇〇年〇月〇日	}	〇〇市総合計画審議会委員	
至 昭和〇〇年〇月〇日			



その他法律等に基づく委員歴

・裁判所調停委員、保護司、人権擁護委員等の法律に基づく委員歴について記入すること。  
 ・任期が継続している場合は、まとめて記入すること。

自 昭和〇〇年〇月〇日

至 昭和〇〇年〇月〇日

〇〇市民生・児童委員

自 平成〇〇年〇月〇日

至 平成〇〇年〇月〇日

〇〇地方裁判所調停委員

・年次順に履歴書原本どおり正確に記載すること。  
 ・国鉄や専売公社等旧公社の歴がある者も、公務員と同様に俸給、職等の流れを記載すること。

公務員歴

昭和〇〇年〇月〇日

〇〇町雇を命ずる  
 月俸〇〇円給与

辞令の際に発令者を記入

〇〇町

〇〇課勤務を命ずる

(昭和〇〇年〇月〇日市制施行)

昭和〇〇年〇月〇日

〇〇市書記を命ずる

辞令を先に記載

〇〇市

5等級5号給〇〇〇〇円を給する

昭和〇〇年〇月〇日

5等級6号給〇〇〇〇円を給する

昭和〇〇年〇月〇日

5等級7号給〇〇〇〇円を給する

昭和〇〇年〇月〇日

〇〇課〇〇係長を命ずる

〇〇市

4等級4号給〇〇〇〇円を給する

昭和〇〇年〇月〇日

給与条例改正により

4等級4号給〇〇〇〇円を給する

昭和〇〇年〇月〇日

4等級5号給〇〇〇〇円を給する

昭和〇〇年〇月〇日

〇〇課長を命ずる

〇〇市

3等級3号給〇〇〇〇円を給する

昭和〇〇年〇月〇日

〇〇課長を命ずる

〇〇市

3等級4号給〇〇〇〇円を給する

昭和〇〇年〇月〇日

〇〇部長を命ずる

〇〇市

2等級2号給〇〇〇〇円を給する

昭和〇〇年〇月〇日

2等級3号給〇〇〇〇円を給する

昭和〇〇年〇月〇日

給与条例改正により

8等級8号給〇〇〇〇円を給する

昭和〇〇年〇月〇日

〇〇部長を命ずる

〇〇市

9等級5号給〇〇〇〇円を給する

昭和〇〇年〇月〇日

9等級6号給〇〇〇〇円を給する

昭和〇〇年〇月〇日

願により本職を免ずる

〇〇市

昭和〇〇年〇月〇日

〇〇市収入役に任命する

〇〇市

給料月額〇〇〇〇円を給する

助役・収入役は任期ごとに記入すること。

給料月額〇〇〇〇円を給する

昭和〇〇年〇月〇日

任期満了

〇〇市

昭和〇〇年〇月〇日

〇〇市収入役に任命する

〇〇市

給料月額〇〇〇〇円を給する

昭和〇〇年〇月〇日

願により本職を免ずる

〇〇市

昭和〇〇年〇月〇日

〇〇市助役に任命する

〇〇市

給料月額〇〇〇〇円を給する

昭和〇〇年〇月〇日

願により本職を免ずる

〇〇市

消 防 歴

自 昭和〇〇年〇月〇日  
至 昭和〇〇年〇月〇日

〇〇町消防組消防手

自 昭和〇〇年〇月〇日  
至 昭和〇〇年〇月〇日

〇〇市警防団〇〇分団団長

自 昭和〇〇年〇月〇日  
至 昭和〇〇年〇月〇日

〇〇市消防団副団長

自 平成〇〇年〇月〇日  
至 平成〇〇年〇月〇日

〇〇県消防協会理事

団 体

歴

- ・①重要なものから、②関連するものはまとめ、③市町村→県→全国の順で、記載すること。
- ・任期が継続している場合はまとめて記入すること。(職名変更ごとに記入)
- ・生業に関係する団体のもれがないか確認すること。

自 昭和〇〇年〇月〇日  
至 昭和〇〇年〇月〇日

〇〇町農業協同組合理事

自 昭和〇〇年〇月〇日  
至 昭和〇〇年〇月〇日

〇〇市商工会議所常委員

自 昭和〇〇年〇月〇日  
至 昭和〇〇年〇月〇日

社会福祉法人〇〇市社会福祉協議会理事

自 平成〇〇年〇月〇日  
至 平成〇〇年〇月〇日

〇〇市体育協会会長

兵 役

歴

- ・兵役歴がある場合は必ず記載すること。
- ・前叙、兵役歴については、県健康福祉部地域福祉課(陸軍関係)又は厚生労働省援護企画課(海軍関係)に照会すること。

昭和〇〇年〇月〇日  
昭和〇〇年〇月〇日  
昭和〇〇年〇月〇日  
昭和〇〇年〇月〇日  
昭和〇〇年〇月〇日  
昭和〇〇年〇月〇日

臨時召集により第〇隊入営陸軍歩兵〇等兵  
陸軍歩兵軍曹  
叙勲六等瑞宝章  
陸軍少尉  
叙正八位  
召集解除

そ の 他

家業・生業等、他の区分に入らないものを記載する。

自 昭和〇〇年〇月〇日  
至 昭和〇〇年〇月〇日

旅館業経営 (〇〇屋)

個人経営の場合は、〇〇業経営と記載した後に ( ) 書きで屋号を記載する。

自 昭和〇〇年〇月〇日  
至 昭和〇〇年〇月〇日

株式会社〇〇取締役社長

(株) のように略称で記載しない。

自 昭和〇〇年〇月〇日  
至 平成〇〇年〇月〇日

農業

自 平成〇〇年〇月〇日  
至 令和〇〇年〇月〇日

無職

令和〇〇年〇月〇日

死亡 (胃ガン)

特旨叙位、死亡叙勲の場合は、職歴の最後に記載する。

賞

罰

・発令年月日の年次順に記載する。  
・叙位、叙勲については再掲する。  
・概ね市町村長以上の表彰について記載する。

昭和〇〇年〇月〇日  
昭和〇〇年〇月〇日  
昭和〇〇年〇月〇日  
昭和〇〇年〇月〇日  
昭和〇〇年〇月〇日

叙勲六等瑞宝章 (軍事功労)  
叙正八位 (陸軍少尉)  
叙従七位 (高等官七等)  
全国市議会議長会長表彰 (地方自治功労)  
藍綬褒章受章 (地方自治功績)

市町村長名での証明は必要ない。

・表彰者表彰 (功績名) の順に記載する。

【履歴書（様式5）作成要領】

項目	留意事項
1 用紙	A4判を用い、横書き、両面印刷とする。
2 本籍	戸籍（除籍）抄本に記載されている内容と完全に一致させる（「カ」「ケ」「ツ」などの大文字・小文字及び漢数字・算用数字に注意する。）。 都道府県名から記載する。
3 現住所	住民票に記載されている内容と完全に一致させる（「カ」「ケ」「ツ」などの大文字・小文字及び漢数字・算用数字に注意する。）。 都道府県名から記載する。 本籍と同一でも、「同上」とせず略さず記載する。
4 主要経歴	記載しない。（*功績調書〔別掲〕においては記載項目である。）
5 氏名	戸籍（除籍）抄本に記載されている内容と完全に一致させる。 戸籍（除籍）抄本で改氏名の有無を確認し、有の場合、旧氏名を（ ）で記載する。 【例1：改氏名ありの場合】                      【例2：改氏名なしの場合】 <div style="display: flex; justify-content: space-around; text-align: center;"> <div> <p>じ ち た ろ う</p> <p>自 治 太 郎</p> <p>あ い ち た ろ う</p> <p>（旧氏名 愛 知 太 郎）</p> </div> <div> <p>じ ち た ろ う</p> <p>自 治 太 郎</p> </div> </div> ふりがなを忘れずに記載する。（ひらがなで記載する。） 前叙は記載しない（*功績調書〔別掲〕においては記載項目である。）。
6 生年月日・年齢	生年月日は、戸籍（除籍）抄本で確認の上、記載する。 「昭和〇〇年〇〇月〇〇日生（満〇〇歳）」と記載する（「生」、「満」を忘れない。）。 年齢は、①春秋叙勲、高齢者叙勲にあっては発令日現在、②死亡叙位・叙勲にあっては死亡日現在の満年齢を記載する。
7 学歴	最終学歴のみを記載する。なお、中退の場合でも記載する。 学制の変遷に注意する。 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; gap: 5px;"> <p>尋常小学校</p> <p>高等小学校</p> <p>尋常高等小学校</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">}</div> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; gap: 5px;"> <p>昭 16.4.1</p> <p>⇒ 国民学校 ⇒ 小学校</p> <p>昭 22.4.1</p> </div> </div> 功績内容に関わる免許、資格等を有する場合は、学歴の後に記載する。 例) 二類の運転手等
8 公職歴	公職歴は、以下の順序で記載する。 ①議員歴 ②議長・副議長歴 ③常任委員会委員歴 ④議会運営委員会委員歴 ⑤特別委員会委員歴 ⑥一部事務組合等議会議員歴 ⑦監査委員歴  ①議員歴 ・議員の任期ごと（4年）に記載する。  ②議長・副議長歴 ・議長歴、副議長歴は、就任年月日の早い歴から記載する。また、それぞれ継続していても議員の任期により区分する。

・議長歴、副議長歴の任期を全うしていない場合は、その理由を確認しておく。

③常任委員会委員歴～⑤特別委員会委員歴

- ・委員会は、同じものをまとめ、任期ごと記載する。
- ・各委員会の記載順序は、就任年月日の早い委員会から順に記載する。
- ・同一の委員会であっても、名称変更、組織変更があれば、その都度区分して（行を分けて）、その変遷がわかるよう職名の上に「(同上名称変更)」、「(平成〇年〇月〇日同上改組)」等と記載する。

【例1：名称変更と同日で再度就任した場合】

自 昭和60年 5月 1日 ) ○〇市議会労働委員会委員  
 至 昭和61年 4月30日 )  
 自 昭和61年 5月 1日 (同上名称変更)  
 至 昭和61年 4月30日 ) ○〇市議会産業労働委員会委員

【例2：名称変更後に再度就任した場合】

自 昭和60年 5月 1日 ) ○〇市議会労働委員会委員  
 至 昭和61年 4月30日 )  
 自 昭和62年 5月 1日 (昭和61年5月1日同上名称変更)  
 至 昭和63年 4月30日 ) ○〇市議会産業労働委員会委員

【例3：任期期間中に名称変更した場合】

自 昭和60年 5月 1日 ) ○〇市議会労働委員会委員  
 至 昭和60年 9月30日 )  
 自 昭和60年10月 1日 (同上名称変更)  
 至 昭和61年 4月30日 ) ○〇市議会産業労働委員会委員

・議員は、地方自治法第109条によりいずれかの常任委員会に属することとなっているので、空白期間がないか確認し、その他特別委員会等についても常任委員会の任期と見比べ、不自然なものは議事録等で確認する。

⑥一部事務組合等議会議員歴

・一部事務組合等の議員歴についても、委員会等と同様に就任年月日の早いものから記載する。

⑦監査委員歴

・議会選出による監査委員は行政委員会歴ではなく、公職歴に入れ、議会選出と( )書きする。

9 行政委員会歴

記載事項は、地方自治法第180条の5で規定する行政委員会に限る。

- ①教育委員会 ②選挙管理委員会 ③公平(人事)委員会 ④監査委員 ⑤農業委員会  
 ⑥固定資産評価審査委員会 ⑦公安委員会 ⑧労働委員会 ⑨収用委員会  
 ⑩海区漁業調整委員会 ⑪内水面漁場管理委員会



		<p>&lt;恩給関係&gt;</p> <p>総務省政策統括官 03-3202-1111</p> <p>&lt;位階&gt;</p> <p>宮内庁秘書課 03-3213-1111</p> <p>内閣府大臣官房人事課 03-5253-2111</p>
16	その他	<p>生業等他の区分に入らないものを記載する。</p> <p>公選職在職中の生業についても記載する。</p> <p>特旨叙位、死亡叙勲の場合は、死亡について最後に記載する。ただし、公務員現職死亡の場合は、公務員歴の最後に記載する。</p> <p>死亡の場合は、死亡日を除籍抄本で確認するとともに、死亡原因等から事故死、自殺、他殺ではないか注意する。</p> <p>例) 溺死、焼死、窒息死等</p> <p>死亡状況により提出を要する書類は、15 ページを参照。</p>
17	賞 罰	<p>年次順に表彰者と功労名（功績名）を記載し、特に叙位・叙勲・褒章及び大臣表彰を受けたことのある者については、漏れのないようにする。</p> <p>当該表彰に相当する役員歴等の履歴漏れがないか注意する。</p> <p>表彰歴がない場合は、空白とせず、「賞罰なし」と記載する。</p>
18	その他 注意事項	<p>「氏名（ふりがな）」は、功績調書と突合する。</p> <p>過去に春秋の叙勲や褒章を受章している場合、前の上申書類との整合性を確認する。</p> <p>昭和と平成の年号の誤りなど単純な記載誤りや誤字脱字に注意する。</p> <p>公選職・官職に限らず、「在家庭／無職」も含め、経歴に空白期間がないように記載する。</p> <p>履歴事項について、法令、条例、規則あるいは社会通念上明らかに不自然と思われるような履歴がないか注意する。</p> <p>例) 東海市議会議長会の役職を務めているにもかかわらず、県市議会議長会長歴や市町村議会議長歴の記載がない。</p> <p>前行の職と同じ場合は「同上」とし、団体等が同じで職が異なる場合は「同 ○○」と記載するが、ページが変わる場合は名称を略さずに記載する。</p> <p>死亡の場合の最終履歴日は死亡日と同日とする。</p>

様式6 刑罰等調書（春秋叙勲、特旨叙位等）

刑 罰 等 調 書 （ 栄 典 用 ）	
	氏 名 年 月 日生
1 刑罰の有無（道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反による罰金刑を含む。）	
無	
2 破産宣告又は破産手続開始決定の有無	
無	
上記のとおり相違ありません。	
令和 年 月 日	
	〇〇市長 氏 名 印

【刑罰等調書（様式6）作成要領】

- 1 本調書は、本籍地の市区町村長の発行するものであること。



様式7 団体の規模及び事業概況等調（春秋級助、特置級位等）

団体の役員（議員、理事、幹事等）の経歴を有している場合、作成すること、  
団体の掲載順は、履歴書の記載順とすること

団体の規模及び事業概況等調

団体の名称変更、解散等がある場合は、  
年月日及びその理由を記入すること

令和〇年〇月〇日作成

団体の名称	法的根拠	規 模				事業内容	備 考
		会員数	活動範囲	役員構成	年予算額		
〇〇一部事務組合 (昭和〇〇年〇月〇日 設立)	地方自治法 (昭和22年 法律第67号)	4団体	〇〇市 〇〇町 〇〇町	管理者 山田太郎 助 役 1 収入役 1 議 員 25 監査委員 2 職 員 30	150,000万円	〇〇の××に関する事務を共同処理する。	昭和〇〇年〇月〇日〇〇 □から名称変更  (〇〇年〇月〇日現在)
〇〇会〇〇連合会 (昭和〇〇年〇月〇日 設立)	〇〇〇法 (昭和〇〇年 法律第〇〇号)	47団体 (2万人)	全国 (47都道 府 県)	会 長 甲野乙郎 副会長 3 理 事 1 監 事 2 事務局職員 専務理事 1 職 員 10	1,000万円	1. △△△△ 2. △△△△ 3. △△△△	〇〇会××連合会が〇〇 年〇月〇日に発展的解散 して結成された  (〇〇年〇月〇日現在)
〇〇土地改良区 (昭和〇〇年〇月〇日 設立)	土地改良法 (昭和24年 法律第195号)	600名	〇〇市 〇〇地区	理事長 何野太郎 理 事 10 監 事 2 事務局職員 3	5,000万円	1. △△△△ 2. △△△△ 3. △△△△	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ (〇〇年〇月〇日現在)

候補者の役職名が記載されているか  
確認すること

候補者在職時の最新の  
データを記入すること

土地改良区の役員歴を有している場合は、  
を記載すること

10年前に係る記載は不要（ただし内閣府賞賛  
局から個別に依頼された場合は必要）



様式8 事業概況等調（春秋叙勲、特旨叙位等）

事業概況等調			
			候補者在職時の最新のデータ 昭和〇〇年〇月〇日現在
候補者氏名	愛知太郎		
名称	株式会社 愛知組		
資本金	300万円		
設立年月日	昭和〇〇年〇月〇日		
従業員数	35名	役員構成	社長 1 専務 1 取締役 6 監査役 2
生産高	最近1年間のもの _____		
販売高	同上	3,800万円	該当がない場合
輸出高	同上 _____		
事業内容	建設		
備考	〇〇のため、昭和〇〇年〇月〇日解散		

【事業概況等調（様式8）作成要領】

項目	留意事項
1 用紙	A4判を用い、横書きとする。
2 生産高 販売高 輸出高	該当がない場合は「-」、不明な場合は「不明」と記載する。
3 備考	名称変更がある場合は変更年月日を、解散している場合は解散年月日及びその理由を記載する。
4 その他	候補者本人の事業について作成する。
	会社の役員以上の地位についている場合は、必ず作成する。
	個人経営の場合も作成する。
	事業が2以上ある場合は、それぞれ別葉で作成する。
	候補者が役員等に在職していた期間の最新のデータを記載する。

様式9 候補者調査書（春秋叙勲）

候補者調査書

候補者氏名	
調査内容	<p>[調査事項]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 罪を犯した者（道路交通法違反による罰金刑を含む。）</li><li>・ [REDACTED]</li><li>・ [REDACTED]</li><li>・ [REDACTED]</li><li>・ [REDACTED]</li><li>・ [REDACTED]</li><li>・ [REDACTED]</li></ul> <p>候補者本人及び候補者の関係する団体等について調査した結果、上記事項に該当せず、候補者として何ら問題がないことを確認しました。</p> <p>年 月 日</p> <p>市町村長氏名</p>
その他特記事項	

## 候補者に係る受章意思確認書

**推薦時**・一件書類提出時) \*どちらかを○で囲むこと

推薦団体名: ▲▲市

年次	2秋
ふりがな	あいち たろう
氏名	愛知 太郎
生年月日	昭和××年×月××日生
性別	<input checked="" type="radio"/> 男 ・ 女
主要経歴	元 ▲▲市議会議員

受章意思	<input checked="" type="radio"/> あ ・ <input type="radio"/> な し
確認年月日	令和××年×月××日
確認の相手方	<input checked="" type="radio"/> 候補者本人 ・ その他 (氏名: 続柄: ) ※候補者本人から確認していない理由 ( )
確認手段	<input checked="" type="radio"/> 面会 ・ 電話 ・ 文書 ・ その他 ( )
確認職員	所属: 秘書課 職: 係長 氏名: 尾張一郎
<p>上記のとおり、候補者推薦にあたり受章意思を確認しました。</p> <p>令和××年××月××日</p> <p style="text-align: center;">▲▲市長</p>	

(記載要領)

- 1 用紙はA4判を用い、横書きとすること。
- 2 本様式は、春秋叙勲においては、推薦時及び一件書類提出時に作成するものとする。  
高齢者叙勲においては、一件書類提出時に作成するものとする。
- 3 受章意思の確認は特段の事情がない限り、候補者本人に行うこと。

様式 11 死亡叙勲等連絡票 (死亡叙勲、特旨叙位)

愛知県市町村課公務員グループ宛      メール：shichousonkakoumuin@pref.aichi.lg.jp  
 FAX：052-954-6908

死亡叙勲等連絡票

		送信日時	令和 年 月 日		
		発信元	担当		
遺族の 受章意思		有 ・ 無	連絡先	TEL FAX E-mail	
候補者	ふりがな 氏名			死亡日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分 [ ]
	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 (満 歳)	[原因]		
本籍				公葬 予定等	
現住所					
主な経歴					
兵役					
前叙					
犯歴					

別表1 参考事項一覧表

区 分	記 載 事 項
国勢調査員	
統計調査員	
行政相談委員	
警察嘱託医	
調停委員	
参与員	
司法委員	
人権擁護委員	
保護司	
幼稚園長	
小・中・高等学校長	
短大・大学学長等	
学校医	
画家・書家等	
住職・神主等	
病院長	
へき地診療医	
土地改良区役員	
特定郵便局業務推進連絡会	
特定郵便局業務推進連合会	
全国特定郵便局長会	
地方特定郵便局長会	
市・町・村長、助役及び収入役	
消防団員	
消防吏員	
二類分野に該当する者（上記に区分されているものを除く。）	

別表2 市区町村コード表

市区町村名	コード	市区町村名	コード	市区町村名	コード
名古屋市千種区	23101	津島市	23208	愛西市	23232
同 東区	23102	碧南市	23209	清須市	23233
同 北区	23103	刈谷市	23210	北名古屋市	23234
同 西区	23104	豊田市	23211	弥富市	23235
同 中村区	23105	安城市	23212	みよし市	23236
同 中区	23106	西尾市	23213	あま市	23237
同 昭和区	23107	蒲郡市	23214	長久手市	23238
同 瑞穂区	23108	犬山市	23215	東郷町	23302
同 熱田区	23109	常滑市	23216	豊山町	23342
同 中川区	23110	江南市	23217	大口町	23361
同 港区	23111	小牧市	23219	扶桑町	23362
同 南区	23112	稲沢市	23220	大治町	23424
同 守山区	23113	新城市	23221	蟹江町	23425
同 緑区	23114	東海市	23222	飛島村	23427
同 名東区	23115	大府市	23223	阿久比町	23441
同 天白区	23116	知多市	23224	東浦町	23442
豊橋市	23201	知立市	23225	南知多町	23445
岡崎市	23202	尾張旭市	23226	美浜町	23446
一宮市	23203	高浜市	23227	武豊町	23447
瀬戸市	23204	岩倉市	23228	幸田町	23501
半田市	23205	豊明市	23229	設楽町	23561
春日井市	23206	日進市	23230	東栄町	23562
豊川市	23207	田原市	23231	豊根村	23563



別表3 勲章・賜杯の種類

1 勲章の種類 (右欄は略称)

平成15年11月3日以降

	大勲位菊花章頸飾 . . . . . (頸飾)	
	大勲位菊花大綬章 . . . . . (菊花)	
	桐花大綬章 . . . . . (桐花)	
旭日大綬章 . . . . . (旭大)		瑞宝大綬章 . . . . . (瑞大)
旭日重光章 . . . . . (旭重)		瑞宝重光章 . . . . . (瑞重)
旭日中綬章 . . . . . (旭中)		瑞宝中綬章 . . . . . (瑞中)
旭日小綬章 . . . . . (旭小)		瑞宝小綬章 . . . . . (瑞小)
旭日双光章 . . . . . (旭双)		瑞宝双光章 . . . . . (瑞双)
旭日单光章 . . . . . (旭单)		瑞宝单光章 . . . . . (瑞单)

平成15年11月2日以前

大勲位菊花章頸飾 . . . . . (頸飾)	勲五等双光旭日章 . . . . . (旭五)
大勲位菊花大綬章 . . . . . (菊花)	勲五等宝冠章 . . . . . (宝五)
勲一等旭日桐花大綬章 . . . . . (桐花)	勲五等瑞宝章 . . . . . (瑞五)
勲一等旭日大綬章 . . . . . (旭一)	勲六等单光旭日章 . . . . . (旭六)
勲一等宝冠章 . . . . . (宝一)	勲六等宝冠章 . . . . . (宝六)
勲一等瑞宝章 . . . . . (瑞一)	勲六等瑞宝章 . . . . . (瑞六)
勲二等旭日重光章 . . . . . (旭二)	勲七等青色桐葉章 . . . . . (旭七)
勲二等宝冠章 . . . . . (宝二)	勲七等宝冠章 . . . . . (宝七)
勲二等瑞宝章 . . . . . (瑞二)	勲七等瑞宝章 . . . . . (瑞七)
勲三等旭日中綬章 . . . . . (旭三)	勲八等白色桐葉章 . . . . . (旭八)
勲三等宝冠章 . . . . . (宝三)	勲八等宝冠章 . . . . . (宝八)
勲三等瑞宝章 . . . . . (瑞三)	勲八等瑞宝章 . . . . . (瑞八)
勲四等旭日小綬章 . . . . . (旭四)	
勲四等宝冠章 . . . . . (宝四)	
勲四等瑞宝章 . . . . . (瑞四)	

2 賜杯の種類

木杯一号	) 運用せず	銀杯一号 (单 杯)	小綬章相当
二号		二号 (单 杯)	中綬章相当
三号		三号 (三ツ組)	重光章相当
四号	判任官及び殉職者	四号 (三ツ組)	大綬章相当
五号 (台付)	单光章以上相当	五号 (三ツ組)	上記以上のもの

(注) 賜杯は、勲章に代えて杯を賜与することがふさわしいと認められる場合等において勲章相当の杯を運用するものである。

したがって、勲記等は下賜されないものである。



潜在候補者一覧

市町村整理番号 0  
市町村名 0  
区分

項番	氏名	生年月日	年齢				受辱 意思の 有無	犯罪の 有無	前科あり	過去に 取り下り、 納息した 候補者	選挙受 業者 (全別 結)	整理 番号	備考	

潜在候補者一覧

市町村整理番号 0  
市町村名 0  
区分

項番	氏名	生年月日	年齢			受審意見の有無	犯罪の有無	前科あり	過去に 取下げ、 辞退した 候補者	候補受 審者 (全功 績)	整理 番号	備考

### 潜在候補者一覧

市町村整理番号 0  
 市町村名 0  
 区分

項番	氏名	生年月日	年齢	受検 意思の 有無	犯罪の 有無	前職あり	過去に 取下げ 辞退した 候補者	候補受 検者 総数 (全功 績)	整理 番号	備考

潜在候補者一覧

市町村整理番号 0  
 市町村名 0  
 区分

項番	氏名	生年月日	年齢	受任 意思の 有無	乳歴の 有無	前級あり	過去に 低下げ 辞退した 候補者	養育受 給者 (全功 給)	整理 番号	備考

潜在候補者一覧

市町村整理番号 0  
市町村名 0  
区分

項番	氏名	生年月日	年齢	受審意思の有無	犯罪の有無	前科あり	通邦に取下げ、辞退した候補者	復職受審者(全功績)	整理番号	備考

潜在候補者一覧

市町村整理番号 0  
市町村名 0  
区分

項番	氏名	生年月日	年齢	受審意思の有無	犯罪の有無	前叙あり	過去に 取下げ、 辞退した 候補者	選解受 済者 (全功 結)	整理 番号	備考



### 潜在候補者一覧

市町村整理番号 0  
 市町村名 0  
 区分 二類

項番	氏名	生年月日	年齢	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	前職あり	過去に 取下げ、 辞退した 候補者	落選受 業者 (全功 結)	整理 番号	備考	<input type="checkbox"/>

年次	令和6年春	省庁等	総務省	コード	0641	通し番号			
本籍							コード		
現住所							コード		
ふりがな		性別	旧氏名等	ふりがな ペンネーム・芸名	勲	章	褒	章	
氏名		男							
生年月日									
主経歴 (官職)				コード	最終学歴	表彰歴			
功労名									
区分	官職名等	在職期間	在職年月数	[Redacted]			備考		
		自至							
		自至							
		自至							
		自至							
		自至							
		自至							
		自至							
		自至							
		自至							
		自至							
		自至							
		自至							
		自至							
		自至							
決定				会社の規模など		団体の規模など			
賞勲				現在		現在			
係				名称		名称			
申立				資本金	万円	活動範囲	人		
				従業員		役員数	人		
				販売高	万円	役員	長副専常理		
				役員	会社副専常	職員	人		
						年予算	万円		
所属党派 事前協議事項:				市町村名		整理番号			

(A)

4市第2168号  
令和5年3月1日

各市町村栄典担当部（課）長 殿

愛知県総務局総務部市町村課長  
（ 公 印 省 略 ）

地方自治関係功労者に係る令和6年春叙勲の潜在候補者に関する調査  
について（依頼）

このことについて、総務省大臣官房秘書課から依頼がありましたので、下記により  
回答してください。

記

1 提出書類

- (1) 潜在候補者集計表（様式1）
- (2) 潜在候補者一覧（様式2）
- (3) 叙位及び叙勲候補者名簿（個人票）（様式3）

※ 様式3については、(2) に記載した候補者全員について提出してください。

2 提出方法

- (1) 下記アドレスあてにメールにより提出してください。

※ 候補者氏名に外字を含む場合は、エクセル様式に加えてPDFデータも提出  
してください。

- (2) 調査票のファイル名の末尾の「00」部分については、調査要領にある団体整理  
番号表の番号を、半角数字で記載してください。

（例）豊橋市のファイル名…【様式1,2】R6春潜在候補者一覧等02.xlsx

3 提出期限

令和5年4月26日（水）

4 その他

令和5年4月23日（日）までの選挙について、反映してください。

各提出書類の作成に当たっては、別添「令和6年春叙勲潜在候補者調査要領」及  
び「地方自治功労関係栄典関係事務提要」を参考にしてください。

担 当 公務員グループ（松下）  
電 話 052-954-6630（ダイヤルイン）  
ファックス 052-954-6908  
電子メール shichousonkakoumuin@pref.aichi.lg.jp

令和6年春叙勲 潜在候補者調査要領

1 調査時点

令和6年4月29日

2 調査対象者

調査時点において次の[ ]を満たす年齢88歳未満の者

※[ ]の別、年齢要件（一類：70歳以上、二類：55歳以上）は問いませんので、[ ]の者、70歳（二類は55歳）未満の者も、[ ]記載してください。

(1) 一類

① 公選職

[ ]

※

※

[ ]については、別表による。

② 地方公務員

[ ]

※

③ 行政委員

[ ]

※

(2) 二類

[ ]

の取扱い

			潜在候補者調		一件書類の作成	
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	提出不要	県議会事務局又は県総務課で対応する。	提出不要	県議会事務局又は県総務課で対応する。
		[Redacted]			[Redacted]	一件書類を作成すること。
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	一件書類を作成すること。
		[Redacted]			提出不要	県議会事務局又は県総務課で対応する。
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	提出不要	県議会事務局又は県総務課で対応する。	提出不要	県議会事務局又は県総務課で対応する。
		[Redacted]			[Redacted]	一件書類を作成すること。
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	一件書類を作成すること。
		[Redacted]			提出不要	県議会事務局又は県総務課で対応する。

【注意事項】 一件書類の作成について「提出不要」に該当する場合であっても、県議会事務局又は県総務課から一件書類の作成依頼があることがありますので、御承知おきください。

3 各様式記載に当たっての注意事項

(1) 潜在候補者集計表(様式1)について

市町村名等	○ 市町村整理番号は、下表の団体整理番号表から調べてください。なお、記載する際には2桁で入力をしてください。
各欄共通	○ 潜在候補者一覧に基づき、各欄の該当者数を記載してください。 ○ 該当がない場合の「0」は記載せず、空欄としてください。
<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px;"></div>	○ 年齢70歳以上の候補者(B)から「受章意思なし(A)」、「昭和39年以降受章者(イ)」、「 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 犯歴者(ウ)」(C)を除いた候補者のうち、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> を「(D)のうち <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 」の欄に記載してください。 ※ <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> : 潜在候補者一覧の <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> の欄に○がある者。( <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> )
受章意思なし A 昭和39年以降受章者 イ <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin-top: 5px;"></div> 犯歴がある候補者 ウ	○ 同一の候補者がA~ウの2つ以上の項目に該当する場合は、重複して計上しないこととし、A>イ>ウの優先順位に従って記入してください。 例: 「受章意思なし A」と「 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 犯歴者 ウ」の両方に該当する場合 → 「A」に計上し、「ウ」には計上しない ○ 「昭和39年以降受章者 イ」の欄は、原則として「0」となるものであるが、過去に叙勲を受けた者のうち、再叙勲に該当する者がいる場合は計上してください。 ※ 再叙勲については、事務提要6頁のⅢを参照してください。 ※ 地方自治功労以外の功労により叙勲を受章した者についても、再叙勲の要件に該当しない限り、本欄には計上する必要はありません。
過去に取下げ、辞退した候補者	○ 70歳以上の候補者のうち、過去に叙勲又は褒章の候補者として <u>国に上申した後</u> に、取下げや受章を辞退した候補者(=将来、受章が可能な候補者)の数を記載してください。なお、「受章が可能な候補者」には、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 候補者は含まれません。
褒章受章者(全功績)	○ 70歳以上の候補者のうち、功績の種類を問わず、過去に褒章を受章した候補者数を記載してください。

団体整理番号表

01	名古屋市	10	碧南市	19	小牧市	28	岩倉市	37	あま市	46	阿久比町
02	豊橋市	11	刈谷市	20	稲沢市	29	豊明市	38	長久手市	47	東浦町
03	岡崎市	12	豊田市	21	新城市	30	日進市	39	東郷町	48	南知多町
04	一宮市	13	安城市	22	東海市	31	田原市	40	豊山町	49	美浜町
05	瀬戸市	14	西尾市	23	大府市	32	愛西市	41	大口町	50	武豊町
06	半田市	15	蒲郡市	24	知多市	33	清須市	42	扶桑町	51	幸田町
07	春日井市	16	犬山市	25	知立市	34	北名古屋市	43	大治町	52	設楽町
08	豊川市	17	常滑市	26	尾張旭市	35	弥富市	44	蟹江町	53	東栄町
09	津島市	18	江南市	27	高浜市	36	みよし市	45	飛島村	54	豊根村



	<p>○ [ ]については、事務提要を参考にしてください。</p> <p>※ [ ]</p>
受章意思の有無	<p>○ 受章意思の「有・無」については、必ず確認の上、該当するものをプルダウンから選択してください。</p>
犯歴の有無	<p>○ [ ]犯歴がある場合は「有」を選択し、無い場合は「無」を選択してください。</p> <p>○ 犯歴は、可能な限り詳細に調査し、備考欄に記載してください。([ ]犯歴がある場合も備考欄に記載してください。)</p> <p>例：公職選挙法違反 RO. 4. 29 確定 懲役1年6月 執行猶予5年</p>
前叙	<p>○ 前叙があり、再叙勲の対象になる場合は「○」を選択し、前叙があるが、再叙勲の対象にならない場合は「△」を選択してください。再叙勲の対象にならない方（「△」の方）は、様式1の人数に含めないでください。また、直近のものの勲等・受章年月日・功績内容を備考欄に記載してください。</p> <p>例：昭42.11.3瑞七（教育功労）</p>
過去に取り下げ、辞退した候補者	<p>○ 過去に叙勲又は褒章の候補者として<u>国に上申した後に</u>、取下げや受章を辞退した候補者（＝将来、受章が可能な候補者）の数を記載してください。なお、「受章が可能な候補者」には、[ ]候補者は含まれません。</p>
褒章受章者（全功績）	<p>○ 褒章受章者は、受章時期、褒章の種別、功績内容及び地方自治功績にあっては[ ]を記載してください。</p> <p>例：〇〇年春藍綬（地方自治）[ ]</p> <p>※ [ ]</p>
備考	<p>○ 事前協議事項（過去の犯歴等）、過去に取下げ・辞退がある場合等、特記する事項があれば記載してください。</p> <p>※ [ ]を記載してください。</p>
[ ]	<p>○ [ ]から自動で判定されるため、入力不要です。</p>
その他	<p>○ <u>マクロを用いて集計作業を行いますので、別の様式等を使用しないようにお願いします。</u></p> <p>○ 印刷範囲が初期設定では1ページのみになっているため、1つの区分の潜在候補者が19名以上になる場合は、印刷範囲を変更してください。</p>



(3) 叙位及び叙勲候補者名簿（個人票）（様式3）について

- すべての潜在候補者について作成の上、提出してください。令和5年4月23日（日）までの選挙について反映してください。
- 欄外には、市町村名、整理番号、公選職にあつては所属党派、その他過去に犯歴、                    、受章辞退・取下げ等、事前協議事項があれば記載してください。
  - ※ 整理番号については、既受章者、死亡者等、潜在候補者でなくなった者は欠番とし、新たな潜在候補者は、従前に引き継ぐ整理番号を付してください。
  - ※ 欄外以外は、候補者推薦時及び一件書類作成時に使用する勲章審査票と同じ様式です。

## 【データのコピー方法】

※ 潜在候補者一覧等につきましては、毎回市町村課から送付をされたものを使い、過去の様式を使い回さないようにお願いします。

- ① 前回回答した潜在候補者一覧のデータが入っている区分のシートを今回送付されてきた潜在候補者一覧等の同じ区分のシートにコピーする。(区分を間違えないように注意してください。)

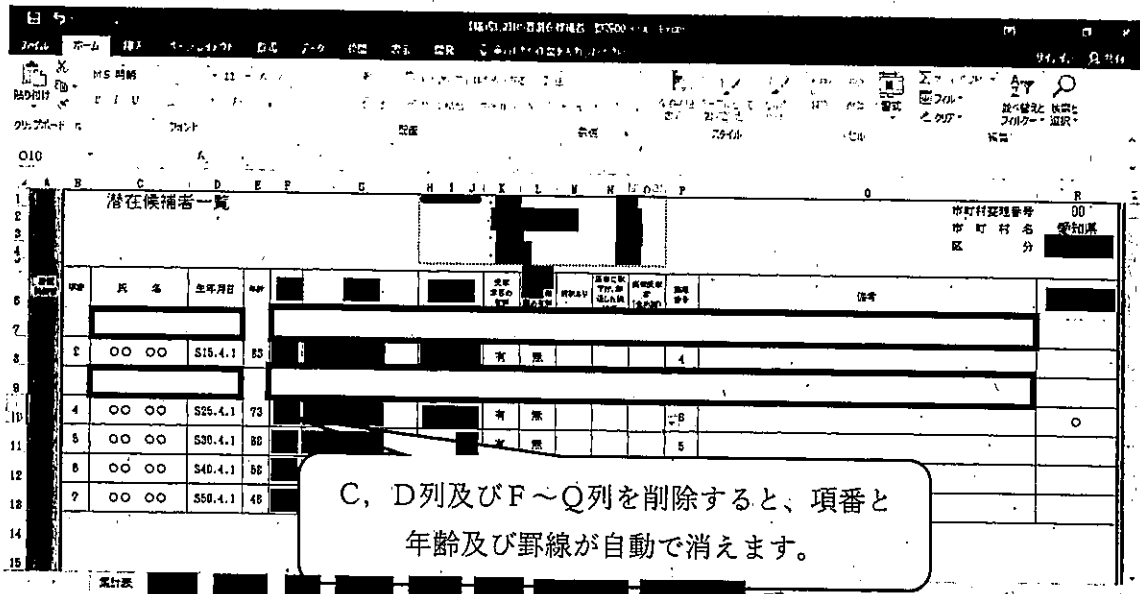
データの入っているところをコピーしてください。

№	氏名	生年月日	性別	年齢	有無	備考
1	〇〇 〇〇	S10.5.1	〇	87	有	
2	〇〇 〇〇	S16.4.1	〇	88	有	
3	〇〇 〇〇	S20.4.1	〇	78	有	
4	〇〇 〇〇	S25.4.1	〇	73	有	
5	〇〇 〇〇	S30.4.1	〇	88	有	
6	〇〇 〇〇	S40.4.1	〇	58	有	
7	〇〇 〇〇	S50.4.1	〇	48	有	

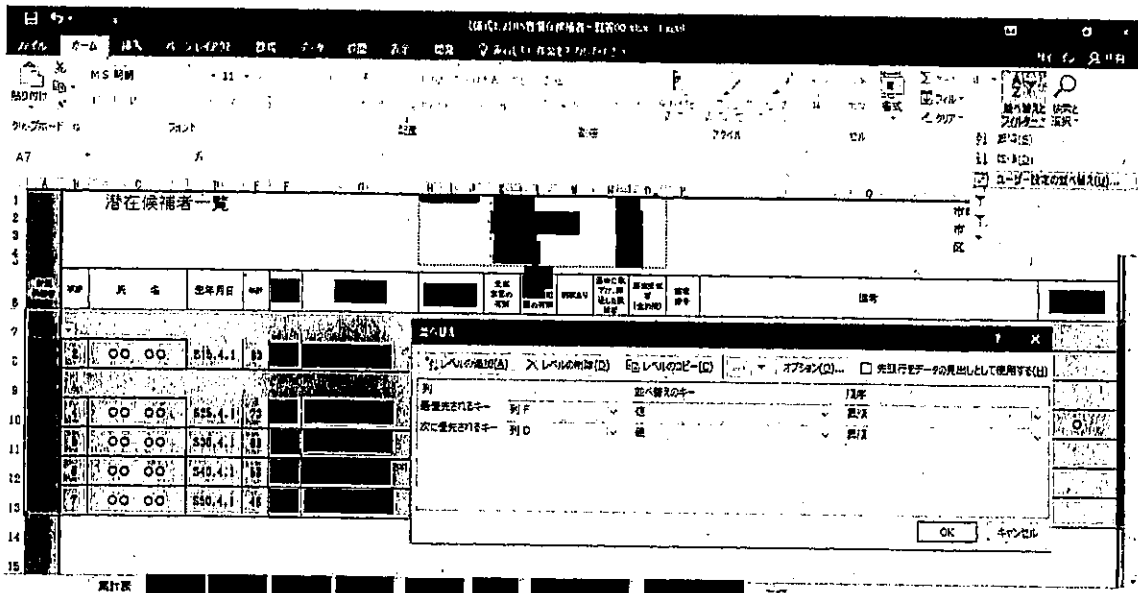
- ② 前回回答した潜在候補者一覧から、掲載する必要のなくなった方(基準日時点で88歳になった方[高齢者叙勲対象者]、死亡した方[特別叙勲、特旨叙位対象者]等を削除する。

№	氏名	生年月日	性別	年齢	有無	備考
1	〇〇 〇〇	S10.5.1	〇	88	有	
2	〇〇 〇〇	S16.4.1	〇	88	有	
3	〇〇 〇〇	S20.4.1	〇	78	有	(死亡者)
4	〇〇 〇〇	S25.4.1	〇	73	有	
5	〇〇 〇〇	S30.4.1	〇	88	有	
6	〇〇 〇〇	S40.4.1	〇	58	有	
7	〇〇 〇〇	S50.4.1	〇	48	有	

※ 数式がB列、E列、R列に入っているので消さないように注意してください。(もし消してしまった場合は、数式が入っているセルにオートフィルを使って元に戻しておいてください。)



- ③ [ ] を基準日時点のものに直してください。もし、受章意思の有無や前叙等についても前回回答分から変更になっている場合は直してください。
- ④ 新規の潜在候補者がいる場合は、追加してください。(A列の新規候補者も忘れずに入力してください。)
- ⑤ データの入っている行を選択し、ユーザー設定の並び替えを行ってください。





## 市長室秘書課秘書係

差出人: 市長室秘書課秘書係 <a3054@shicho.city.nagoya.lg.jp>  
送信日時: 2023年3月3日金曜日 10:30  
宛先: 千種区総務課庶務係 (a7531811@chikusa.city.nagoya.lg.jp); 東区総務課庶務係 (a9341111@higashi.city.nagoya.lg.jp); 北区総務課庶務係 (a9176412@kita.city.nagoya.lg.jp); 西区総務課庶務係 (a5234511@nishi.city.nagoya.lg.jp); 中村区総務課庶務係 (a4332715@nakamura.city.nagoya.lg.jp); 中区総務課庶務係 (a2652212@naka.city.nagoya.lg.jp); 昭和区総務課庶務係 (a7353800@showa.city.nagoya.lg.jp); 瑞穂区総務課庶務係 (a8529212@mizuho.city.nagoya.lg.jp); 熱田区総務課庶務係 (a6839411@atsuta.city.nagoya.lg.jp); 中川区総務課庶務係 (a3634306@nakagawa.city.nagoya.lg.jp); 港区総務課庶務係 (a6549611@minato.city.nagoya.lg.jp); 南区総務課庶務係 (a8239311@minami.city.nagoya.lg.jp); 守山区総務課庶務係 (a7964511@moriyama.city.nagoya.lg.jp); 緑区総務課庶務係 (a6253903@midori.city.nagoya.lg.jp); 天白区総務課庶務係 (a8073811@tempaku.city.nagoya.lg.jp); 名東区総務課庶務係 (a7783012@meito.city.nagoya.lg.jp)  
件名: 地方自治関係功労者に係る令和6年春叙勲の潜在候補者に関する調査について【照会・秘書課】  
添付ファイル: 01\_各局あて令和6春叙勲候補者照会文.docx; 02\_1【様式2】潜在候補者一覧.xlsx; 02\_2【様式3】叙位及び叙勲候補者名簿（個人票）（全員分作成する）.xlsx; 03\_（参考）潜在候補者の各局回答でよく見られる誤記入について.docx; 04\_（参考）地方自治功労関係栄典関係事務提要（R3.3月）.pdf; 05\_愛知県からの照会.zip

各区 栄典ご担当者さま

お世話になっております。  
市長室秘書課の伊藤です。

本件、添付データのとおり照会させていただきます。  
叙勲対象となる[ ]等の潜在候補者の例年の照会です。

29年度の整理で、[ ]

照会文には、該当がない場合も秘書課まで連絡するとなっておりますが、各区におかれましては、特段期限（4月17日月曜日）までに回答がない限り、該当者がなかったものをみなさせていただきます。

万が一該当者がある場合の回答は、

秘書係アドレス

a3054@shicho.city.nagoya.lg.jp

までご回答いただきますようお願いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

■■■■

■■■ 名古屋市役所 市長室秘書課秘書係

■■ 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

伊藤 元希 (Ito Genki)

TEL : (052)972-3054 FAX : (052)972-4105

E-mail : (個人) ■■■■■@city.nagoya.lg.jp

(組織) a3054@shicho.city.nagoya.lg.jp

■■■

各局室区長様

市長室長

地方自治関係功労者に係る令和6年春叙勲の潜在候補者に関する調査について（照会）

みだしの件について、愛知県市町村課長から別添のとおり依頼がありましたので、下記により候補者をご回答ください。

なお、候補者の推薦範囲については、平成29年度に愛知県市町村課に確認を行った結果、

扱いとなっていますのでご注意ください。

い。

記

1 推薦範囲（公務員）

次の基準をいずれも満たす職員

- (1)
- (2)
- (3)

\* 回答については、令和5年4月の人事異動後の所属（令和5年4月以降の所属）よりご回答ください。

2 提出書類

(1) 潜在候補者一覧（様式2）

・昨年度（令和5年春叙勲用）の照会において該当者有で回答された局においては、その際の回答から対象者の漏れがないよう十分にご注意いただくとともに、「令和5年4月人事異動の反映」「満88歳以上の削除」「時点修正」についても漏れがないようご記入ください。

・ 区分の候補者 についても把握のうえ記載してください。

・ については、個人票（様式3）の数字を記載してください。

・ 市会事務局におかれましては、 で記載してください。

(2) 叙位及び叙勲候補者名簿（個人票）（様式3）

統一地方選実施年である令和5年度は、候補者全員について提出が必要です。様式2の潜在候補者一覧に記載した候補者全員分の個人票を作成・提出してください。

※前回は、平成31年度（令和2年春叙勲用）に全員分の個人票を作成しています。前回平成31年度データが必要な場合は秘書課までご連絡ください。

※令和5年4月に新たに■になられた方については、新規に個人票作成が必要です。

※作成にあたっては、「地方自治功労関係栄典関係事務提要（令和3年3月）」23～30ページに記載されている勲章審査票の作成方法をご参照ください。

3 提出期限

令和5年4月17日（月）までに、秘書課あてメールにてご提出ください。

提出先：a3054@shicho.city.nagoya.lg.jp

4 その他

・候補者がいない場合についても、その旨をメールにてご回答ください。

・潜在候補者が死亡した場合、死亡叙勲上申の手続きをすることになりますが、その上申書類の提出期間が、死亡日を含め5日以内に愛知県に提出することとなり、大変短くなっています。この機会に候補者の履歴等の整理をしていただきますようお願いいたします。

【担当】

市長室秘書課秘書係

担当：伊藤 電話：972-3054

E-mail：a3054@shicho.city.nagoya.lg.jp





潜在候補者一覧

市町村整理番号 0  
市町村名 0  
区分 0

(※全数字のみ)

項番	氏名	生年月日	年齢	受検 意思の有無	犯罪の 履歴の有無	加保あり	過去に 取下げ、 辞退した 候補者	養育受 養者 (全功 績)	整理 番号	備考

潜在候補者一覧

市町村整理番号  
市町村名  
区分

0  
0

■■■■■

項番	氏名	生年月日	年齢	■	■	■	受養意思の有無	犯罪の有無	前級あり	過去に 取下げ、 辞退した 候補者	候補受 養者 (全功 続)	整理 番号	備考	■

■■■■■

潜在候補者一覧

市町村整理番号 0  
市町村名 0  
区分

項番	氏名	生年月日	年齢				受検 意思の有無	犯罪歴の有無	前家あり	過去に 取下げ、 辞退した 候補者	落選受 審者 (全功 績)	整理 番号	備考	

### 潜在候補者一覧

市町村整理番号

0

市区町村名

0

区分

二類

項番	氏名	生年月日	年齢				受検 意図の有無	犯罪の 有無	前叙あり	過去に 取下げ、 辞退した 候補者	落選受 験者 (全功 績)	整理 番号	備考	

叙位及び叙勲候補者名簿 (個人票)

年次	令和6年春	省庁等	総務省	コード	0641	通し番号			
本籍						コード			
現住所						コード			
ふりがな		性別	旧氏名等	ふりがな	勲章	褒章	章		
氏名		男		ペンネーム・芸名					
生年月日									
主要経歴 (官職)				コード	最終学歴	表彰歴			
功労名									
区分	官職名等		在職期間	在職年月数	備考				
			自至						
			自至						
			自至						
			自至						
			自至						
			自至						
			自至						
			自至						
			自至						
			自至						
			自至						
			自至						
			自至						
			自至						
決定				会社の規模など	団体の規模など				
				現在	現在				
賞勲				名称	名称				
				資本金	万円	活動員数			
				従業員	人	役員			
係				販売高	万円	役員	長副専常理		
申立				役員	会社副専常	職員	人		
						年予算	万円		
所属党派 事前協議事項				市区町村名		整理番号			

(A)

様式2 潜在候補者一覧

- [ ] が正しくない。
- [ ] が削除されている。(受章するまでは候補者であるため、掲載する。)
- [ ] が削除されている。(例：A [ ] → [ ])  
←この場合、 [ ] であるA局が候補者リストと候補者名簿(個人票)を管理する。
- [ ] が死亡叙勲の手続きを経ずに削除されている。(潜在候補者が死亡した場合は、①ただちに秘書課に連絡 ②遺族に受章意思確認を確認 ③死亡日から5日以内に申請書類を県に提出 する必要があります)

様式3 叙位及び叙勲候補者名簿(個人票)

- [ ] の個人票がない。
- 左上の「年次」が古いままになっている(令和6年春叙勲の照会なのに令和5年春の名簿を流用していると、年齢が誤ってしまう。)
- 主要経歴が古い、又は誤っている。
- 区分に「○」がない(主要経歴に○をすることになっており、通常は最新の官職)
- 官職名等の最初に「名古屋市」の記載がない。なお2行目以降は「同」で統一する。
- 官職名等に [ ] 記載されている。( [ ] は「名古屋市吏員」などと一括表記する。)
- 官職名等の肩書の後に「(○級)」の記載がない。(例：名古屋市B [ ] (9級))
- エクセルの自動計算式を消してしまっている。  
← [ ]
- [ ] の在職期間が3月31日と記載されている。  
← [ ] は在職期間の至の欄に令和6年3月31日と記載し、 [ ] は「現在」(＝自動的に令和6年4月29日現在で自動計算される)と記載する。

令和3年3月

# 地方自治功労関係 栄典関係事務提要

愛知県総務局総務部市町村課  
公務員グループ



# 目 次

## 第1 春秋叙勲

1 春秋叙勲の対象となる者	1
I 一類 (旭日章、瑞宝章)	1
II 二類 (瑞宝章)	4
III 再叙勲	6
2 事務処理日程	6
3 提出書類等	6
4 伝達等	8

## 第2 死亡叙勲 (特別叙勲)

1 死亡叙勲の対象となる者	9
I 一類 (旭日章、瑞宝章)	9
II 再叙勲	10
2 事務処理日程	10
3 提出書類等	10
4 伝達等	11

## 第3 特旨叙位

1 叙位の対象となる者	12
2 事務処理日程	14
3 提出書類等	15
4 伝達等	15

## 第4 危篤叙勲

1 危篤叙勲の対象となる者	16
2 事務処理日程	16
3 提出書類等	16

## 第5 高齢者叙勲

1 高齢者叙勲の対象となる者	17
2 事務処理日程	17
3 提出書類等	17
4 留意事項	17

## 第6 祭染料

(参考) 一般推薦	19
-----------	----

(様式)

様式 1	勲章審査票 (春秋叙勲、高齢者叙勲)	23
様式 2	勲章審査票 (死亡叙勲、危篤叙勲)	25
様式 3	叙位審査票 (特旨叙位)	26
様式 4	功績調書 (春秋叙勲、特旨叙位等)	31
様式 5	履歴書 (春秋叙勲、特旨叙位等)	34
様式 6	刑罰等調書 (春秋叙勲、特旨叙位等)	43
様式 7	団体の規模及び事業概況等調 (春秋叙勲、特旨叙位等)	44
様式 8	事業概況等調 (春秋叙勲、特旨叙位等)	46
様式 9	候補者調査書 (春秋叙勲)	47
様式 10	候補者に係る受章意思確認書 (春秋叙勲、高齢者叙勲)	48
様式 11	死亡叙勲等連絡票 (死亡叙勲、特旨叙位)	49

(別表)

別表 1	参考事項一覧表	51
別表 2	市区町村コード表	52
別表 3	勲章・賜杯の種類	53

# 第1 春秋叙勲

## 1 春秋叙勲の対象となる者

### I 一 類 (旭日章、瑞宝章)

永年地方自治の育成発展に貢献し、特に功績顕著な者で、次に掲げる要件を満たす者

- (1) 年齢満 70 歳以上の者 (春の叙勲にあつては、4 月 29 日現在、秋の叙勲にあつては、11 月 3 日現在)
- (2) [REDACTED]
- (3) [REDACTED]

### A 旭日章…公選職、行政委員

#### A-1 公選職 [REDACTED]

[REDACTED]

<備考>

- (※) [REDACTED]
- ① [REDACTED]
- ② [REDACTED]
- ③ [REDACTED]

④ [Redacted]

⑤ [Redacted]

⑥ 次に該当する者については、事前に県市町村課に協議すること。

ア 既に勲章（旧勲等 瑞六以上のもの）を有する者

イ [Redacted]

ウ 地方自治関係の功績のほか、他の分野において同等の功績があると認められる者

A-2 行政委員 [Redacted]

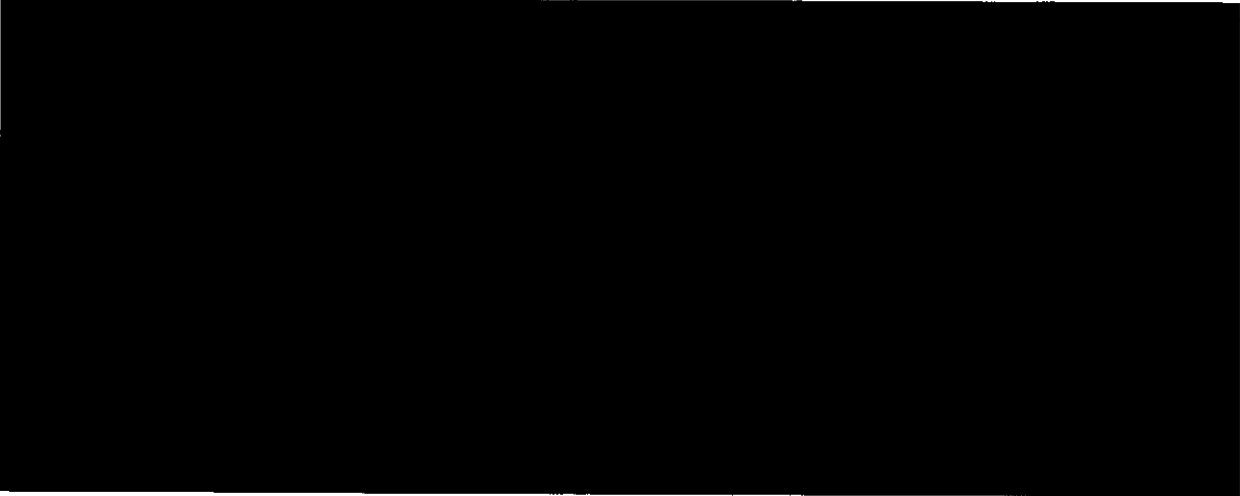
[Redacted]

<備考>

(※) [Redacted]

① [Redacted]

② [Redacted]



<備考>

(※) [Redacted]

ア [Redacted]

イ [Redacted]

ウ [Redacted]

① [Redacted]

② [Redacted]

③ [Redacted]

④ [Redacted]

⑤ [Redacted]

⑥ [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

⑦ [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

⑧ 次に該当する者については、事前に県市町村課に協議すること。

ア 既に勲章（旧勲等 瑞六以上のもの）を有する者

イ 地方自治関係の功績のほか、他の分野において同等の功績があると認められる者

ウ [Redacted]

エ [Redacted]

オ [Redacted]

## II 二 類（瑞宝章（春秋叙勲のみ））

永年地方自治の育成発展に貢献し、特に功績顕著な者で、次に掲げる要件を満たす者

(1) 次の各号のいずれかの職務に永年従事した者

① 精神的又は肉体的に著しく労苦の多い環境において業務に精励した者

② 人目につきにくい分野にあって多年にわたり業務に精励した者

(2) 年齢満 55 歳以上の者（春の叙勲にあっては、4 月 29 日現在、秋の叙勲にあっては、11 月 3 日現在）

(3) [Redacted]

(4) [Redacted]

[Redacted]

<備考>

① [Redacted]

② [Redacted]

[Redacted]  
[Redacted]

- ③ [REDACTED]
- ④ [REDACTED]
- ⑤ [REDACTED]

<その他、上記Ⅰ（一類）、Ⅱ（二類）に関する要件等について>

[REDACTED]  
 [REDACTED]  
 [REDACTED] このため、 [REDACTED]  
 [REDACTED]  
 [REDACTED] 事前に県市町村課に協議すること。

- ・ 昭和 39 年の春秋叙勲以降、候補者として推薦された者のうち、内示の前後を問わず、取下げ、辞退等を行ったことのある候補者については、事前に県市町村課に協議すること。
- ・ 昭和 39 年以降の春秋叙勲により既に叙勲された者は、原則として選考の対象から除かれること。ただし、後掲「Ⅲ 再叙勲」に該当する場合は選考の対象となるものであるので、事前に県市町村課に協議すること。

[REDACTED]  
 [REDACTED]  
 [REDACTED]

- ・ 候補者又は関係する法人等が次に掲げる項目に該当する場合は、必ず事前に県市町村課に協議すること。

① 刑罰を受けた場合

- ② [REDACTED]
- ③ [REDACTED]
- ④ [REDACTED]
- ⑤ [REDACTED]
- ⑥ [REDACTED]
- ⑦ [REDACTED]
- ⑧ [REDACTED]
- ⑨ [REDACTED]
- ⑩ [REDACTED]
- ⑪ [REDACTED]

- ⑫ [REDACTED]
- ⑬ [REDACTED]
- ⑭ [REDACTED]
- ⑮ その他栄典の受章環境について検討が必要と思われる場合

### Ⅲ 再叙勲

[REDACTED] 昭和 39 年以降の春秋叙勲により既に叙勲された者の再叙勲については、  
[REDACTED] 事前に県市町村課に協議すること。

また、[REDACTED] であっても、先に叙勲された後の経過年数が 7 年以上であり、  
[REDACTED] 等抜群の功労がある者については例外的に対象となる場合があるので、事前に県市町村課に協議すること。

## 2 事務処理日程

春秋叙勲の事務処理日程は、おおむね次のとおりである。

区 分	春の叙勲	秋の叙勲
県から市町村へ潜在候補者の調査依頼	2月下旬	9月中旬
市町村から県へ潜在候補者の回答	4月下旬	10月中旬
県から市町村へ候補者の推薦依頼	6月上旬	12月上旬
市町村から県へ候補者を候補者選考調書により内申	7月下旬	1月中旬
県において候補者を選考	8月中	2月中
県から市町村へ候補者に係る関係書類の提出依頼	8月下旬	2月中旬
市町村から県へ候補者に係る関係書類の提出	9月中旬	3月上旬
県から総務省へ候補者を上申	11月上旬	5月中旬
受章者内定	3月下旬	9月下旬
受章者決定	4月下旬	10月下旬
伝達式（小綬章以下は県庁）	5月上旬	11月上旬
拝謁（皇居）	5月中旬	11月中旬

## 3 提出書類等

提出書類及び提出部数は、それぞれ次のとおりである。

なお、提出書類の作成及び記載方法等については、別添様式を参照すること。

### (1) 候補者推薦時提出書類

提出書類名	様式	提出部数	摘 要
勲章審査票	様式1	1	勲章審査票については、[REDACTED] に記載漏れがないよう留意するとともに、無職歴も含めた全ての経歴について、漏れなく記載すること。 (他の分野で擬叙の対象となるか否かを判断する際に必要となるため、必ず調査のうえ記載すること。)
候補者調査書	様式9	1	
候補者に係る受章意思確認書	様式10	1	
履歴書	様式5	1	公務員枠で推薦する候補者については作成不要であること



提出書類名	様式	提出部数	摘要
人事記録の写し	—	1	候補者に公務員の経歴がある場合
等級別基準職務表、管理職手当支給率表、組織機構図、職員録の写し	—	1	[REDACTED]

(2) 一件書類

提出書類名	様式	提出部数	摘要
勲章審査票	様式1	1	
功績調書	様式4	1	
履歴書	様式5	1	
団体の規模及び事業概況等調	様式7	1	
事業概況等調	様式8	1	個人経営の場合も作成すること
候補者に係る受章意思確認書	様式10	1	
戸籍抄本（原本）	—	5	
刑罰等調書（原本）	（様式6）	5	市町村の発行する様式を使用
住民票の写し（原本）	—	1	
（以下 該当する場合）			
人事記録の写し	—	1	候補者に公務員の経歴がある場合
等級別基準職務表、管理職手当支給率表	—	1	[REDACTED]
組織機構図、職員録の写し	—	1	[REDACTED]
軍歴証明書（写し可）	—	1	兵役がある場合 （陸軍：健康福祉部地域福祉課） （海軍：厚生労働省社会・援護局援護・業務課調査資料室）
[REDACTED]	—	1	消防団員の経歴がある者
[REDACTED]	—	1	裁判所調停委員の経歴がある者
[REDACTED]	—	1	保護司の経歴がある者
[REDACTED]	—	1	人権擁護委員の経歴がある者

<備考>

- ① 地方公務員法の規定により分限処分又は懲戒処分がなされた者については、当該処分の内容を明確に記載した調書を添付すること。
- ② 再叙勲の場合、戸籍抄本（原本）、刑罰等調書（原本）は8部提出すること。
- ③ [REDACTED]ため、この場合にも、勲章審査票記載事項の根拠となる書類（等級別基準職務表、管理職手当支給率表、組織機構図、職員録の写し）を提出すること。

#### 4 伝達等

##### (1) 内示

総務省から県に対して候補者の擬叙勲等が内示されると、次の事項について調査を実施する必要があるため、関係市町村においては各照会事項について直接本人に確認の上、指定された日時までに県市町村課へ連絡すること。

##### 〔候補者に照会する事項〕

###### ① 叙勲を受託するか否かの本人の意向の確認

直接本人に内示の勲等を告げ確認すること。ただし、正式発令までは他人に漏らさないよう告げること。本人が受章を辞退する場合は、その理由を文書で提出すること。

特に、閣議決定、上奏裁可後の辞退は国事行為の取消しとなり、事務的に極めて困難となるので、厳重に注意すること。

###### ② 前叙の有無の確認

以前に受章した勲章があるかどうか確認すること。前叙がある場合は、提出された履歴書に記載されているはずであるが、記載の前叙が誤記、誤認の場合あるいは書類提出後前叙が判明したような場合、速やかに県市町村課へ連絡すること。

###### ③ 氏名（特に字画について）、職名（特に一件書類提出後の変更について）、現住所等（特に一件書類提出後の異動、市町村合併に伴う市町村名・町名の変更等について）の確認

##### 〔市町村において確認する事項〕

候補者の犯罪歴等の調査（推薦後）

あるいはその他同様な事実があったことなどについて調査すること。特に については注意すること。

##### (2) 伝達

勲章及び勲記は発令日（春の叙勲は4月29日、秋の叙勲は11月3日）後において、次の方法により伝達される。

ア 大綬章受章者	宮中において授与式を行い、天皇が親授する
イ 重光章受章者	宮中において内閣総理大臣が伝達する
ウ 中綬章受章者	総務大臣が伝達する
エ 小綬章及び双光章受章者	総務省を経て愛知県知事が伝達する

##### (3) 拝謁

受章者及び配偶者については、発令後、別に日時を定めて（中綬章受章者については伝達日）、皇居において天皇陛下の謁を受ける機会が与えられている。

## 第2 死亡叙勲(特別叙勲)

### 1 死亡叙勲の対象となる者

#### I 一 類

A 旭日章…公選職、行政委員

A-1 公選職

[Redacted]

A-2 行政委員

B 瑞宝章…地方公務員

[Redacted]

<備考>

①

[Redacted]

② 次に該当する者については、事前に県市町村課に協議すること。

ア 既に勲章（旧勲等 瑞六以上のもの）を有する者

イ 地方自治関係の功績のほか同等の功績があると認められる者

ウ [REDACTED]

## II 再叙勲

[REDACTED] 昭和 39 年以降の春秋叙勲により既に叙勲された者の再叙勲については、

[REDACTED] 事前に県市町村課に協議すること。

## 2 事務処理日程

死亡叙勲については、当該候補者の死亡日を含め 30 日以内に閣議決定、上奏裁可を経て、生前最後の日（死亡日）に遡って発令されることになっている（30 日を徒過した場合は、閣議請議されないで注意すること）。

したがって、総務省、県で詮議する期間をも考慮して死亡日を含め 5 日以内の内申を厳守すること。そのため、関係書類の第一稿の提出期限を県市町村課と調整し、期限内に書類を作成すること。

なお、死亡の事実を確認したときは、「死亡叙勲等連絡票」（様式 11）を速やかに県市町村課宛てメール又はFAXすること。

また、公葬等特別な事由がある場合には、対象者の経歴等を県市町村課に連絡し、協議すること。

区 分	時 期
市町村から県へ内申	死亡日を含め 5 日以内
県から総務省へ上申	〃 12 日以内
閣議に請議	〃 30 日以内
伝達式（原則として県庁）	総務省から物件の送付があり次第速やかに挙行

## 3 提出書類等

提出書類及び提出部数は、それぞれ次のとおりである。

なお、提出書類の作成及び記載方法等については、別添様式を参照すること。

提出書類名	様式	提出部数	摘 要
勲章審査票	様式2	1	
功績調書	様式4	1	
履歴書	様式5	1	
団体の規模及び事業概況等調	様式7	1	
事業概況等調	様式8	1	個人経営の場合も作成すること
除籍抄本（原本）	—	4（5）	
刑罰等調書（原本）	（様式6）	4（5）	市町村の発行する様式を使用
住民票の写し（原本）	—	1	



### 第3 特旨叙位

#### 1 叙位の対象となる者

死亡者であつて、生前、地方自治の育成発展に貢献し、功績顕著な者で、

なお、この基準により対象となる者は、全て特旨叙位である。

#### A 公選職

<備考>

(※)

①

②

③

④

⑤ [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

⑥ 候補者又は関係する法人等が次に掲げる項目に該当する場合は必ず事前に県市町村課に協議すること。

ア 既に位を有する者（旧勲等 正七位以下である場合は除く。）

イ [Redacted] 地方自治関係の功績のほかに特別な功績があると認められる者

ウ 刑罰を受けた場合

エ [Redacted]

オ [Redacted]

カ [Redacted]

キ [Redacted]

ク [Redacted]

ケ [Redacted]

コ [Redacted]

サ [Redacted]

シ [Redacted]

ス [Redacted]

[Redacted]

セ [Redacted]

ソ [Redacted]

タ [Redacted]

チ その他栄典の受章環境について検討が必要と思われる場合

B 行政委員 [Redacted]

[Redacted]

<備考>

(※) [Redacted]

(※) [Redacted]

[Redacted]

① [Redacted]

[Redacted]

② 候補者又は関係する法人等が次に掲げる項目に該当する場合は必ず事前に県市町村課に協議すること。

ア 刑罰を受けた場合

イ

ウ

エ

オ

カ

キ

ク

ケ

コ

サ

シ

ス

セ

ソ その他栄典の受章環境について検討が必要と思われる場合

## 2 事務処理日程

特旨叙位については、当該候補者の死亡日を含め 30 日以内に関議決定、上奏裁可を経て、生前最後の日（死亡日）に遡って発令されることになっている（30 日を徒過した場合は、関議請議されない）ので注意すること。

したがって、総務省、県で詮議する期間をも考慮して死亡日を含め 5 日以内の内申を厳守すること。そのため、関係書類の第一稿の提出期限を県市町村課と調整し、期限内に書類を作成すること。

なお、死亡の事実を確認したときは、「死亡叙勲等連絡票」（様式 11）を速やかに県市町村課あて FAX すること。

また、公葬等特別な事由がある場合には、対象者の経歴等を県市町村課に連絡し、協議すること。

区 分	時 期
市町村から県へ内申	死亡日を含め 5 日以内
県から総務省へ上申	〃 12 日以内
関議に請議	〃 30 日以内
伝達式（原則として県庁）	総務省から物件の送付があり次第速やかに挙行





## 第4 危篤叙勲

### 1 危篤叙勲の対象となる者

地方自治の育成発展に貢献し、功績顕著な者のうち、

であること。

(1)

(2)

なお、という要件の認定の困難性はもとより、本人及び家族へ及ぼす影響等を考慮し、推薦に当たっては特に慎重を期すこと。

### 2 事務処理日程

該当事例があり次第、速やかに縣市町村課に内申すること。

### 3 提出書類等

提出書類は、概ね春秋叙勲に準ずるほか次のとおりとし、各8部提出すること。

提出書類名	提出部数	様式	摘 要
医師の診断書	8	(省略)	1 対象者が 2 できるだけ公的医療機関によるものが好ましいが、できない場合は医師2名の診断書とすること。(原本1部と写し7部)

## 第5 高齢者叙勲

### 1 高齢者叙勲の対象となる者

地方自治の育成発展に貢献し、功績顕著な者で、昭和 39 年以降の春秋叙勲により未だ叙勲されていない功労者のうち満 88 歳に達した者

### 2 事務処理日程

候補者の年齢が満 88 歳に達する日の属する月の 4 か月前（誕生日が 1 日の場合にあつては 5 か月前）の末日までに関係書類を県市町村課に提出すること。

なお、国においては毎月 1 回取りまとめて閣議に付議され、満 88 歳に達する月の翌月 1 日付け（誕生日が 1 日の場合にあつては、同日付け）で発令される。

また、勲章及び勲記は、発令後、別に日を定めて知事から受章者に対し伝達される。

### 3 提出書類等

提出書類及び提出部数は、春秋叙勲に準ずるが、戸籍抄本（原本）及び刑罰等調書（原本）は 4 部提出すること。

### 4 留意事項

遅延者についての上申は国において受付けされないので、候補者の把握に努め内申を忘れることのないよう留意すること。なお、

また、



## (参考) 一般推薦

- 1 春秋叙勲の候補者の選考に当たり、人目に付きにくい分野において真に功労のある者及び多数の分野で活躍し総合的に評価すれば国家又は公共に対する功労の大きな者等を把握するため、内閣府賞勲局において、一般からの推薦を受け付けることとされた。
- 2 推薦者、被推薦者、推薦方法、必要書類、推薦後の手続等は、「春秋叙勲の候補者としてふさわしい者の推薦要綱」(平成15年5月16日内閣総理大臣決定)を参照のこと。
- 3 なお、当該制度については、内閣府賞勲局が一括して所管しており、不明な点がある場合は、内閣府賞勲局へ問い合わせのこと。

春秋叙勲の候補者としてふさわしい者の推薦方法等について

1 推薦の方法について

- (1) 推薦者は、国家又は公共に対し功労のある者を春秋叙勲の候補者としてふさわしい者（以下「被推薦者」という。）として推薦する場合には、推薦書及びその推薦に賛同する 2 名の賛同書を、内閣府賞勲局に郵送により提出してください。提出はいつでも行うことができます。
- (2) 推薦書及び賛同書については、別途定めた様式のものを使用してください。  
推薦書及び賛同書は、内閣府賞勲局、内閣府ホームページ (<http://www8.cao.go.jp/shokun/index.html>) 及び都道府県の栄典担当窓口で入手することができます。  
推薦書及び賛同書の記入については、別紙記入例を参考としてください。
- (3) 推薦者は、20 歳以上の者とします。
- (4) 推薦者は、自ら及び自らと二親等内の親族関係にある者を被推薦者とすることはできません。
- (5) 賛同者は、20 歳以上の者で、被推薦者及び推薦者と二親等内の親族関係にないものとします。

2 被推薦者について

- (1) 次の①又は②に該当する者で、国家又は公共に対し功労のあるものを、被推薦者とすることができます。
  - ① 70 歳以上の者
  - ② 55 歳以上の者で次のア又はイに該当するもの
    - ア 精神的又は肉体的に著しく労苦の多い環境において業務に精励した者
    - イ 人目に付きにくい分野にあって多年にわたり業務に精励した者ただし、その功労となる活動が日本国憲法の施行の前で終わっている者、昭和 39 年以降の春秋叙勲により勲章を既に受章している者及び功労が公務員としての功労に限られている者については、被推薦者とすることはできません。
- (2) 人目に付きにくい分野において真に功労のある者や多数の分野で幅広く活躍し功労のある者を推薦していただくことが、この一般からの推薦の本旨です。
- (3) 国家又は公共に対し功労のある者として勲章を授与されている主な民間分野のものを参考に示すと、次のようなものが挙げられます。

[例]

推薦が「70 歳以上」とされている者：

私立学校長、学校法人理事長、文化財の保護に寄与した者、芸術文化の振興に寄与した者、社会福祉施設の長、保育園の園長、病院長、国勢調査員、行政相談委員、保護司、人権擁護委員、民生・児童委員、調停委員、公益性を有する各種団体の役員として功績を挙げた者、企業経営者として公益に寄与した者、科学技術の振興に寄与した者

推薦が「55 歳以上」とされている者：

社会福祉施設の寮母・指導員、保育園の保育士、看護師、へき地の医師・保健師・助産師、消防団員、水防団員、水位観測員、灯台灯火監視協力者、森林看守人

- (4) 勲章はその者の生涯にわたる功労を評価して授与するものであることから、一般的には個々の活動が長期にわたっていることが必要とされます。必要とされる活動歴については経歴により異

なりますが、最も短い場合においてもおおむね 20 年の活動歴が必要とされます。ただし、多数の分野で功労のある者については、個々の経歴において必要とされる活動歴が若干緩和して取り扱われることがあります。

### 3 推薦後の取扱いについて

- (1) 被推薦者が春秋叙勲の候補者として適当であるか否かの検討に当たって、推薦書及び賛同書の記載内容のみでは十分な検討ができない場合には、当該者の功労に係る調査を関係府省等に依頼することがあります。
- (2) 被推薦者が春秋叙勲の候補者として適当であるか否かについては、当該者の功労の内容及び当該者等に係る勲章を授与するにふさわしくない事実の有無等を踏まえ、内閣府と関係府省の協議により個々に判断されることとなります。その結果候補者とし適当でないと判断される場合もありますので、被推薦者が期待を抱かないよう十分な配慮をお願いします。
- (3) 被推薦者が春秋叙勲の候補者として適当であると判断された場合においては、候補者の主たる功労に関係する府省から内閣府へ正式推薦の手続がとられることとなります。しかしながら、一般からの推薦時期と叙勲日程の関係、被推薦者の総数及び授与勲章に係る審査等の関係により、必ずしも推薦書及び賛同書が提出された直近の春秋叙勲の候補者として取り扱われるものではありません。
- (4) 被推薦者が春秋叙勲の候補者として適当であるか否かの判断が決定された場合には、その旨を推薦者にお知らせします。
- (5) 被推薦者が春秋叙勲の候補者として適当であるか否かの検討は、個人のプライバシーに係る事項を含むことから、被推薦者に係る検討状況等についての問い合わせに対しては、(4)の場合を除き応じることはできませんので、あらかじめ御承知願います。
- (6) 被推薦者の功労の内容が褒章として検討するにふさわしい場合には、褒章の候補者として取り扱うことがあります。

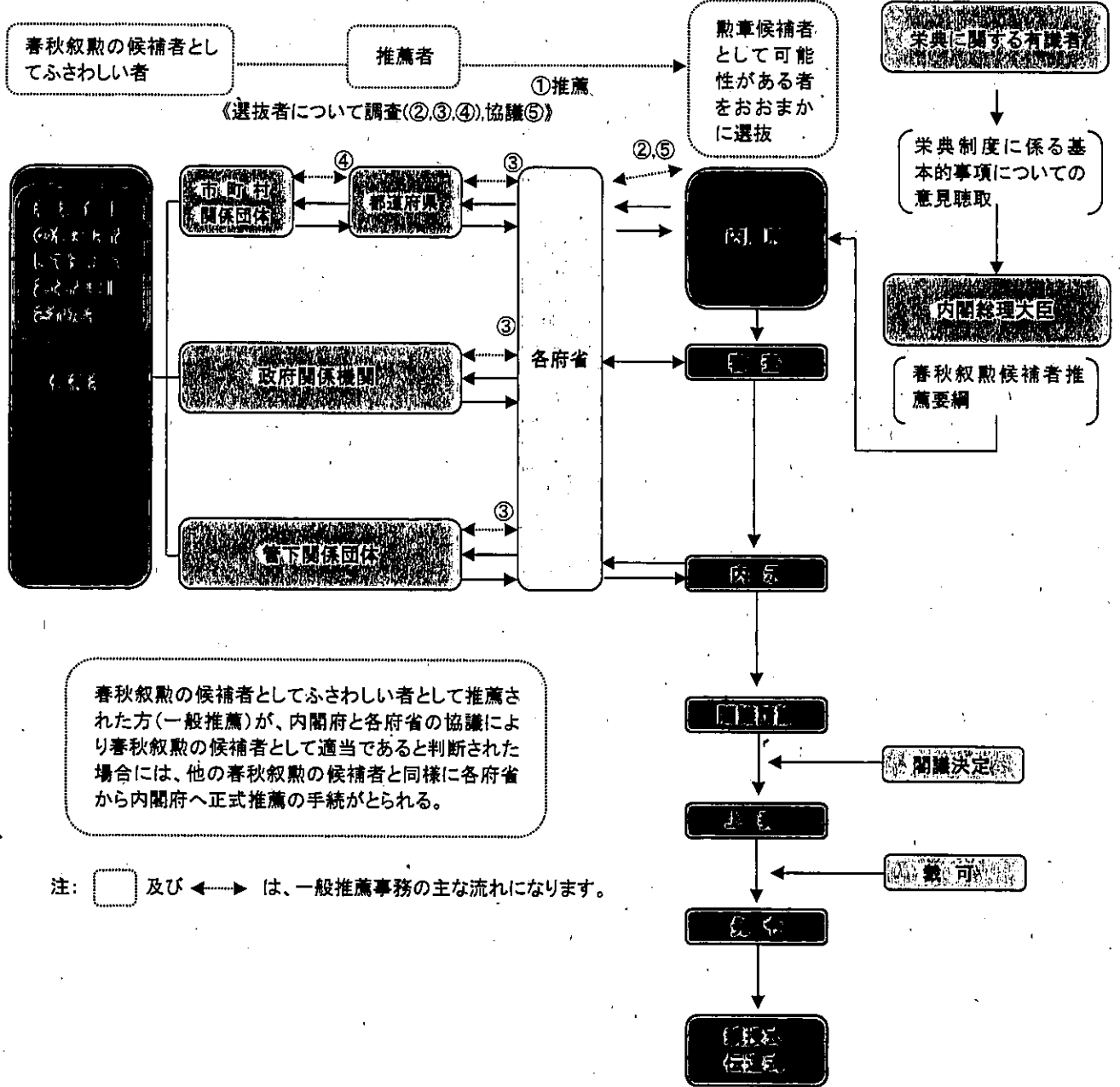
### 4 推薦先及び紹介先

内閣府賞勲局総務課一般推薦担当あて

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1

Tel 代表 03-5253-2111 内線 83244

【春秋叙勲の事務の流れ】





公選職

勲章審査票

(1/1)

年次	令2秋	省庁等	総務省	コード	0641	通し番号					
本籍	愛知県〇〇市		〇〇町1丁目6番地			コード	23XXXX				
現住所	同	郵便番号は不要		上			コード	23XXXX			
ふりがな	そうむ	たろう	性別	男性	ふりがな 旧氏名等	ふりがな ペンネーム・芸名	勲章 褒章				
氏名	総務 太郎			じち たろう 自治 太郎 昭和35年2月8日							
生年月日	昭和15年4月30日		(80歳)	出生地は不要							
主要経歴 (官職)	元 〇〇市議会議員 町村の場合は愛知県〇〇町/村議会議員			コード	33	最終学歴	表彰歴				
功労名	地方自治功労			〇〇大学〇〇学部 昭和38年3月卒業							
区分	官職名等	在職期間	在職年月数	備考							
	〇〇町議会議員	自 S50.5.1 至 S61.4.30	11 0 0	[Redacted]							
○	〇〇市議会議員	自 S61.5.1 至 H3.4.20	5 0 0								
○	同上	自 H7.5.1 至 H15.4.30	8 0 0								
	同 副議長	自 H1.5.10 至 H2.4.25	1 0 0								
	同 議長	自 H8.5.8 至 H9.4.23	1 0 0								
	〇〇市監査委員 (議会選出)	自 H2.5.1 至 H3.4.20	1 0 0								
	〇〇市農業委員会委員 (選挙選出)	自 H16.5.1 至 H22.4.30	6 0 0								
	〇〇町消防団団員	自 S45.4.1 至 S49.3.31	4 0 0								
	〇〇市土地開発公社理事	自 S63.6.1 至 H4.5.31	4 0 0								
	(株)〇〇取締役	自 S52.5.20 至 S63.10.30	11 5 半								
	農業	自 S38.4.1 至 現在	57 7 半								
決定								会社の規模など	団体の規模など		
賞								昭和63年10月30日 現在	平成4年4月1日 現在		
勲								名称 (株)〇〇	名称 〇〇市土地開発公社	活動 〇〇市	
係								資本金 3,000 万円	活動 範囲	〇〇市	
申				従業員 10	従業員	〇〇市					
立				販売高 10,000 万円	役員	長副専常理 1 1 1 1 9					
				役員 会社副専常	職員	7 人					
				役員 1 1 1 1 2	年予算	44,000 万円					

様式1 勲章審査票 (春秋叙勲、高齢者叙勲)

公務員

勲章審査票

(1/1)

年次	令和2年11月1日 高齢者叙勲	省庁等	総務省	コード	0641	通し番号	
本籍	愛知県〇〇市	〇〇町一丁目6番地		コード	23	×	×
現住所	愛知県〇〇市	〇〇町1丁目6番地		コード	23	×	×
ふりがな	そうむ	たろう	性別	ふりがな 旧氏名等	ふりがな ペンネーム・芸名	勲章	褒章
氏名	総務	太郎	男	じち たろう 自治 太郎 昭和25年2月8日			
生年月日	昭和7年10月18日 (88歳)		出生地は不要				
主要経歴 (官職)	元 〇〇市助役		コード	02	最終学歴	表彰歴	
功勞名	地方自治功勞				〇〇町立尋常高等小学校	昭和16年3月卒業	
区分	官職名等		在職期間	在職年月数	備考		
	〇〇町書記		自 S23.4.1 至 S30.3.31	7 0 0	昭30.4.1 市制施行		
	〇〇市事務吏員		自 S30.4.1 至 S51.3.31	21 0 0			
	同 〇〇事務所長 (1等級)		自 S51.4.1 至 S52.3.31	1 0 0			
	同 建設部次長 (同)		自 S52.4.1 至 S52.9.22	0 5 半			
	同 市長公室長 (同)		自 S52.9.23 至 S54.3.31	1 6 半			
	同 総務部長 (同)		自 S54.4.1 至 S58.3.31	4 0 0			
○	同 助役		自 S58.4.1 至 H3.9.30	8 6 0			
	〇〇市土地開発公社理事		自 S54.4.1 至 S58.3.31	4 0 0	平3.9.30 人事刷新の申出により辞職		
	兵役 (陸軍軍曹)		自 S18.4.10 至 S20.8.31	2 5 0	(前叙なし)		
	無職		自 H3.10.1 至 現在	29 1 半			
決定					会社の規模など	団体の規模など	
賞勲					現在	平成4年4月1日 現在	
係					名称	〇〇市土地開発公社	
申立					資本金	〇〇市	
					従業員	活動範囲 会員数	
					販売高	役員	
					役員	職員	
					会社副専常	職員	
						年予算	
						44,000 万円	

様式2 勲章審査票 (死亡叙勲、危篤叙勲)

勲章審査票

(1/1)

省庁等	総務省		コード	0641	通し番号		裁可	令年月日	
死亡日	令和2年11月3日 [急性心不全]			受付日			閣議		
現住所	愛知県〇〇市	郵便番号は不要	〇〇町1丁目6番地			コード	23×××		
ふりがな	そうむ	たろう	性別	ふりがな旧氏名等	ふりがなペンネーム・芸名	勲章	褒章		
氏名	総務	太郎	男	じち たろう 自治 太郎 昭和10年2月5日					
生年月日	昭和5年3月5日		(90歳)						
主要経歴(官職)	元 〇〇市議会議員			最終学歴	〇〇大学〇〇学部		表彰歴		
功労名	地方自治功労			昭和30年3月卒業					
区分	官職名等		在職期間	在職年月数	備考				
〇	〇〇市議会議員		自 S46.5.1 至 H3.4.30	20 0 0	公選職在職中(昭46.5.1~平3.4.30)は当該職のみ				
	同 副議長		自 H1.5.13 至 H2.5.23	1 1 0					
			自 至						
	〇〇市監査委員(議会選出)		自 S60.5.21 至 S61.5.16	1 0 半					
	〇〇市農業委員会委員(議会選出)		自 S62.7.20 至 H2.7.19	3 0 半					
			自 至						
	〇〇土地改良区理事		自 S56.4.1 至 S60.3.31	4 0 0					
			自 至						
	農業		自 S30.4.1 至 S46.4.30	16 1 0					
	同上		自 H3.5.1 至 H24.4.28	21 0 0					
	無職		自 H24.4.29 至 R2.11.3	8 7 0					
			自 至						
			自 至						
			自 至						
			自 至						
決定				会社の規模など		団体の規模など			
賞				現在		昭和59年4月1日		現在	
勲				名称		名称		〇〇土地改良区	
係				資本金		活動範囲		〇〇市	
申				従業員		従業員数		100人	
立				販売高		役員		長副専常理 1 1 1 8	
				役員		職員		5人	
						年予算		3,000万円	

様式3 叙位審査票 (特旨叙位)

叙 位 審 査 票

(1/1)

省庁等	総務省		コード	0641	番号		裁可	令年月日	
死亡日	令和2年11月3日 [急性心不全]			受付日			閣議		
現住所	愛知県〇〇市 郵便番号は不要		〇〇町1丁目6番地			コード	23×××		
ふりがな	そうむ	たろう	旧氏名等	ペンネーム・芸名		位	階	勲	章
氏名	総務	太郎	自治 太郎					旭日小綬章 (地方自治功労)	
生年月日	昭和5年3月5日		90 歳	最終学歴		表彰歴		褒章	
主要経歴	元 〇〇市議会議員			〇〇大学〇〇学部				平成20年4月29日	
功労名	地方自治功労			昭和30年3月卒業					
区分	職名等		在職期間	在職年月数	備考				
〇	〇〇市議会議員		自 S46.5.1 至 H3.4.30	20 0 0	公選職在職中(昭46.9.11~平3.4.30)は 当該職のみ  2つ以上ある場合は上下に記載 すること。				
	同 副議長		自 H1.5.13 至 H2.5.23	1 0 11					
	〇〇市監査委員(議会選出)		自 S60.5.21 至 S61.5.16	0 11 16					
	〇〇市農業委員会委員(議会選出)		自 S62.7.20 至 H2.7.19	3 0 0					
	(株)〇〇勤務		自 S30.4.1 至 S46.9.10	16 5 10					
	無職		自 H3.5.1 至 H3.6.30	8 11 0					
	〇〇業経営(〇〇屋)		自 H3.7.1 至 H12.3.31	8 11 0					
	農業		自 H12.4.1 至 R2.11.3	20 7 3					
			自至						
			自至						
					会社の規模など団体の規模など				
					名称	〇〇屋	名称	全国市長会	
					資本金	300 万円	活動範囲	全国	
					従業員	3 人	会員数	800団体	
					販売高	1,000 万円	役員	長 副 専 常 理 1 1 1 1 5	
					役員	会社副専常 1	職員	50 人	
					事業内容	〇〇業	年予算	80,000 万円	
					名称		名称	〇〇消防組合	
					資本金	万円	活動範囲	〇〇市、〇〇町	
					従業員	人	会員数	2団体	
					販売高	万円	役員	長 副 専 常 理 1 1 1 1 1	
					役員	会社副専常	職員	100 人	
					事業内容		年予算	120,000 万円	
決定	叙位	叙勲							
係									
申立									

叙位審査票(B)

【勲章審査票（様式1・2）及び叙位審査票（様式3）作成要領】

項目	留意事項
1 年次	春秋叙勲 例)「令2秋」
	高齢者叙勲 発令日+「高齢者叙勲」 例)「令和2年10月1日高齢者叙勲」
2 省庁等 コード	省庁等:「総務省」
	コード: 主要経歴に従い、「自治会長…0645」、「自治会長以外…0641」
3 死亡日	死亡年月日を記載し、[ ]内に死亡原因を記載する。
4 本籍 現住所	左欄には地方公共団体名（指定都市の場合は行政区）までを、右欄にはそれ以下を記載する。
	本籍は戸籍抄本に、現住所は住民票に記載されている内容と完全に一致させる。「カ」「ケ」「ツ」などの大文字・小文字及び漢数字・算用数字に注意する。。
	現住所と本籍が同一の場合は、現住所には「同上」と記載する。ただし、漢数字と算用数字の表記の違いがある場合は、同一として扱わない。
	コードには、該当市区町村のコードを記載する。（別表2 市区町村コード表参照）
5 氏名	戸籍（除籍）抄本に記載されている文字を記入する。
	常用漢字以外の文字を使用する場合は、外字を作成し、当該文字を○で囲う。
6 旧氏名等	該当がある場合にのみ記載し、旧氏名、改氏名年月日を戸籍（除籍）抄本で確認して記載する。旧氏名を戸籍（除籍）抄本で確認できない場合は、改製原戸籍で確認する。
	父母の姓が異なるが、氏名変更がない場合には当該欄への記載の必要はないが、氏名変更がないことを改製原戸籍で確認する。
	ふりがなを忘れずに記載する。（ひらがなで記載する。）
7 勲章 褒章	勲章又は褒章の種類、功労（功績）名及び発令年月日を記入する（発令日については、「H8秋」のように略記せずに、「H8.11.3」のように日付まで記載する。）。
	軍事功労等前叙が複数ある場合は、勲等の最も高いものを「勲章」欄に記載し、その他は全て「備考」欄に記載する。
8 主要経歴	発令日又は死亡日現在の現職、元職を表示する。
	「現」、「元」と職名の間には1文字空白を入れる。
	現職の議会議長又は副議長については、「現 ○○市議会（副）議長」と記載する。
	町村長、町村議会議員、町村助役等、主要経歴に町村名が入る場合は、必ず都道府県名（郡名は不要）から記載する。なお、市長、市議会議員、市助役等は、都道府県名不要。 例)「元 愛知県○○町議会議員」、「元 ○○市長」
9 コード	主要経歴に従い、「公務員…02」、「市町村長…32」、「議会議員…33」、「行政委員会委員…44」、「自治会長…56」のコードをそれぞれ記入する。
10 最終学歴	候補者に係る最終学歴及び卒業（修了）、又は中退した年月を記入する。
	文字切れに注意し、学校名等が長く、判読できないほど小さな文字での記入になってしまう場合は、「○○立」や「○○科」等の部分を省略し、常識的な判断により記入する。
11 表彰歴	候補者が受けた表彰（大臣表彰（感謝状を含む）以上のもの）を記入する。
	大臣表彰以上のものを複数受けている場合は、必ずその直近のもの（自治大臣、総務大臣表彰が優先）を「表彰歴」欄に記載し、その他は「備考」欄に全て記載する。
12 功労名	「地方自治功労」と記載する。ただし、選挙管理委員会委員は「選挙管理事務功労」と記載する。

13	区分	[redacted]に「○」を記載する。
14	官職名等	<p>主要経歴の他、県域以上の団体又は栄典の対象となる団体等の理事以上の役員を中心にその他経歴についても記載すること。なお、最終学歴以降、現在に至るまでの経歴に空白期間がないよう無職等を含め、記載すること。</p> <p>同一内容が記載される場合は、「同上」や「同」を使用し、記載を見やすくする。</p> <p>履歴書の記載順に記載する。</p> <p>兵役歴（最終階級を（ ）書きで記載する）、生業は必ず記載する。</p> <p>各種団体等は、次の略称を記載する。</p> <p>医療法人…(医)、学校法人…(学)、社会福祉法人…(福)、社団法人…(社)、財団法人…(財)、一般社団法人…(一社)、一般財団法人…(一財)、公益社団法人…(公社)、公益財団法人…(公財)、特殊法人…(特)、独立行政法人…(独)、株式会社…(株)、有限会社…(有)、合資会社…(資)、合名会社…(名)</p> <p>【公選職の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公選職の任期が継続している場合は、まとめて記載する。</li> <li>・候補者に係る生業（農業、〇〇会社勤務等）、行政委員会委員歴（選挙、人事、公平、監査、農業、教育等、年数が若干であっても擬叙の対象となるものは全て）、消防団歴（「消防団員等」と略記せず、それぞれの職名を全て記載）、公務員歴は必ず記載する。</li> <li>・全国レベル又は都道府県レベルの主要な団体の役員歴についても必ず記載する。</li> <li>・国、都道府県の審議会の委員歴についても記載する。</li> <li>・一部事務組合の議会議員や充て職の歴は記載しない。</li> </ul> <p>【公務員の注意点】</p> <p>[redacted]</p> <p>[redacted]</p> <p>[redacted]</p> <p>例) [redacted]</p> <p>[redacted]</p> <p>[redacted]</p> <p>[redacted]</p> <p>[redacted]</p> <p>例) [redacted]</p> <p>[redacted]</p> <p>[redacted]</p> <p>[redacted]</p> <p>★ [redacted]</p> <p>[redacted]</p> <p>[redacted]</p>

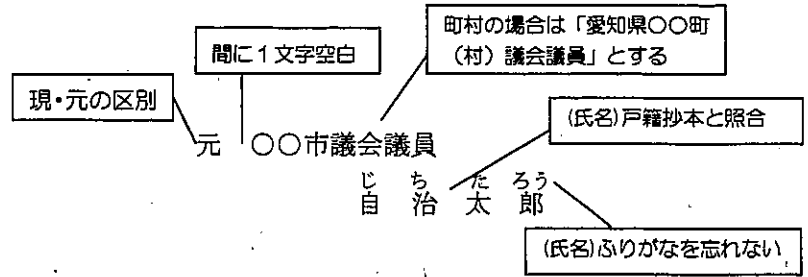
		<p>■</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職が連続している場合の在職期間は重複させない。</li> <li>退職後に公的団体の役員歴がある場合は、必ず記載する。</li> </ul> <p>■</p>
15	在職年月数	■
16		<p>■</p> <p>■</p> <p>■</p> <p>■</p> <p>■</p>
17	備考	<p>次の事項を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村長、市町村助役・収入役の歴がある場合、</li> <li>公選職、助役等が任期途中で退任したこと等により、その任期を満了していない場合や、空白期間がある場合は、その理由       <ul style="list-style-type: none"> <li>例) 平〇.〇.〇 △△市長選挙立候補のため辞職</li> <li>平〇.〇.〇 立候補するも落選</li> <li>(その他理由:健康上の理由、立候補せず、補欠当選、合併、生業に専念、議会解散等)</li> </ul> </li> <li>公選職の任期期間中にそれ以外の職がない期間がある場合は、その内容       <ul style="list-style-type: none"> <li>例) 公選職在職中(平〇.〇.〇~平〇.〇.〇)は当該職のみ</li> </ul> </li> <li>他省庁(他分野)の勲等評価できるものは、省庁名及びその勲等(旧擬叙も( )書きで併記)       <ul style="list-style-type: none"> <li>例) 〇〇町農業委員会会長 農水省 ■</li> </ul> </li> <li>公葬等を予定している場合は、日時、場所</li> <li>公務員歴がある者で懲戒処分(訓告を含む。)又は分限処分を受けている場合は、その処分年月日及び処分内容</li> </ul> <p>■</p> <p>■</p> <p>■</p> <p>■</p> <p>■</p> <p>■</p> <p>■</p> <p>■</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市制施行、合併等があった場合は、その内容</li> </ul>

		<p>例) 平〇.〇.〇 市制施行  平〇.〇.〇 △△町と□□町が合併し、◇◇市となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・兵役歴があるが、軍事功労による前叙がない場合は、「(前叙なし)」</li> <li>・裁判所調停委員、保護司、人権擁護委員、土地改良区の役員歴がある場合は、それぞれ、  </li> <li>・住職・神主等の経歴のある者については、  </li> <li>・氏名に外字が含まれる場合、当該文字（○で囲み大きく記載する。）【春秋叙勲のみ】</li> <li>・その他別表1（参考事項一覧表）に記載する区分に該当する事項がある場合は、その内容</li> </ul>
18	<p>会社の規模など  団体の規模など</p>	<p>該当のある場合に必ず記載する。複数ある場合は、そのうちの主たるものを記載する。</p>
19	<p>その他</p>	<p>春秋叙勲に係る市町村から県への内申時には、審査票下段に次の事項を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村長、市町村議会議員を基準職とする場合は、所属党派</li> <li>・直近の推薦年次</li> <li>・一団体に複数名推薦している場合は、推薦順位</li> </ul>



様式4 功績調書（春秋叙勲、特旨叙位等）

功 績 調 書



一 性 行 性格、人柄、信条、信望、近隣の評判等を要約して記載する

温厚誠実にして品行方正、清廉潔白な性格を身上とし、卓抜なる識見と指導力は高く評価され、広く住民の信望を得ている。

二 事 項 功績要旨を前段で記載する 文章に敬語は使わない

氏は、昭和〇〇年〇〇市に奉職して以降〇〇年間、豊富な行政経験と卓抜なる識見をもって地方自治の発展に貢献し、〇〇次長、〇〇部長等を歴任した。氏は、昭和〇〇年、地域住民から推されて〇〇市議会議員に当選以降、平成〇〇年までの間、〇期〇〇年の永きにわたり在職し、特に、平成〇年〇月〇日から〇年間議長として議会の円滑な運営に尽力した。また、氏は〇〇市議会において、総務文教委員会委員長、厚生委員会副委員長等を歴任し、高邁な政治信念をもって〇〇市の教育、文化、福祉の向上に多大の貢献をした。

1 〇〇市議会議員としての功績

(1) 〇〇市議会議長としての功績

氏は、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの〇年間、〇〇市議会議長を務め・・・

(2) 〇〇市議会総務文教委員会委員長としての功績

氏は、昭和〇年〇月から平成〇年〇月までの通算〇年にわたり、〇〇市議会総務文教委員会（平成〇年〇月〇日総務委員会から名称変更）に所属し、うち平成〇年〇月から平成〇年〇月までは同委員長として・・・

(3) 〇〇事務組合議会議員としての功績

.....

(4) 〇〇市監査委員としての功績

.....

2 公務員に関する功績

(1) 〇〇市助役としての功績

.....

(2) 〇〇局長としての功績

.....

**事項記載の留意事項**

- ・功績調書に記載した役職及びその就任年月日、在職期間等は、履歴書と照合する。
- ・原則、履歴書の記載順に記載する。
- ・文章に敬語は使わない。誤字・脱字がないか確認する。
- ・「%」は「パーセント」、「㎡」は「平方メートル」など、かな漢字表記を使用する。
- ・2桁以上の数字が2行にわたらないように注意する。
- ・功績は、時期及び立場（役職等）を明確にしなが、本人が何を、どのように行い、どういう結果、効果をもたらしたかを具体的に記載する。

3 行政委員会委員等に関する功績

(1) ○○市教育委員会委員としての功績

.....

(2) ○○市○○審議会委員としての功績

.....

4 その他法律等に基づく委員に関する功績

(1) 民生・児童委員としての功績

.....

(2) ○○地方裁判所調停委員としての功績

.....

5 その他の功績

(1) ○○市消防団副団長としての功績

.....

(2) ○○市商工会議所役員としての功績

.....

【功績調書（様式4）作成要領】

項目	留意事項
1 用紙	A4判を用い、横書き、両面印刷とする。
2 本籍	記載しない。（*履歴書〔別掲〕においては記載項目である。）
3 現住所	記載しない。（*履歴書〔別掲〕においては記載項目である。）
4 主要経歴	主要職名は、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> を記載する。
	元職の場合は「元 ○○」、現職の場合は「現 ○○」とし、「元(現)」と職名の間は1文字空白を入れる。
	職名の肩書きに市名が入る場合は市から、町村名が入る場合は都道府県名から記載する。 例) 元 ○○市長、元 愛知県○○町議会議員
	現職の議会議長又は副議長については、「現 ○○市議会（副）議長」と記載する。
	公務員の場合は、「○○市事務吏員」等の“官職”ではなく、「○○市助役」等の“補職”のみを記載する。また、兼職等は記載しない。
5 氏名	戸籍（除籍）抄本に記載されている内容と完全に一致させる。
	旧氏名は記載しない。（*履歴書〔別掲〕においては記載項目である。）
	ふりがなを忘れずに記載する。（ひらがなで記載する。）
6 生年月日・年齢	記載しない。（*履歴書〔別掲〕においては記載項目である。）
7 性行	候補者の人柄、性格、信条、信望の程度、近隣の評判等を簡潔に記載し、功績内容は記載しない。
8 事項	功績要旨（主要歴を基本）をまず記載し、その後に項目別に区分の上、時期と候補者の当時の立場（役職）を明確にし、抽象的な表現を避けて具体的な候補者の行為（行動）とその結果（効果）を記載する。 【基本的な功績内容の組立て】 ① 就任の時期及び立場（役職） ② 就任当時の氏の立場（役職）に関する社会状況、課題等 ③ ②に対する氏の考え方、動機等 ④ ③をもとに、氏が何をどのように行ったか。 ⑤ ④の結果、どのような効果をもたらしたか。氏の功績に対する評価
	履歴書の記載順に記載する。
	記述した役職及びその就任年月日、在職期間等は、履歴書と突合する。
	敬語は使用しない。誤字・脱字がないか確認する。
	「%」は「パーセント」、「㎡」は「平方メートル」など、かな漢字表記を使用する。
	2桁以上の数字が2行にわたらないように注意する。
	擬叙が立つ他功労の経歴を持つ場合は、その功績について記載する（5、6行）。
9 その他	「氏名（ふりがな）」は、履歴書と突合する。
	功績全てについて記載するのではなく、極力簡素化を図る（公選職については4ページ、公務員については2～3ページ程度が目安。）。

様式5 履歴書（春秋叙勲、特旨叙位等）

履 歴 書

本籍 ○○県○○市○○町○番地 郵便番号は不要

現住所 ○○県○○市○○丁目○番地 職名・前叙等は不要 (氏名) 戸籍 (除籍) 抄本と照合

現住所と本籍が同じでも「同上」としないで、略さず記載

(旧氏名) 自治 一郎 (愛知 一郎) 改氏名がある場合は、旧氏名を( ) 書で記載

○○年○○月○○日生 (満○○歳)

(本籍) 戸籍 (除籍) 抄本と照合 (現住所) 住民票と照合

学 歴

昭和○○年○○月○○日 ○○町立○○尋常高等小学校卒業 中退の場合も記載

公 職 歴

自 昭和○○年○○月○○日 } ○○町議会議員 県名、郡名は不要

至 昭和○○年○○月○○日 } 市制施行等がある場合は、その旨を記入

自 昭和□□年□月□日 } (昭和□□年□月□日市制施行)

至 昭和○○年○○月○○日 } ○○市議会議員 ラインを合わせること。

自 昭和○○年○○月○○日 } 同 上

至 平成○○年○○月○○日 } 同 上

自 平成○○年○○月○○日 } 同 上

至 平成○○年○○月○○日 } 同 上

自 昭和○○年○○月○○日 } 同 副議長

至 昭和○○年○○月○○日 } 同 議長

自 昭和○○年○○月○○日 } 同

至 昭和○○年○○月○○日 } 同

自 昭和○○年○○月○○日 } ○○町議会総務委員会委員

至 昭和○○年○○月○○日 } 同

経歴が継続していても任期ごとに記載する。

《公選職の記入順序》

- ① 議員歴
- ② 議長・副議長歴
- ③ 常任委員会委員歴
- ④ 議会運営委員会委員歴
- ⑤ 特別委員会委員歴
- ⑥ 一部事務組合等議会議員歴
- ⑦ 監査委員歴

自 昭和〇〇年〇月〇日	}	〇〇町議会総務委員会委員長	改ページした場合は、「同上」とせず、正式名称を記載する。
至 昭和〇〇年〇月〇日			
自 昭和〇〇年〇月〇日	}	〇〇市議会労働委員会委員	同じ種類の委員会等はまとめて記載すること。 (各委員会の記載順序は就任年月日の早い委員会から記載する。)
至 昭和〇〇年〇月〇日			
自 平成〇〇年〇月〇日	}	同 委員長	議員は地方自治法第109条により、いずれかの常任委員会に属することになっているので、空白期間がないか確認をする。
至 平成〇〇年〇月〇日			
自 平成〇〇年〇月〇日	}	(平成〇〇年〇月〇日 同上名称変更) 〇〇市議会産業労働委員会委員	・委員会名等に名称変更等がある場合は、役職名の上段に( )書きで、その旨を記入する。 ・任期の始期と同日の場合は、日付の記載を省略する。
至 平成〇〇年〇月〇日			
自 昭和〇〇年〇月〇日	}	〇〇市議会議会運営委員会委員	
至 昭和〇〇年〇月〇日			
自 平成〇〇年〇月〇日	}	〇〇市議会庁舎建設調査特別委員会委員	
至 平成〇〇年〇月〇日			
自 昭和〇〇年〇月〇日	}	〇〇一部事務組合議会議員	
至 昭和〇〇年〇月〇日			
自 平成〇〇年〇月〇日	}	〇〇市監査委員 (議会選出)	議会選出による監査委員は公選職に入れる。
至 平成〇〇年〇月〇日			
行政委員会歴			
自 昭和〇〇年〇月〇日	}	〇〇市教育委員会委員	・議会選出による監査委員以外の行政委員会委員は行政委員会歴を別項でおこす。 ・地方自治法第180条の5で規定する委員会に限る。 ・任期ごとに記入する。 ・委員長歴がある場合は委員歴とは区別して、別に任期ごとに記載する(再掲)。
至 昭和〇〇年〇月〇日			
自 平成〇〇年〇月〇日	}	〇〇市農業委員会委員 (選挙選出)	
至 平成〇〇年〇月〇日			
審議会歴			
自 昭和〇〇年〇月〇日	}	〇〇市総合計画審議会委員	・条例により設置された附属機関たる審議会のみ記入する。 ・国、県、市町村の審議会の順に記入する。 ・任期ごとに記入する。 ・公務員の場合は、公務員歴の後に審議会歴を記載する。
至 昭和〇〇年〇月〇日			

その他法律等に基づく委員歴

・裁判所調停委員、保護司、人権擁護委員等の法律に基づく委員歴について記入すること。  
 ・任期が継続している場合は、まとめて記入すること。

自 昭和〇〇年〇月〇日  
 至 昭和〇〇年〇月〇日

〇〇市民生・児童委員

自 平成〇〇年〇月〇日  
 至 平成〇〇年〇月〇日

〇〇地方裁判所調停委員

・年次順に履歴書原本どおり正確に記載すること。  
 ・国鉄や専売公社等旧公社の歴がある者も、公務員と同様に俸給、職等の流れを記載すること。

公務員歴

昭和〇〇年〇月〇日

〇〇町雇を命ずる

辞令の際に発令者を記入

〇〇町

月俸〇〇円給与

〇〇課勤務を命ずる

(昭和〇〇年〇月〇日市制施行)

昭和〇〇年〇月〇日

〇〇市書記を命ずる

辞令を先に記載

〇〇市

5等級5号給〇〇〇〇円を給する

昭和〇〇年〇月〇日

5等級6号給〇〇〇〇円を給する

昭和〇〇年〇月〇日

5等級7号給〇〇〇〇円を給する

昭和〇〇年〇月〇日

〇〇課〇〇係長を命ずる

〇〇市

4等級4号給〇〇〇〇円を給する

昭和〇〇年〇月〇日

給与条例改正により

4等級4号給〇〇〇〇円を給する

昭和〇〇年〇月〇日

4等級5号給〇〇〇〇円を給する

昭和〇〇年〇月〇日

〇〇課長を命ずる

〇〇市

3等級3号給〇〇〇〇円を給する

昭和〇〇年〇月〇日

〇〇課長を命ずる

〇〇市

3等級4号給〇〇〇〇円を給する

昭和〇〇年〇月〇日

〇〇部長を命ずる

〇〇市

2等級2号給〇〇〇〇円を給する

昭和〇〇年〇月〇日

2等級3号給〇〇〇〇円を給する

昭和〇〇年〇月〇日

給与条例改正により

8等級8号給〇〇〇〇円を給する

昭和〇〇年〇月〇日

〇〇部長を命ずる

〇〇市

9等級5号給〇〇〇〇円を給する

昭和〇〇年〇月〇日

9等級6号給〇〇〇〇円を給する

昭和〇〇年〇月〇日

願により本職を免ずる

〇〇市

昭和〇〇年〇月〇日

〇〇市収入役に任命する

〇〇市

給料月額〇〇〇〇円を給する

助役・収入役は任期ごとに記入すること。

給料月額〇〇〇〇円を給する

昭和〇〇年〇月〇日

任期満了

昭和〇〇年〇月〇日

〇〇市収入役に任命する

〇〇市

給料月額〇〇〇〇円を給する

昭和〇〇年〇月〇日

願により本職を免ずる

〇〇市

昭和〇〇年〇月〇日

〇〇市助役に任命する

〇〇市

給料月額〇〇〇〇円を給する

昭和〇〇年〇月〇日

願により本職を免ずる

〇〇市

消 防 歴

自 昭和〇〇年〇月〇日  
至 昭和〇〇年〇月〇日

〇〇町消防組消防手

自 昭和〇〇年〇月〇日  
至 昭和〇〇年〇月〇日

〇〇市警防団〇〇分団団長

自 昭和〇〇年〇月〇日  
至 昭和〇〇年〇月〇日

〇〇市消防団副団長

自 平成〇〇年〇月〇日  
至 平成〇〇年〇月〇日

〇〇県消防協会理事

団 体 歴

自 昭和〇〇年〇月〇日  
至 昭和〇〇年〇月〇日

〇〇町農業協同組合理事

自 昭和〇〇年〇月〇日  
至 昭和〇〇年〇月〇日

〇〇市商工会議所常委員

自 昭和〇〇年〇月〇日  
至 昭和〇〇年〇月〇日

社会福祉法人〇〇市社会福祉協議会理事

自 平成〇〇年〇月〇日  
至 平成〇〇年〇月〇日

〇〇市体育協会会長

兵 役 歴

昭和〇〇年〇月〇日  
昭和〇〇年〇月〇日  
昭和〇〇年〇月〇日  
昭和〇〇年〇月〇日  
昭和〇〇年〇月〇日  
昭和〇〇年〇月〇日

臨時召集により第〇隊入営陸軍歩兵〇等兵  
陸軍歩兵軍曹  
叙勲六等瑞宝章  
陸軍少尉  
叙正八位  
召集解除

- ・①重要なものから、②関連するものはまとめ、③市町村→県→全国の順で、記載すること。
- ・任期が継続している場合はまとめて記入すること。(職名変更ごとに記入)
- ・生業に関する団体のもれがないか確認すること。

- ・兵役歴がある場合は必ず記載すること。
- ・前叙、兵役歴については、県健康福祉部地域福祉課(陸軍関係)又は厚生労働省援護企画課(海軍関係)に照会すること。

その他

家業・生業等、他の区分に入らないものを記載する。

自 昭和〇〇年〇月〇日  
至 昭和〇〇年〇月〇日

旅館業経営 (〇〇屋)

個人経営の場合は、〇〇業経営と記載した後に ( ) 書きで屋号を記載する。

自 昭和〇〇年〇月〇日  
至 昭和〇〇年〇月〇日

株式会社〇〇取締役社長

(株) のように略称で記載しない。

自 昭和〇〇年〇月〇日  
至 平成〇〇年〇月〇日

農業

自 平成〇〇年〇月〇日  
至 令和〇〇年〇月〇日

無職

令和〇〇年〇月〇日

死亡 (胃ガン)

特旨叙位、死亡叙勲の場合は、職歴の最後に記載する。

賞

罰

- ・発令年月日の年次順に記載する。
- ・叙位、叙勲については再掲する。
- ・概ね市町村長以上の表彰について記載する。

昭和〇〇年〇月〇日  
昭和〇〇年〇月〇日  
昭和〇〇年〇月〇日  
昭和〇〇年〇月〇日  
昭和〇〇年〇月〇日

叙勲六等瑞宝章 (軍事功労)  
叙正八位 (陸軍少尉)  
叙従七位 (高等官七等)  
全国市議会議長会長表彰 (地方自治功労)  
藍綬褒章受章 (地方自治功績)

市町村長名での証明は必要ない。

・表彰者表彰 (功績名) の順に記載する。



【履歴書（様式5）作成要領】

項目	留意事項
1 用紙	A4判を用い、横書き、両面印刷とする。
2 本籍	戸籍（除籍）抄本に記載されている内容と完全に一致させる（「カ」「ケ」「ツ」などの大文字・小文字及び漢数字・算用数字に注意する。）。 都道府県名から記載する。
3 現住所	住民票に記載されている内容と完全に一致させる（「カ」「ケ」「ツ」などの大文字・小文字及び漢数字・算用数字に注意する。）。 都道府県名から記載する。 本籍と同一でも、「同上」とせず略さず記載する。
4 主要経歴	記載しない。（*功績調書【別掲】においては記載項目である。）
5 氏名	戸籍（除籍）抄本に記載されている内容と完全に一致させる。 戸籍（除籍）抄本で改氏名の有無を確認し、有の場合、旧氏名を（ ）で記載する。 【例1：改氏名ありの場合】                      【例2：改氏名なしの場合】 じ ち た ろ う    じ ち た ろ う 自 治 太 郎    自 治 太 郎 あ い ち た ろ う (旧氏名 愛 知 太 郎) ふりがなを忘れずに記載する。（ひらがなで記載する。） 前叙は記載しない（*功績調書【別掲】においては記載項目である。）。
6 生年月日 ・年齢	生年月日は、戸籍（除籍）抄本で確認の上、記載する。 「昭和〇〇年〇〇月〇〇日生（満〇〇歳）」と記載する（「生」、「満」を忘れない。）。 年齢は、①春秋叙勲、高齢者叙勲にあつては発令日現在、②死亡叙位・叙勲にあつては死亡日現在の満年齢を記載する。
7 学歴	最終学歴のみを記載する。なお、中退の場合でも記載する。 学制の変遷に注意する。 尋常小学校              昭16.4.1              昭22.4.1 高等小学校              } ⇒ 国民学校 ⇒ 小学校 尋常高等小学校 } 功績内容に関わる免許、資格等を有する場合は、学歴の後に記載する。 例) 二類の運転手等
8 公職歴	公職歴は、以下の順序で記載する。 ①議員歴 ②議長・副議長歴 ③常任委員会委員歴 ④議会運営委員会委員歴 ⑤特別委員会委員歴 ⑥一部事務組合等議会議員歴 ⑦監査委員歴 ①議員歴 ・議員の任期ごと（4年）に記載する。 ②議長・副議長歴 ・議長歴、副議長歴は、就任年月日の早い歴から記載する。また、それぞれ継続していても議員の任期により区分する。

	<p>・議長歴、副議長歴の任期を全うしていない場合は、その理由を確認しておく。</p> <p>③常任委員会委員歴～⑤特別委員会委員歴</p> <p>・委員会は、同じものをまとめ、任期ごと記載する。</p> <p>・各委員会の記載順序は、就任年月日の早い委員会から順に記載する。</p> <p>・同一の委員会であっても、名称変更、組織変更があれば、その都度区分して（行を分けて）、その変遷がわかるよう職名の上に「(同上名称変更)」、「(平成〇年〇月〇日同上改組)」等と記載する。</p> <p>【例1：名称変更と同日で再度就任した場合】</p> <p>自 昭和60年 5月 1日 ) ○〇市議会労働委員会委員 至 昭和61年 4月30日</p> <p>自 昭和61年 5月 1日 ) (同上名称変更) 至 昭和61年 4月30日 ) ○〇市議会産業労働委員会委員</p> <p>【例2：名称変更後に再度就任した場合】</p> <p>自 昭和60年 5月 1日 ) ○〇市議会労働委員会委員 至 昭和61年 4月30日</p> <p>自 昭和62年 5月 1日 ) (昭和61年5月1日同上名称変更) 至 昭和63年 4月30日 ) ○〇市議会産業労働委員会委員</p> <p>【例3：任期期間中に名称変更した場合】</p> <p>自 昭和60年 5月 1日 ) ○〇市議会労働委員会委員 至 昭和60年 9月30日</p> <p>自 昭和60年10月 1日 ) (同上名称変更) 至 昭和61年 4月30日 ) ○〇市議会産業労働委員会委員</p> <p>・議員は、地方自治法第109条によりいずれかの常任委員会に属することとなっているので、空白期間がないか確認し、その他特別委員会等についても常任委員会の任期と見比べ、不自然なものは議事録等で確認する。</p> <p>⑥一部事務組合等議会議員歴</p> <p>・一部事務組合等の議員歴についても、委員会等と同様に就任年月日の早いものから記載する。</p> <p>⑦監査委員歴</p> <p>・議会選出による監査委員は行政委員会歴ではなく、公職歴に入れ、議会選出と（ ）書きする。</p>
9	<p>行政委員会歴</p> <p>記載事項は、地方自治法第180条の5で規定する行政委員会に限る。</p> <p>①教育委員会 ②選挙管理委員会 ③公平(人事)委員会 ④監査委員 ⑤農業委員会 ⑥固定資産評価審査委員会 ⑦公安委員会 ⑧労働委員会 ⑨収用委員会 ⑩海区漁業調整委員会 ⑪内水面漁場管理委員会</p>



		<p>&lt;恩給関係&gt; 総務省政策統括官 03-3202-1111</p> <p>&lt;位階&gt; 宮内庁秘書課 03-3213-1111 内閣府大臣官房人事課 03-5253-2111</p>
16	その他	<p>生業等他の区分に入らないものを記載する。</p> <p>公選職在職中の生業についても記載する。</p> <p>特旨叙位、死亡叙勲の場合は、死亡について最後に記載する。ただし、公務員現職死亡の場合は、公務員歴の最後に記載する。</p> <p>死亡の場合は、死亡日を除籍抄本で確認するとともに、死亡原因等から事故死、自殺、他殺ではないか注意する。 例) 溺死、焼死、窒息死等</p> <p>死亡状況により提出を要する書類は、15 ページを参照。</p>
17	賞 罰	<p>年次順に表彰者と功労名（功績名）を記載し、特に叙位・叙勲・褒章及び大臣表彰を受けたことのある者については、漏れのないようにする。</p> <p>当該表彰に相当する役員歴等の履歴漏れがないか注意する。</p> <p>表彰歴がない場合は、空白とせず、「賞罰なし」と記載する。</p>
18	その他 注意事項	<p>「氏名（ふりがな）」は、功績調書と突合する。</p> <p>過去に春秋の叙勲や褒章を受章している場合、前の上申書類との整合性を確認する。</p> <p>昭和と平成の年号の誤りなど単純な記載誤りや誤字脱字に注意する。</p> <p>公選職・官職に限らず、「在家庭／無職」も含め、経歴に空白期間がないように記載する。</p> <p>履歴事項について、法令、条例、規則あるいは社会通念上明らかに不自然と思われるような履歴がないか注意する。 例) 東海市議会議長会の役職を務めているにもかかわらず、県市議会議長会長歴や市町村議会議長歴の記載がない。</p> <p>前行の職と同じ場合は「同上」とし、団体等が同じで職が異なる場合は「同 ○○」と記載するが、ページが変わる場合は名称を略さずに記載する。</p> <p>死亡の場合の最終履歴日は死亡日と同日とする。</p>

様式6 刑罰等調書（春秋叙勲、特旨叙位等）

刑 罰 等 調 書 （ 栄 典 用 ）	
	氏 名 年 月 日生
1 刑罰の有無（道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反による罰金刑を含む。）	
無	
2 破産宣告又は破産手続開始決定の有無	
無	
上記のとおり相違ありません。	
令和 年 月 日	
	〇〇市長 氏 名 印

【刑罰等調書（様式6）作成要領】

- 1 本調書は、本籍地の市区町村長の発行するものであること。

様式7 団体の規模及び事業概況等調（春秋報載、特筆叙位等）

団体の役員（議員、理事、幹事等）の経歴を有している場合は、作成すること  
団体の遷転履歴は、履歴書の記載順とすること

団体の規模及び事業概況等調

団体の名称変更、解散等がある場合は、  
年月日及びその理由を記入すること

令和〇年〇月〇日作成

団体の名称	法的根拠	規 模				事業内容	備 考
		会員数	活動範囲	役員員構成	年予算額		
〇〇一部事務組合 (昭和〇〇年〇月〇日 設立)	地方自治法 (昭和22年 法律第67号)	4団体	〇〇市 〇〇町 〇〇町	管理者 山田太郎 助 役 1 収入役 1 議 員 25 監査委員 2 職 員 30	150,000万円	〇〇の××に関する 事務を共同処理 する。	昭和〇〇年〇月〇日□□ □から名称変更  (〇〇年〇月〇日現在)
〇〇会〇〇連合会 (昭和〇〇年〇月〇日 設立)	〇〇〇法 (昭和〇〇年 法律第〇〇号)	47団体 (2万人)	全国 (47都道 府 県)	会 長 甲野乙郎 副会長 3 理 事 1 監 事 2 事務局職員 専務理事 1 職 員 10	1,000万円	1. △△△△△ 2. △△△△△ 3. △△△△△	候補者の役職名が記載されているか 確認すること  候補者に関する最新の データを記入すること  〇〇会××連合会が〇〇 年〇月〇日に発議的解散 して結成された  (〇〇年〇月〇日現在)
〇〇土地改良区 (昭和〇〇年〇月〇日 設立)	土地改良法 (昭和24年 法律第185号)	500名	〇〇市 〇〇地区	理事長 何野太郎 理 事 10 監 事 2 事務局職員 3	5,000万円	1. △△△△△ 2. △△△△△ 3. △△△△△	土地改良区の役員歴を有している場合は、 を記載すること   (〇〇年〇月〇日現在)

土地改良区の役員歴を有している場合は、  
を記載すること

10年前に係る記載は不要（ただし内閣府賞状  
局から個別に依頼された場合は必要）

【団体の規模及び事業概況等調（様式7）作成要領】

項目	留意事項
1 用紙	A4判を用い、横書き、両面印刷とする。
2 団体の名称	名称は履歴書と同一であるか確認する。 団体の設立年月日が、履歴書記載の団体役員歴や根拠法令の制定日と整合性がとれているか注意する（団体が設立される前に役員に就任していたり、法令が制定される前に団体が設立されていないか注意する。）。
3 法的根拠	団体の設立根拠となる法律名及びその制定年・法律番号を記載する。 法的根拠がない場合は、「任意団体」と記載する。
4 会員数	「〇〇団体」、「〇〇人」、「〇〇戸」のように記載する。 会員数に相当するものがない場合は、「-」と記載する。
5 活動範囲	実際に活動している範囲（全国、県、郡、市、町、村等）を記載する。
6 役職員構成	団体代表者は氏名を記載し、その他は人数を記載する。 職員が兼務の場合は、その旨を記載する。 例) 職員（兼務） 当該役職欄に履歴書に記載された候補者が務めた役職名が記載されていることを確認し、特に代表者に就任している場合は、代表者氏名に注意する。
7 事業内容	具体的かつ簡潔に箇条書きで記載する。 団体の目的を記載することのないよう注意する。
8 備考	団体の変遷（名称変更、解散等がある場合は、年月日及びその理由）や調査年月日を記載する。 調査年月日は、在職当時の状況であることに注意する。 土地改良区にあつては、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> を記載する。
9 その他	候補者が役員に在職していた期間の最新データを記載する。 欄外に作成年月日を記載する。 団体の記載順序は、履歴書記載の順序とする。

様式8 事業概況等調（春秋叙勲、特旨叙位等）

事業概況等調											
			候補者在職時の最新のデータ 昭和〇〇年〇月〇日現在								
候補者氏名	愛知太郎										
名称	株式会社 愛知組										
資本金	300万円										
設立年月日	昭和〇〇年〇月〇日										
従業員数	35名	役員構成	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>社長</td> <td>専務</td> <td>取締役</td> <td>監査役</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>2</td> </tr> </table>	社長	専務	取締役	監査役	1	1	6	2
社長	専務	取締役	監査役								
1	1	6	2								
生産高	最近1年間のもの _____										
販売高	同上	3,800万円	該当がない場合								
輸出高	同上 _____										
事業内容	建設										
備考	〇〇のため、昭和〇〇年〇月〇日解散										

【事業概況等調（様式8）作成要領】

項目	留意事項
1 用紙	A4判を用い、横書きとする。
2 生産高 販売高 輸出高	該当がない場合は「—」、不明な場合は「不明」と記載する。
3 備考	名称変更がある場合は変更年月日を、解散している場合は解散年月日及びその理由を記載する。
4 その他	候補者本人の事業について作成する。
	会社の役員以上の地位についている場合は、必ず作成する。
	個人経営の場合も作成する。
	事業が2以上ある場合は、それぞれ別葉で作成する。
	候補者が役員等に在職していた期間の最新のデータを記載する。



様式 9 候補者調査書（春秋叙勲）

候補者調査書

候補者氏名	
調査内容	<p>[調査事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 罪を犯した者（道路交通法違反による罰金刑を含む。）</li> <li>・ [REDACTED]</li> <li>・ [REDACTED]</li> <li>・ [REDACTED]</li> <li>・ [REDACTED]</li> <li>・ [REDACTED]</li> <li>・ [REDACTED]</li> </ul> <p>候補者本人及び候補者の関係する団体等について調査した結果、上記事項に該当せず、候補者として何ら問題がないことを確認しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">市町村長氏名</p>
その他特記事項	

## 候補者に係る受章意思確認書

**推薦時** ・ 一件書類提出時 ) \*どちらかを○で囲むこと

推薦団体名： ▲▲市

年次	2秋
ふりがな	あいち たろう
氏名	愛知 太郎
生年月日	昭和××年×月××日生
性別	<input checked="" type="radio"/> 男 ・ 女
主要経歴	元 ▲▲市議会議員

受章意思	<input checked="" type="radio"/> あ り ・ な し
確認年月日	令和××年×月××日
確認の相手方	<input checked="" type="radio"/> 候補者本人 ・ その他（氏名： 続柄： ） ※候補者本人から確認していない理由 ( )
確認手段	<input checked="" type="radio"/> 面 会 ・ 電 話 ・ 文 書 ・ その他 ( )
確認職員	所属：秘書課 職：係長 氏名：尾張一郎
<p>上記のとおり、候補者推薦にあたり受章意思を確認しました。</p> <p>令和××年××月××日</p> <p style="text-align: right;">▲▲市長</p>	

(記載要領)

- 1 用紙はA4判を用い、横書きとすること。
- 2 本様式は、春秋叙勲においては、推薦時及び一件書類提出時に作成するものとする。  
高齢者叙勲においては、一件書類提出時に作成するものとする。
- 3 受章意思の確認は特段の事情がない限り、候補者本人に行うこと。

様式 11 死亡叙勲等連絡票 (死亡叙勲、特旨叙位)

愛知県市町村課公務員グループ宛

メール : shichousonkakoumuin@pref.aichi.lg.jp

FAX : 052-954-6908

死亡叙勲等連絡票

		送信日時	令和 年 月 日	
		発信元	担当	
遺族の 受章意思	有 無	連絡先	TEL FAX E-mail	
候補者	ふりがな 氏 名	死亡日時 〔原因〕	令和 年 月 日	
	生年月日		午前・午後 時 分 〔 〕	
	明治・大正・昭和 年 月 日 (満 歳)			
本 籍			公葬 予定等	
現住所				
主な経歴				
兵 役				
前 叙				
犯 歴				

別表1 参考事項一覧表

区 分	記 載 事 項
国勢調査員	
統計調査員	
行政相談委員	
警察嘱託医	
調停委員	
参与員	
司法委員	
人権擁護委員	
保護司	
幼稚園長	
小・中・高等学校長	
短大・大学学長等	
学校医	
画家・書家等	
住職・神主等	
病院長	
へき地診療医	
土地改良区役員	
特定郵便局業務推進連絡会	
特定郵便局業務推進連合会	
全国特定郵便局長会	
地方特定郵便局長会	
市・町・村長、助役及び収入役	
消防団員	
消防吏員	
二類分野に該当する者（上記に区分されているものを除く。）	

別表2 市区町村コード表

市区町村名	コード	市区町村名	コード	市区町村名	コード
名古屋市千種区	23101	津島市	23208	愛西市	23232
同 東区	23102	碧南市	23209	清須市	23233
同 北区	23103	刈谷市	23210	北名古屋市	23234
同 西区	23104	豊田市	23211	弥富市	23235
同 中村区	23105	安城市	23212	みよし市	23236
同 中区	23106	西尾市	23213	あま市	23237
同 昭和区	23107	蒲郡市	23214	長久手市	23238
同 瑞穂区	23108	犬山市	23215	東郷町	23302
同 熱田区	23109	常滑市	23216	豊山町	23342
同 中川区	23110	江南市	23217	大口町	23361
同 港区	23111	小牧市	23219	扶桑町	23362
同 南区	23112	稲沢市	23220	大治町	23424
同 守山区	23113	新城市	23221	蟹江町	23425
同 緑区	23114	東海市	23222	飛島村	23427
同 名東区	23115	大府市	23223	阿久比町	23441
同 天白区	23116	知多市	23224	東浦町	23442
豊橋市	23201	知立市	23225	南知多町	23445
岡崎市	23202	尾張旭市	23226	美浜町	23446
一宮市	23203	高浜市	23227	武豊町	23447
瀬戸市	23204	岩倉市	23228	幸田町	23501
半田市	23205	豊明市	23229	設楽町	23561
春日井市	23206	日進市	23230	東栄町	23562
豊川市	23207	田原市	23231	豊根村	23563

別表3 勲章・賜杯の種類

1 勲章の種類 (右欄は略称)

平成15年11月3日以降

	大勲位菊花章頸飾 . . . . . (頸飾)	
	大勲位菊花大綬章 . . . . . (菊花)	
	桐花大綬章 . . . . . (桐花)	
旭日大綬章 . . . . . (旭大)		瑞宝大綬章 . . . . . (瑞大)
旭日重光章 . . . . . (旭重)		瑞宝重光章 . . . . . (瑞重)
旭日中綬章 . . . . . (旭中)		瑞宝中綬章 . . . . . (瑞中)
旭日小綬章 . . . . . (旭小)		瑞宝小綬章 . . . . . (瑞小)
旭日双光章 . . . . . (旭双)		瑞宝双光章 . . . . . (瑞双)
旭日单光章 . . . . . (旭单)		瑞宝单光章 . . . . . (瑞单)

平成15年11月2日以前

大勲位菊花章頸飾 . . . . . (頸飾)	勲五等双光旭日章 . . . . . (旭五)
大勲位菊花大綬章 . . . . . (菊花)	勲五等宝冠章 . . . . . (宝五)
勲一等旭日桐花大綬章 . . . . . (桐花)	勲五等瑞宝章 . . . . . (瑞五)
勲一等旭日大綬章 . . . . . (旭一)	勲六等单光旭日章 . . . . . (旭六)
勲一等宝冠章 . . . . . (宝一)	勲六等宝冠章 . . . . . (宝六)
勲一等瑞宝章 . . . . . (瑞一)	勲六等瑞宝章 . . . . . (瑞六)
勲二等旭日重光章 . . . . . (旭二)	勲七等青色桐葉章 . . . . . (旭七)
勲二等宝冠章 . . . . . (宝二)	勲七等宝冠章 . . . . . (宝七)
勲二等瑞宝章 . . . . . (瑞二)	勲七等瑞宝章 . . . . . (瑞七)
勲三等旭日中綬章 . . . . . (旭三)	勲八等白色桐葉章 . . . . . (旭八)
勲三等宝冠章 . . . . . (宝三)	勲八等宝冠章 . . . . . (宝八)
勲三等瑞宝章 . . . . . (瑞三)	勲八等瑞宝章 . . . . . (瑞八)
勲四等旭日小綬章 . . . . . (旭四)	
勲四等宝冠章 . . . . . (宝四)	
勲四等瑞宝章 . . . . . (瑞四)	

2 賜杯の種類

木杯一号	) 運用せず	銀杯一号 (单 杯)	小綬章相当
二号		二号 (单 杯)	中綬章相当
三号		三号 (三ツ組)	重光章相当
四号	判任官及び殉職者	四号 (三ツ組)	大綬章相当
五号 (台付)	单光章以上相当	五号 (三ツ組)	上記以上のもの

(注) 賜杯は、勲章に代えて杯を賜与することがふさわしいと認められる場合等において勲章相当の杯を運用するものである。

したがって、勲記等は下賜されないものである。

【潜在候補者集計表】

市町村名

市町村整理番号

担当者名

(単位：人)

令和6年4月29日 現在

	潜在 候補者数 (A)	(A)のうち 70歳以上の 候補者数 (B)	(B)のうち・・・		(C) 犯歴が ある候補者 ウ	(B)- (C) (D)	(D)のうち	【参考資料】(B)のうち	
			受章意思な し ア	昭和39年 以降受章者 イ				過去に取下 げ、辞退し た候補者	褒章受章者 (全功績)
二類									

(注1)

(注2) 二類の候補者にあつては、(B)欄は55歳以上の候補者数を記入すること。

潜在候補者一覧

市町村整理番号 0  
市町村名 0  
区分

項番	氏名	生年月日	年齢	受審 意思の有無	親族の有無	出稼あり	過去に 取下げ、 辞退した 候補者	複数受 審者 (生功 籍)	整理 番号	備考



潜在候補者一覧

市町村整理番号 0  
 市町村名 0  
 区分

項番	氏名	生年月日	年齢	受検 意思の有無	犯罪の 履歴の有無	前叙の 前叙あり	過去に 受検受 取下げ、 辞退した 候補者	受検受 取下げ、 辞退した 候補者	整理 番号	備考

潜在候補者一覧

市町村整理番号 0  
市町村名 0  
区分

項番	氏名	生年月日	年齢			受意の意思の有無	知照の有無	前職あり	過去に 取下げ、 辞退した 候補者	募集受 取者 (全功 格)	整理 番号	備考

潜在候補者一覧

市町村整理番号 0  
 市町村名 0  
 区分

項番	氏名	生年月日	年齢			受養 意思の有無	犯罪の 有無	前級あり	過去に 取下げ、 辞退した 候補者	養育受 養者 (全功 積)	整理 番号	備考

潜在候補者一覧

市町村整理番号  
市 町 村 名 分  
区

0  
0

■■■■

氏名	生年月日	年齢	■	愛護 意思の 有無	■	前記の 有無	過去に 取下げ、 辞退した 候補者	集約受 取者 (全功 積)	整理 番号	備考	■■■■
----	------	----	---	-----------------	---	-----------	----------------------------	------------------------	----------	----	------

■■■■

潜在候補者一覧

市町村整理番号 0  
市町村名 0  
区分

項番	氏名	生年月日	年齢				受養意思の有無	犯罪の有無	前科あり	過去に 取り下げ、 辞退した 候補者	養育受 養者 (全別 続)	整理 番号	備考

潜在候補者一覧

市町村整理番号 0  
 市町村名 0  
 区分 二類

項番	氏名	生年月日	年齢	受養 意思の有無	親歴の有無	前叙あり	過去に 取下げ、 辞退した 候補者	養育受 養者 (養功 給)	整理 番号	備考

年次	令和6年春	省庁等	総務省	コード	0	6	4	1	通し番号					
本籍									コード					
現住所									コード					
ふりがな				性別	旧氏名等	ふりがな ペンネーム・芸名	勲章	褒章	章	章				
氏名				男										
生年月日														
主要経歴 (官職)					コード		最終学歴	表彰歴						
功劳名														
区分	官職名等	在職期間	在職年月数	備考										
		自至												
		自至												
		自至												
		自至												
		自至												
		自至												
		自至												
		自至												
		自至												
		自至												
		自至												
		自至												
		自至												
		自至												
		自至												
		自至												
		自至												
		自至												
		自至												
		自至												
		自至												
		自至												
		自至												
		自至												
		自至												
決定					会社の規模など	現在の規模など	現在	現在の規模など	現在					
賞勲					名称	名称	活動範囲	活動範囲	従業員数	従業員数				
係					従業員	従業員	役員	役員	長副専常理	長副専常理				
申立					販売高	販売高	役員	役員	職員	職員	年予算	年予算		
所属党派					所属市町村名					整理番号				
事前協議事項														

(A)

4市第2168号  
令和5年3月1日

各市町村栄典担当部（課）長 殿

愛知県総務局総務部市町村課長  
（ 公 印 省 略 ）

地方自治関係功労者に係る令和6年春叙勲の潜在候補者に関する調査  
について（依頼）

このことについて、総務省大臣官房秘書課から依頼がありましたので、下記により  
回答してください。

記

1 提出書類

- (1) 潜在候補者集計表（様式1）
- (2) 潜在候補者一覧（様式2）
- (3) 叙位及び叙勲候補者名簿（個人票）（様式3）

※ 様式3については、(2) に記載した候補者全員について提出してください。

2 提出方法

- (1) 下記アドレスあてにメールにより提出してください。

※ 候補者氏名に外字を含む場合は、エクセル様式に加えてPDFデータも提出  
してください。

- (2) 調査票のファイル名の末尾の「00」部分については、調査要領にある団体整理  
番号表の番号を、半角数字で記載してください。

（例）豊橋市のファイル名…【様式1,2】R6春潜在候補者一覧等02.xlsx

3 提出期限

令和5年4月26日（水）

4 その他

令和5年4月23日（日）までの選挙について、反映してください。

各提出書類の作成に当たっては、別添「令和6年春叙勲潜在候補者調査要領」及  
び「地方自治功労関係栄典関係事務提要」を参考にしてください。

担 当 公務員グループ（松下）

電 話 052-954-6630（ダイヤルイン）

ファックス 052-954-6908

電子メール shichousonkakoumuin@pref.aichi.lg.jp



# 令和6年春叙勲 潜在候補者調査要領

## 1 調査時点

令和6年4月29日

## 2 調査対象者

調査時点において次の[ ]を満たす年齢88歳未満の者

※ [ ]の別、年齢要件（一類：70歳以上、二類：55歳以上）は問いませんので、[ ]の者、70歳（二類は55歳）未満の者も、[ ]記載してください。

### (1) 一類

#### ① 公選職

[ ]

※

※

については、別表による。

#### ② 地方公務員

[ ]

※

#### ③ 行政委員

[ ]

※

### (2) 二類

[ ]

の取扱い

			潜在候補者調		一件書類の作成	
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	提出不要	県議会事務局又は県総務課で対応する。	提出不要	県議会事務局又は県総務課で対応する。
		[Redacted]			[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		[Redacted]			提出不要	県議会事務局又は県総務課で対応する。
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	提出不要	県議会事務局又は県総務課で対応する。	提出不要	県議会事務局又は県総務課で対応する。
		[Redacted]			[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		[Redacted]			提出不要	県議会事務局又は県総務課で対応する。

【注意事項】 一件書類の作成について「提出不要」に該当する場合であっても、県議会事務局又は県総務課から一件書類の作成依頼があることがありますので、御承知おきください。

3 各様式記載に当たっての注意事項












(1) 潜在候補者集計表(様式1)について

市町村名等	○ 市町村整理番号は、下表の団体整理番号表から調べてください。なお、記載する際には2桁で入力をしてください。
各欄共通	○ 潜在候補者一覧に基づき、各欄の該当者数を記載してください。 ○ 該当がない場合の「0」は記載せず、空欄としてください。
<div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px;"></div>	○ 年齢70歳以上の候補者(B)から「受章意思なし(ア)」、「昭和39年以降受章者(イ)」、「 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 犯歴者(ウ)」(C)を除いた候補者のうち、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> を「(D)のうち <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 」の欄に記載してください。 ※ <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> : 潜在候補者一覧の <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> の欄に○がある者。( <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> )
受章意思なしア  昭和39年以降受章者イ  <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> 犯歴がある候補者ウ	○ 同一の候補者がア～ウの2つ以上の項目に該当する場合は、重複して計上しないこととし、ア>イ>ウの優先順位に従って記入してください。 例：「受章意思なしア」と「 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 犯歴者ウ」の両方に該当する場合→「ア」に計上し、「ウ」には計上しない ○ 「昭和39年以降受章者イ」の欄は、原則として「0」となるものであるが、過去に叙勲を受けた者のうち、再叙勲に該当する者がいる場合は計上してください。 ※ 再叙勲については、事務提要6頁のⅢを参照してください。 ※ 地方自治功労以外の功労により叙勲を受章した者についても、再叙勲の要件に該当しない限り、本欄には計上する必要はありません。
過去に取下げ、辞退した候補者	○ 70歳以上の候補者のうち、過去に叙勲又は褒章の候補者として <u>国に上申した後</u> に、取下げや受章を辞退した候補者(=将来、受章が可能な候補者)の数を記載してください。なお、「受章が可能な候補者」には、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 候補者は含まれません。
褒章受章者(全功績)	○ 70歳以上の候補者のうち、功績の種類を問わず、過去に褒章を受章した候補者数を記載してください。

団体整理番号表

01	名古屋市	10	碧南市	19	小牧市	28	岩倉市	37	あま市	46	阿久比町
02	豊橋市	11	刈谷市	20	稲沢市	29	豊明市	38	長久手市	47	東浦町
03	岡崎市	12	豊田市	21	新城市	30	日進市	39	東郷町	48	南知多町
04	一宮市	13	安城市	22	東海市	31	田原市	40	豊山町	49	美浜町
05	瀬戸市	14	西尾市	23	大府市	32	愛西市	41	大口町	50	武豊町
06	半田市	15	蒲郡市	24	知多市	33	清須市	42	扶桑町	51	幸田町
07	春日井市	16	犬山市	25	知立市	34	北名古屋市	43	大治町	52	設楽町
08	豊川市	17	常滑市	26	尾張旭市	35	弥富市	44	蟹江町	53	東栄町
09	津島市	18	江南市	27	高浜市	36	みよし市	45	飛島村	54	豊根村

(2) 潜在候補者一覧(様式2)について

<p>区 分</p>	<p>○ 「潜在候補者一覧」は、『』の区分に分けて入力してください。<u>対象者がいない場合はシートに何も入力しないようお願いします。</u>(例えば「対象者なし」等を入力しないでください。)</p>												
<p>新規候補者</p>	<p>○ 今回(=令和6年春叙勲の潜在候補者調以後に)、新たに調査対象となった者については、プルダウンから「新規」を選択してください。</p>												
<p>候補者の記載順</p>	<p>○ の者を年齢の高い順にすべて記載した後、の者を年齢の高い順に記載してください。</p>												
<p>対象者</p>	<p>○ 対象者の氏名を入力すると自動的に罫線が引かれます。</p> <p>○ <u>年齢88歳以上の者(=高齢者叙勲の対象者)、死亡した者は、確実に除いてください。</u></p> <p>○ 既受章者(上申中又は選考中の者を含む)については、次のとおりとさせていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="422 898 1465 1234"> <thead> <tr> <th></th> <th>地方自治功勞</th> <th>その他功勞</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和39年以降受章者</td> <td>除外する(※)</td> <td>除外しない</td> </tr> <tr> <td>令和5年春の叙勲候補者(国に上申中)</td> <td>除外する(※)</td> <td>除外しない</td> </tr> <tr> <td>令和5年秋の叙勲候補者(市町村課から一件書類作成を依頼中)</td> <td>除外する(※)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 次の者については、対象から除外せず、記載してください。</p> <p>① 再叙勲の要件に該当する者</p> <p>② 取下げや受章辞退等により、受章に至らなかった候補者 (将来、受章が可能な候補者を指し、候補者は含みません。)</p> <p>○ </p> <p>例: </p> <p>○ が対象から漏れることのないよう特に注意してください。</p>		地方自治功勞	その他功勞	昭和39年以降受章者	除外する(※)	除外しない	令和5年春の叙勲候補者(国に上申中)	除外する(※)	除外しない	令和5年秋の叙勲候補者(市町村課から一件書類作成を依頼中)	除外する(※)	
	地方自治功勞	その他功勞											
昭和39年以降受章者	除外する(※)	除外しない											
令和5年春の叙勲候補者(国に上申中)	除外する(※)	除外しない											
令和5年秋の叙勲候補者(市町村課から一件書類作成を依頼中)	除外する(※)												
<p></p>	<p>○ については、該当するものをプルダウンから選択してください。</p> <p>※ 場合は、現時点における見込みにより(いずれでも可)記載してください。なお、見込みどおりとならなかった場合は、次回の調査において、確実に修正してください。</p>												

	<p>○ [ ] については、事務提要を参考にしてください。</p> <p>※ [ ]</p>
受章意思の有無	<p>○ 受章意思の「有・無」については、必ず確認の上、該当するものをプルダウンから選択してください。</p>
犯歴の有無	<p>○ [ ] 犯歴がある場合は「有」を選択し、無い場合は「無」を選択してください。</p> <p>○ 犯歴は、可能な限り詳細に調査し、備考欄に記載してください。( [ ] 犯歴がある場合も備考欄に記載してください。)</p> <p>例：公職選挙法違反 R.O. 4. 29 確定，懲役1年6月 執行猶予5年</p>
前叙	<p>○ 前叙があり、再叙勲の対象になる場合は「○」を選択し、前叙があるが、再叙勲の対象にならない場合は「△」を選択してください。再叙勲の対象にならない方(「△」の方)は、様式1の人数に含めないでください。また、直近のもの勲等・受章年月日・功績内容を備考欄に記載してください。</p> <p>例：昭42.11.3瑞七(教育功勞)</p>
過去に取り下げ、辞退した候補者	<p>○ 過去に叙勲又は褒章の候補者として<u>国に上申した後に</u>、取下げや受章を辞退した候補者(=将来、受章が可能な候補者)の数を記載してください。なお、「受章が可能な候補者」には、 [ ] 候補者は含まれません。</p>
褒章受章者(全功績)	<p>○ 褒章受章者は、受章時期、褒章の種別、功績内容及び地方自治功績にあっては [ ] を記載してください。</p> <p>例：〇〇年春藍綬(地方自治) [ ]</p> <p>※ [ ]</p>
備考	<p>○ 事前協議事項(過去の犯歴等)、過去に取下げ・辞退がある場合等、特記する事項があれば記載してください。</p> <p>※ [ ] を記載してください。</p>
[ ]	<p>○ [ ] から自動で判定されるため、入力不要です。</p>
その他	<p>○ <u>マクロを用いて集計作業を行いますので、別の様式等を使用しないようにお願いします。</u></p> <p>○ 印刷範囲が初期設定では1ページのみになっているため、1つの区分の潜在候補者が19名以上になる場合は、印刷範囲を変更してください。</p>

(3) 叙位及び叙勲候補者名簿（個人票）（様式3）について

- すべての潜在候補者について作成の上、提出してください。令和5年4月23日（日）までの選挙について反映してください。
- 欄外には、市町村名、整理番号、公選職にあつては所属党派、その他過去に犯歴、XXXXXXXXXX、受章辞退・取下げ等、事前協議事項があれば記載してください。
  - ※ 整理番号については、既受章者、死亡者等、潜在候補者でなくなった者は欠番とし、新たな潜在候補者は、従前に引き継ぐ整理番号を付してください。
  - ※ 欄外以外は、候補者推薦時及び一件書類作成時に使用する勲章審査票と同じ様式です。

## 【データのコピー方法】

※ 潜在候補者一覧等につきましては、毎回市町村課から送付をされたものを使い、過去の様式を使い回さないようにお願いします。

- ① 前回回答した潜在候補者一覧のデータが入っている区分のシートを今回送付されてきた潜在候補者一覧等の同じ区分のシートにコピーする。(区分を間違えないように注意してください。)

データの入っているところをコピーしてください。

順位	氏名	生年月日	性別	年齢	有	無	備考
1	〇〇 〇〇	S10.5.1	87		有	無	
2	〇〇 〇〇	S16.4.1	83		有	無	
3	〇〇 〇〇	S20.4.1	78		有	無	
4	〇〇 〇〇	S25.4.1	73		有	無	
5	〇〇 〇〇	S30.4.1	68		有	無	
6	〇〇 〇〇	S40.4.1	58		有	無	
7	〇〇 〇〇	S50.4.1	48		有	無	

- ② 前回回答した潜在候補者一覧から、掲載する必要のなくなった方(基準日時点で88歳になった方[高齢者叙勲対象者]、死亡した方[特別叙勲、特旨叙位対象者]等を削除する。

順位	氏名	生年月日	年齢	有	無	備考
1	〇〇 〇〇	S10.5.1	88	有	無	
2	〇〇 〇〇	S16.4.1	83	有	無	
3	〇〇 〇〇	S20.4.1	78	有	無	(死亡者)
4	〇〇 〇〇	S25.4.1	73	有	無	
5	〇〇 〇〇	S30.4.1	68	有	無	
6	〇〇 〇〇	S40.4.1	58	有	無	
7	〇〇 〇〇	S50.4.1	48	有	無	

※ 数式がB列、E列、R列に入っているので消さないように注意してください。(もし消してしまった場合は、数式が入っているセルにオートフィルを使って元に戻しておいてください。)

潜在候補者一覧

項番	氏名	生年月日	性別	年齢	職歴	資格	備考
2	〇〇 〇〇	S15.4.1	83		有	無	4
4	〇〇 〇〇	S25.4.1	73		有	無	6
5	〇〇 〇〇	S30.4.1	68		有	無	5
6	〇〇 〇〇	S40.4.1	58				
7	〇〇 〇〇	S50.4.1	48				

C, D列及びF~Q列を削除すると、項番と年齢及び野線が自動で消えます。

③ [ ] を基準日時点のものに直してください。もし、受章意思の有無や前叙等についても前回回答分から変更になっている場合は直してください。

④ 新規の潜在候補者がいる場合は、追加してください。(A列の新規候補者も忘れずに入力してください。)

⑤ データの入っている行を選択し、ユーザー設定の並び替えを行ってください。

潜在候補者一覧

項番	氏名	生年月日	性別	年齢	職歴	資格	備考
2	〇〇 〇〇	S15.4.1	83		有	無	4
4	〇〇 〇〇	S25.4.1	73		有	無	6
5	〇〇 〇〇	S30.4.1	68		有	無	5
6	〇〇 〇〇	S40.4.1	58				
7	〇〇 〇〇	S50.4.1	48				

並び替え

列: 降順(大きい数字)  
次に降順(大きい数字): 列D





## 市長室秘書課秘書係

---

差出人: 市長室秘書課秘書係 <a3054@shicho.city.nagoya.lg.jp>  
送信日時: 2023年3月6日月曜日 15:34  
宛先: 'shichousonkakoumuin@pref.aichi.lg.jp'  
件名: RE: 【名古屋市回答】【叙勲担当者様・依頼3/7（火）期限】令和5年秋の地方自治功勞叙勲候補者に係る一件書類の作成について①  
添付ファイル: 愛知県提出用.zip

愛知県市町村課 山田様

お世話になります。  
名古屋市市長室秘書課の伊藤です。

標記の件について、別添のとおり提出致します。  
よろしくお願ひします。

■■■■  
■■■ 名古屋市役所 市長室秘書課秘書係  
■■ 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
伊藤 元希 (Ito Genki)  
TEL : (052)972-3054 FAX : (052)972-4105  
E-mail : (個人) ■■■■■@city.nagoya.lg.jp  
(組織) a3054@shicho.city.nagoya.lg.jp

-----Original Message-----

From: shichousonkakoumuin@pref.aichi.lg.jp <shichousonkakoumuin@pref.aichi.lg.jp>  
Sent: Wednesday, February 22, 2023 7:39 PM  
To: shichousonkakoumuin@pref.aichi.lg.jp  
Subject: 【叙勲担当者様・依頼3/7（火）期限】令和5年秋の地方自治功勞叙勲候補者に係る一件書類の作成について①

関係市町村叙勲事務ご担当者 様

いつもお世話になっております。  
愛知県市町村課の山田と申します。

令和5年秋の叙勲候補者として、貴団体から推薦いただきました候補者を

愛知県から総務省に上申することに決定いたしました。

つきましては、国へ上申するために必要となりますので、一件書類の作成をお願いします。

なお、依頼文については、市町村ごとに別メールで送付します。

【提出期限】 3月7日（火）

※1月の推薦時には提出がなかった新たな事前協議がある場合は、至急電話でご一報ください。  
お忙しいところお手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

※愛知県ではメールアドレスの漏えい事故防止のため、  
すべての宛先に対して「b c c」を使用して送信しております。

☆☆☆☆☆☆★☆☆☆★★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

愛知県総務局総務部市町村課公務員 G

tel : 052-954-6630 (ダイヤルイン)

fax : 052-954-6908

E-mail : shichousonkakoumuin@pref.aichi.lg.jp

★★★★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

愛知県知事 大村 秀章 様

名古屋市長 河村 たかし

令和 5 年秋の地方自治功労叙勲候補者に係る一件書類の提出について

みだしのことにつきまして、下記のとおり関係書類を提出いたしますので、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

記

- 1 候補者 XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX
  
- 2 提出書類
  - (1) 一件書類
    - ①勲章審査票 (1 部)
    - ②功績調書 (1 部)
    - ③履歴書 (1 部)
    - ④団体の規模及び事業概況等調 (1 部)
    - ⑤事業概況等調 (1 部)
    - ⑥刑罰等調書 (5 部)
    - ⑦戸籍抄本 (5 部)
  
  - (2) 参考資料
    - ①住民票の写し (1 部)
    - ②受章意思確認書 (1 部)

【担当者】

名古屋市市長室秘書課秘書係 伊藤  
住所：名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号  
電話：052-972-3054  
FAX：052-972-4105  
E-mail：a3054@shicho.city.nagoya.lg.jp





履 歷 書

本 籍

[REDACTED]

現 住 所

[REDACTED]

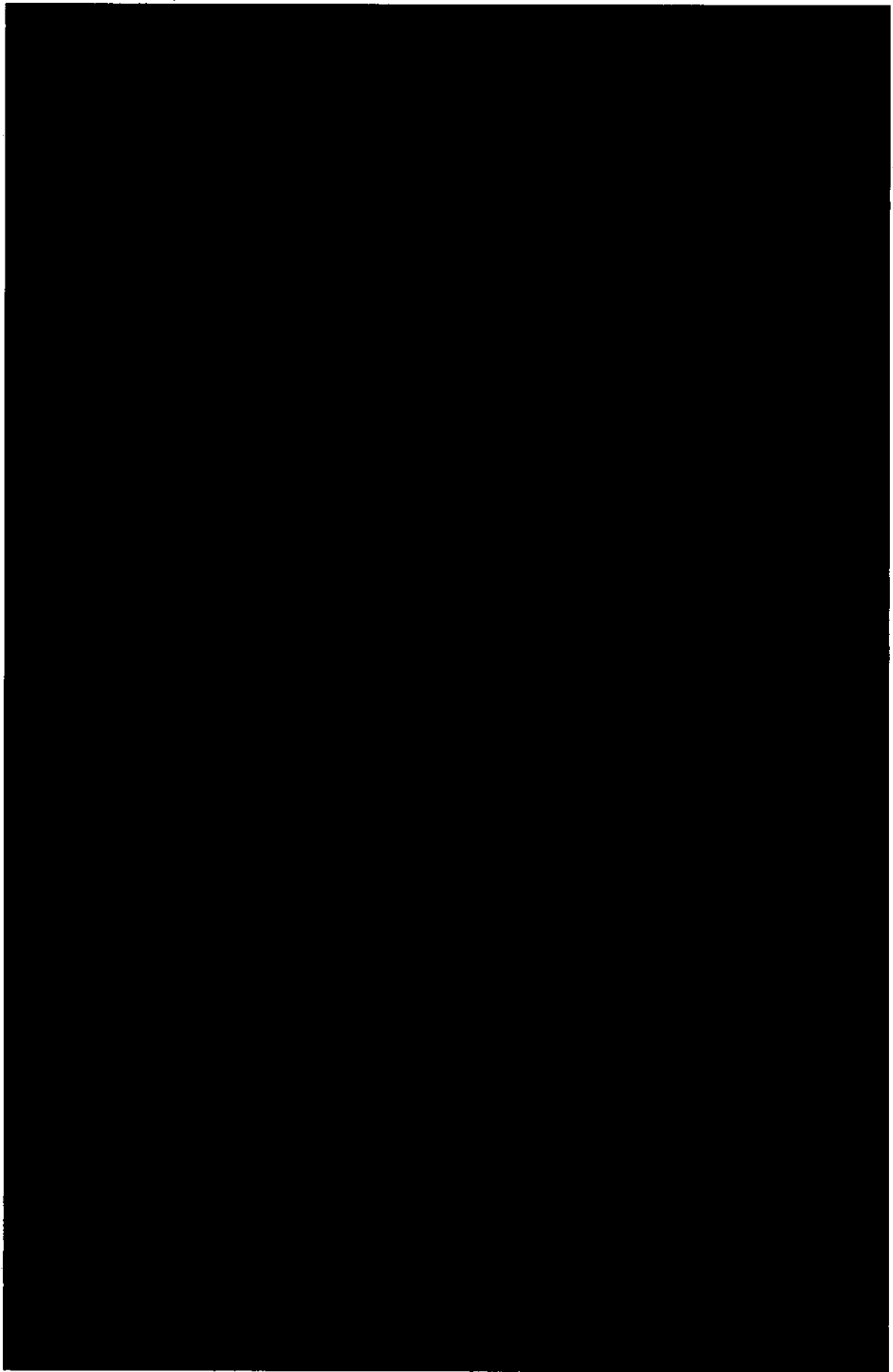
[REDACTED]

[REDACTED]

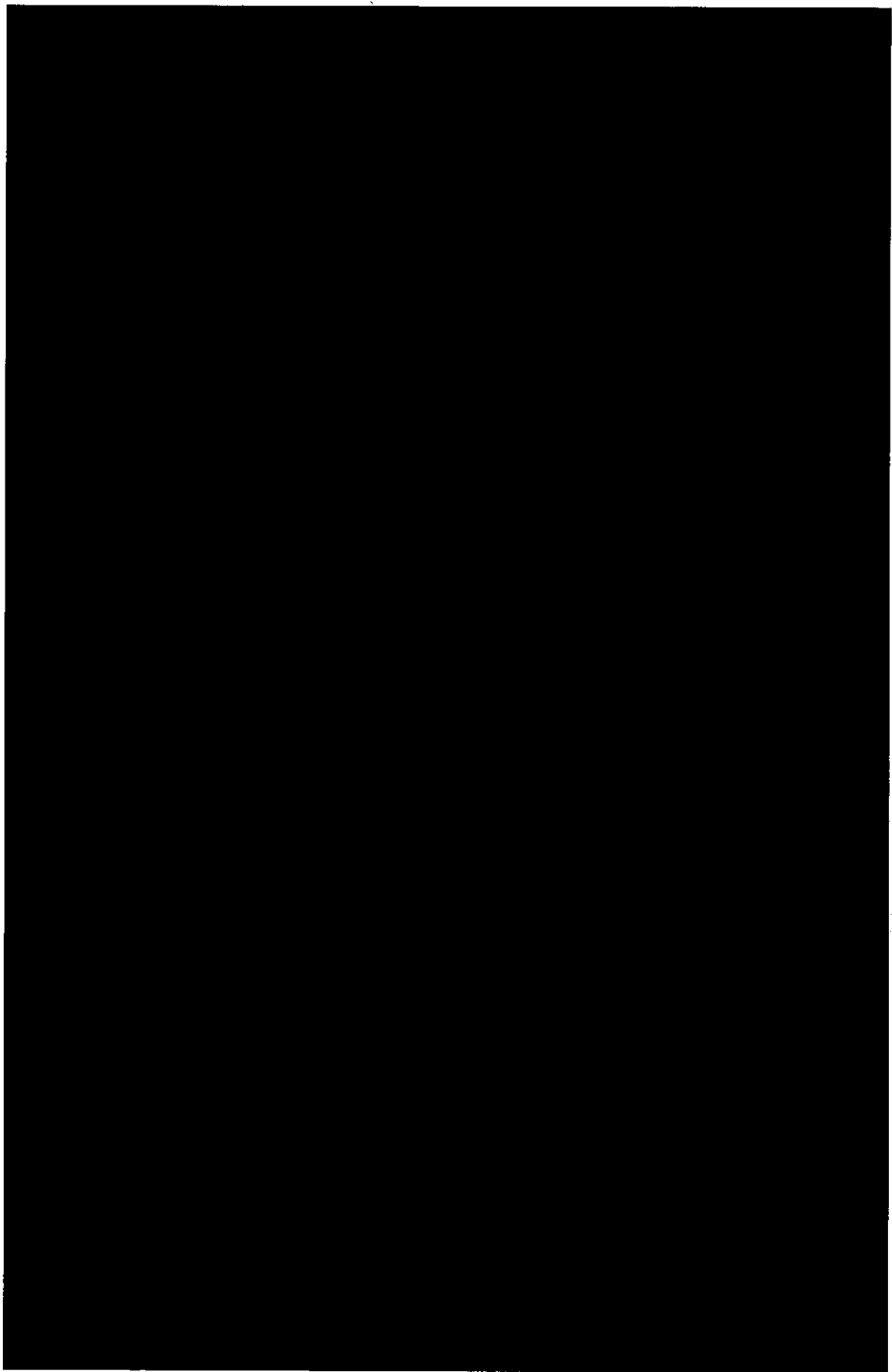
生 (満 [REDACTED] 歳)

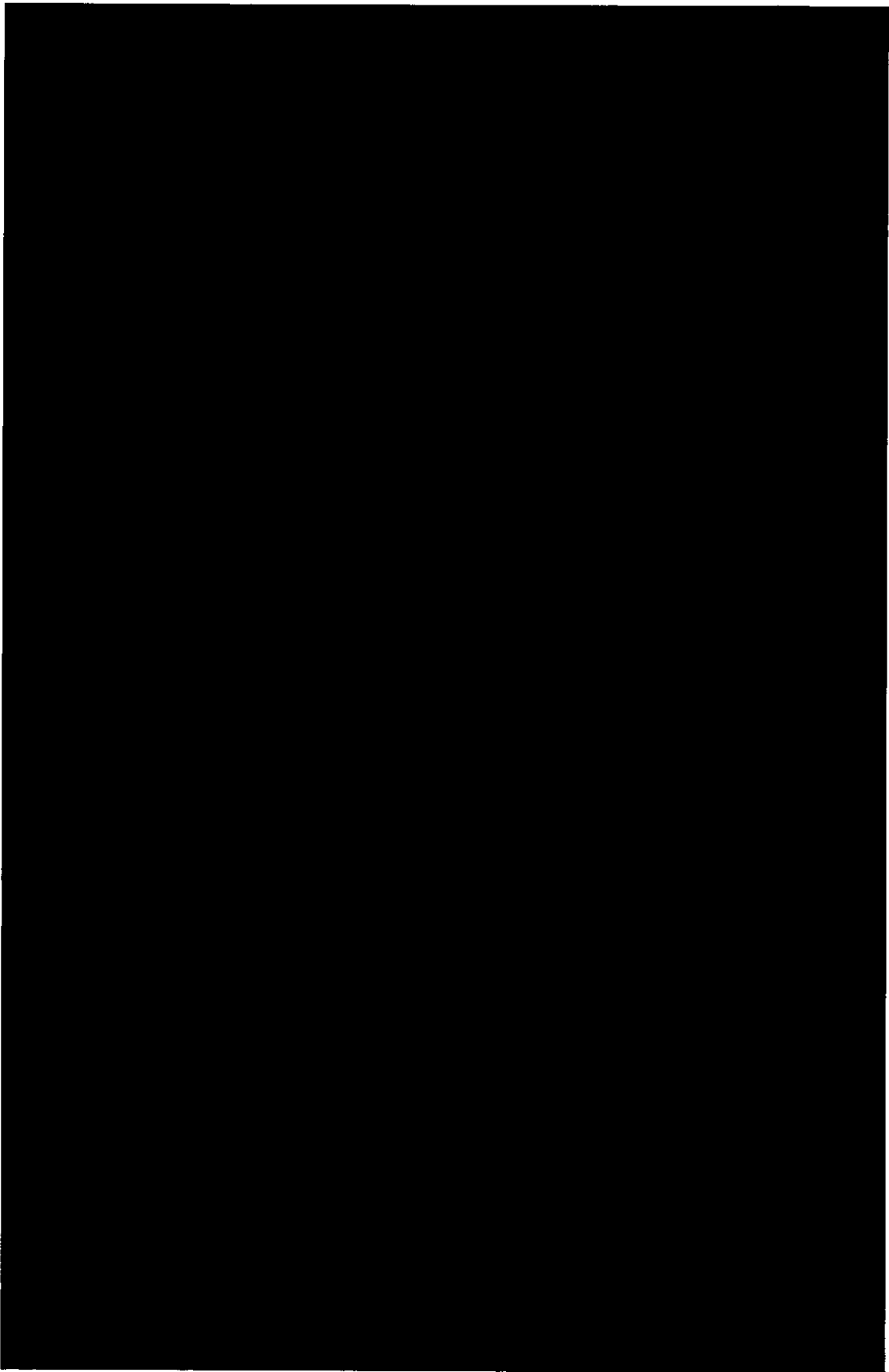
学 歴

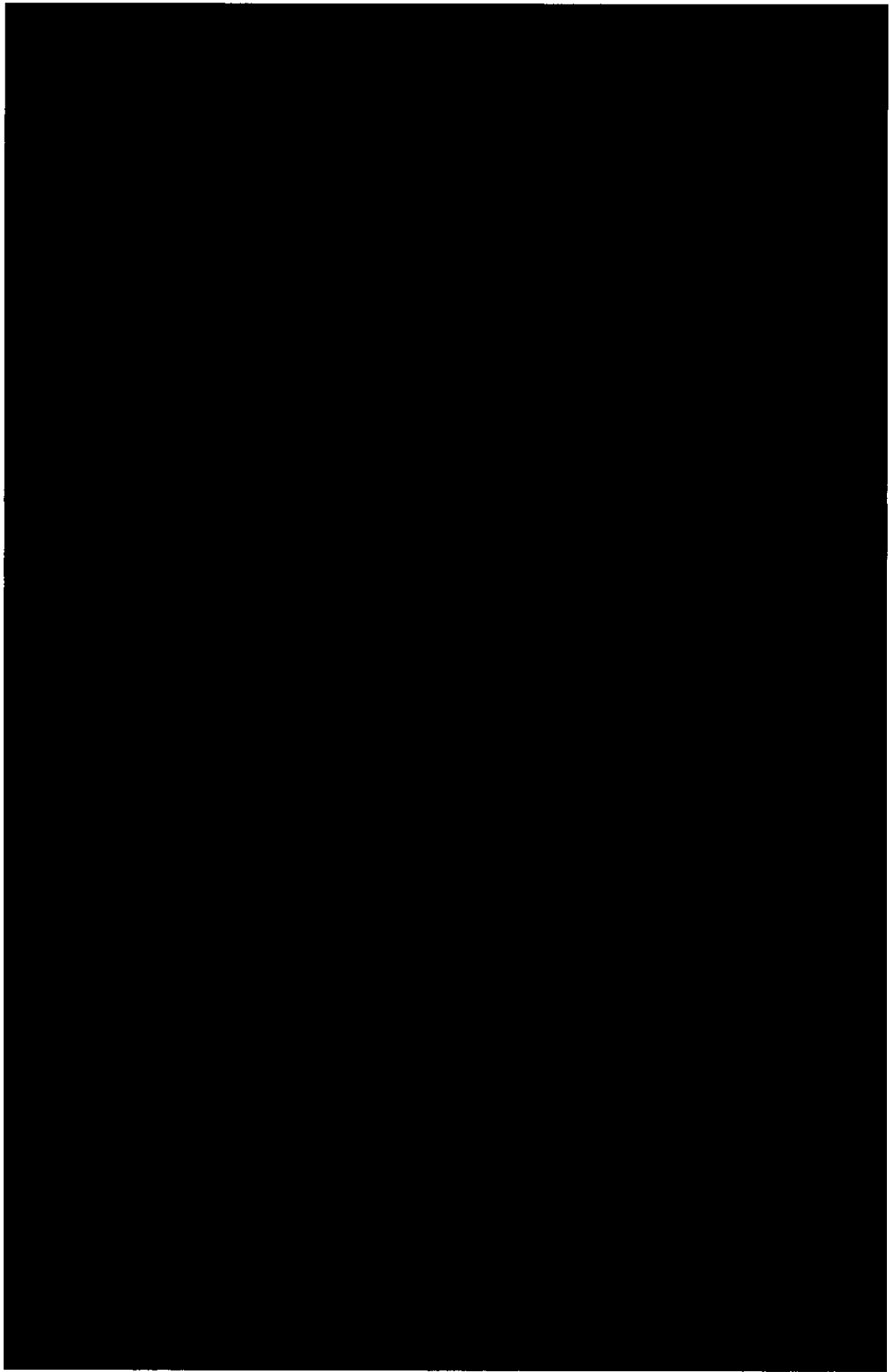
[REDACTED]

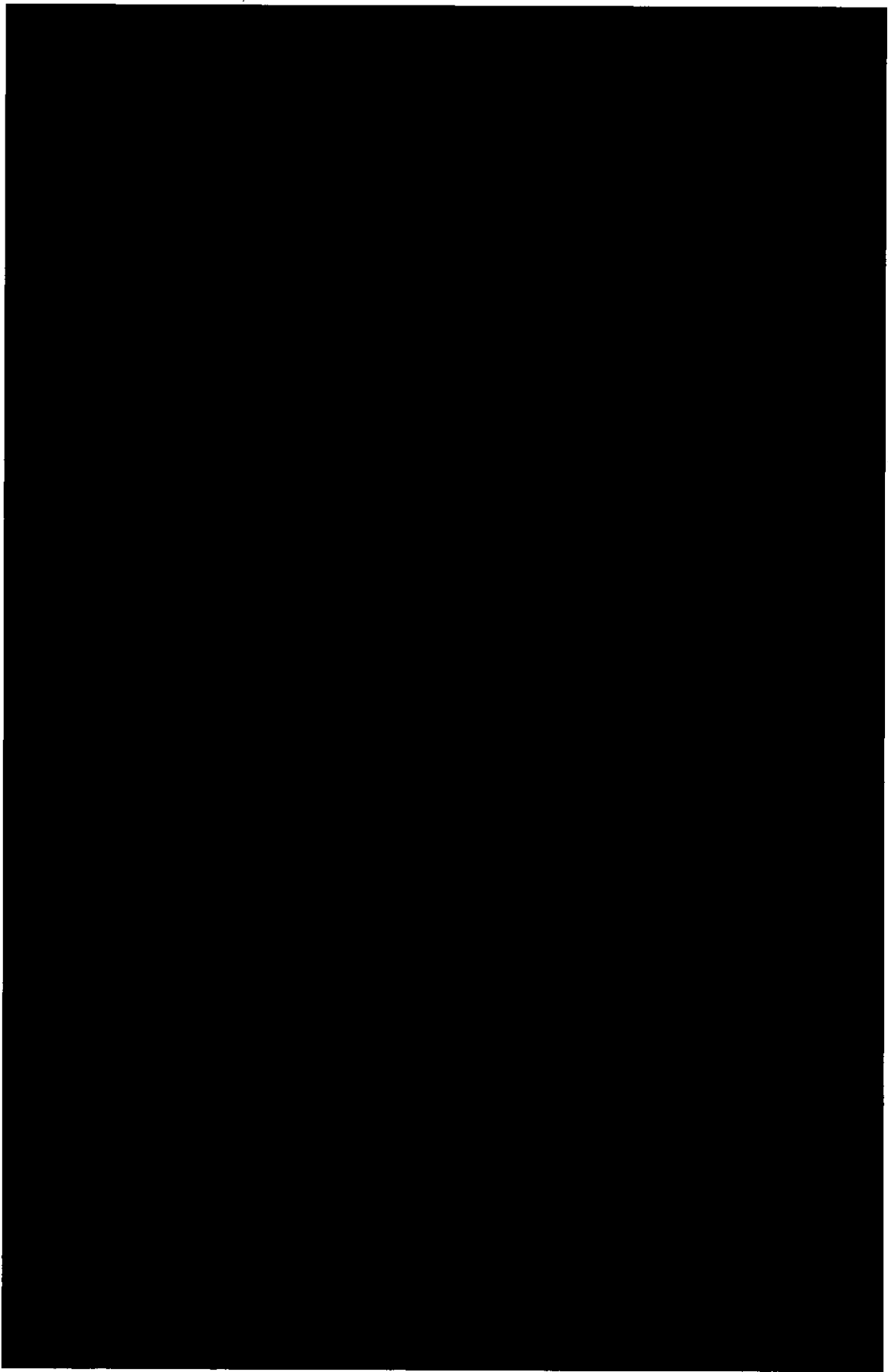


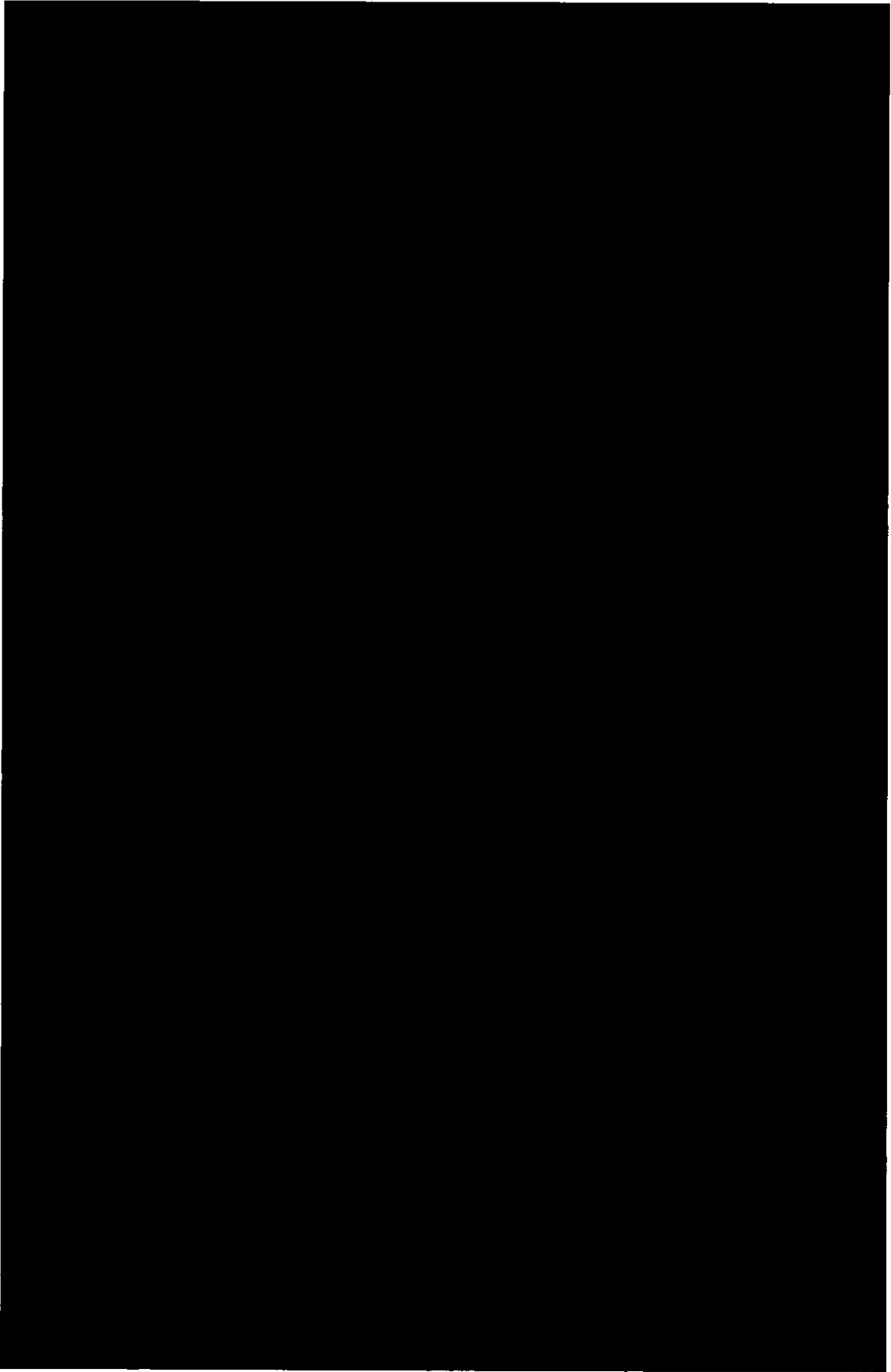


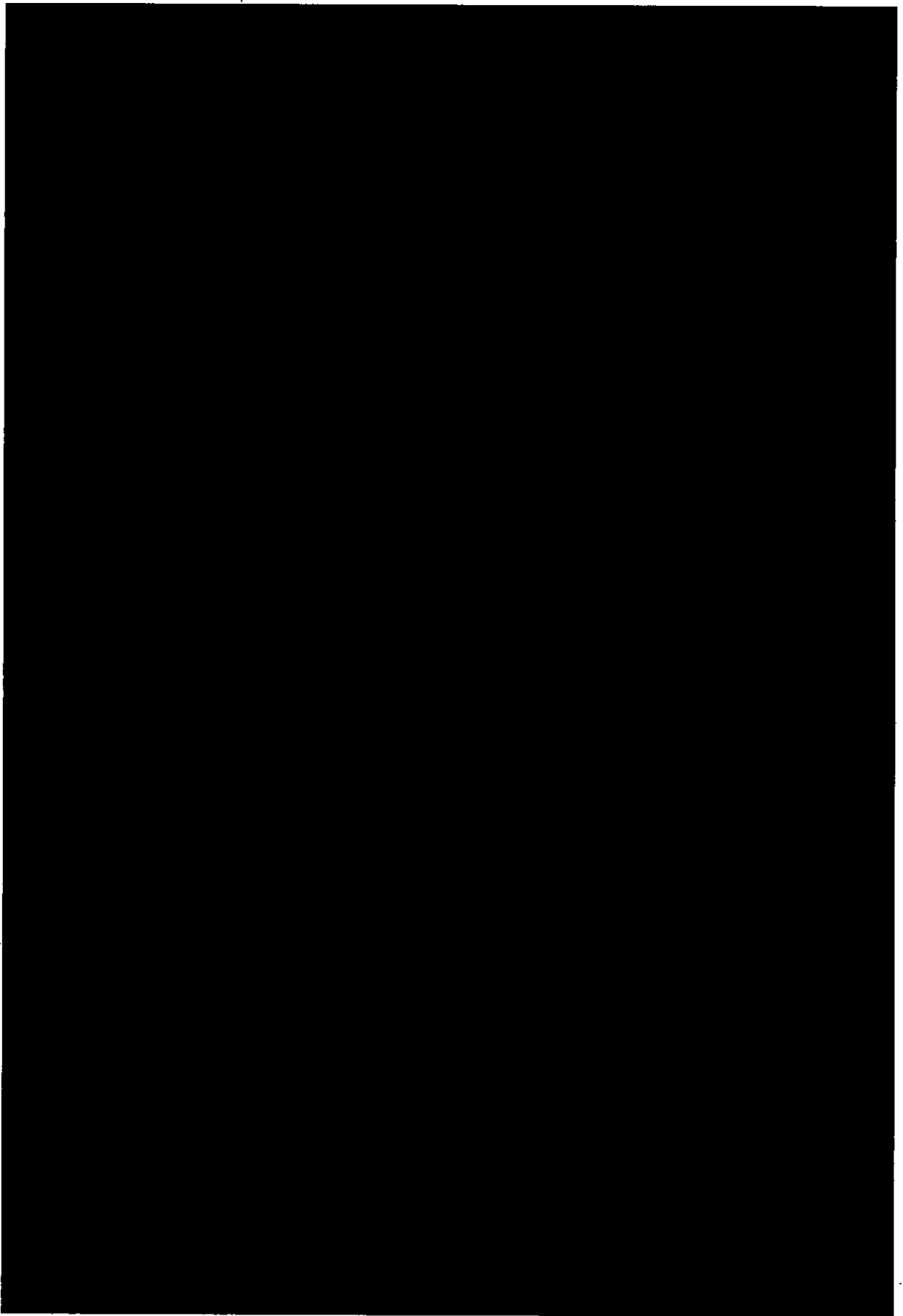


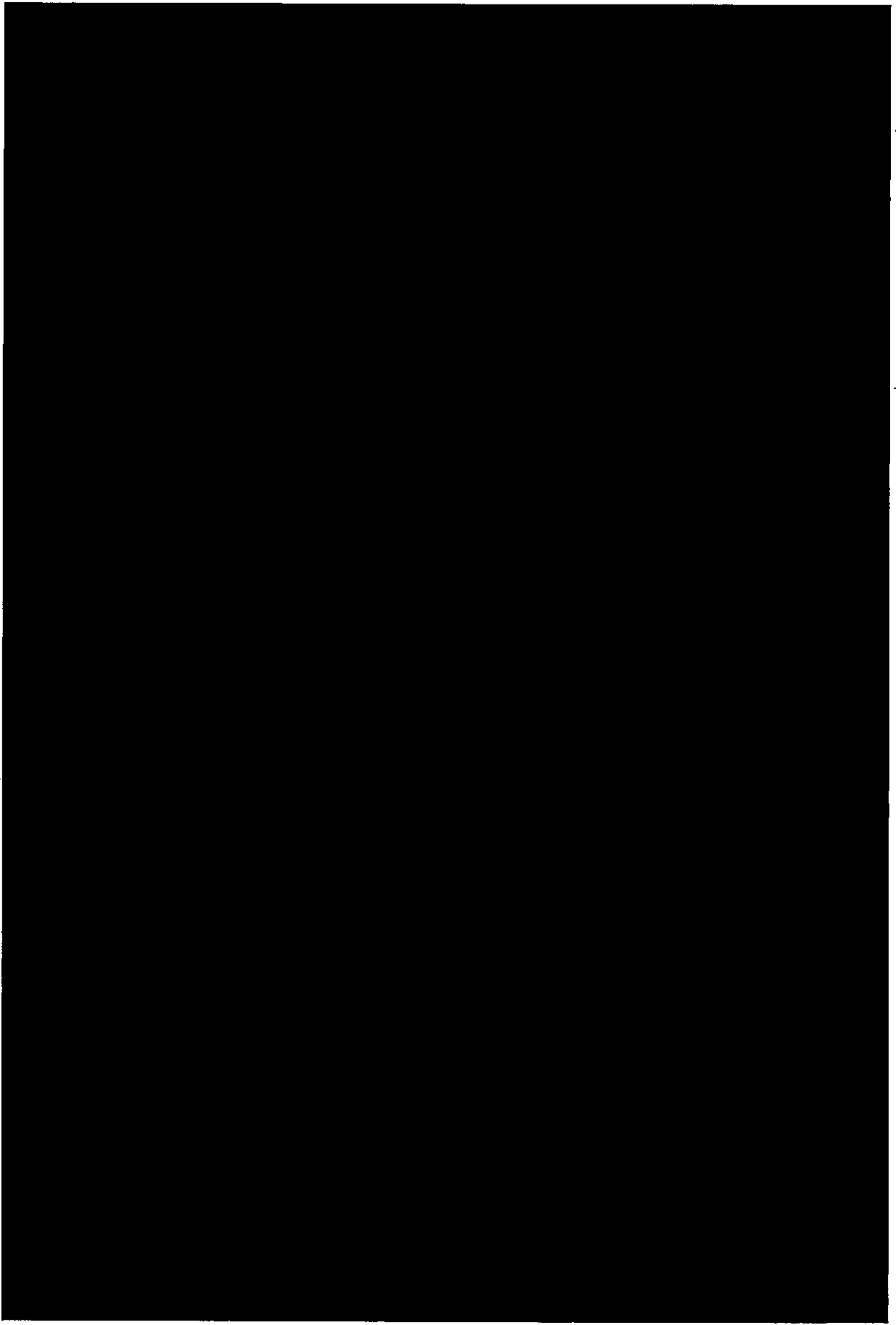


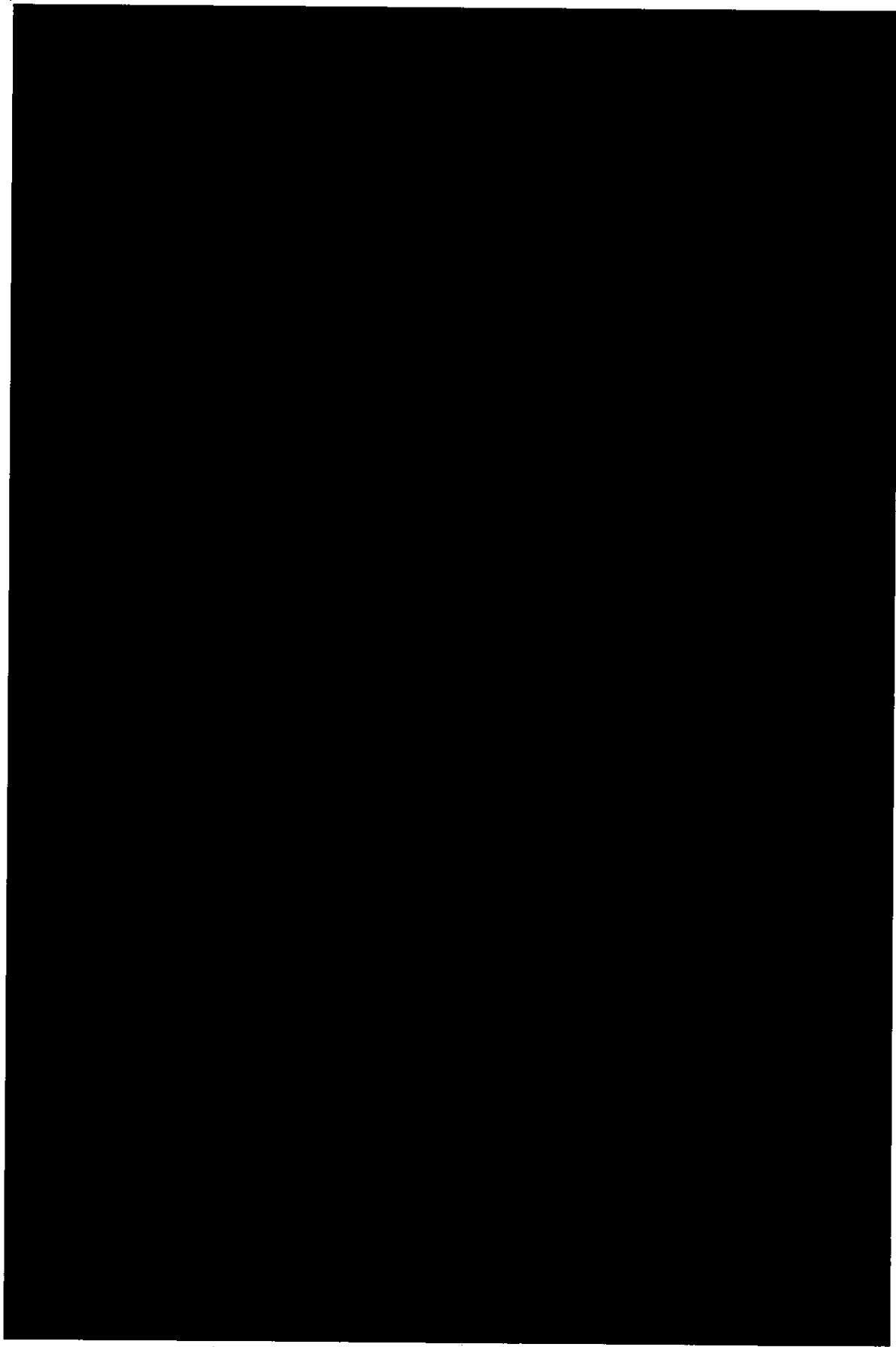




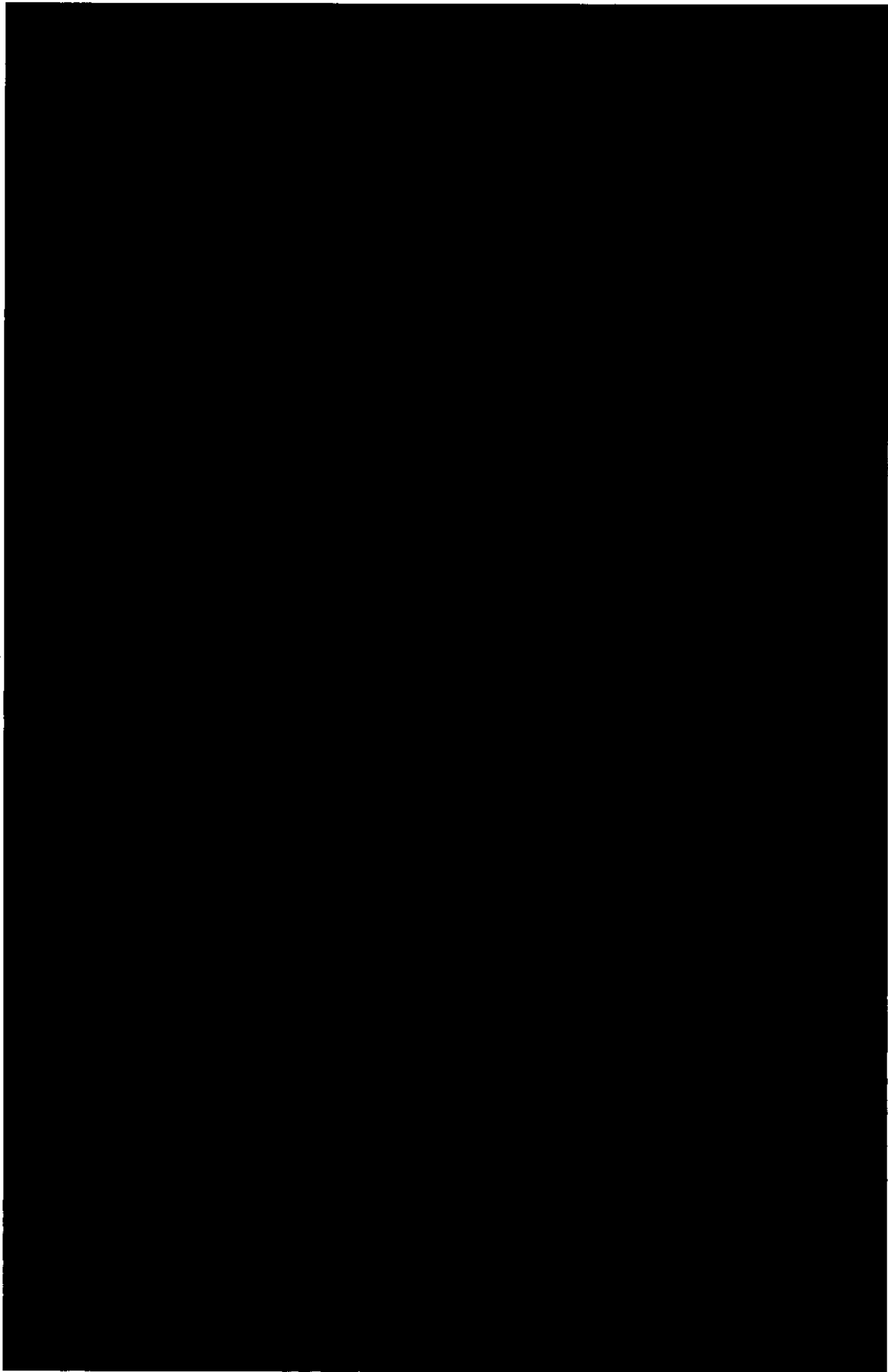


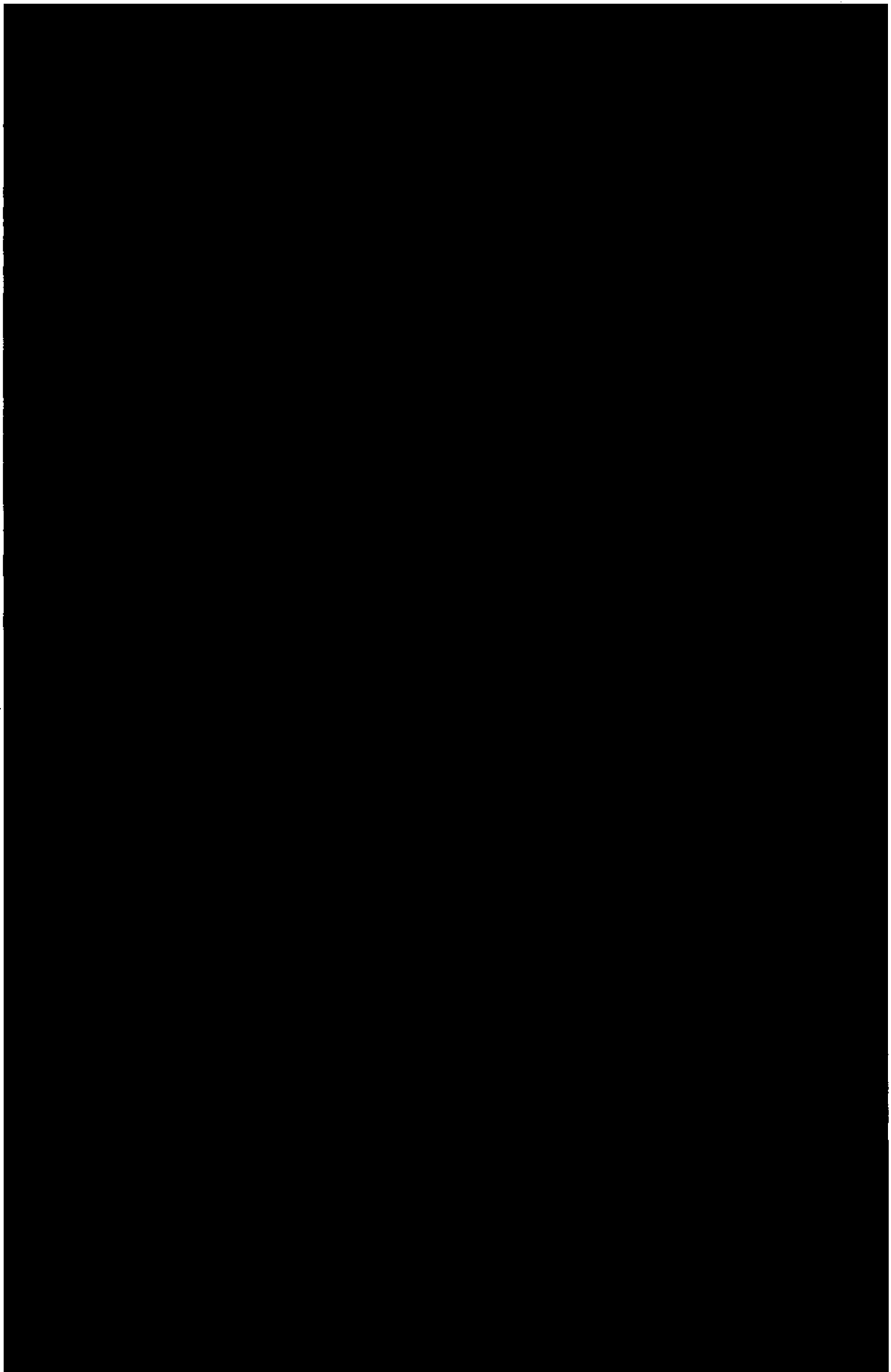


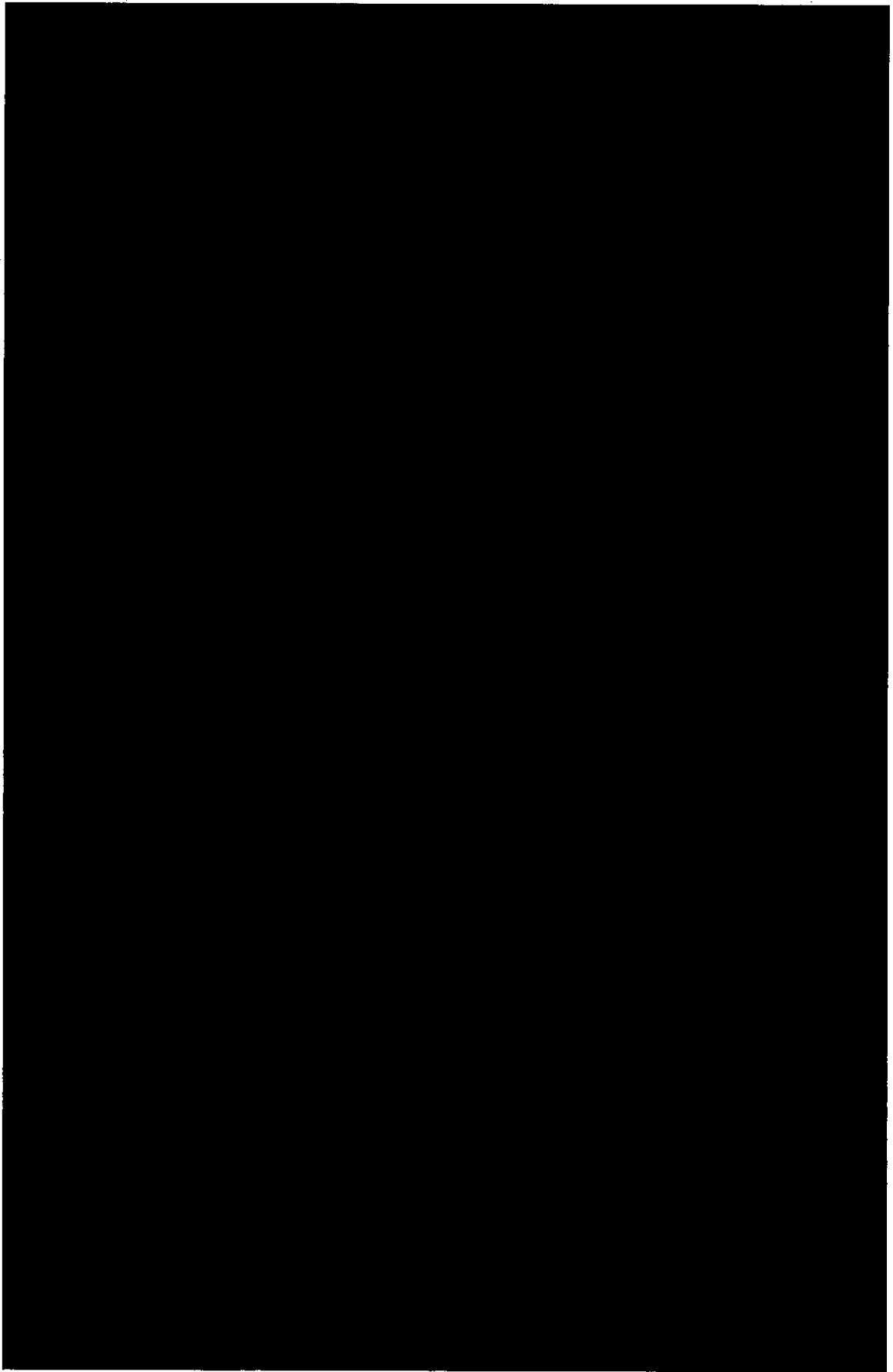


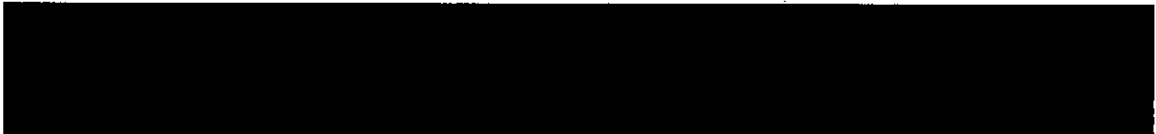




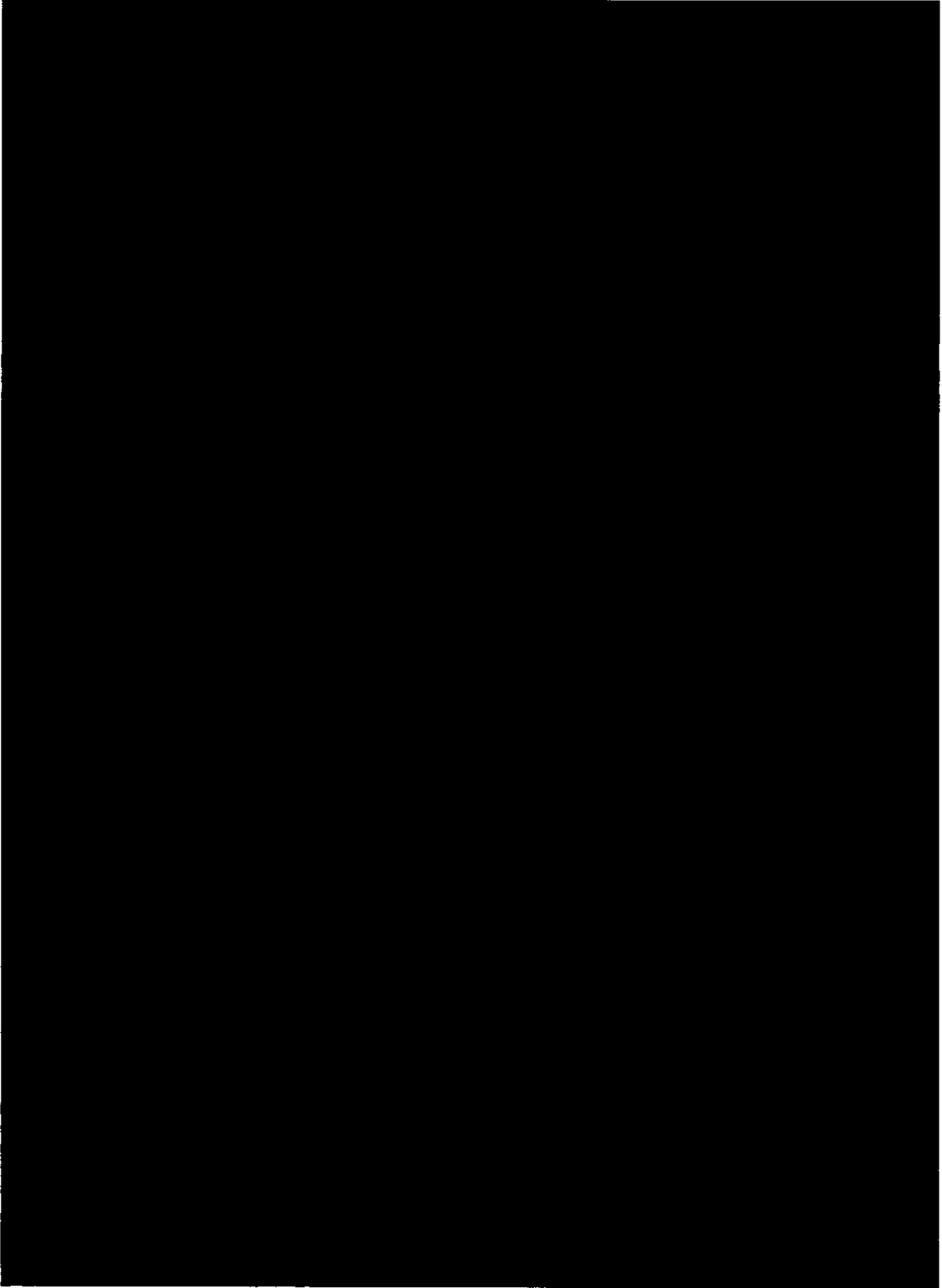


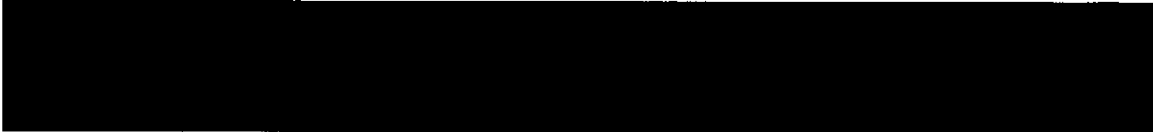




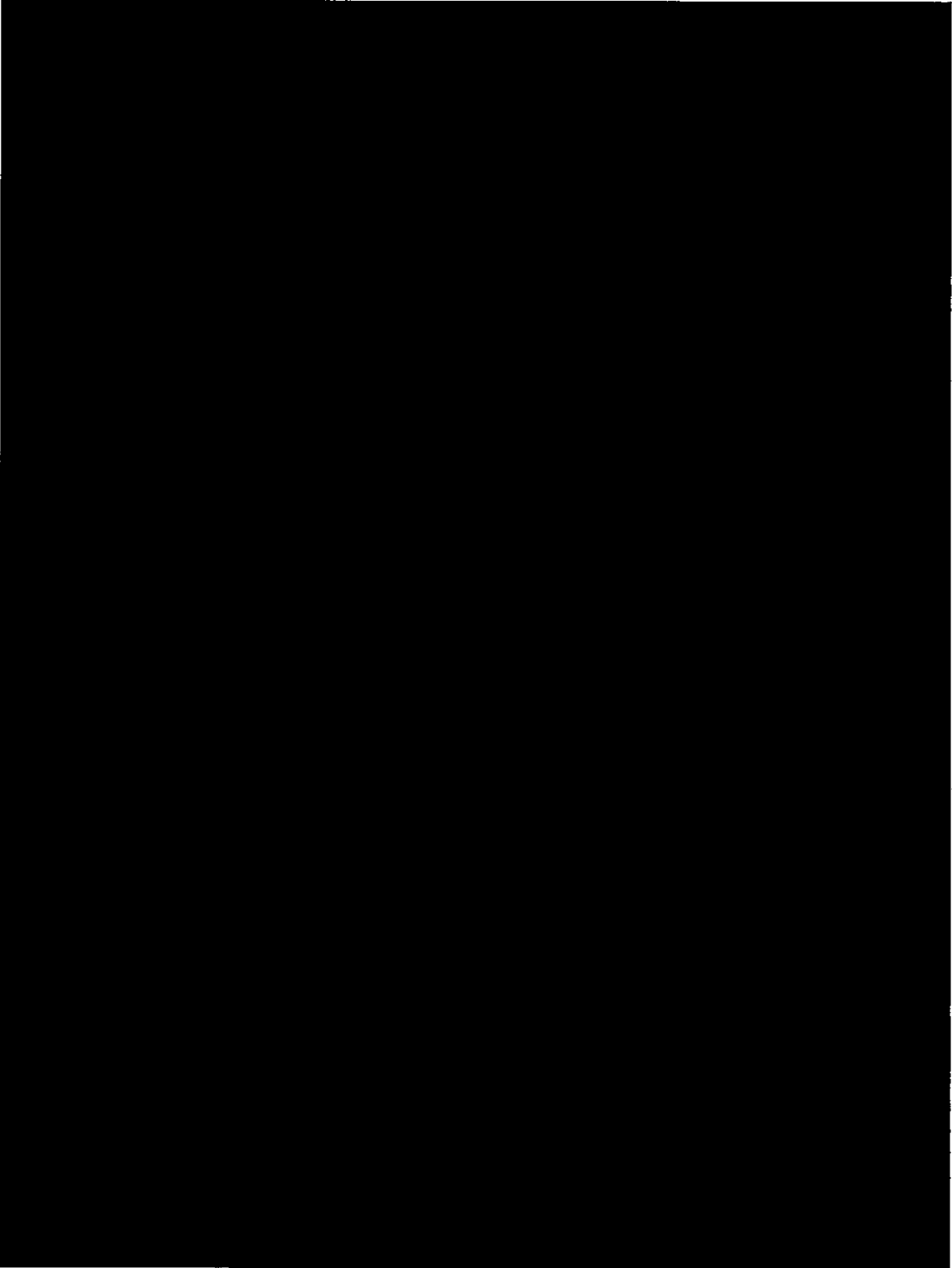


そ の 他





賞 罰



功 績 調 書

[REDACTED]

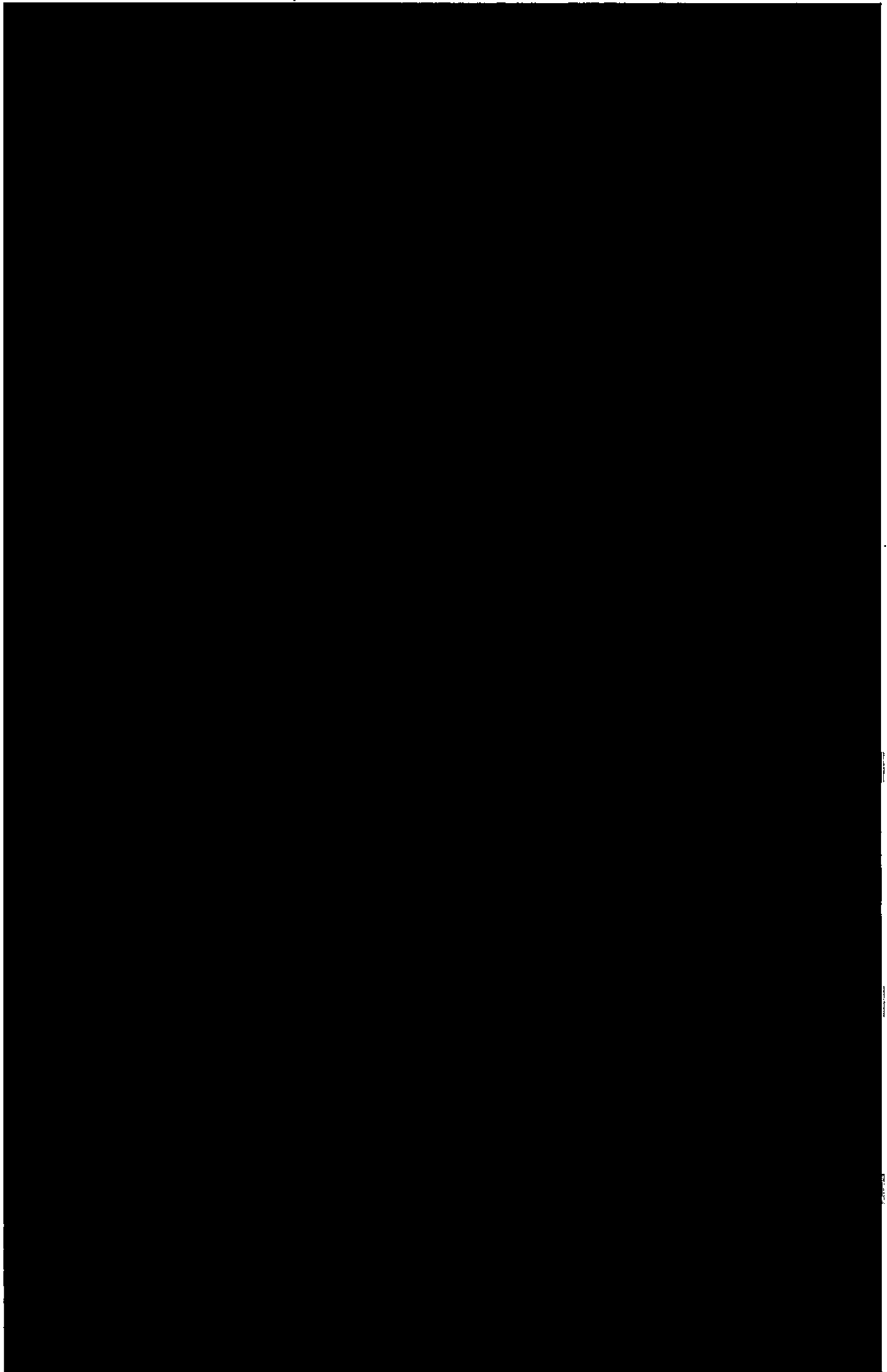
[REDACTED]

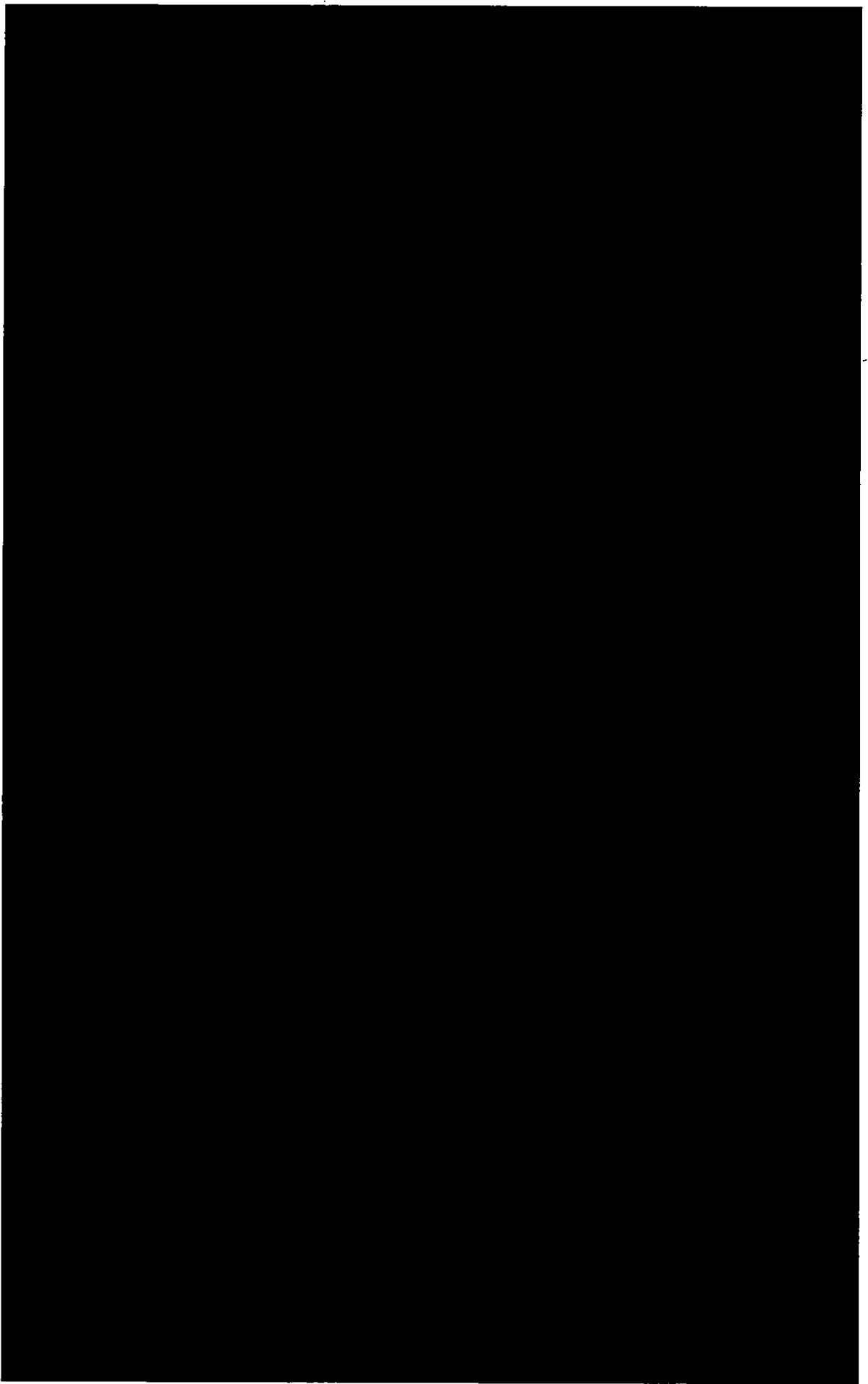
一 性 行

[REDACTED]

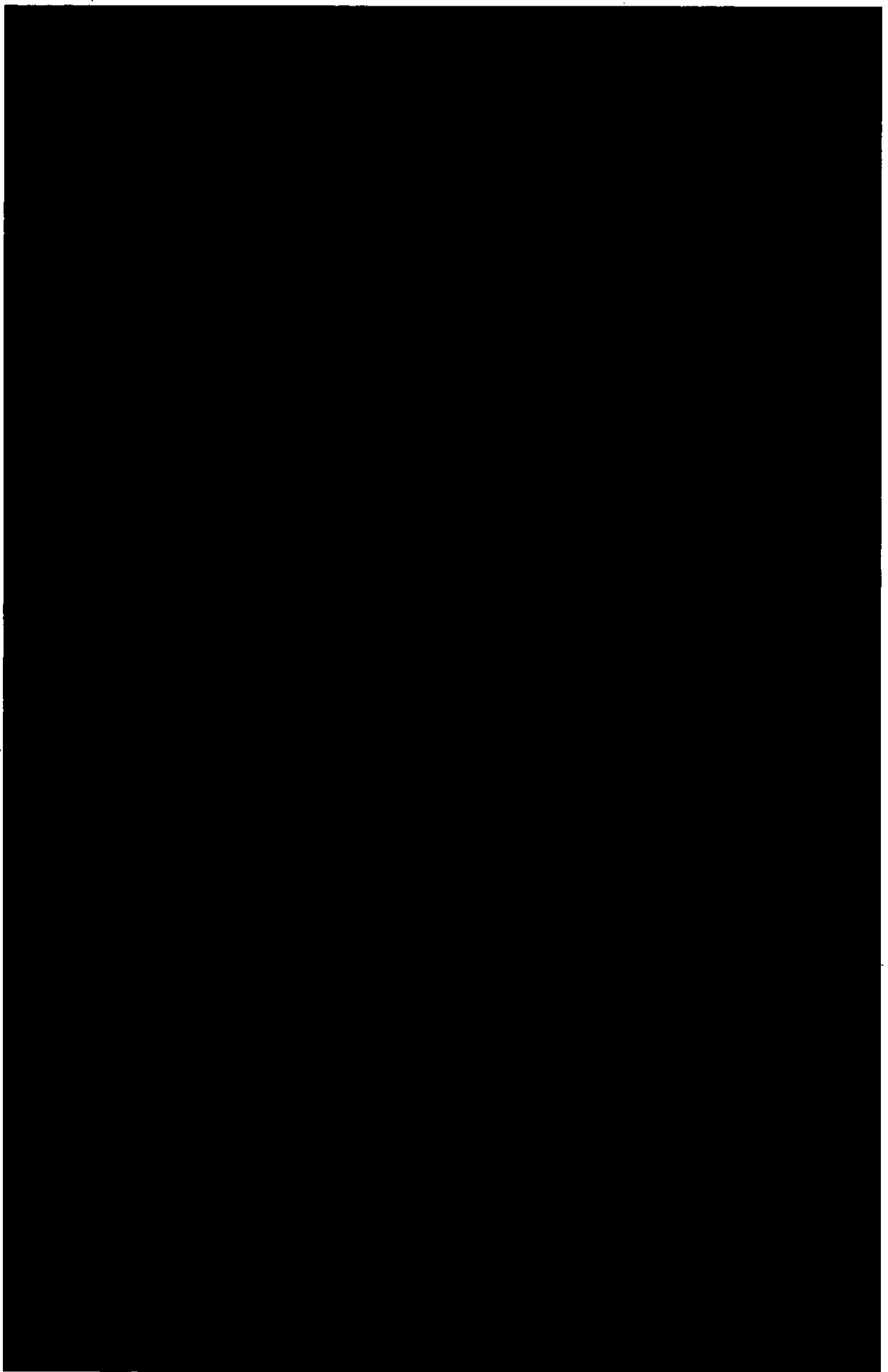
二 事 項

[REDACTED]









# 団体の規模及び事業概況等調

令和5年3月6日作成

団体の名称	法的根拠	規 模			事業内容	備 考
		会員数	活動範囲	役職員構成		
3 団体		愛知県 名古屋市 豊明市	管理者 4名 副管理者 1名 出納長 1名 副出納長 1名 議員 18名 監査委員 2名 職員 56名	一般会計 3,925,800万円		
—		名古屋市 東海市 知多市 弥富町 飛島村	管理者 3名 副管理者 1名 会計管理者 30名 議員 3名 監査委員 576名	3,755,220万円		
2 団体		愛知県 名古屋市	管理者 2名 副管理者 1名 会計管理者 16名 議員 2名 監査委員 17名	一般会計 83,575万円 特別会計 1,355,982万円		

	57 団体	愛知県内 全市町村	広域連合長 1名 副広域連合長 1名 会計管理者 34名 議員 2名 監査委員 4名 選挙管理委員 39名 職員	一般会計 427,519 万円  特別会計 51,881,208 万円	
--	-------	--------------	--	---	--

※ 上記は兼務も含む

様式 8 事業概況等調（春秋叙勲、特旨叙位等）

事業概況等調			
令和3年3月31日現在			
候補者氏名			
名称			
資本金	9,800万円		
設立年月日			
従業員数	181名	役員構成	社長 1 取締役 7 監査役 1 顧問 4
生産高 （売上高）	令和2年7月から令和3年6月 539,225万円		
販売高	—		
輸出高	—		
事業内容			
備考	—		

様式 8 事業概況等調 (春秋叙勲、特旨叙位等)

事業概況等調			
令和4年12月1日現在			
候補者氏名			
名称			
資本金	1,000万円		
設立年月日			
従業員数	83名	役員構成	代表取締役社長 1 取締役 2 顧問 1
生産高	不明		
販売高	—		
輸出高	—		
事業内容			
備考	—		

様式8 事業概況等調（春秋叙勲、特旨叙位等）

事業概況等調			
平成28年3月1日現在			
候補者氏名			
名称			
資本金	1000万円		
設立年月日			
従業員数	30名	役員構成	社長 1 顧問 1
生産高	—		
販売高	8,000万円		
輸出高	—		
事業内容			
備考			

様式8 事業概況等調（春秋叙勲、特旨叙位等）

事業概況等調			
令和4年12月1日現在			
候補者氏名			
名称			
資本金	16億4967万1007円		
設立年月日			
従業員数	225名	役員構成	理事長 1 理事 7 評議員 8
生産高	—		
販売高	令和3年4月～令和4年3月 11億5496万円		
輸出高	—		
事業内容			
備考			

様式8 事業概況等調（春秋叙勲、特旨叙位等）

事業概況等調			
令和4年12月1日現在			
候補者氏名			
名称			
資本金	55,000,000円		
設立年月日			
従業員数	75名	役員構成	理事長 1 理事 5 監事 2
生産高	—		
販売高	令和3年4月から令和4年3月 345百万円		
輸出高	—		
事業内容			
備考			



様式8 事業概況等調（春秋叙勲、特旨叙位等）

事業概況等調							
令和4年12月1日現在							
候補者氏名							
名称							
資本金	9,500万円						
設立年月日							
従業員数	10名	役員構成	会長 1	社長 1	取締役 5	監査役 1	顧問 3
生産高	令和3年4月から令和4年3月 89,870万円						
販売高	—						
輸出高	—						
事業内容							
備考							

様式8 事業概況等調（春秋叙勲、特旨叙位等）

事業概況等調			
令和4年12月1日現在			
候補者氏名			
名称			
資本金	3,000万円		
設立年月日			
従業員数	20名	役員構成	社長 1 顧問 1
生産高	—		
販売高 (年商)	令和3年8月から令和4年7月 1億9,020万円		
輸出高	—		
事業内容			
備考			



刑罰等調書（栄典用）

氏名



生年月日



- 1 刑罰の有無（道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反による罰金刑を含む。）



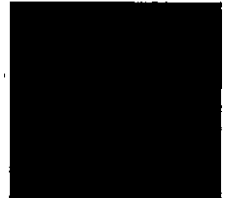
- 2 破産宣告又は破産手続開始決定の有無



上記のとおり相違ありません。



令和 年 5 月 3 日





## 一件書類作成チェックリスト

市町村名	名古屋市
担当課名	市長室秘書課
担当者名	伊藤 元希
電話番号	052-972-3054

点 検 項 目		点検結果
勲章審査票	職名及び在職期間が、履歴書と一致しているか。	○
	会社の規模が、事業概況等調と一致しているか。	○
	団体の規模が、団体の規模及び事業概況等調と一致しているか。	○
	公選職、副市町村長、助役、収入役が任期途中で辞任している場合、その理由が備考欄に記載されているか。	
	公選職、副市町村長、助役、収入役の連続する2つの任期の間に空白期間がある場合、その理由が備考欄に記載されているか。	
履 歴 書	現在に至るまでの経歴が、空白期間なく記載されているか。	○
戸 籍 抄 本	候補者に旧氏名がある場合、候補者の姓が父母と異なる場合、候補者の父と母の姓が異なる場合、その事由が記録されている改製原戸籍が添付されているか。	
団体の規模及び事業概況等調	履歴書の公職歴欄に記載した一部事務組合等が、漏れなく、履歴書の記載順に記載されているか。	
	履歴書の団体歴欄に記載した団体が、漏れなく、履歴書の記載順に記載されているか。	○
	候補者在職時の最新のデータにより作成されているか。	○
	履歴書に記載した候補者の役職名が、役員構成欄に記載されているか。	○
	団体がすでに解散している場合、解散理由が備考欄に記載されているか。	非該当
事業概況等調	履歴書のその他欄に役員歴を記載した会社の事業について、漏れなく作成されているか。	○
	履歴書のその他欄に経営歴を記載した個人の事業について、漏れなく作成されているか。	○
	候補者在職時の最新のデータにより作成されているか。	○
	会社役員の場合、履歴書に記載した候補者の役職名が、役員構成欄に記載されているか。	○
	すでに廃業している場合、廃業理由が備考欄に記載されているか。	非該当
	がすべて不明となる場合、その理由書 が添付されているか。	非該当

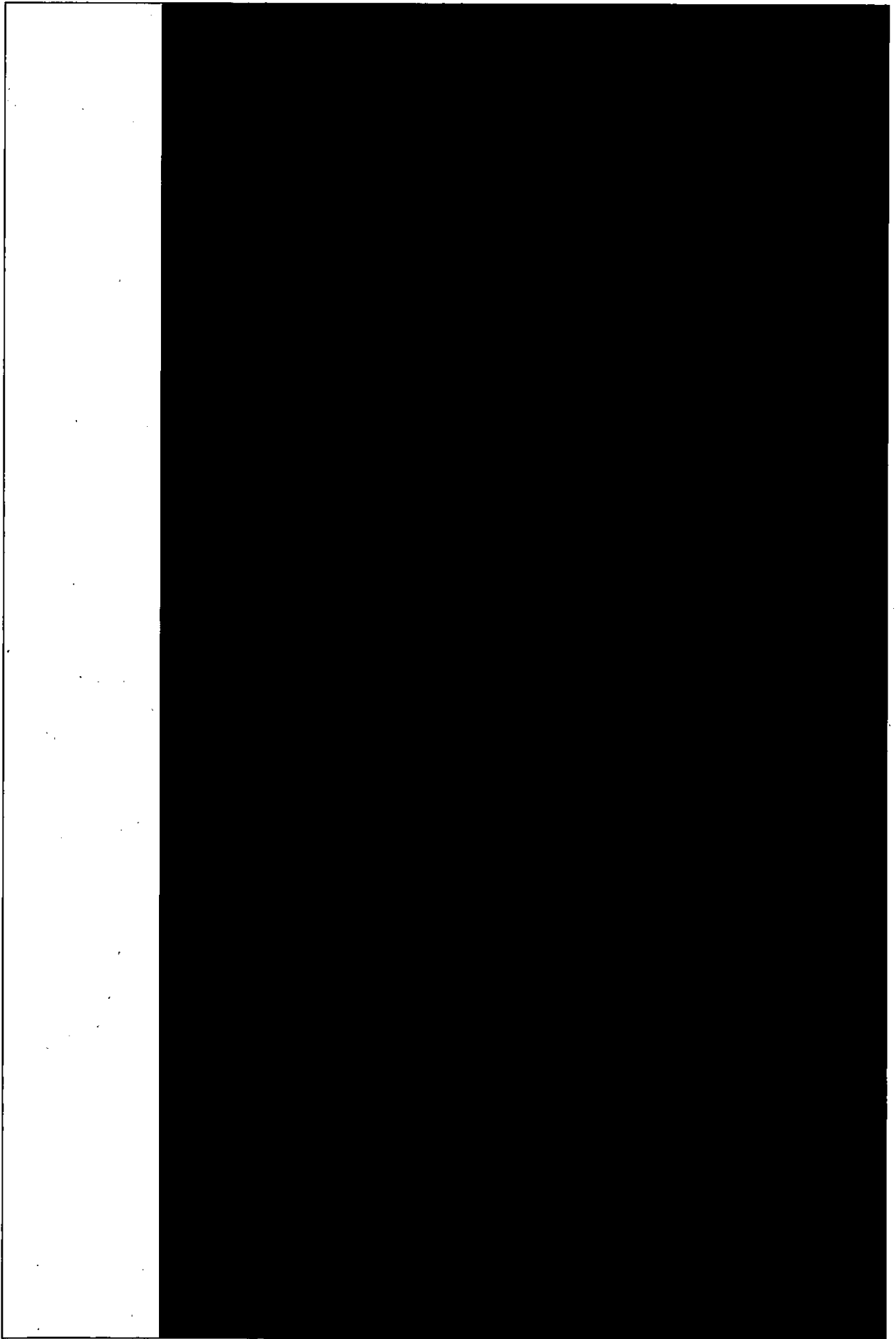
※ 点検結果を記入の上、本チェックリストも併せて提出してください。

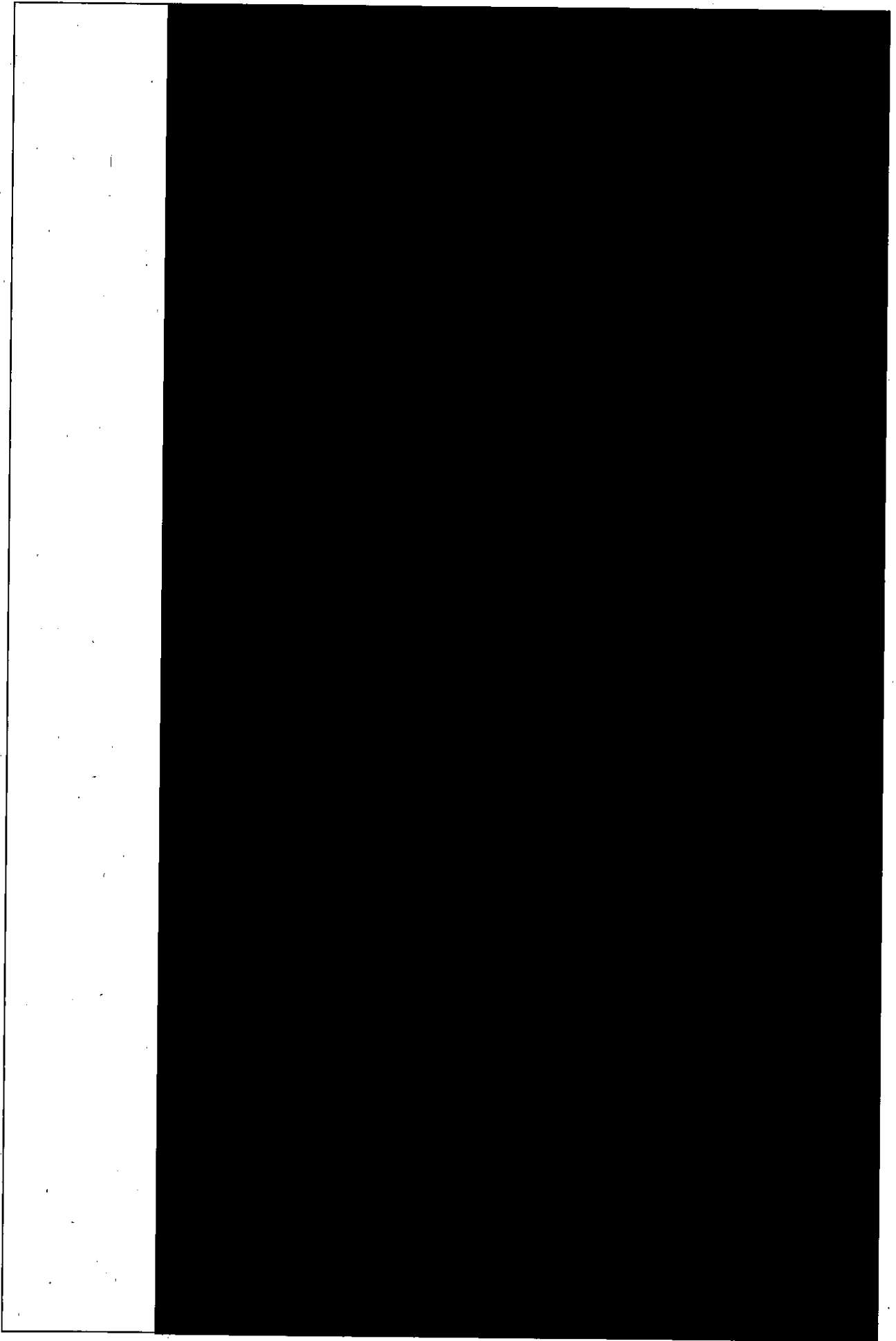
別紙様式

[栄典の受章環境について検討を要する候補者事前協議]

都道府県名：愛知県

推薦省庁	総務省	番号		功勞種別	地方自治功勞 (春秋叙勲)
ふりがな 氏名					年齢
経歴					
取下げ等経緯					
事案の概要					







[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

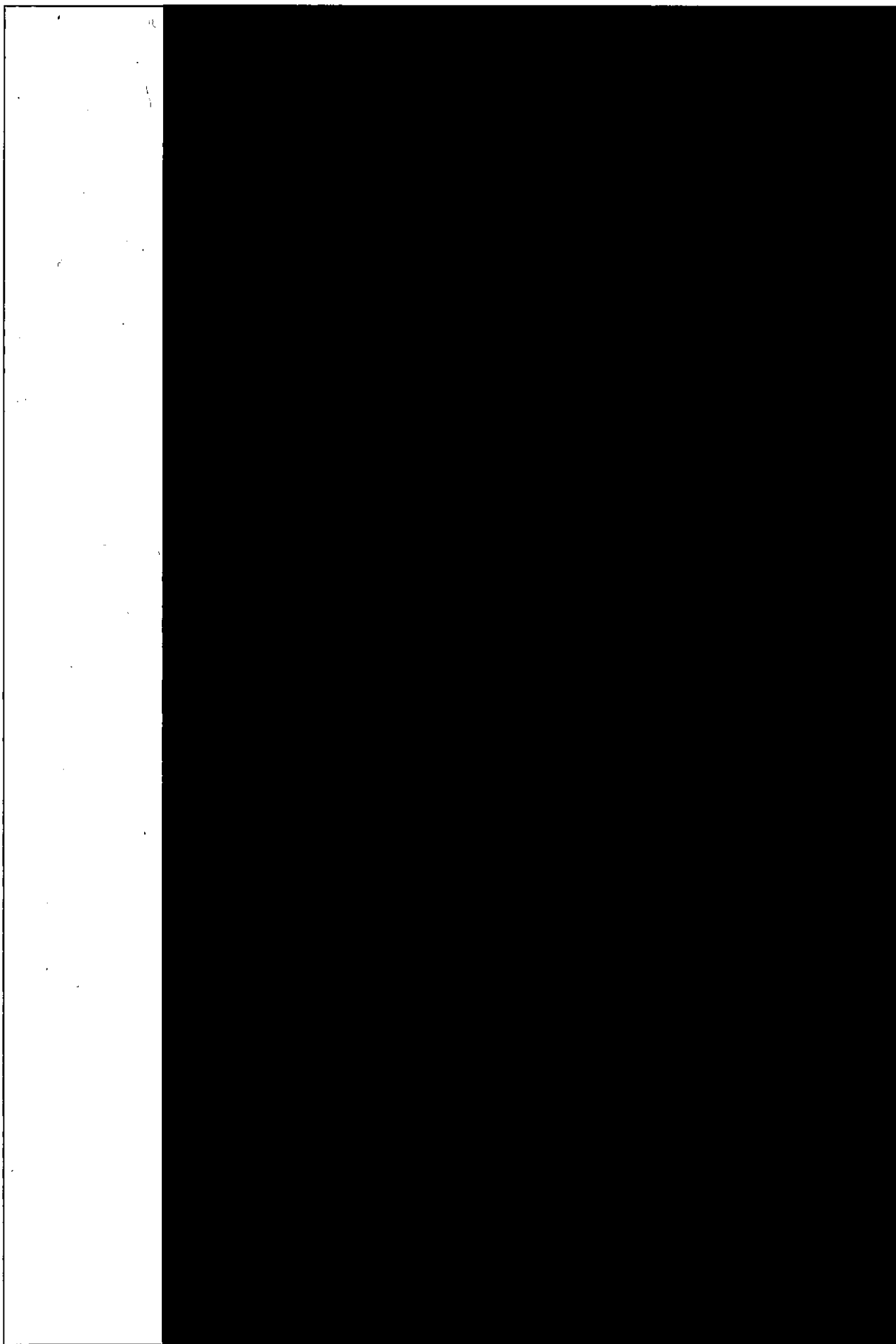
[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

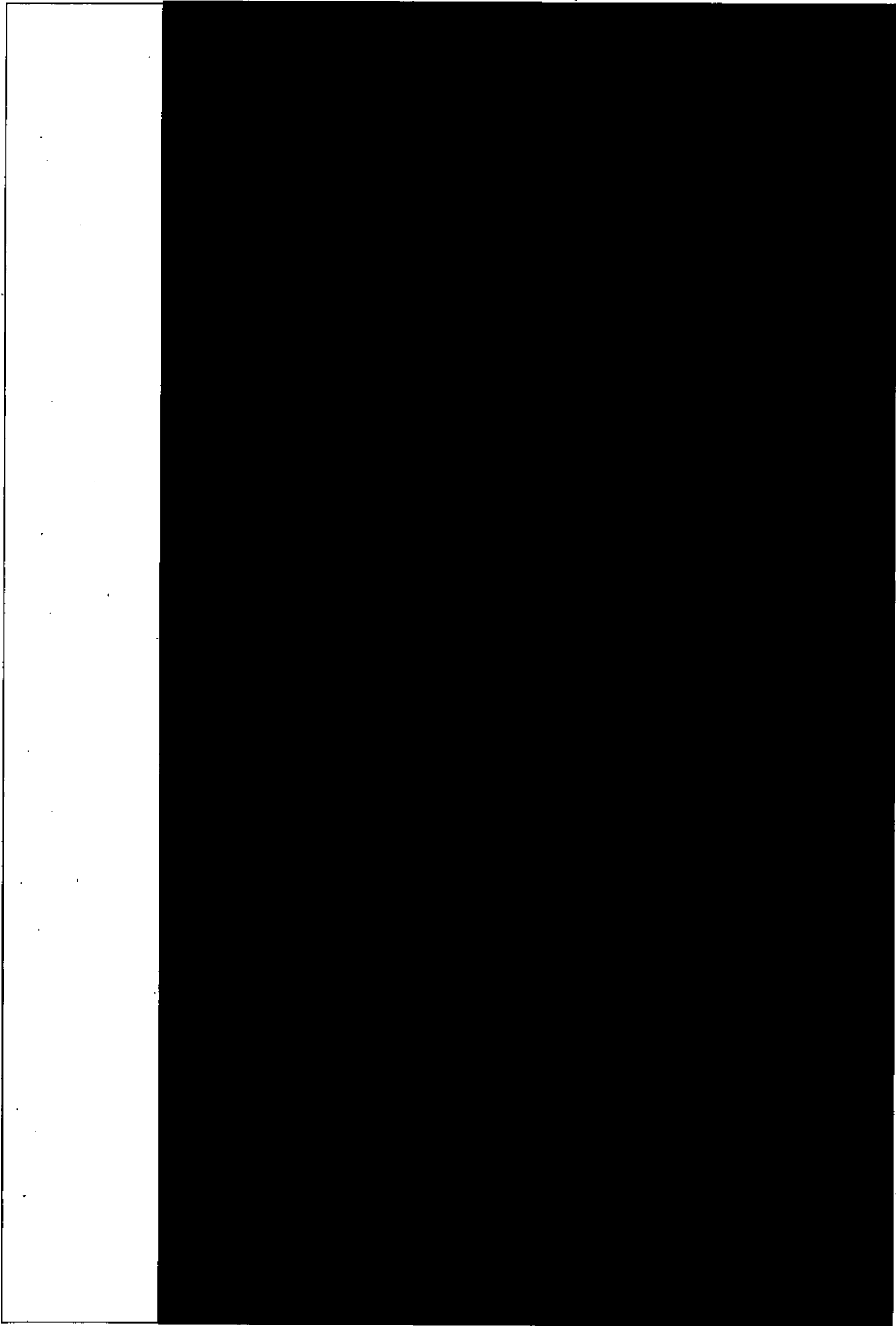
[Redacted text]

[Redacted text]



[Redacted text]

[Redacted text]





## 市長室秘書課秘書係

---

差出人: 市長室秘書課秘書係 <a3054@shicho.city.nagoya.lg.jp>  
送信日時: 2023年3月7日火曜日 9:00  
宛先: 'shichousonkakoumuin@pref.aichi.lg.jp'  
件名: 【名古屋市回答】【重要 : 3/8正午期限叙勲担当者様】位記・勲記・勲章の伝達式について  
(通知)  
添付ファイル: 02-2 別紙確認票 (死亡叙勲) 様式.doc

愛知県市町村課 山田様

お世話になります。  
名古屋市市長室秘書課の伊藤です。

ご依頼の件につきまして、ご遺族より欠席の申出がありましたので、  
別添のとおり回答いたします。

今後も物件引渡日の調整等、お手数おかけしますが  
どうぞよろしく申し上げます。

■■■■  
■■■ 名古屋市役所 市長室秘書課秘書係  
■■ 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
伊藤 元希 (Ito Genki)  
TEL : (052)972-3054 FAX : (052)972-4105  
E-mail : (個人) ■■■■■@city.nagoya.lg.jp  
(組織) a3054@shicho.city.nagoya.lg.jp

-----Original Message-----

From: shichousonkakoumuin@pref.aichi.lg.jp <shichousonkakoumuin@pref.aichi.lg.jp>  
Sent: Wednesday, March 1, 2023 12:06 PM  
To: shichousonkakoumuin@pref.aichi.lg.jp  
Subject: 【重要 : 3/8 正午期限叙勲担当者様】位記・勲記・勲章の伝達式について (通知)

各団体 叙勲ご担当者 様

いつもお世話になっております。  
市町村課公務員グループの山田と申します。

標記の件につきまして、伝達式の日程が決まりましたので、お知らせします。  
つきましては、受章者の出欠について、「別紙」によりメールにてご連絡ください。

【期限】令和5年3月8日（水）正午

なお、確認にあたっては、誤解の生じないよう文書にて確認願います。  
また、欠席と回答した場合に、急遽、当日になって出席することはできませんのでご注意ください。

よろしくお願いいたします。

※愛知県ではメールアドレスの漏えい事故防止のため、  
すべての宛先に対して「b c c」を使用して送信しております。

☆☆☆☆☆☆★☆☆☆★★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

愛知県総務局総務部市町村課公務員 G

tel : 052-954-6630 (ダイヤルイン)

fax : 052-954-6908

E-mail : shichousonkakoumuin@pref.aichi.lg.jp

★★★★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆★★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

市町村課公務員グループ 山田 宛  
 電子メール shichousonkakoumuin@pref.aichi.lg.jp  
 FAX 052-954-6908

受章者 故 酒井 克憲 氏

団体名 上下水道局

担当者名 総務課人事係 梶田

連絡先 052-972-3609

【特旨叙位・特別叙勲】位記・勲記・勲章の伝達式に係る連絡事項等確認票

	ふりがな 氏名	続柄	備考
出席御遺族			<input type="checkbox"/> 難聴 <input type="checkbox"/> 杖・車椅子使用 <input type="checkbox"/> その他配慮が必要 ( )
			<input type="checkbox"/> 難聴 <input type="checkbox"/> 杖・車椅子使用 <input type="checkbox"/> その他配慮が必要 ( )
その他			<input type="checkbox"/> 付添 <input type="checkbox"/> 職員等 ( )
			<input type="checkbox"/> 付添 <input type="checkbox"/> 職員等 ( )
参考事項	都合がつかないため欠席		

※ 続柄欄には、「妻」、「長男」、「次女」、「長男の次女」等と御記入ください。

※ 出席御遺族については、伝達物件が位記のみの場合は、**原則として1名**としてください。

その他の場合は、**出席者は原則として2名以内**としてください。

※ 難聴、杖・車椅子使用等、**伝達にあたり配慮が必要な事項**がある場合は、備考欄によりお知らせいただき、それにより付添者がいる場合は、「その他」に付添者の氏名及び続柄を御記入ください。

※ 御都合がつかず、欠席される場合は、欠席理由等を参考事項欄に御記入ください。またその場合、位記・勲記・勲章は市町村において受賞者等に伝達することとなります。県から市町村への物件引き渡し時期については、改めてこちらから日程を連絡します。

なお、愛知県（基金を含む。）に寄附をした、伝達式の出席者が公職（市町村長、市町村議会議員等）に就いているなど、**知事（伝達者）の参考となる事項**がある場合も、参考事項欄に御記入ください。

## 杉野副市長応接

差出人: 杉野副市長応接 <a3054-52@shicho.city.nagoya.lg.jp>  
送信日時: 2023年3月1日水曜日 17:01  
宛先: 'hisho@pref.aichi.lg.jp'  
件名: 【杉野副市長回答】【3月例会連絡】一八会3月例会を開催いたします  
添付ファイル: 【杉野副市長回答】R5.3開催案内.doc

愛知県政策企画局秘書課  
公館グループ 中嶋様

いつもお世話になっております。

一八会3月例会につきまして、  
別添のとおり回答いたします。

よろしく願いいたします。

☆☆☆☆☆

名古屋市市長室秘書課（杉野副市長応接） 風間  
〒460-8508  
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
TEL:052-972-2005  
MAIL: a3054-52@shicho.city.nagoya.lg.jp

☆☆☆☆☆

-----Original Message-----

From: hisho@pref.aichi.lg.jp <hisho@pref.aichi.lg.jp>  
Sent: Wednesday, February 22, 2023 10:17 AM  
To: hisho@pref.aichi.lg.jp  
Subject: 【一八会ご担当者様】【3月例会連絡】一八会3月例会を開催いたします

一八会ご担当者様

いつも大変お世話になっております。  
一八会事務局の中嶋です。

○3月例会の開催について

3月17日（金）にアイリス愛知にて、一八会3月例会を開催いたします。

期限が短くて申し訳ありませんが、  
3月1日（水）までにFAX又はメールにて、  
ご返信くださいますよう、お願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、  
会場入り口に消毒液を設置し、換気を適切に行い、給仕回数を減らし、  
席と席との間隔を広くとるなど、新型コロナウイルス感染症対策に配慮する形で  
開催させていただきます。

よろしく願いいたします。

-----  
愛知県政策企画局秘書課  
公館グループ 中嶋 夏希  
電話：052 (961) 0120  
FAX：052 (961) 1065  
県庁内線：2020、2008  
-----

令和5年2月22日

会員各位

一八会事務局

一八会 3 月例会の開催について

3月の例会は下記により開催いたしますので、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

なお、お手数ながら、ご都合の程を 3月1日(水)までに FAX若しくはメールにてお知らせいただきますようお願い申し上げます。

記

日時 令和5年3月17日(金) 正午から

場所 アイリス愛知(中区丸の内2-5-10 TEL052-223-3751)

会費 3,000円(当日ご持参願います)

一八会では、毎回、会員様から順番にショートスピーチをいただいておりますが、この機会にスピーチをというご希望がありましたら、以下に講演テーマ等をご記入ください。

なお、所要時間は8分以内に収めていただきますようお願い申し上げます。

また、スピーチとは別に、会員の皆様へ簡単な連絡事項等があれば、前広にご発言(1~2分程度)いただければと考えておりますので、以下に項目等をご記入ください。

※ 会員様が異動される場合は、事前にご連絡くださいますようお願いいたします。

一八会 3 月例会

とき 3月17日(金) 正午から

ところ アイリス愛知

出席

欠席

お役職名 名古屋市副市長

ご芳名 杉野 みどり

ショートスピーチのご希望又は連絡事項がある場合は、内容を簡潔にご記入ください。

[  
]  
]

ご担当者名 名古屋市市長室秘書課 風間

本状にて、以下のFAX番号若しくはメールアドレスにご返信いただきますようお願いいたします。

FAX 052-961-1065

メールアドレス hisho@pref.aichi.lg.jp